

令和 5 年

第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 5 年 3 月 2 日

閉 会 令和 5 年 3 月 17 日

大 津 町 議 会

令和5年第3回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 2日	木	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明	
3月 3日	金		休会	議案等整理	中学校卒業式 一般質問締切日 (正午まで)
3月 4日	土		休会	議案等整理	
3月 5日	日		休会	議案等整理	
3月 6日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第3号から議案第12号まで 質疑、討論、表決 ・議案第13号から 議案第34号まで 質疑、委員会付託 	午前9時 議運 一般質問順番等
3月 7日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月 8日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月 9日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月10日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
3月11日	土		休会	議案等整理	
3月12日	日		休会	議案等整理	
3月13日	月		休会	議案等整理	
3月14日	火	午前10時	本会議	一般質問	
3月15日	水	午前10時	本会議	一般質問	
3月16日	木	午前10時	本会議	一般質問	
3月17日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				16 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 陳情書（6件）
- 要望書（1件）
- 令和4年12月例月出納検査の結果について
- 令和5年1月例月出納検査の結果について
- 令和5年2月例月出納検査の結果について

令和5年第3回大津町議会定例会会議録

令和5年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年3月2日(木曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																				
欠席議員	6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二																																				
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 府 内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金 田 英 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>中 井 雄 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>佐 方 美 紀</td> <td>総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長</td> <td>吉 良 元 子</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>兼 法 制 執 務 係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 部 長</td> <td>木 村 欣 也</td> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>田 邊 嵩 博</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>産 業 振 興 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百 田 止 水</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記</td> <td>村 山 博 徳</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>梅 田 博 隆</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>大 塚 昌 憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金 田 英 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎	副 町 長	佐 方 美 紀	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子	総 務 部 長	藤 本 聖 二	兼 法 制 執 務 係 長		住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博	健 康 福 祉 部 長	坂 本 光 成	教 育 長	吉 良 智 恵 美	産 業 振 興 部 長	田 上 克 也	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水	総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲		
町 長	金 田 英 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎																																		
副 町 長	佐 方 美 紀	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	兼 法 制 執 務 係 長																																			
住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博																																		
健 康 福 祉 部 長	坂 本 光 成	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
産 業 振 興 部 長	田 上 克 也	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水																																		
総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆																																		
総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲																																				

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 3 号	大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案第 4 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	令和 4 年度大津町一般会計補正予算（第 1 3 号）について
議案第 6 号	令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 7 号	令和 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 8 号	令和 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 号	令和 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 0 号	令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 1 1 号	令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 1 2 号	令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 4 号）について
議案第 1 3 号	大津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第 1 4 号	大津町工業団地整備事業特別会計設置条例の制定について
議案第 1 5 号	錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 1 6 号	財産の無償譲渡について
議案第 1 7 号	民法等の一部を改正する法律の施行による関係府省令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 1 8 号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 1 9 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 2 0 号	大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について
議案第 2 1 号	大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 2 号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第 2 4 号	大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
議案第 2 5 号	町道の路線認定について
議案第 2 6 号	令和 5 年度大津町一般会計予算について

議案第27号	令和5年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第28号	令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第29号	令和5年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第30号	令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第31号	令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について
議案第32号	令和5年度大津町工業用水道事業会計予算について
議案第33号	令和5年度大津町公共下水道事業会計予算について
議案第34号	令和5年度大津町農業集落排水事業会計予算について

令和5年第3回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和4年 11月24日 陳 情 第 号	安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合 連合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和4年 11月24日 陳 情 第 号	医療・介護・保育・福祉などの職場 で働くすべての労働者の大幅賃上げ を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合 連合会 執行委員長 一二三 美香	配付のみ
令和4年 11月24日 請 願 第 号	介護保険制度の改善を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合 連合会 執行委員長 一二三 美香	配布のみ
令和4年 11月25日 請 願 第 号	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為 の陳情	熊本市北区龍田4丁目21-34 民主主義と信教の自由を守る会 代表 田中 清継	配布のみ
令和4年 12月26日 請 願 第 号	日本全体で解決すべき問題として、 普天間周辺の子どもたちを取り巻く 空・水・土の安全の保障を求める陳 情	沖縄県宜野湾市喜友名1-20-11 コソドラ 代表 与那城 千恵美	配布のみ
令和5年 1月24日 要 望 第 号	会計年度任用職員の不安定雇用問題 に対する緊急要望書	東京都北区赤羽北2-8-1-601 公務非正規女性全国ネットワー ク 代表 渡辺 百合子	配布のみ
令和5年 2月17日 請願（陳情） 第 1 号	「消費税インボイス制度の実施中止 を求める意見書」を政府に送付する ことを求める陳情書	菊池郡大津町大字陣内1931-1 シティーハイツ上田4-102 熊本県建築労働組合 大津分会 代表 松尾 功誠	総務 常任委員会

- 日程第21 議案第19号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第26 議案第24号 大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 日程第27 議案第25号 町道の路線認定について
- 日程第28 議案第26号 令和5年度大津町一般会計予算について
- 日程第29 議案第27号 令和5年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 令和5年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 令和5年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 日程第35 議案第33号 令和5年度大津町公共下水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第34号 令和5年度大津町農業集落排水事業会計予算について
一括上程、提案理由の説明

午前9時59分 開会

開議

○議長（桐原則雄） 皆様おはようございます。

ただいまから令和5年第3回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。三宮美香議員及び山部良二議員より欠席の届けがっておりますので、御報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、山本富二夫議員、9番、豊瀬和久議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

津田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告します。

当委員会は、2月22日午前10時から、役場委員会室において、桐原議長にも出席を願い、令和5年第3回大津町議会定例会について協議いたしました。

まず、町長提出議案の32件について、執行部から説明を求め、協議いたしました。

また議事日程、会期日程、その他の議会運営委員委員会、全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案について議案第3号から議案第12号までの10議案については、先に議決すべき案件でありますので、6日の本会議において質疑討論の後表決することとしました。一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後3日の12時までの提出といたします。

したがって、6日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決めることになりました。質問時間は通常通り1時間とします。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から3月17日までの16日間といたしました。また最終日に人事案件が追加提案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や、室内の換気など新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うことと申し合わせております。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月17日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますので、この際これを許します。

永田経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員会委員長（永田和彦） ただいまから経済建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

経済建設常任委員会は、去る令和5年2月13日から14日まで佐賀県鳥栖市を研修した後福岡県の糸島市を研修いたしました。

まずは1日目、13日ですけれども、株式会社東洋新薬ここにおきましては、我が町の誘致企業であります。東洋新薬はテレビでがっちりマンデーという番組におきまして、放送されたことにより有名になりました。東洋新薬は相手メーカーへ商品企画から製造までを一括してプレゼンできるのが最大の強みであると紹介がなされました。TSMCの自宅携帯等急成長に通じるものがあると感じております。研修の中でもこれまで培ってきたODM相手先ブランド設計から製造までを受託します。またOEM相手先ブランドの製品製造を受託します。更にそれを発展させましてODMこれ造語でありますけれども、ビジネスモデルで事業展開を加速させるとの説明がなされました。今後の事業拡大が期待できるものと思っております。モニターに写しだされたものは我々が佐賀県鳥栖市の最先端の工場に受け入れていただき、こういった万全の服装に着替えて工場内を見学させてもらいました。工場内のそういった映像等はありませんけれども、やはりこういった工場におきましては、独自の機械や、やはりよそに漏れてはいけないような見せられないようなものが秘密裏にというものが企業内にありますので、我々は特別に廊下側からガラス越しではありますけれども、中を見ることができました。最先端の工場でありますので、クリーンでそれこそ美しい巨大な工場でありました。我が町にこういった企業が来ておられる。うちの町といたしましては、一時的な加工をしまして、それを鳥栖工場に持ち込んでそしていろんな製品に加工されます。こういった最先端のそしてまた売上げが多くて益々期待できるようなそういった企業が我が町に誘致できていることを誇りに思っております。最新鋭の機器導入や進出管理が徹底されておりますので、そこからの受注発送ということになりますので、新工場が隣にちょうど建設中でありました。鳥栖はそういった交通の便がよろしいので、そういった形で増設をどんどんされていると。場所といたしましては、

皆さん御存じのアウトレットモールのすぐ横であります。巨大な工場で非常に美しいところであり
ます。中のほうは複数台の監視カメラ、こういったものを駆使しましてチェック体制や全体の物流
の効率化、常に経費削減が念頭にあり企業努力が発展を導いていると感じております。

続きまして、鳥栖市の企業誘致について研修をしました。鳥栖市の企業誘致についてであります
が、こういった我々がお邪魔するというところでいろいろな資料を使って説明をいただきました。特
徴といたしまして鳥栖市は、3点ほど市のアピールといたしまして第1に抜群の交通アクセスであ
るということで高速道路鳥栖ジャンクションの有効性であります。九州主要都市へ3時間以内でア
クセスできるというところであります。そしてまた九州新幹線新鳥栖駅の可能性としまして西九州
新幹線の分岐駅として国交省が提案しているというさなかでありました。

そしてまた第2に労働力人口が豊富であります。市制施行以来着実に増加して令和17年頃まで
増加する見込みであります。交通アクセスの利便性を生かし、県内外から豊富な人材の確保が可能
である場所であるということアピールされました。

また3番目に豊富な水資源を有しておられる場所であります。水道用給水を開始した昭和42年
以降、給水制限の実施はあっておりません。工業水の安定供給が可能ということで企業もやはり水
は非常に大切な資源でありますからそういったものも目標にいられているということであります。

まとめといたしまして、感じましたのは地政学的有意性を最大限に発揮しているということは感
じました。職員の意識も高くその行った日から1週間後には市長選を控えながらも理由とせず研修
を受け入れてくださる普段の姿勢に敬意を表したいと思いました。

そしてまた新庁舎も完成間近で職員全体の意識も高まっております。

佐賀県自体も鳥栖の発展を起点として広げていく戦略も感じました。市側といたしましても上位
団体との連携をうまくとっていったらなとそういうふうにも感じました。大津町としても発展のポ
イントであり将来をみつめた戦略は必要であると感じました。

また工業団地については、国と県の道路インフラ整備による流れの中にありまして都市計画の充
実した実現性が求められ時代の変化と流れに沿った内容が必須と感じながらも、高速道路におきま
しては、新しいジャンクションができると。鳥栖市にですね。ということで、その周辺がまた開発
がなされておりました。やはり地政学的有意性は否めないと思います。

そして、企業誘致につきまして直近の主な施策についても説明をいただきました。その中で工業
立地法の緑地率を緩和する条例を制定されております。うちの我が町の誘致企業におきましても緑
地帯というものがかなりあります。そういったものを勘案して、再投資を促すというようなことを
手掛けておられました。さすがだなと再投資を促すということをされておられました。

また我々も質問事項というものをいくつか出しまして、答えていただきました。住宅地が隣接し
ているが市民の反応はいかがですかという問いに対しまして、そこは丁寧に住民説明会をして納得
をしていただけるということでありました。しかしながらやはり苦情といたしましては、いろんな
宅地をトラックが通り抜けるとか、そういった事例がやはり出てくるそうであります。やはりそう
いった交通のインフラ整備は非常に大切だなと感じました。

また鳥栖市は人口の増加が著しいが、企業誘致との関係は何があるのかという問いに対しましては、答弁といたしましては、やはり雇用の場があるからどんどん増えているということで、右肩上がりであるということです。

そして企業誘致の戦略そういったものは持っておられますかというような問いに対しましては、やはり今からの時代はIT関係の企業を誘致したいなということを言われておりました。

そして工業団地造成による農地の減少に伴う農業振興策はどうなっておりますかという問いに対しましては、確かに県も率先して農地転用うちの場合もそうですけれども、場所的には農地を転用するしか工業団地にはなかなかできないということでありまして、それに農業振興策を組み合わせるとするのは非常に難しいというのがやはり答えでありました。結果といたしましては、我々も話し合いの中で農地集積をして生産性を高めるという形に落ち着いたのではないかなと思います。味坂スマートインターチェンジというものができますが今後の展望はどうですかということで、やはりそこはインターチェンジができてそこは実は優良農地なんですって。ただここは工業団地のほうに転換していかざるを得ないのかなという答弁でありましたが、そこは市の市政でどういったふうの開発をされるかは私たちもわかりませんが、国策としてそういった高速道路新しいインターチェンジができるということは、やはりそういった第2次産業そういったものの優先的な見方があるのかなと思いました。そういった中でも優良農地というものを開発されるということでもありますので、我々もそこところはきちんと踏まえて大津町としても農地を減少はするけれども、生産性は維持または向上させるそういった施策が必要ではないかなとそういうふうに感じました。

続きまして、翌日ではありますが、福岡県糸島市の井上政商店に出向きまして下水道汚泥の最終処分を委託しております一企業でありまして、ここについて見学をさせて、研修をさせてもらいました。非常にお世話になっておりまして、実際その場所に行きますと、匂いは強いところであります。

しかしながら、いろんな形で土壌改良材あたりに変化させておられますので、そこにいくと匂いはかなり減少していきます。実際、その工場内をずっと見させていただいたんですが、大型の機械でずっと発酵をさせて、汚泥を米ぬかを混ぜて変化させて、また有効活用するということであります。公共下水道及び農業集落排水施設は日常生活に欠かせない社会インフラとなっております。1日も停止できない極めて重要な施設であります。また施設から排出される下水道汚泥の処理も同様であります。今回の処理施設は糸島市でも山間部でありました。九州各県の下水道汚泥及び企業の職員残渣を土壌改良材として製品化、販売しており、我々の社会生活に深く関係している施設であると痛感しております。

運営におきましては、燃料や資材、電気代の高騰により厳しい状況であるとの説明がなされました。また、冬は気温が低く好気性発酵が進みにくいために米ぬか等の発酵調整剤の混合を微調整しながら製品製造にあたっていると説明がありました。良質な製品製造を行うためのオペレーターは最低でも3年、一般的には10年程度の熟練の製造技術を要することという説明もありました。

自治体は事業者に廃棄処理を託すのみではなくて、定期的な施設の視察を実施し事業者の現状把

握や業界の動向把握が肝要であると感じております。地方公共団体の社会的責任でもありますので、そういった形でまたリサイクル材としても使われているということでもありましたので、そういったものまできちんと我々は見させていただきまして、有効なそういった環境にやさしい処理そういったものをされておりました。

非常に今回は勉強になる視察であったと感じております。我々委員会も今後の町政の繁栄に寄与するべくいろんな形で今回の研修を生かしていきたいと感じております。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄） 経済建設常任委員会の報告を終わります。

日程第5 議案第3号から日程第36 議案第34号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 日程第5 議案第3号、大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてから日程第36 議案第34号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの32件を一括として議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様おはようございます。

今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして町政の基本姿勢について初心の一端を申し述べます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、ロシアのウクライナ侵攻等を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などで、エネルギーや食料品等の物価上昇が日々の生活や事業活動に大きな影響を与える厳しい年となりました。

しかし、一方で、本町においては、TSMCの進出に伴い半導体関連の企業立地が急増し、それに伴う宅地等の開発が増加するなど、町が活性化していることを実感できる年でもございました。

さらに、空港アクセス鉄道の分岐駅が肥後大津駅に決定したことも、本町の活性化の追い風となります。今後は、熊本市や阿蘇方面への玄関口としての本町の役割がますます大きくなるとともに、県全体の活性化にも関わる重要な役割を担うことになるものと認識をしております。

また、今月23日には阿蘇くまもと空港に新旅客ターミナルビルがオープンし、4月には空港の南に東海大学の臨空キャンパスが開校します。あわせて、同大学のスクールバスが肥後大津駅を発着し、毎日多くの学生が利用することになります。さらに、7月には南阿蘇鉄道が全線復旧し、高森駅から肥後大津駅までの直通運転が実施される予定です。これに加え、新型コロナ等の影響で2年10か月にわたり運休していた国際線のうち韓国ソウルの定期便が今年1月から既に再開しており、今月23日と26日には台湾台北とのチャーター便の運航も予定をされております。国内のみならず、アジアから、またアジアを経由した世界中の国々から観光客、ビジネス客が肥後大津駅に降り立つこととなります。観光、ビジネス、通学と様々な目的を持った多くの人々の往来が見られるようになることは、住み暮らす町民の皆様にとっても活気づく町の雰囲気を感じ取れる光景にな

るのではないかと考えております。

町としましては、この好機を最大限に生かし、短中長期の時間軸において、短期目標及び中期目標を設定した上で、それぞれの目標達成に向け着実に実績を積み重ね、10年後、20年後、30年後も成長に向かい住み暮らす皆様が幸せでいられる町であり続けるよう、戦略的かつ機動的に事業を展開していく考えでございます。そのためにも、私の基本方針である、「民間の知恵と活力を生かす」、「先進技術や民間企業の業務手法の活用」、「具体的な制度と仕組化」、「強力なトップセールス」の4つは、一貫した考えとして具体的な事業展開の中で町民の皆様にお示しするとともに、職員には全てに通ずる前提として、常に念頭に置いて業務にあたってもらいます。

それでは、就任以来掲げている7つの個別方針の観点から、令和5年度の施政方針を述べさせていただきます。

まず1点目は「コロナ対策」です。これまで、ワクチン接種や感染防止対策など様々な施策を講じてきたところですが、5月には、新型コロナが5類に引き下げられる予定となっております。それに伴い、新たな視点で施策を打っていかなければならない局面になったと感じております。国の動向を注視しながらも、町民の皆様にとって最適な施策は何なのか、しっかりと見極めながら対応していきます。

2点目は「命を守る徹底した防災・防犯対策」です。今年度は、街灯LED化の完了、難聴地域への防災無線の新設・増設・移設や、消防団運営交付金の創設、消防団員の報酬増額改定、また、防災士養成に力を入れ、地域の防犯対策、防災力向上に取り組みました。令和5年度も地域の防犯、防災対策に引き続き取り組むとともに、新たに太陽光発電設備を取り巻く町民の不安に対して町としてもしっかりと向き合っていきます。

本定例会に条例案を上程しておりますとおり、本町の基本方針は、「太陽光発電設備を適切な区域へ誘導すること」、「地域住民への丁寧な説明と協議の機会を確保すること」、「設置後の適切な維持管理の徹底とその監視を行うこと」にあります。その方針を具体化するため、条例案では、災害対策、環境保全の観点から抑制区域を設定し、抑制区域内での事業を行わないよう事業者に協力を求めること、そして、事業者、地域住民、町の3者で組織する協議会を設立し、設備や河川の維持管理状況の確認と相互の協力体制の構築を目的に、定期的に情報交換や協議を行うことを定めております。町民の生命、身体及び財産を災害から守るといふ町の責務を果たすために、協議会という組織を整備した上で、町ができるあらゆる対応策を講じていく考えです。町組織としましても、関係部署が横断的に「チーム太陽光」として、一丸となって取り組んでいきます。

3点目は「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」です。日本における専業主婦（夫）世帯と共働き世帯の割合は、令和3年で専業主婦（夫）世帯が約30%、共働き世帯が約70%という統計結果にも表れているとおり、全国的に保育ニーズが高まり、また多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスが求められております。本町においてもその傾向は同様であり、また宅地開発の加速により子育て世代の転入の急増が見込まれることから、子育て支援の充実が急務であると認識をしております。そこで、令和5年度は次の2項目について重点的に降り組んでいきます。

まずは、保育サービスの充実に向けた町立園の再編です。今年度、「大津町公立保育等再編方針」に基づき、町立大津幼稚園を認定こども園に移行することを条件に民営化の手続を進め、先月、移譲先事業者を決定いたしました。令和5年度は、移譲先事業者と協力し、スムーズに認定こども園の開園につなげられるよう、保護者に丁寧に説明を行いながら、在園児にも不安を感じさせないよう、しっかりと取り組んでいきます。

さらに、第2段階となる公立認定こども園の開設計画にあたっては、子育て支援の拠点施設として整備することで、多様な保育ニーズに応えるとともに、魅力あるエリアの創出により「子育ての町」としての支援体制とブランド力を一層高めていきたい考えです。

2つ目の重点的な取組は、児童虐待への対応です。最近、残念ながら児童虐待事例や保育所等での職員による虐待のニュースが増えてきたように感じております。子どもを守ることは当然ながら、保護者を支援し、人生における子育て期を充実したものとするができるよう、町としてしっかりと取り組んでいかなければならないと認識をしています。

その一つのメニューとして、令和5年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと一体となって支援を行うとともに、児童相談所との円滑な連携が図れるような体制を整えます。

次に、教育環境については、学校施設の整備が喫緊の課題です。令和5年度は、大津中学校の大規模改修工事に着手します。工事中も、生徒の皆さんが、仮設校舎で安全に安心して勉強できるよう配慮をしていきます。また、財政シミュレーションにおいてお示ししましたとおり、厳しい財政の中ではありますが、南小学校の建て替えについても計画どおり実施ができるように備えていきます。

また、ICTも活用しながら個別最適な学びの提供をより一層推進して児童生徒の強みを伸ばすとともに、弱点の克服を図ることを目的に、令和5年度は、新たにAIを活用した学習ソフトを導入し、一人一人の個性や習熟度にも一層配慮した取組を行っていきます。また、国際交流を通じて、多様な他者と協働しながら強く生き抜く力を養うことを目的に、新型コロナの流行により休止していた台湾高雄市の姉妹校との交流再開の準備を進めることとしております。

4点目は「人生100年時代を見据えた福祉」です。人生を支える「健康」について、今年度は「地域活性化企業人」として国内スポーツクラブ業界大手のルネサンスの職員が役場に着任し、民間企業のノウハウを生かした健康づくり事業を開始しました。そこで行った全年代を対象とした健康づくりに関するアンケートの結果から、70代、80代以上に比べ、60代以下の運動量が極端に低いこと、加えて「運動習慣をつけたい」と多くの方が望まれていることが分かりました。その結果を受け、1年目である今年度は、70代から定着する傾向にある運動習慣を、より早期に定着させることに主眼を置き、30代から60代をターゲットにした運動プログラムを重点的に実施しました。令和5年度は、中央公園に距離表示や歩幅表示を施し、町民の運動意欲を向上させる取組や町内企業向けの運動教室等を実施し、全世代向けの健康づくり事業を更に推進をしていきます。

また、大津町運動公園及び町内各種スポーツ施設の指定管理者制度導入が令和5年度から始まり

ます。民間のノウハウや柔軟な運営体制を活用することで、これまでにない新しいスポーツ体験の提供や、大会誘致を推進し、町民の健康増進、また町のにぎわいづくりに寄与させるとともに、採算性と効果性の向上に努めていきます。

次に日々の暮らしを守る「福祉」については、令和3年7月の新庁舎供用開始に合わせて福祉課内に設置した「ふくしの相談窓口」が、複雑化した相談課題についてコーディネートを行い、部局を越えて横断的な相談支援にあたっております。福祉サービスにつなぐことで終結する相談だけではなく、継続して見守る必要がある事例が増加している状況にあり、相談員が出向いて相談を受けるアウトリーチ型の支援を積極的に行っております。開設から2年目を迎え、相談窓口の認知度も上がってきたように感じますし、相談員の機動力も向上していることから、本町における相談機能の強化が着実に進んでいるものと実感しております。今後も継続して重層的支援体制の構築に取り組んでいきます。

また、令和5年度は本町の高齢福祉、障がい福祉の土台となる計画をそれぞれ策定します。両計画に共通する目的は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることにあります。策定にあたっては、アンケート調査や関係団体との意見交換を行い、当事者の声をしっかりと施策につなげていく考えです。

5点目は「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」です。まず、町民の皆様の関心が高く、かつ、町全体の活気とにぎわいの土台となる「公共交通施策」については、令和5年度に町中心部を回遊する新たな移動手段の導入に向けて実証実験に取り組みます。北部南部から乗り合いタクシーで中心部にお越しいただき、中心部では回遊型の移動を行っていただくことで、どこに住んでいても、車を運転できなくとも、利便性を感じられる仕組みとする予定です。また、町民の皆様も深刻な問題として捉えられておる「交通渋滞」については、渋滞発生路線である町道三吉原北出口線の迂回ルート整備のための舗装構成調査を令和5年度に実施し、令和6年度からの改良工事を目指します。

また、町道室工業団地4号線の拡幅及び延長についても、交通分散を進めるため継続して取り組んでいきます。その他の道路整備についても、国、県、周辺市町村と連携しながら戦略的に取り組んでいきます。

次に、活気とにぎわいの中心となると思われる「肥後大津駅周辺整備」については、現在、くまモンとコラボし、肥後大津駅南のビジターセンターの熊本の玄関口としてのシンボル化・魅力化に取り組んでおります。更に令和5年度は、「肥後大津駅周辺まちづくり基本構想」を策定し、まちなかエリアの将来ビジョンを住民の皆様とも共有し、実現につなげていきます。また、役場北側の県道沿いの旧地域包括支援センターについては、大津町商工会に貸し出すことで、まちなかエリアをはじめとした飲食店や各種店舗、企業等とこれまで以上に密に連携を取っていただき、町内の活性化に一層寄与をしていただきたい考えです。残る旧電算室についても、早期に貸出しを行い、財産の効果的な利活用を進めていきます。

次に、歴史・文化面については、今年度は歴史文化伝承館の展示方法を改良し、動画を活用した企画展などを実施したことで、以前より多くの方に来場していただくことができました。令和5年

度は、より多くの方に興味をもつていただくために、引き続き魅力ある展示を行っていくとともに、新たに、江藤家住宅や町内文化財を書籍、リーフレットや見学マップにまとめ、町内学校の地域学習に活用するとともに、江藤家住宅の一般公開においても活用することとしております。大津町の宝を後世に伝えていくために、魅力発信に力を入れる考えです。

6点目は「町内産業支援と活性化」です。本町は農工商並進を推進しており、これからも力強く継続します。今年度は農業においても、原油価格・物価高騰のあおりを大きく受けたことから、町独自の補助金による支援を行ってきました。令和5年度は、農道舗装工事などによる環境整備をはじめ、引き続き経済情勢を注視しながら必要な支援を行っていきます。

また、商工業についても、コロナ禍に加え原油価格・物価高騰のあおりを大きく受けました。こちらについても、町独自に、小規模事業者に対する経営継続支援金や、アフターコロナを見据えた起業や新分野進出に対する補助金により支援を行ってきました。起業9件、新分野進出7件の補助ができたことで、一定の効果があつたものと認識しております。そこで、令和5年度も起業・新分野進出への支援を継続して実施し、アフターコロナにおける本町の商工業の推進に弾みをつけたい考えです。さらに、新たな取組として、デザイナーとして地域おこし協力隊を任用し、観光パンフレット、ふるさと納税等で使用する商品パッケージ・ノベルティーデザイン等、観光に関わる制作物の磨き上げに取り組みます。これにより、町のブランド力と集客力の向上、そして本町の商工業や観光に相乗効果をもたらすことを目指していきます。

次に、工業団地の整備については、適地調査の結果を受け、令和5年度から整備に着手することとしました。分譲開始は令和9年を予定しており、それまでは「大津町企業誘致パートナーシップ制度」を有効活用し、不動産事業者及び金融機関と協力して民有地のスムーズなマッチングにつなげ、短期ニーズにも確実に対応していきます。

しかしながら、企業誘致の受皿となる工業団地については、早期の完成が望まれていることを十分に認識しております。そのため、町の組織体制としましては、企業振興課の職員を増員するとともに、工業団地整備に伴う道路、下水道等のインフラ整備についても部局横断的に力強く取り組んでいく考えでございます。

7点目は「町民に、より信頼され、愛される役場の実現」です。就任当初から取り組んだ業務量調査の結果を踏まえ、先の12月定例会では職員の定数を219人から242人に増員する条例案を可決いただきましたので、令和5年度から数年かけて職員を増やしていく考えです。今年度は、民間企業経験者の中途採用を初めて実施しましたが、今後も即戦力となり、組織の多様性を推進するような20代後半から30代を中心としたキャリア採用を継続的に実施することが必要だと考えております。また、定員を増やすことと並行して取り組むこととしているのが、業務内容やプロセスの見直し、デジタル推進や民間委託などの行政改革です。業務の効率化を適切に実施することで、職員がより町民の皆様と向き合い、皆様の暮らしの質の向上に直結する業務に集中できる体制づくりを更に進めていきたい考えです。組織の最大の財産は人財であり、役場職員の人材育成の成果は、町民の皆様提供する全ての住民サービスに反映されますので、人材育成への投資も強化し、たゆ

みなく学び続ける組織作りを進めていきます。そのための取組の一つが、職員一人一人のキャリアデザインを見据えた、職員研修の充実です。全職員を対象に論理的思考に関する研修を実施することで、職員の相互理解の精度とスピードを上げ、組織能力を高めることを目指します。また、係長級を対象にマネジメント力の向上のための研修を実施するほか、キャリアステージに応じた体系的な研修や、専門性を高めるために短期集中型の派遣研修も併せて充実させていきます。

また、新たな人事評価システムの導入により、職員の経験・スキル、各種目標の達成状況や育成状況を経年で見える化し一元管理することで、これまで以上に、中長期視点に立った人材育成や人事体制のシステム構築を進めていきます。そして、町民の皆様の信頼を得、また安心して暮らしていただくためには、健全な財政運営が必要不可欠です。様々な整備計画がある中で、厳しい状況は続きますが、業務の効率化や補助財源の確保、また今年度は約10億円にのぼる寄附をいただいているふるさと納税の更なる磨き上げなど工夫を凝らし、健全運営に努めていく考えです。当然に、町税、保険料等の適正な賦課徴収につきましては、改めて気を引き締めて行っていく所存でございます。

なお、これまで述べさせていただきました政策や町の様々な情報を発信・周知することは町民の皆様との協働の大前提となるものですので、広報誌、ホームページ、LINE等を通じてわかりやすくお伝えをしていきます。また、本町が、外からは「選ばれる町」となるように、「大津町らしさ」、「大津町独自」のブランド力を各施策において強化していきたいと考えております。

以上、町政を推進するにあたり、基本的な考え方と今後のまちづくりにおける私の考えの一端を述べさせていただきました。

今年度も町政運営に邁進することができましたのは、大津町議会並びに行政区嘱託員をはじめとする地域の皆様のお力添えのおかげです。この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げます。

今後も引き続き職員と一丸となって「世界で一番住みたいまち、住み続けたいまち」、そして全ての人の人権が尊重され、多様性を寛容に受け入れることができる優しさがあふれ、誰もがふるさとを誇れる、魅力あるまちづくりに向けて取り組んでいきますので、議員各位並びに町民の皆様のより一層の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度の当初予算編成について述べさせていただきます。

令和5年度の当初予算においては、振興総合計画後期基本計画に基づく事業を実現していくための第1歩として社会情勢や本町を取り巻く状況の変化を見据えながら限られた財源を必要な取組に重点的に投資するべく予算編成を行っております。

一般会計については、前年の当初予算と比較しますと小中学校、護川小学校屋根の改修及び大津中学校大規模改修の改修事業の影響などにより約20億2千900万円の増額となっております。基金については、令和4年度末残高見込みは総額63億3千25万円となりうち財政調整基金は32億9千871万円となる見込みです。なお、令和5年度の当初予算編成時において8億5千万円の財政調整基金繰入れを予定しておりますので、繰入れ後の財政調整基金は、約24億4千900万円となる見込みです。令和4年度末起債残高は道路等の新設改良事業や教育施設整備等に係る地

方債発行により179億4千832万1千円となる見込みで、前年度比12億1千921万5千円の減となっております。令和5年度は新庁舎建設事業に係る地方債の元利償還金により償還のピークを迎える状況です。また今後は令和5年度でも予算を計上しております大津中学校の改修をはじめ学校施設等公共施設の老朽化に係る更新費用の増加への対応を行っていく必要があります。さらには世界情勢に伴う物価高騰や昨今の大規模災害に対する備えなど、多様な情勢の変化に対しても柔軟に対応できるようより一層の経費節減を行うとともに引き続き効率的な行財政運営を行っていく考えでございます。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第13号）についてから議案第12号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）についてまでの8議案の各会計の補正予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしましては、公共施設整備基金の積立て、障がい児支援費事業の実績見込みによる増、国の補正に伴う公園施設長寿命化などに係る増額補正のほか各事業確定や執行見込みによる補正が主なものとなっております。令和4年度の一般会計補正予算各特別会計及び各事業会計あわせて補正予算案として歳入歳出予算の総額に4億4千133万2千円を減額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第26号、令和5年度大津町一般会計予算についてから議案34号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計予算についてまでの9議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回提案しております予算の総額は一般会計各特別会計及び各事業会計あわせて248億9千937万1千円で前年度比約7.5%の増となっております。そのうち一般会計は168億1千561万7千円で約12.1%の増となっております。一般会計の主な財源の構成比は町税32.9%、地方交付税11.1%、国県支出金25%、町債10.2%となっております。

歳出で主なものは公共交通のまちなかエリアの実証運行委託1千万円、ホームページリニューアル業務委託1千400万円、消防団員活動服の更新こちら1千580万円、譲川小学校校区学童建設工事に伴う設計業務委託478万4千円、高尾野森林公園遊歩道補修測量設計業務委託847万円、新たな工業団地整備に向けた基本設計業務委託2千588万3千円に係る工業団地整備事業特別会計への繰出金1千827万4千円、譲川小学校の屋根改修事業2億6千307万8千円、大津中学校の長寿命化改修事業14億4千906万2千円、スクールソーシャルワーカー配置事業491万9千円、体育施設の指定管理料1億3千100万円などを計上しております。このほかお手元に一般会計のほか各特別会計予算等の概要を配付しておりますので御覧いただきたいと思っております。令和5年度の一般会計予算案168億1千561万7千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案計80億4千690万1千円を地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、大津町企業版ふるさと納税

基金を設置するため条例を制定しようとするものです。

次に、議案第4号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については熊本県人事委員会勧告に準じて一般職の職員の給与を改定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第13号、大津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い条例を制定しようとするものです。

次に、議案第14号、大津町工業団地整備事業特別会計設置条例については、地方自治法第209条第2項の規定に基づき大津町工業団地整備事業特別会計を設置するため条例を制定しようとするものです。

次に、議案第15号、錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴い関係する条例を整備するため条例を制定しようとするものです。

次に、議案第16号、財産の無償譲渡については、錦野地区公民館分館を地元自治会に移譲するにあたり同建物等を無償譲渡するものであり、財産の無償譲渡については地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第17号、民法等の一部を改正する法律の施行による関係府省令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、民法等の一部を改正する法律の一部施行により民法及び児童福祉法並びに関係する内閣府令及び厚生労働省令が改正されたことに伴い関係する条例を整理するため条例を制定しようとするものです。

次に、議案第18号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い関係する条例を整理するため条例を制定しようとするものです。

次に、議案第19号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例を整備するため条例を制定しようとするものです。

次に、議案第20号、大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定については、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理撤去等に関して必要な事項を定めることにより災害の発生を防止するとともに本町の自然環境、生活環境等の保全を図りもって町民の安全で安心な生活を確保するために条例を制定しようとするものです。

次に、議案第21号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施

行令等の一部を改正する法令の改正する政令の施行に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第23号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により定めることとされており当該協議及び規約の変更について同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第24号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更については、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱の改正等に伴い普通地方公共団体の事務の委託に関する規約を変更するにあたっては、地方自治法第252条14第3項において準用する同法第252条2の2、第3項本文の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第3号及び議案第4号並びに議案第13号から議案第15号まで並びに議案17号から議案第22号の案件については、条例の制定及び改廃ですので地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

最後に議案第25号、町道の路線認定についてですが、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時58分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第3号から、議案第12号まで。議案第13号から、議案第25号まで、議案第26号から、議案第34号まで分けて説明を求めます。

それでは、議案第3号から、議案第12号まで説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは議案3号、4号、5号、3本について御説明をいたします。

まず議案第3号の大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について御説明をいたします。

議案集は1ページから3ページ、説明資料集は1ページをお願いいたします。

今回の条例制定は地域再生法に規定します、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に要する費用の財源として、当該事業実施のために企業から受けた企業版ふるさと納税の基金を設置しようとするものです。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

企業版ふるさと納税制度は、国が認定します地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生の取組を応援する企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する税制上の優遇措置を受けられるものになります。令和3年2月のまち要綱制定後、本制度を活用して町の地方創生に取組を応援していただく企業から令和3年度に1件、本年度につきましてはこれまでに5件の寄附の申出を受けております。本制度では原則として寄附を受領した当該年度の事業に寄附を当てることになっておりますけれども、基金を設置することで翌年度以降の事業にも寄附を充てることが可能になることから寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため今回大津町企業版ふるさと納税基金を設置するための条例の制定を行うものになります。

また基金の使途につきましては、昨年の3月に決めました第2期「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業で特に子育て関連度、インクルーシブ公園の整備、それから次世代子育て支援拠点の整備について事業費の一部として活用することを想定いたしております。

議案集の2ページをお願いいたします。

第1条で「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」要する費用の財源に充てるため大津町企業版ふるさと納税基金を設置する旨を規定しております。

第2条で基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めることとしており、第3条では基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととしております。

第4条では運用基金の処理。

第5条では、繰替え運用を規定しており第6条では、第1条に規定する費用の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしております。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第4号の大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は4ページから8ページ。説明資料集は2ページから9ページになります。

まず説明資料集の2ページで説明をまいります。

改正の内容としましては、県の人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴いまして町の一般職の職員についても給料、勤勉手当等の額を確定しようとするものになります。県の人事委員会の勧告は企業規模が50人以上でかつ事業所規模が50人以上の民間事業所611の事業所から無作為抽出した県内200の事業所を対象に民間給与の調査を実施し支給実績を把握した上で、格差を解消することを基本に人事院勧告に準じて勧告が行われております。

勧告の内容につきましては、令和4年の給与改定としまして民間給与との格差818円、率にして0.23%下回っており、また職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間の一昨年の8月から昨年7月まで1年間の特別給の支給割合を0.12月分下回っているため改定すべき事項として給料表について大学卒業程度の初任給について3千円、高校卒業程度の初任給について4千円、

それぞれ引き上げることとし、これを踏まえまして若年層の職員が在籍する号級について所要の改定を行うこととされております。

また期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の特別給との均衡を図るため支給月数を0.1月引上げ0.40月分とすることとされており、引上げ分は勤勉手当に配分し令和5年度以降は6月期それから12月期の勤勉手当が均等になるように配分をされております。

説明資料集の2ページの中段以降をお願いいたします。

町の大津町の給与改定の内容でございますけれども、月例給につきましては、人事院それから熊本県の人事院勧告に準じまして民間給与との格差を解消するため大学卒業程度の初任給について3千円、高校卒業程度の初任給について4千円それぞれ引き上げることとし、これを踏まえまして若年層の職員が在職する号級について所要の改定を行います。20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶように30歳代半ばまでの職員が在籍する号法について改定をいたします。月例給の改定は令和4年4月1日に遡及して行うこととしております。期末勤勉手当につきましては民間の支給割合に見合うように、令和4年の12月1日に遡及し年間支給月数を0.1月分引き上げ、なお勤務実績に応じた給与の推進のため引上げ分は勤勉手当に配分をすることとしております。今回の給料改定によりまして年間総額で330万円の増額となります。また、給料改定により影響を受けます時間外勤務手当についても総額で年間50万2千円の増となります。

次に、期末勤勉手当については、令和4年度においては、12月期の勤勉手当を0.1月、1か月分引上げ令和5年度からは勤勉手当は6月期、12月期ともに1か月に調整し年間支給率を0.10か月分引き上げる内容となっております。今回の引上げによりまして、年間の期末勤勉手当総額で782万9千円の増額となります。また、会計年度任用職員については、報酬等差額が703万3千円、期末手当差額が89万1千円となります。

条例改正分について御説明をいたします。

説明資料集の4ページをお開き願います。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表の4ページそれから9ページで示しているとおりでございます。なお給料表の改正につきましては、5ページから8ページに示しておりますとおりになります。

それでは、議案集の8ページをお願いいたします。

附則の第1条第1項でこの条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとしています。

附則の第1条第2項では、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

最後に、議案第5号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第13号）について御説明をいたします。

こちらの補正予算書になります。

今回の補正では、歳入では町税の収入見込みによる増額や地方交付税及び企業版ふるさと納税の増額補正のほか、歳出では各事業の確定や執行見込みに伴います不用額等の減額補正のほか、人事院勧告に伴う職員手当等の差額支給による増額や公共施設整備基金への積立て、障がい児支援費事業の実績見込みによる増、県の低所得の子育て世帯への物価高騰対策事業の熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業それから国の補正予算選出に伴う公園長寿命化などに係る増額補正が主なものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて別紙補正予算の概要をお開き願いたいと思います。

第1条で規定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5千560万7千円を減額し予算の総額を歳入歳出それぞれ172億4千878万5千円とするものになります。

第2条で翌年度に繰越して使用します繰越明許費を第2表繰越明許費のとおりとしております。

第3条で地方債の追加及び変更を第3表地方債補正のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費になります。国の補正予算や道路橋梁費、都市計画費などに係る事業を中心に18本の事業を計上しています。

8ページをお願いいたします。

地方債の補正ですけれども、追加につきましては、国の補正予算に伴うもので18の公園施設長寿命化対策支援事業は、杉水公園の休憩施設改築工事に係る地方債になります。その下の変更では、14件の事業において事業費の確定などにに基づき限度額の増額、それから減額補正を計上しております。

それでは、歳出について主なものについて説明をさせていただきます。

38ページをお願いいたします。

38ページですけれども、款2、項1、目3財政管理費、節12委託料は本定例会において提案しております工業団地の整備事業の特別会計の新設に伴います財務会計システム改修の増額補正を計上しております。

続きまして、44ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費、節24積立金は本定例会で提案させていただいております企業版ふるさと納税基金条例の設置予定に伴いまして本年度受け入れた企業版ふるさと納税を積み立てるものになります。

その下目13の財政調整等基金費、節24積立金は公共施設整備基金の積立てに伴う増額補正になります。

46ページをお願いいたします。

項2、目1税務総務費、節22償還金利子及び割引料は固定資産税の誤課税、誤賦課に係る過誤納還付金の確定見込みによる減額となります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

55ページですけれども、項1、目2障がい者福祉費、節19扶助費は障がい児支援費事業に係

る利用者数の増などにより増額補正となっております。あわせまして重度心身障がい者医療費助成につきましても実績見込みによる増となっております。

次に61ページをお願いいたします。

目12新型コロナウイルス感染症対策費の増額補正は、県の低所得世帯の子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費関係になります。

次に63ページをお願いいたします。

節22償還金利子及び割引料は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の額の確定に伴う返還金になります。

次に64ページをお願いいたします。

項2、目1児童福祉総務費、節12委託料の障がい児保育事業委託は、実績の見込みに伴う増額補正となっております。

67ページをお願いいたします。

目4保育給付費、節18負担金補助金交付金は施設型給付費地域型保育給付費等の負担金の実績見込みに伴う増になります。

次に72ページをお願いいたします。

款4、項1、目5狂犬病予防費、節18補助金の地区犬避妊等補助金は執行見込みによる増を計上いたしております。

75ページをお願いいたします。

款6、項1、目1農業委員会費、節1報酬は農業委員、それから農地利用最適化推進委員の活動の実績見込みに伴う増になります。

76ページをお願いいたします。

目3農業振興費、節18補助金の1経営所得安定対策推進事業補助金は農業再生協議会に対しまず水田台帳のデータ移行に係る委託費の分の増額補正で、2の有害鳥獣捕獲補助金、それから10の機構集積協力金、それから12の環境保全型農業直接支払交付金はそれぞれ執行見込みによる増額補正になります。

78ページをお願いいたします。

目7圃場整備費、節12委託料の護岸所地区圃場整備事業計画等策定業務委託は事業の全体スケジュールの見直しに伴いまして計画策定を見送るため減額補正するものになります。

80ページをお願いいたします。

目11新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金の1新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給費等補助金は、利子補給額確定に伴う増額になります。

次に91ページをお願いいたします。

項3、目2公園緑地費、節14工事請負費の公園施設長寿命化対策支援事業工事他は国の補正予算に伴います杉水公園の休憩施設改築工事になります。こちらにつきましては、8ページで御説明したとおり翌年度への繰越しを予定をいたしております。

次に102ページをお願いいたします。

款10、項1、目2事務局費の節18補助金の4になります。英検受験料の補助金は、受験者数の増加による増額を計上いたしております。

103ページをお願いいたします。

目4、節11役務費は小学校7校の修学旅行実施に伴い減額するものになります。

次に119ページをお願いいたします。

119ページですけれども、項6、目1保健体育総務費、節7報償費は全国大会等の出場激励金は申請団体への実績見込み増による補正になります。

125ページをお願いいたします。

款12公債費は元金利息それぞれ償還金の確定に伴う補正です。

126ページの款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

続きまして、歳入について主なものについて御説明をいたします。

歳入12ページをお願いいたします。

12ページ、款1、項1町民税、目1個人から13ページの項5入湯税まではいずれも収納実績見込みによる増額補正になります。

14ページをお願いいたします。

款4配当金の交付金から15ページの款11地方交付税はそれぞれ実績の見込み及び交付額の決定による増額補正になります。款13の分担金及び負担金については、それぞれ事業の確定に伴うものですけれども、目1総務費の負担金は派遣職員の給与手当共済費等の確定に伴う補正になります。

16ページをお願いいたします。

款14、項1利用料は公共施設の使用料の実績見込みに伴う補正になります。

18ページをお願いいたします。

項2の手数料につきましてもそれぞれ実績見込みに伴う補正になります。

款15の国庫支出金から款16の県支出金については、それぞれ事業の確定に伴うものですけれども、増額の主なものについて御説明いたします。

款15、項1、目1の民生費国庫負担金、節1の児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費国庫負担金は町内保育所における施設型給付費等の実績見込みによる増の補正をしております。

19ページをお願いいたします。

節4障がい者福祉費負担金の障がい者自立支援給付費国庫負担金は、令和3年度の障がい者自立支援給付費及び障がい児入所給付費国庫負担金及び障がい児入所医療費等国庫負担金の追加交付による増額になります。

20ページをお願いいたします。

目3、節2都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金公園施設長寿命化対策支援事業につきましては、国の補正予算による増額で杉水公園の休憩施設増改築工事に係るものになります。

22ページをお願いいたします。

目1民生費県負担金、節2児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費県負担金は、先ほど国庫支出金のところで説明したとおりでございます。節4の障がい者福祉負担金の県障がい者自立支援給付負担金、それから県の障がい児通所給付等負担金は令和3年度分の追加交付に係る増になります。

23ページをお願いいたします。

目2民生費県補助金、節1熊本県低所得の子育て世帯生活支援事業費補助金は、歳出で説明いたしました県の低所得の子育て世帯への物価高騰対策事業の県の低所得の子育て世帯生活支援特別支援事業、特別給付金事業に係る補助金になります。

25ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節2農業用振興費補助金の一番下の行の機構集積協力金は農地の集積、集約化に協力する方に対し協力金を交付するもので、県からの歳入見込みによる増になります。

28ページをお願いいたします。

款17、項1、目1財産貸付収入及び目2利子及び配当金はそれぞれ金額の確定による補正になります。

29ページをお願いいたします。

項2、目1、節1不動産売払収入の増額は、法定外公共物売払収入で、里道水路の売払い7件によるものになります。款18、項1、目1一般寄附金は企業版ふるさと納税に係る増額補正になります。

30ページをお願いいたします。

款19、項2、目2大津町公共施設整備基金繰入金は事業執行見込みによる減額になります。目4の財政調整基金繰入金は今回補正に係ります財源超過分を財政調整基金から減額するものになります。款21、項5、目2、節1雑入はそれぞれ実績に伴う補正になります。

32ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、8ページの3表地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは議案第6号、議案第8号、議案第9号について説明をさせていただきます。

まず、議案第6号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の増及び出産育児一時金の実績見込みに伴う減などとなります。

予算書の1ページをお願いします。概要書は、54ページから56ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万4千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を30億5千741万6千円とするものです。

まず、歳出から御説明をいたします。予算書の12ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節3職員手当等は、人事院勧告に伴う差額支給分として時間外勤務手当を増額するものです。節12委託料は、第三者行為の収納事務手数料の実績見込みに伴う増額です。国民健康保険税システム改修委託は、実績に伴う減額となります。

項3、目1趣旨普及費は、特定財源の額の決定に伴い、財源を組み替えるものです。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、給付実績見込みにより増額をするものです。

項4、目1出産育児一時金及び目2支払手数料、節18負担金、補助及び交付金は、実績見込みに伴う減額です。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分、予算書の14ページになりますが、次の項2、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分、項3、目1介護納付金分は、特定財源の額の決定に伴い、財源を組み替えるものです。

15ページをお願いいたします。

款6、項1、目1特定健康診査等事業費、節1報酬及び節3職員手当等は、人事院勧告に伴う差額支給分として報酬、手当等を増額するものです。

項2、目2鍼灸施術費、節18負担金、補助及び交付金は、鍼灸施術補助金の実績見込みに伴う減額です。

16ページをお願いします。

款10、項1、目1の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税の節4後期高齢者支援金分滞納繰越分及び節5介護納付金分現年課税分は、収納見込額により増額をするものです。

款3、項1、目2システム整備費等補助金、節1システム整備費等補助金は、マイナンバーカードの保険証利用に伴い、実績見込みにより増額するものです。

9ページをお願いします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、療養給付費の支出に伴う増額及び令和3年度の精算に伴う交付金の額の決定見込みに伴う減額です。

節2特別交付金は、新型コロナウイルスに伴い、国保税の減免を行った世帯に対し、県から交付される交付金を実績見込みに伴い、増額するものです。

款6、項1、目1一般会計繰入金の各節は、10ページにかけてとなりますが、いずれも繰入額の決定見込みに伴う増減となります。

款9、項1、目1一般被保険者延滞金は、収納実績見込みに伴う増額です。

11ページをお願いいたします。

款9、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、収納実績見込みに伴う増減額で、目3雑入は、

療養給付費の過年度分及び返納金の収納実績見込みに伴う増額となります。

議案第6号については、以上になります。

続きまして、議案第8号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護サービス・介護予防サービスの給付費や、包括的支援事業の実績見込みによる減額などとなっております。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6千56万6千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ28億3千171万3千円とするものです。

まず、歳出から、主なものについて御説明いたします。

予算書は12ページをお願いいたします。

補正予算の概要は57ページから59ページとなります。

款1、項1、目1一般管理費、節10需用費の減額は、各種封筒など印刷物の実績見込みによるものです。

13ページをお願いします。

款1、項3、目1介護認定審査会費、節13使用料及び賃借料の減額は、システム機器借り上げ料確定に伴う実績によるものです。

14ページをお願いします。

款2、項1、目1介護サービス等諸費、節18負担金、補助及び交付金の減額は、要支援・要介護の認定を受けた方が利用された介護サービス等の給付実績見込みになります。

款2、項2、目1その他諸費、節11役務費の増額は、介護サービス等の利用件数の増加見込みに伴う国保連合会に支払う審査支払手数料の増額によるものです。

15ページをお願いします。

款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費、節18負担金、補助及び交付金の増額は、高額医療合算介護サービスの申請件数の増加見込みに伴う負担金の増額となります。

16ページをお願いします。

款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節12委託料の減額は、通所型サービス事業などで、新型コロナウイルスの影響による事業の一時中止や縮小を行ったため、また節18負担金、補助及び交付金の減額は、主に、介護予防・生活支援サービス事業のうち「通所型サービス」が、コロナ禍で一時休止となった事業所が多数あったために、利用者数が減少したことによるものでございます。

16ページから17ページをお願いいたします。

款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費、節12委託料の増額は、要支援認定者等に対するプラン作成のうち、地域包括支援センターが、他の居宅介護支援事業所に委託する件数の増加見込みによるもの、節18負担金、補助及び交付金の減額は、町が、事業者に対して支払う介護

予防ケアマネジメント費の件数の実績見込みによるものです。

款3、項2、目1一般介護予防事業費、節7報償費の減額は、新型コロナの影響による事業中止などによるもの、また節10需用費の減額及び節11役務費の減額は、要介護・要支援認定を受けていない高齢者に送付する「チェックリスト」の、対象者への送付方法変更等に伴うものです。

節12委託料の減額は、新型コロナの影響により各種介護予防関連事業を休止・縮小したことに伴う実績見込みです。

18ページをお願いいたします。

款3、項3、目1包括的支援事業費のうち、節12委託料の減額は、新型コロナの影響により認知症初期集中支援推進事業の予定回数が減ったことに伴う実績見込みです。

予算書の18ページから19ページをお願いします。

款3、項3、目2任意事業費のうち、節7報償費の減額は、主に、新型コロナの影響により、予定回数の減った介護サービス相談員への謝礼の減額、また節12委託料の減額は、食の自立支援事業の実績見込みに伴う減額、節19扶助費の減額は、家族介護用品支給事業の実績見込みによるものです。

款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金、節22償還金、利子及び割引料の増額は、過年度分介護保険料の払戻しの実績見込みによる増額です。

20ページをお願いいたします。

款5、項2、目1一般会計繰出金の減額は、地域介護予防活動支援事業や地域包括支援センター運営事業などの実績見込み等による減額になります。

款6、項1、目1予備費の減額は、今回の補正に伴う財源の調整によるものです。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

予算書のほうは8ページをお願いいたします。補正の概要は56ページから57ページとなります。

款3、項2、目1調整交付金、節1現年度分、節2総合事業調整交付金の減額は、主に調整率の変更に伴う実績見込みによるものです。

8ページから9ページをお願いします。

款3、項2、目2地域支援事業交付金、節1現年度分及び節2過年度分の減額また款4、項1、目1介護給付費交付金、節1現年度分及び節2過年度分の減額さらに、款4、項1、目2地域支援事業支援交付金、節1現年度分の増額及び節2過年度分の減額は、いずれも実績見込み等によるものです。

10ページをお願いいたします。

款5、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分及び節2過年度分の減額、また款5、項2、目1地域支援事業交付金、節1現年度分及び節2過年度分の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

10ページから11ページをお願いします。

款6、項1、目1介護給付費繰入金のうち、節1現年度分及び節2過年度分の減額、また、目2地域支援事業支援交付金のうち、節1現年度分及び節2過年度分の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

目3低所得者保険料軽減負担金繰入金、節2過年度分の増額、また目4その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金の減額については、いずれも実績見込みによるものです。

款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金の減額は、実績によるものでございます。

議案第8号の説明は以上になります。

最後に、議案第9号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料負担金の減額と、事業実績見込みによります保険事業費の減額に伴う補正となります。

予算書の1ページをお願いいたします。概要書は60ページから61ページとなります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千39万2千円を減額し、予算の総額を4億1千408万3千円とするものです。

まず、歳出から御説明をいたします。予算書の10ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費、節3職員手当等は、人事院勧告に伴う差額支給を増額するものです。

節10需用費は、印刷製本費の執行見込みに伴う減額です。項2、目1、節3職員手当等は、人事院勧告に伴う差額支給を増額するものです。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、1現年度分保険料負担金及び2滞納繰越分保険料負担金は、いずれも実績見込みに伴い減額をするもので、3保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減に対する公費負担となる「保険基盤安定負担金」の額が確定したことに伴い減額を行うものです。

予算書の11ページをお願いします。

款3、項1、目1健康診査費、節11報酬は、人事院勧告に伴う差額支給を増額するものです。

節12委託料は、健康診査は事業実績に伴い減額するもので、人間ドック委託の事業実績に伴い増額するものです。

目2鍼灸施術費、節18鍼灸施術補助金は、実績に伴う減額です。

12ページをお願いします。

款5、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書の7ページをお願いします。

款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料は、実績に伴い減額するものです。

款4、項1各繰入金は、いずれも繰入金の額を減額するもので、目3保険事業等繰入金は、人間ドック補助の繰入額の決定見込みに伴い増額するものです。

8ページをお願いいたします。

款6、項1、目1延滞金は、収納見込額により増額するもので、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、基本健診や人間ドックなどの健康保持増進事業の実績見込みに伴う減額です。予算書の9ページをお願いします。

項5、目3雑入は、保険料の窓口負担割合の見直しに伴う事業費補助金を広域連合から受け入れるもので、実績見込みに伴う増額です。

議案第9号については、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） こんにちは。議案第7号、令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案集は11ページ、補正予算書の概要は56ページをお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千46万8千円とします。

補正の主なものは、分収林収益分収金及び立木売払に伴う増額補正となります。

歳入から御説明をいたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入は、熊本県林業公社が実施いたしました間伐材売払分収林収入と九州電力株式会社の特別高圧送電線への支障となる立木の売払収入の202万5千円を追加するものでございます。

次に歳出について御説明いたします。補正予算書の8ページをお願いいたします。

款2、項1、目1予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源調整となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） こんにちは。私から議案第10号、議案第11号、議案第12号について御説明いたします。

別冊になりますが議案第10号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正の概要は61ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「営業費用」は、人事院勧告分を含めた人件費全体の実績により減額補正するものです。

第2項営業外費用は消費税の納付見込みにより増額補正するものです。

2ページをお願いします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告分を含めた人件費全体の実践による減額補正に伴い減額するものです。

説明書により、詳細を御説明いたします。説明書の2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費は、人事院勧告分を含めた人件費全体の実践により14万5千円減額補正し、款1、項2、目2消費税及び地方消費税は令和4年度中の仮払消費税と借受消費税の収支見込みにより30万円増額補正するものです。

以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算の概要は、61から63ページを、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」を人事院勧告に伴う差額支給による人件費の増額及び人件費全体の実践に伴う補助金の減額、仮払消費税と借受消費税の試算見込みにより還付見込額の減額、令和3年度決算に伴い確定した取得試算から確定した長期前受金の減額等をするものです。支出の第1項「営業費用」は浄化センター等の光熱水費の高騰による包括的民間委託の増額及び下水道使用料の徴収件数の増加見込みによる委託料の増額、令和3年度決算により確定した減価償却費の増額、第2項「営業外費用」は起債利子の確定により増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1項「企業債」と第3項「補助金」は令和4年度補助対象事業の国費の交付決定見込みと人件費全体の実績による減額に伴い補助金を減額し、補助対象事業費に対する起債分を減額するものです。支出の第1項「建設改良費」は、補助対象事業費の事業費確定見込み分と人事院勧告分を含めた人件費全体の実践により減額するものです。

第4条企業債の補正として令和4年度の事業費確定見込みにより限度額を減額補正するものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告分を含めた人件費全体の実績に伴い減額するものです。

第6条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告分を含めた人件費全体の実績による減額補正のため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金は収益的収支対象職員の人事院勧告分を含めた人件費全体の実践による減額補正に伴い人件費分を96万円減額補正するものです。款1、項2、目4長期前受金戻入は、令和3年度決算により取得価格の確定に伴い39万円減額補正するものです。

目5消費税及び地方消費税還付金は令和4年度中の仮払消費税と借受消費税の試算見込みにより442万円減額補正するものです。収益的支出、款1、項1、目3処理場費は浄化センター3ケース水処理施設の完成見込みに伴い建物災害共済にN加入するための保険料と電気代の高騰により大

津町浄化センター等包括的民間委託の委託料分の合計208万円増額補正するものです。目4総係費は、人事院勧告分を含めた人件費全体の実践により減額補正し、下水道使用料の徴収件数増加見込みに伴い大津菊陽水道企業団に委託しております徴収委託を増額補正し合計201万6千円増額補正するものです。目5減価償却費は令和3年決算により確定した資産の取得価格に伴う減価償却費分を11万7千円増額補正するものです。項2、目1支払利息及び企業債取扱所費は令和3年度借入額及び借入金利確定による1万8千円増額補正するものです。

説明書2ページをお願いします。

資本的収入は、款1、項1、目1建設改良債は令和4年度の国庫補助金の交付見込みに対する起債分を4千300万円減額補正し、項3、目1国庫補助金の交付見込みに伴い4千500万円減額補正し、目2他会計補助金は資本的収支対象職員の人事院勧告分を含めた人件費全体の実績による減額に伴い人件費分を8万9千円減額補正するものです。

資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、資本的収支対象職員の人事院勧告分を含めた人件費全体の実践による減額補正と令和4年度中の国庫補助事業費の交付決定の見込みにより工事費等の事業費が縮小したことに伴う減額補正により合計9千758万3千円減額補正するものです。

以上で議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算の概要は、63と64ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」は、人事院勧告に伴う差額支給による人件費の増額及び人件費全体の実績による減額により一般会計からの補助金の人件費分を減額補正するものです。また支出の第1項「営業費用」は、人件費において人事院勧告分を含めた人件費全体の実績に伴い減額補正するものです。

2ページをお願いします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告分を含めた人件費全体の実績による減額補正のため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を説明いたします。

説明書の1ページをお願いします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を農業集落排水事業対象職員の人事院勧告分を含めた人件費全体の実績による減額補正に伴い人件費分を1万9千円減額補正するものです。収益的支出、款1、項1、目4総係費は、農業集落排水事業対象職員の人事院勧告分を含めた人件費全体の実績による減額に伴い1万9千円減額するものです。

以上で議案第12号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時01分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第13号から議案第25号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。私のほうから議案第13号と23号について御説明申し上げます。

議案第13号の大津町個人情報保護に関する法律の施行条例の制定について御説明をいたします。

議案集は17ページ、説明資料集は10ページをお願いいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い条例の制定をするものでございます。

説明資料集の10ページをお願いいたします。

まず法改正の背景といたしましては、これまで官民で異なる法律を適用していたことや地方公共団体がそれぞれの条例により独自の運用を行っていることから保護水準の不均衡やデータ流通に支障があり国際的制度調和の観点からその解消が課題となっております。

そこで、法の改正によりまして官民及び地方公共団体が同一の法律によって運用し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管し、その課題解決が図れることとなります。本町における対応につきましては、現行の条例を廃止し、改正法の施行に必要な事項を定める大津町個人情報保護に関する法律施行条例を制定し、全国共通のルールで運用を行うこととします。

次に、改正法と現行条例の主な相違点について説明をいたします。

個人情報の収集に関しましては現行条例では本人外からの収集の原則禁止や要配慮個人情報の収集原則禁止の規定がありますけれども、改正法ではそのような制限を設ける規定はありません。また時効に関する情報の開示請求に関しては現行条例では本人または法定代理人のみ認められておりますけれども、改正法では任意代理人でも請求することが可能となります。

11ページをお願いいたします。

現行条例では、規定がない行政機関等の匿名加工情報の提案募集制度に関する義務付け規定が改正法には設けられておりますけれども、市町村においては、当分の間実施は任意とされております。また、オンライン結合に関しましては現行条例では原則禁止しており、例外的に実施する場合は、個人情報保護審査会への諮問を義務付けておりましたけれども、改正法では制限を設けることを禁止をされております。

それでは、議案集の18ページをお願いします。それから説明資料集は11ページをお願いいたします。

まず第2条の第2項において実施期間の定義を町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、

農業委員会、固定資産評価委員会及び公営企業管理者としています。現行条例では、議会を含めておりましたが、改正法において国会及び地方議会が対象外とされていることから新条例では対象外とすることとします。

次に第3条の個人情報ファイルの届出等については、改正法では1千人以上対象とする個人情報ファイル後の作成公表を義務付けていますが、町民の知る権利に答えるために原則として人数に関わらず策定し、公表を行うこととします。

次に議案集は19ページから20ページをお願いいたします。

第4条の不開示情報では、条例で定める例外として公務員等の氏名については公開情報とする旨を規定しています。公務員等の氏名は、大津町情報公開条例において公開情報等を規定しているため整合を図るものになります。

次に第5条開示決定等の制限については、自己情報の開示請求から決定まで実施期間における処理制限について規定をしております。

次に第6条ですけれども、開示決定等の期限の特例については著しく大量な個人情報扱う場合の特例であり当初の期限と延長した期限で対応できなかった場合を規定するものになります。

説明資料は12ページをお願いいたします。

第7条の開示請求に係る手数料については、改正法では条例で定める額の手数を納付するものとされていますけれども、現行制度と同様新条例においては、手数料を無料とする旨を明記しコピー代等の実費負担は規則に任して定めることといたします。

議案集の20ページ、第8条から23ページの第18条までは大津町の個人情報保護審査会について規定をするものになります。現行条例では、本人外からの収集の原則禁止、要配慮個人情報の原則収集禁止、目的外利用の禁止、オンライン結合の禁止などの例外の判断をする場合に審査会に諮問をしていましたけれども、改正法ではこれらの諮問を要件とする規定が許容されないため新条例においては規定しないものとしております。代わって改正法の第66条に規定する個人情報の漏洩、滅失、又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理措置の基準を定める際に、諮問を行う旨規定をすることといたします。

次に議案集の24ページをお願いいたします。

第19条の運用状況の公表においては、現行条例で行っていた年1回の運用状況の公表を引き続き実施する旨を規定しております。

次に第20条罰則については、審査会の委員に対し守秘義務に違反した場合の罰則を設けることといたします。

附則の第1条でこの条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

次に、附則第2条で大津町の個人情報保護条例を廃止し、附則の第3条で大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を一部改正し、条例中大津町個人情報保護条例の表記を個人情報保護に関する法律及び大津町個人情報の保護に関する法律施行条例に改め、附則第4条で大津町情報公開条例を一部改正し、実施期間の定義に公営企業管理者を加えるものになります。

次に、附則の第5条で経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

次に、議案第23号の熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

議案集は63ページ、説明資料集は57ページをお開き願います。

今回の改正は熊本県市町村総合事務組合の規約第3条第10号に規定する交通災害事務が令和5年6月30日をもって玉名市が脱退することに伴い規約の一部を変更するものになります。

説明資料集の59ページで新旧対照表、変更前の別表第2第3条第10号に関する事務の項で表中の下線の記載を削り、変更後の表中の下線の記載のとおり改めるものになります。

議案集の64ページをお願いいたします。

附則でこの規約は令和5年7月1日から施行することといたしております。なお、構成市町村の同文議決要件となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） こんにちは。私のほうからは議案第14号、第24号について御説明をいたします。

議案第14号、大津町工業団地整備事業特別会計設置条例の制定について御説明いたします。

議案集は27ページから28ページをお願いいたします。

新たな工業団地の整備につきましては、これまで適地選定業務に基づいた候補地の選定や議会全員協議会での状況報告、基本計画業務の遂行など、補正による予算措置等を含め可能な限り期間短縮を図るなど、スピード感を持って準備を進めてきたところでございます。

今回の条例制定につきましては、新たな産業集積と、更なる振興を目的とした企業進出の受皿の確保や町の優位性を生かした企業誘致による産業集積の拠点として工業団地の整備を行うにあたり、工業団地造成事業の管理運営や分譲区画の売却、維持管理に関する事業等を実施するため、地方自治法第209条第2項の規定に基づき「大津町工業団地整備事業特別会計」を設置するものになります。

議案集の28ページをお願いいたします。

第1条で、工業団地整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、「大津町工業団地整備事業特別会計」を設置する旨を規定しております。

第2条で、会計について、歳入として事業収入、一般会計繰入金、借入金その他の収入とすること。歳出として整備事業費、一般会計繰出金、借入金の償還金及び利子その他の諸支出とすることを規定しております。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第24号について御説明をいたします。

議案第24号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関

する事務の事務委託に関する規約の一部変更について御説明をいたします。

議案集は65ページから、説明資料集は60ページからをお願いいたします。

議案集の65ページをお願いいたします。

提案理由は、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱の改正等に伴い、普通地方公共団体の事務の委託に関する規約を変更するにあたっては、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の60ページをお願いいたします。

事業概要につきましては、国営造成施設いわゆる竜門ダム関連施設になりますが、事業完了後に国から菊池台地用水土地改良区へ管理委託されており、国庫補助事業を活用し、施設の維持管理を行っているところでございます。

この事業の事業主体は「市町村」となっており、熊本市、菊池市、合志市、山鹿市、大津町の4市1町で事務を行う必要がありますが、事務の効率化等の観点から、現在、土地改良区が存在する菊池市に事務を委託しております。

議案集の66ページ、説明資料集の61ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回、事務委託の範囲に定められている国営造成施設管理体制整備事業（管理体制整備型）が廃止され、恒久的な維持管理事業として水利施設管理強化事業へ完全移行されるため規約の変更を行うものでございます。

なお、今回の規約変更は、事業移行に伴う事業名称の変更であり、施設管理や事務委託の内容は変更はございません。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。私のほうからは、議案第15号と16号を御説明させていただきます。

まず最初に議案第15号、錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明いたします。

議案集は29ページから34ページ、説明資料集は13ページから18ページをお願いいたします。

今回の改正は錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴い関係する条例を整備するため大津町公民館条例の一部改正と大津町錦野地区農業研究センター設置及び管理に関する条例の廃止をまたそれに関係します大津町下陣内地区農業研修センターの設置条例の全部改正をしようとするものでございます。

議案集の30ページをお願いいたします。

まず第1条で大津町公民館条例の一部改正については、今回錦野地区公民館分館を錦野区へ譲渡することに伴い第2条の表中の錦野地区公民館分館の項を削除するものです

第2条で大津町錦野地区農業研修センター設置及び管理に関する条例は、錦野地区へ譲渡することに伴い条例の廃止をするものです。

第3条で大津町下陣内地区農業研修センター設置条例の全部改正につきましては、錦野地区農業研修センター設置条例の廃止に伴い下陣内地区農業研修センター設置条例の第3条でその他の事項については、錦野地区農業研修センター設置条例の規定を準用するとなっておりますので、今回その他の事項として準用されていた条文をそれぞれ規定をするものでございます。

説明資料集の14ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明をさせていただきます。まず大津町公民館条例の一部改正の改正前の第2条の表中4行目の錦野地区公民館分館の項を今回削除するものです。

次に、大津町下陣内地区農業研修センター設置条例の全部改正につきましては、改正前の下陣内地区の農業研修センター設置条例は第1条から第3条で構成をされており、その第3条でその他の事項については、大津町錦野地区農業研修センター設置及び管理に関する条例の規定を準用するとなっております。今回錦野地区農業研修センター設置条例を廃止することに伴い改正後のように第1条から第14条までの条文をそれぞれ規定するために条文を整理し全部を改正するものでございます。

それでは、議案集の34ページをお願いいたします。

附則でこの条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第16号、財産の無償譲渡について御説明をいたします。

議案集のほうは35ページから37ページ、説明資料集は19ページをお願いいたします。

今回錦野地区公民館分館の建物を地元自治会に無償譲渡するために、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の36ページをお願いいたします。

1、無償譲渡する財産は錦野地区公民館分館で所在は大津町大字錦野742番地、構造は木造平屋建て、規模は183.96平方メートルでございます。備品は別紙財産目録に記載の備品ということで次のページを御覧ください。

集会室用長机5台、和室用机16台、パイプ椅子24台についても無償譲渡するものです。

すみませんが前のページにお戻りください。

2番目の無償譲渡の相手方は錦野区自治会、代表者は内村雅俊様です。現在の自治会長となりません。

3番目に無償譲渡する日は令和5年4月1日でございます。

次に、説明資料集の19ページをお願いいたします。

1対象施設の錦野地区公民館分館の建物の概要それから2番目に経緯等を記載しております。地区公民館分館につきましては、平成14年に町社会教育委員会からの答申を受け、地元への移管について検討を進めてきました。錦野地区公民館分館は、昭和56年度に農用地利用増進特別対策特任事業により農業研修センターとして建設され、町の公民館分館として位置付けられております。

その後各区において公民館の整備が進められてきたため分館の役割は薄れ主に錦野地区での利用となっております。町では分館が地元自治会により自治公民館として主に利用されている施設であるため地元への移管について協議を進め建物の改修をした上で無償譲渡する方向で地元と協議を進めてまいりました。今年度、施設の整備が終わりましたので、令和5年4月1日付で地元である錦野区に譲渡を予定するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） こんにちは。私からは議案第17号から19号、議案第21号から第22号について説明をさせていただきます。

まず議案第17号、民法等の一部を改正する法律の施行による関係府省令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案集の38ページをお願いいたします。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律の一部施行による関係府省令の改正に伴い、関係する条例を整理するため、条例を制定するものです。

説明資料集の20ページをお願いいたします。

改正する関係条例としましては、「大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の2つです。

改正内容としましては、民法等の一部改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことに伴い、関係条例に規定する「懲戒に係る権限の濫用禁止」についての条文を削除するものです。

附則におきまして、適用期日を規定しており、公布の日から施行することとしております。

議案第17号の説明は以上です。

続きまして、議案第18号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案集の40ページをお願いいたします。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定及びバス送迎にあたっての安全管理の徹底に関する規定を加える改正等を行うため、関係する条例を整理するものです。

説明資料集の22ページをお願いします。

改正する関係条例としましては、「大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と「大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」になります。

まず、第1条の「大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」について御説明します。家庭的保育者等に、第7条の2で安全計画を策定することなどを義務付け

る規定、第7条の3で利用乳幼児の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による所在確認を行うことを義務付ける規定を新設します。

さらに、専ら送迎を目的とした自動車を運行するときは、車内利用乳幼児の所在の見落としを防止するため、ブザーその他の装置の設置を義務付ける規定を新設します。

ただし、装置の設置が困難な事情がある場合には、経過措置としまして令和6年3月31日までに、装置使用に代わる代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする規定を設けます。

また、第10条において、他の社会福祉施設等を併設する際に、特有の設備・専従の人員についても共用可能とする改正を行います。

第14条第2項で感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務として求める規定を新設します。

続きまして、第2条の「大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」について御説明いたします。第6条の2で放課後児童健全育成事業者に、安全計画を策定することなどを義務付ける規定を新設しますが、経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務とする規定を設けます。

また、第6条の3で児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務付ける規定を新設します。

第12条の2で業務継続計画を策定するとともに、職員に対して周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施することを努力義務として求めることを規定し、第13条第2項で感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務として求める規定を新設します。

附則で、施行期日は、令和5年4月1日としております。

なお、経過措置につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

議案第18号の説明は以上です。

続きまして、議案第19号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案集の45ページをお願いします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例を整理するため、条例を制定するものです。

説明資料集の31ページをお願いします。

今回、改正する関係条例としましては、「大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「大津町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」、「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、そして「大津町子ども・子育て会議条例」の4件です。

改正内容としましては、まず、主務大臣に係るものです。こども家庭庁の設置により、主務大臣が「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」となることに伴う改正です。

次に、学校教育法第25条の項の新設に伴う改正です。

こども家庭庁設置後も、学校教育は引き続き文部科学省が所管しますが、文部科学大臣が定める幼稚園教育要領と、内閣総理大臣が定める保育所保育指針の基準の整合性等を事前に相互協議することを義務付ける規定が整備されることから、この規定を引用する条例の一部を改正し、条文を整理するものです。

次に、子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴う改正です。

厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務につきましては、内閣総理大臣と厚生労働大臣との間で事務を調整する協議が不要となるため、その協議について定める規定が削除されます。また、子ども・子育て支援法により設置されている「子ども・子育て会議」には、こども家庭庁に新たに設置される「こども家庭審議会」に移管され、廃止されることに伴い、「子ども・子育て会議」に関する規定が削除され、条文が繰り上がることから、これらの規定を引用する条例の一部を改正し、条文を整理するものでございます。

なお、施行期日は、令和5年4月1日としております。

議案第19号の説明は以上です。

続きまして、議案第21号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の59ページをお願いします。

今回の改正は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、町条例と関係する条文が繰り上がったことから条例の一部を改正するものです。

説明資料集の52ページをお願いします。

条例改正の概要としまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、大津町後期高齢者医療に関する条例第2条第9号及び町条例と関係する条文としまして熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条に規定されております。

今回、熊本県後期高齢者医療広域連合が令和2年度まで実施していました賦課額の算定の特例が廃止され、その条文が削除となったことにより、町条例と関係する傷病手当金に関する条文などが第5条から第3条に繰り上げとなったため、町の条例の一部を改正し条文を整備するものでございます。

議案集の60ページをお願いします。

附則におきまして、適用期日を規定しており、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

議案第21号の説明は以上になります。

続きまして、議案第22号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集の61ページをお願いいたします。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給

額を見直すために、条例の一部を改正するものです。

説明資料集の55ページをお願いいたします。

第6条第1項中、出産育児一時金の額40万8千円を、健康保険法施行令等の改正を踏まえ、48万8千円に改定するものです。

議案集の62ページをお願いします。

附則の第1項としまして、施行期日を規定しており、令和5年4月1日から施行することとしております。

附則の第2項には、経過措置を規定しており、施行日前の令和5年3月31日以前に出産した被保険者に係る条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、以前の条例の規定を適用とすることとしております。

議案第22号の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは議案第20号、大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例について御説明させていただきます。

議案集は49ページから58ページ、説明資料集は49ページから51ページをお願いします。

今回の条例制定は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設されて以来、太陽光発電設備の導入が急速に進んでいる一方で、不適切な設置維持管理による土砂流出等の発生、業者の経営悪化等による事業の放置、地域住民との対立など様々な問題が生じていることに鑑み、町民の安全で安心な生活を確保するために条例を制定しようとするものです。

議案集の50ページをお願いいたします。

第1条で、条例の目的を太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関して必要な事項を定めることにより災害の発生を防止するとともに本町の自然環境、生活環境等の保全を図りもって町民の安全で安心な生活の確保に寄与することとしています。

第2条の基本理念では、再生可能エネルギーの推進と自然環境、生活環境等への配慮の両立及び町事業者地域住民等との連携による町民の安全で安心な生活の確保をうたっております。

第3条の定義では、この条例における用語の意義を定義し、議案集51ページの第4条町の責務から52ページ第7条の町民の責務におきましては、町、事業者、土地所有者、町民の責務をそれぞれ規定しております。

議案集52ページの第8条適用範囲では、この条例が適用される太陽光発電設備を発電出力50キロワット以上、事業区域1千平方メートル以上及び市中型の設備並びに第9条に規定する抑制区域内の設備と定めております。第9条抑制区域では、町長は太陽光発電設備設置事業を行わないよう協力を求める区域として、自然災害が発生する恐れがある区域や豊かな自然環境などが保たれ、貴重な資源として認められる区域などを抑制区域として指定しております。

議案集53ページをお願いいたします。

第10条の事前協議では、事業者に対しまして再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請前に

町との協議義務を規定し、町長は必要に応じて指導または助言を示した指導書を交付するものとしております。

第11条説明会の実施では、事業者に対しまして事業実施前に地域住民に対する事業計画の説明会開催の義務を規定し、説明会前とその結果について町長への報告を義務付けしています。

議案集54ページをお願いいたします。

第12条協定の締結では、地域住民と事業者が災害の防止及び良好な自然環境、生活環境等の保全に関する必要な事項について協定を締結することができる旨を規定しております。

また町長は協定書の内容について双方に必要な助言ができることとしております。

第13条の届出では、事業者に対する事業計画及び計画の変更、中止の届出の義務を規定しています。

第14条協議会の設置では、町長は町、事業者、地域住民等が定期的に相互の情報交換を行う場を設け、事業者に対して協議会への参加を義務付けしています。

議案集54ページの第15条から55ページ第17条におきましては、事業者の工事に関する各種届出、町の完了検査の実施、事業者の稼働状況等に関する報告義務をそれぞれ規定しております。

議案集55ページの第18条異常発生時の対応では、事業者及び町長に対する災害等により被害が生ずる恐れがあると認められるときの対応を規定しております。

第19条では、事業者の太陽光発電設備設置事業を終了とするときの届出並びに事業を終了したときの設備の撤去、処分及び届出の義務を規定しております。

議案集56ページをお願いいたします。

第20条地理の承継では、事業の譲渡等があった場合のこの条例の規定による地理の承継及び町長への届出土地所有者への通知の義務を規定しております。

第21条では、事業者が所在不明となった場合における土地所有者の必要な措置を規定しております。

議案集56ページの第22条から57ページ第24条におきましては、町の立入調査関係、指導、助言または勧告並びに国への通報及び公表ができることをそれぞれ規定しております。

議案集58ページをお願いいたします。

第25条の委任ではこの条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任することとしております。

続きまして、附則になります。

附則第1項では、施行期日を令和5年7月1日とし、附則第2項ではこの条例の適応を受ける者は条例施行日以後に再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う事業者としております。

附則第3項及び第4項におきましては、発電出力が1千キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている事業者及び認定を受けて現に事業を実施している事業者に対する経過措置を定めております。

附則第5項準備行為では、この条例で定める手続等の行為につきましては、条例施行前において

も行うことができることを定めております。条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 議案第25号、町道の路線認定について御説明いたします。

議案集の67と68ページ、説明資料集一番最後のページになりますが、62ページをお願いします。

路線番号348、路線名町道古城中核工業団地線、延長1千217メートルで起点は大津町大字古城字中原から終点は大津町大字高尾野字平成までです。本路線は林道古城線で整備いたしましたが、整備後19年経過し著しい道路の破損が確認されております。この状況を踏まえ国の地方創生整備推進交付金を活用し、道路の整備を行う計画です。現在は、林道でありますので、国からの補助率が30%となっており、町道認定になれば50%の補助率と高くなるため今回町道認定を行うものです。

議案第25号につきましては、町道の路線認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時55分より再開します。

午後1時45分 休憩

△

午後1時55分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第26号から議案第34号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） それでは議案第26号の令和5年度大津町一般会計予算について御説明を申し上げます。

予算書のほうは1ページをお願いいたします。併せて別冊の予算の概要を御参照いただきたいと思いますと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ168億1千561万7千円と定めております。

第2条の継続費から、第6条歳出予算の流用までは、記載のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表の継続費です。

款10、項2の護川小学校屋根改修事業につきましては、事業の総額を2億9千616万円とし、項3の大津中学校改修事業につきましては、事業の総額を20億6千89万4千円とし年割額につ

いては、それぞれ記載のとおりとしております。

第3表は債務負担行為になります。例規システム使用料につきましては、例規集の追録データの作成それから例規集ソフトの使用料でございまして、令和6年度から5年間を委託するものになります。

令和5年度事務用パソコン借上料につきましては、職員用パソコン30台分の入替えに係るものでございます。インターネット仮想化構築機器借上料については、既存の機器の老朽化に伴い今回新たに更新するものになります。住民基本台帳ネットワーク機器等借上料につきましては、新たに1台を令和6年度から5年間のリースで調達するものになります。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託は、令和7年からの5年間を計画年度とする子ども・子育て支援事業計画の策定業務を委託するものになります。

学童保育施設指定管理につきましては、現在の指定管理の期間が令和5年度までにになっておりますので、令和6年度からの指定管理者を令和5年度で選定を行うものになります。

町有林等長期施業委託につきましては、令和5年度での現契約の満了に伴い、新たに令和6年度以降の契約を締結するものになります。

大津地区公民館分館照明借上料につきましては、令和6年度以降5年間のリース契約を締結する予定としております。

図書館システム機器借上料及びその下の使用料につきましては、5年間のリース期間満了に伴い、更新を行うものになります。

9ページをお願いいたします。

第4表、地方債になります。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補填するもので、国の地方財政計画を参考に計上いたしております。

2の人権啓発福祉センター改修事業は、隣保館の改修工事に係るものになります。

3から14の道路関連事業は、町道杉水水迫線整備や桜町57号線の歩道整備あるいは橋梁補修など、主に町道整備事業に係るものになります。

15の公園施設長寿命化対策事業は、昭和園照明施設更新事業に係るものになります。

16のあけぼの団地改修工事業は、あけぼの団地の改修事業の設計業務及び工事に係るものになります。

17の消防設備等整備事業は、小型動力ポンプ、積載車2台の更新に係るものになります。

18の護川小学校屋根改修事業は、護川小学校の屋根改修工事及びその監理業務委託に係るものになります。

19の大津中学校改修事業は、校舎の改修工事それからその監理業務委託に係るものになります。それでは歳出の主なものについて、御説明を申し上げます。

51ページをお願いいたします。

51ページですけれども、款2、項1、目1一般管理費は、前年度比1億2千11万7千円の減ですけれども、これは定年延長に伴います退職手当の負担金の減額が主なものになっております。

次に、55ページをお願いいたします。

目2、人事秘書費は、職員の自己申告研修に係る特別旅費それから研修負担金等により、増となっております。

61ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節14工事請負費は旧電算室を賃貸するための改修工事を新たに計上いたしております。

63ページをお願いいたします。

目6企画費、節12委託料は、ふるさと寄附金に係る職務代行の業務委託料が主なものになります。また、空き家実態調査業務委託も新たに計上いたしております。

次に、64ページの節18補助金の4空家改修等事業補助金を新たに計上をいたしております。

目7電子計算費、節1報酬は、行政のデジタル化を推進すべくDX推進スーパーバイザーへの報酬を新規でこれも計上いたしております。

65ページをお願いいたします。

節12委託料で電子決裁システムの導入業務委託それからホームページのリニューアル業務委託を計上いたしております。

66ページをお願いいたします。

目8交通安全対策費は、令和3年度、令和4年度でカーブミラー関係の設置、白線関係、通学路の危険箇所の舗装等を集中的に行った関係で今年度は減額という形になっております。

同様に69ページにつきましても、目9防犯対策費についても、令和3年、令和4年度で町内全域の街灯・防犯灯のLED化を集中的に行いましたので、対前年度比は減という形になっております。

73ページをお願いいたします。

目11地域づくり推進費、節18補助金、4阿蘇くまもと空港駅拠点活性化事業補助金それから節24積立金の企業版ふるさと納税基金積立金などにより増となっております。

目12諸費は、節12委託料で、公共交通計画におけますまちなかエリア実証運行委託を新たに計上いたしております。

76ページをお願いいたします。

目15国際交流費、節13多言語通訳システム使用料及び節18補助金の2姉妹都市交流事業補助金などにより増となっております。

83ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費、節17備品購入費でセミセルフレジの購入費用を新規で計上いたしております。

それから94ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費、節18補助金の5ひとり親家庭福祉協議会補助金についても単独事業として新規で計上いたしております。

節 2 7 繰出金。国民健康保険特別会計それから介護保険特別会計繰出金については記載のとおりでございます。

次に目 2 障害者福祉費は、前年度比約 1 億 5 千万円の増となっておりますけれども、これにつきまして 9 7 ページに移りまして、節 1 9 扶助費の伸びによるものが大きな要因です。障害福祉サービス事業それから障害児支援事業につきましては、利用者数それから利用件数増を見込んでおります。目 3 後期高齢者医療費につきましては、節 1 8 負担金の後期高齢者医療広域連合負担金が、療養給付費負担金の増の影響により、増額となっております。

次に 1 0 7 ページをお願いいたします。

目 9 人権啓発福祉センター運営費、節 1 2 委託料、人権啓発福祉センターの改修工事の管理業務委託、それから節 1 4 の改修工事につきましては老朽化した人権啓発福祉センター隣保館の改修を行い、施設の長寿命化を図るもので、昨年度から実施をしている事業でございます。

少し戻りまして、節 1 2 委託料の児童館改修工事等設計業務委託についても、老朽化した児童館の改修に向けた設計業務を委託するものでございまして、令和 6 年度の着工を予定をいたしております。

1 0 9 ページをお願いいたします。

項 2、目 1 児童福祉総務費、節 7 報償費のスーパーバイザー謝礼は、複雑化する児童相談業務に関しまして、専門知識を有する方に、技術的な助言・指導をいただくものになります。

1 1 0 ページをお願いいたします。

節 1 2 委託料の護川小学校校区学童保育施設建設工事設計業務委託は、施設の老朽化に伴います建て替えのため、護川小学校敷地内に新たな学童施設を整備するための設計業務委託になります。

1 1 1 ページに移りまして、土地分筆登記等業務委託それから大津幼稚園園舎等時点修正業務委託については、大津幼稚園の民営化に係るものになります。

1 1 3 ページの目 3 大津保育園費、それから 1 1 5 ページに移りまして、節 1 2 委託料の大津保育園外壁改修工事監理業務委託それから 1 1 6 ページの節 1 4 の工事請負費の外壁改修工事につきましては、経年劣化しました大津保育園の外壁の改修に係るものになります。

1 1 8 ページをお願いいたします。

目 7 新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、大津保育園の新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品、それから備品の購入そして私立保育園や学童保育施設等の新型コロナウイルス感染症対策のための補助金になります。

1 2 1 ページをお願いいたします。

款 4、項 1、目 1 保健衛生総務費、節 1 9 扶助費の更に 1 2 2 ページに移っていただきまして、国の子育て支援策として新たに今年からスタートしました出産・子育て応援給付金などにより増額となっております。

1 2 7 ページをお願いいたします。

目 4 健康増進費、節 1 8 地域活性化起業人制度負担金につきましては、今現在もやっております

けれども、それに引き続き、来年度につきましても民間企業のノウハウを生かした健康づくり・介護予防などを行うための人材派遣に伴う負担金になります。

132ページをお願いいたします。

項2、目1清掃総務費につきましては、菊池広域連合負担金の増などにより、前年比増額となっております。

136ページをお願いいたします。

款6、項1、目3農業振興費、節12委託料、山村広場屋外トイレの改築工事実施設計業務委託は、老朽化しております山村広場のトイレの改築工事に係る設計の業務委託を計上いたしております。

137ページに移りまして、補助金の9かんしょ安定生産対策事業補助金につきましては、サツマイモ基腐病対策として行った苗床それから苗の消毒費用の助成を行い、甘藷の安定生産を図るものとしております。

次に141ページをお願いいたします。

目7圃場整備費、節12委託料は、矢護川地区の圃場整備事業に係る整備地区全体の地図作製や相続関連の書類作成などの事務補助に係る業務委託費になります。

143ページをお願いいたします。

目9農業集落排水費につきましては、農業集落排水事業会計への繰出金でございまして収益的費用に係る分を補助金として、資本的費用に係る分を、出資金としてそれぞれ支出をしております。

144ページをお願いいたします。

目11新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給費補助金は、新型コロナウイルスの影響により減収となった農業者に対する、緊急支援資金に係る利子補給になります。

146ページをお願いいたします。

項2、目2林業振興費になります。節12委託料の下のほうですけれども高尾野森林公園遊歩道補修測量設計業務委託は、森林環境譲与税を財源としまして、熊本地震以降不通となっております遊歩道の補修に係る測量を設計を行うものになります。

149ページをお願いいたします。

款7、項1、目2商工振興費、節18補助金の5大津町創業支援補助金は、今年度は新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して取り組んできた企業創業支援事業費補助金の継続事業で、アフターコロナの経済社会の厳しい状況の中、町内で起業する方々を引き続き支援していくための経費になります。

款7、項1、目3観光費、節1報酬の会計年度任用職員報酬4人分の内2人は、新規の雇用でございまして、地域おこし協力隊として、町のリーフレットやポスターなどプロモーション素材の作成により観光資源のPRに取り組んでいただくこととしております。

151ページに移りまして、節18負担金の4地域活性化起業人負担金は、起業人の受入れに要

する派遣元企業に対する負担金。それから、補助金の6地域活性化起業人助成金は起業人自身が発案、提案した事業に要する経費に対する助成金になります。

次に目4企業誘致推進費ですけど、152ページにいきまして、節12委託料、戦略的企業誘致支援業務委託につきましては、企業誘致の総合施策に向けて、専門的な知識や知見を有する者へ支援業務を委託することで、効率的に、企業誘致を進めていくものであります。

155ページをお願いいたします。

目6新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金は、新型コロナウイルスの影響により減収となり、県の金融円滑化特別資金の融資を受けた中小企業事業者に対する利子補給になります。

目8工業団地整備事業費、節27繰出金は、新たな工業団地整備に向け、現在、基本計画の策定準備を進めているところですが、その次の段階といたしまして基本設計業務委託を新年度で実施することとしております。予算につきましては特別会計での計上となっております、当該予算に係る繰出金を計上しております。

159ページをお願いいたします。

款8、項2、目2道路維持費、節14工事請負費は、後迫前田線等の舗装修繕工事のほか、河川や調整池の土砂浚渫工事が主なものになります。

160ページをお願いいたします。節18負担金は、大津町の下町地区と菊陽町戸次地区にかかります下戸橋の補修工事に係る菊陽町への負担金になります。

次に目3道路新設改良費、節14工事請負費は、町道杉水水迫線等の道路改良工事分になります。

163ページをお願いいたします。

項3、目2公園緑地費、節12委託料で、164ページに移りまして、公園施設長寿命化対策支援事業実施設計業務委託それから節14工事請負費、公園長寿命化対策支援事業工事費は、昭和園の照明施設更新工事に係る設計費と工事費になります。

165ページをお願いいたします。

目5社会資本整備総合交付金事業費、節12委託料の都市再生整備計画事後評価支援業務委託は、大津町南部観光地区の都市再生整備計画事業の事後評価に係ります支援業務委託で、事後評価シート作成や、役場庁内の検討会・評価委員会の開催支援を委託するものになります。

目6熊本地震関係費、166ページに移りまして、節18補助金の1で県の住宅耐震改修事業補助金は、木造戸建て住宅の耐震強化に係る補助金になります。

それから3ブロック塀撤去補助金は、個人所有の危険なブロック塀の撤去費用に係る補助金になります。

それから項4、目1住宅総務費、167ページに移りまして、節12委託料、公営住宅建替基本計画策定業務委託は、町営住宅の長寿命化計画策定後の個別計画で、あけぼの団地及び西嶽団地に係る建て替え基本計画に係るものになります。

171ページをお願いいたします。

款9、項1、目2非常備消防費、節10需用費、消耗品は、消防団全団員の活動服を総務省の新

基準に合わせたものに更新することとしております。

176ページをお願いいたします。

目5災害対策費、節18補助金、6の防災リーダー育成事業補助金は、防災士養成を図るため、資格取得に要する費用を補助するものになります。

180ページです。

款10、項1、目2事務局費、節11役務費の英検受験手数料は、中学卒業時に英検3級レベルの英語力を身に着けるための取組の推進として、中学3年生が英検3級を全員受験するための費用を計上いたしております。

節8特別旅費それから181ページの節18補助金1で学校教育人材育成事業補助金では、台湾の高雄市との教育交流を現在も進めておりますけれども、更に深めるために、町職員や、姉妹校を締結している学校の校長先生等を派遣するための費用を計上いたしております。

186ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節13使用料及び賃借料の学習用ソフトウェア使用料では、AI機能を搭載した学習ソフトを導入し、子供たちに合わせた最適な学びの提供を推進することとしております。中学校費についても同様でございます。

187ページをお願いいたします。

目3学校建設費、節12委託料の小学校施設改修等設計業務委託は、現在周辺人口が増加しております室小学校についての増築棟の検討と各小学校施設バリアフリー改修工事の設計業務に係るものになります。

それから護川小学校の屋根改修工事監理業務委託、そして節13使用料及び賃借料の護川小学校仮設校舎借上料、節14工事請負費はいずれも護川小の屋根改修工事に係るプレハブ借り上げ等に係るものになります。

192ページをお願いいたします。

項3中学校費、目3学校建設費は、大津中学校の長寿命化改修事業に係るものです。節12委託料で長寿命化改修工事関係の業務委託を計上してありまして、また、節13使用料及び賃借料で仮設校舎の借上料、節14工事請負費で長寿命化改修工事、節17備品購入費で備品等の購入を計上いたしております。

200ページをお願いいたします。

項5、目2公民館費、節12委託料の施設予約システム導入業務委託で、節13使用料及び賃借料の施設予約システム使用料は、町DX推進計画に基づきまして、リモートロック設置施設4施設に施設予約システムを導入し、オンラインで空き状況の確認や予約が可能になるものになります。

203ページをお願いいたします。

目4文化振興費、節12委託料の冊子等作製業務委託は、国指定重要文化財であります江藤家住宅の公開活用のために冊子、リーフレット、見学マップの作成を行うものです。

204ページをお願いいたします。

節18補助金、4の文化財保存管理整備補助金は、江藤家住宅の復旧修理工事への町の補助になります。

205ページをお願いいたします。

目5文化施設運営費、節12委託料の冊子作製業務委託は、町内有識者により蓄積された歴史物語の冊子を作成することで、より多くの町民に興味を持ってもらい、文化財保護を推進していくものになります。

212ページをお願いいたします。

項6、目1保健体育総務費、節18負担金の県民体育祭準備委員会負担金は令和5年度に行われます第78回熊本県民体育祭の菊池・山鹿大会の実行委員会への負担金になります。

目2体育施設費、節12委託料の体育施設指定管理は、令和5年度から開始します体育施設等の指定管理に伴う委託料になります。

また、町運動公園、他目的広場休憩所設置のため、節12委託料で設計業務、監理業務、工事請負費で設置工事費を計上いたしております。

工事請負費の中では、休憩所設置のほか、運動公園のメイン駐車場車止め設置工事、それから運動公園の街灯改修、町民グラウンドと運動公園競技場の夜間照明改修も計上いたしております。

216ページをお願いいたします。

目3学校給食費、節12委託料、給食費徴収管理システム導入委託、節13使用料及び賃借料の給食費徴収管理システム使用料は、給食費の徴収事務について、徴収管理システムを新たに導入するものになります。

219ページをお願いいたします。

款12公債費です。借入金の減少等に利子については減となっておりますけれども、令和3年度に借入れております新庁舎建設等の借入れによります元金償還の発生が影響し、元金は増額となっております。

なお、令和5年度末の起債残高見込みは、約177億3千万円を見込んでおります。

221ページで、款13予備費で財源調整をいたしております。

次に歳入の主なものについて御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

款1、項1町民税、目1個人ですけれども、個人所得の伸びや、人口増加を見込みまして、4千600万円の増で計上いたしております。

目2法人につきましても、前年度の実績等により、7千107万9千円の増額で計上いたしております。

項2、目1固定資産税は、住宅需要の増加や、企業の投資による償却資産の増加等を見込みまして、3億994万円の増で計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

項3軽自動車税から、項5入湯税までは、前年度の見積り等により計上いたしております。

15ページから19ページですが、款2 地方譲与税から、款10の地方特例交付金は、前年度等の実績見込みや県の試算を参考にし、国が示します地方財政計画に基づき計上いたしております。

なお、19ページの、款10、項2、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金地方特例交付金につきましては、中小事業者等の固定資産税等減免に係る補填により増額となっております。

款11 地方交付税は18億6千万円で、前年比1億円の減を見込んでおりますけれども、税収の伸びによる基準財政収入額の増加によりまして、交付基準額の減少を見込み、普通交付税を前年比減といたしております。

20ページをお願いいたします。

款13 分担金それから24ページの款14 使用料及び手数料までは、実績と見込みにより計上いたしております。

25ページからの款15 国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金等でございます。項1、目1 民生費国庫負担金、節1 児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、保育士の処遇改善、国の負担率の増等による保育給付費の増などにより、前年比4千821万4千円の増となっております。

また、節4 障害者福祉費負担金につきましても、対象者あるいは件数の増などにより、前年比7千370万9千円の増額となっております。

目2 衛生費国庫負担金につきましては、新規事業であります出産・子育て応援給付金国庫負担金の増はあるものの新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の減により、全体では、前年比1千597万7千円の額となっております。

26ページをお願いいたします。

項2、目1 民生費国庫補助金、節1 児童福祉費補助金は、放課後児童健全育成事業の処遇改善の事業費増により、子ども・子育て支援交付金が増加したものの、令和4年当初で計上いたしました保育士等の処遇改善臨時特例交付金が保育所等へ支払う給付費に処遇改善というかたちで移行したため、全体では減という形となっております。

27ページをお願いいたします。

目2 衛生費国庫補助金につきましては、節2 衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の減により、全体では、前年比4千399万6千円の減額となっております。

目3 土木費国庫補助金は、節1 道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金は減ったものの、節2 都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金があげぼの団地改修事業などで増加したため、全体では、前年比5千589万円の増となっております。

28ページをお願いいたします。

目4 教育費国庫補助金は、節1 小学校費補助金で、護川小学校屋根改修工事に係る学校施設環境改善交付金、節2 中学校費補助金で、大津中学校長寿命化改修事業に係る学校施設環境改善交付金

がそれぞれ大きく影響しておりまして、全体では、前年比2億2千779万4千円の増となっております。

29ページをお願いいたします。

款16、項1、目1民生費県負担金は、国庫負担金で説明しました内容になります。

それから30ページに移りまして、節4障害者福祉費負担金の障害児通所給付金関係の影響もありまして、全体で前年比4千985万5千円の増となっております。

また、目2衛生費県負担金は、新規事業であります出産・子育て応援給付金、県負担金により増となっております。

31ページをお願いいたします。

項2、目1総務費県補助金、節2熊本地震復興基金交付金につきましては、それぞれ、復興基金基本事業分を計上いたしております。

次に目2民生費県補助金は、節1重層的支援体制整備事業交付金の増、節3児童福祉費補助金の処遇改善に伴う放課後児童健全育成事業等補助金の増、それから保育補助者雇上強化事業や保育体制強化事業、それから保育園バス等の事故防止に係る安全対策事業による保育対策総合支援事業費県費補助金の増により、全体で前年比3千663万1千円の増額となっております。

また、32ページの節4人権啓発福祉センター費補助金、隣保館施設整備費補助金は、令和4年度に引き続き、人権啓発福祉センターの改修に係る県補助金になります。

35ページをお願いいたします。

項3、目1総務費委託金は、県民税徴収委託金の増、それから県知事選挙等により、全体で前年比2千426万9千円の増額となっております。

38ページをお願いいたします。

款17、項1、目1財産貸付収入は、旧老人ホーム、老人ホーム跡地ですけれどももの貸付等により、普通財産貸付料の増、全体で前年比1千147万6千円の増額となっております。

款18、項1、目1一般寄附金です。ふるさと寄附金の前年度実績見込みにより、前年比2億20万1千円の増額となっております。

40ページをお願いいたします。

款19繰入金です。項2、目2公共施設整備基金繰入金は、大津中学校の長寿命化等のため繰入れを行うものです。また、目4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から、8億5千万円を繰り入れております。繰入れ後の財政調整基金の残高は、約24億4千800万円となる見込みでございます。

41ページをお願いします。

目5熊本地震大津町復興基金繰入金につきましては、別添「予算の概要」の最終ページに記載の事業につきまして、繰入れを行うこととしております。

43ページをお願いいたします。

款21、項4、目2、節1雑入です。全体で672万5千円の増となっております。

47ページから48ページにかけての款22町債は、第3表地方債で説明したとおりでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 私からは議案第27号、議案第29号、議案第30号について説明させていただきます。

まず、議案第27号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7千320万9千円と定めております。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

それでは、歳出から、主なものについて御説明いたします。

予算書は15ページ、予算の概要は、65ページから67ページです。

款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険の事業運営のための事務経費等で、主なものは、節11の役務費で、被保険者証と保険税納付書等の郵送費及び国保連合会との事務の連携に使用いたします電算システムの共同電算処理手数料になります。

節12委託料は、レセプト点検委託料と法改正に伴う国民健康保険システムの改修委託です。

16ページをお願いします。

目2連合会負担金は、会員となっている国保連合会への負担金で、平等割、被保険者数割等により算定されるものです。項2運営協議会費は、国民健康保険法で設置が義務づけられている国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

17ページをお願いします。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費は、保険者が負担する医療費の原則7割の保険給付の費用になります。一般被保険者高額療養費が前年度と比較して3千600万円増額となっておりますが、令和4年度の給付実績が、高齢者数の増やコロナ禍による1人あたりの医療費の増などにより、増額したものです。目3一般被保険者療養費につきましては、治療用器具等に対する費用等の償還払いの費用となります。

18ページをお願いします。

目5審査支払手数料は、国保連合会でのレセプト審査支払に要する手数料です。

款2、項2高額療養費は、高額な医療費に対し、所得に応じて一定の金額を超えた分を給付するものです。一般被保険者高額療養費が前年度と比較して1千560万円増額となっておりますが、療養給付費同様に令和4年度の給付実績が増加していることなどを考慮し増額したものです。

19ページをお願いします。

目3一般と、目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になった場合に限度額を超えた分を給付するもので、前年同額を計上しております。

20ページをお願いします。

款2、項4、目1出産育児一時金及び21ページの項5、目1葬祭給付費は、前年同額を計上しております。

款2、項6、目1傷病手当金は、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、「傷病手当金」を支給するための費用で20件分を計上しております。

22ページをお願いいたします。

款3、項1の医療給付費分、項2の後期高齢者支援金等分、予算書23ページの項3の介護納付金分につきまして、それぞれの金額は、県が市町村ごとの医療給付や所得の水準等により按分し、算定した額を計上しており、総額は8億7千770万2千円となっております。

事業費納金が、全体で、前年度より約4千万円増額となっているのは、県全体の1人あたり医療費が増加していることなどが要因となっております。

24ページをお願いします。

款6、項1特定健康診査等事業費の主なものは、25ページの上段の節12の委託料で、特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の事業に要する費用などを計上しております。

また、役務費情報提供料は、県の集合契約により新たに導入する「みなし健診事業」に伴う費用で、医療機関から情報提供を受けた場合に支払う手数料となります。

項2、目1保健衛生普及費は、医療費適正化の啓発やその他保健事業に係る経費等になります。

主なものとしまして、節11役務費は、医療費の抑制を目的に、医療費通知や、ジェネリック医薬品の差額通知を送るための郵送費及び国保連合会に支払う医療費通知等の作成手数料となります。節12委託料は、ヘルスアップ事業委託として健康運動教室や重複多剤指導の業務委託を新規で行うものです。

26ページをお願いします。

目2鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられる方に対して、施術費用の一部を補助するものです。

27ページをお願いします。

款9、項1償還金及び還付加算金は、保険税の還付金等の予算を計上しております。

28ページをお願いします。

款10予備費で、771万5千円を計上しております。

続いて、歳入を御説明いたします。

ページが前に戻りまして、8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、5億4千47万7千円、目2の退職被保険者等国民健康保険税を6千円として計上し、保険税の総額を5億4千48万3千円で、前年比1千71万8千円の減で計上しております。

減額の主な理由としましては、国保への加入率が緩やかな減少傾向にあること、また被保険者数等の減によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款2、項1、目1督促手数料は、保険税の督促状を発送する手数料で前年と同額を計上しております。

款4、項1、目1保険給付費等交付金は、保険給付や保健事業に対し交付されるものです。前年比5千231万7千円の増の主な要因としましては、保険給付見込額の増に伴うものです。節1普通交付金は、保険給付費の全額が県から交付されるもので、節2の特別交付金は、町が行う保健事業へのインセンティブや、結核等にかかる保険給付が多額である場合等の特別な事情を考慮して交付されるものです。

11ページをお願いします。

款6、項1、目1一般会計繰入金、節1から予算書12ページの節3の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税及び未就学児の均等割保険税の軽減分等に当てるための繰入金で、4分の3は県負担、4分の1が町負担となっております。節4事務費繰入金は、歳出の総務費に相当する額を繰り入れるものです。節5出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金に充当するものとして支出見込額の3分の2を計上しております。節6財政安定化支援事業繰入金は、所得水準、病床数、高齢者の割合など、保険者の責めに帰さない事由による財政上の不均衡を是正するため、繰り入れるもので、所要の地方財政措置が講じられております。

13ページをお願いします。

款7、項1、目1繰越金は、前年度から5千500万円を増額して繰越見込額を計上しております。

款9、項1、目1一般被保険者延滞金は、保険税滞納分の延滞金で前年同額を計上しております。

14ページをお願いいたします。

款9、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等の被害者に国保が給付を行った場合など、加害者が過失割合に応じて国保に償還する納付金で、前年度同額で計上しております。

議案第27号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第29号、令和5年度大津町介護保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億874万9千円と定めております。

また、第2条で、一時借入金の最高額は1億円としております。

それでは、歳出から、主なものについて御説明いたします。

予算書は16ページをお願いします。予算の概要は69ページから70ページとなります。

款1、項1、目1一般管理費は、介護保険の事業運営のための事務経費等で、主なものは、節1報酬の、会計年度任用職員1人の報酬等になります。

17ページをお願いします。

款1、項2、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課・徴収に要する事務経費等です。

18ページをお願いします。

款1、項3、目1介護認定審査会費は、介護保険を利用するため、要介護認定の申請等された方

に対する認定審査に要する経費です。

18ページから19ページをお願いします。

款1、項3、目2認定調査等費は、要介護認定の申請等をされた方に対する、認定調査や主治医意見書等に要する経費で、主なものは、節1報酬の、会計年度任用職員8人の報酬や、節1.1役務費の主治医意見書手数料になります。

款1、項4、目1計画策定等委員会費は、令和6年度から3年間の計画である、「第9期介護保険事業計画」の策定や、地域包括支援センター等に関する運営委員会の開催に要する経費で、主なものは、節1.2委託料の介護保険事業計画等策定に係る業務委託費となります。

20ページをお願いします。

款2、項1、目1介護サービス等諸費は、介護保険サービスの費用から、利用者の自己負担を除いた残りの保険給付分の費用となります。

主なものは、節1.8負担金のうち、1居宅サービス給付費や、3施設サービス給付費になります。

21ページをお願いいたします。

款2、項2、目1その他諸費は、介護保険サービス事業者が提出する介護保険費請求書の審査・支払・データ入力等に係る手数料となります。

款2、項3、目1高額介護サービス等費は、月々の介護保険サービス費の自己負担額が、個人または世帯合計で上限額を超えた場合に、超えた分の払戻しをするものです。

22ページをお願いします。

款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護保険サービス利用者が支払った医療と介護の自己負担金が、世帯合算で一定金額を超えた場合に、超えた分の払戻しをするものです。

款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、高齢者が要介護状態とならないように実施する「介護予防事業」に関する経費で、主なものは、節1.2委託料のうち、通所型サービス事業委託や、節1.8負担金の、介護予防・生活支援サービス事業費となります。

23ページをお願いします。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者や事業対象者に対し、介護予防等のサービスが適切に提供できるよう、ケアプランを作成していただく際に要する経費で、主なものは、節1.8負担金の介護予防ケアマネジメント費となります。

24ページをお願いします。

款3、項2、目1一般介護予防事業費は、65歳以上の方の一般介護予防事業を実施するために要する経費で、主なものは、節1.2委託料のミニデイ事業や地域版通所型介護予防事業など、介護予防関連事業に要する費用となります。

25ページから26ページをお願いします。

款3、項3、目1包括的支援事業費は、認知症施策推進事業や在宅医療・介護連携推進事業などに関する費用で、主なものは、節1報酬の会計年度任用職員2人の報酬となります。

26ページから27ページをお願いします。

款3、項3、目2任意事業費は、高齢者の在宅生活を支援する事業に関する経費で、主なものは、節12委託料や、節19扶助費となります。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金は、同基金に積み立てる利子の積立てとなります。
28ページをお願いします。

款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金は、前年度分に係る介護保険料の払戻金となります。目2償還金は、決算等に伴い過大交付となった場合の、国・県・支払基金等への返還金となります。目3第1号被保険者保険料還付加算金は、過年度分に係る介護保険料の払戻しの際の加算金となります。

29ページをお願いします。

款5、項2、目1一般会計繰出金は、「重層的支援体制整備事業」として令和4年度より取り組んでおります「地域介護予防活動支援事業」「包括支援センター運営費」「生活支援体制整備事業」の財源として、介護保険料や予防サービス計画費の一部を一般会計に繰り出し充当するものです。

款6、項1、目1予備費は、介護給付費等の緊急な経費に対応するためのものになります。

介護保険特別会計の歳出の説明は以上です。

続いて、歳入の主なものを御説明いたします。

ページ戻りまして8ページをお願いいたします。予算の概要は67ページから69ページをお願いいたします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者からの保険料収入となります。令和4年度と比べて約840万円の増額となっておりますが、高齢者人口の増加によるものが主な要因でございます。節1では、年金からの天引き分を、節2では、納付書による窓口払いや口座振替等により支払われる保険料を収納しております。

9ページをお願いします。

款3、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込総額の国負担分です。

款3、項2、目1調整交付金は、第1号被保険者の年齢階級や所得等の分布状況を調整して国から配分されるもので、節1は介護給付費の、また節2は介護予防・日常生活支援総合事業の歳出見込総額に応じて交付されるものです。

目2地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の国負担分と、包括的支援事業や任意事業の国負担分に係る交付金となります。

目3保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止等に対する市町村の取組を支援するために交付されるもので、一般会計に繰り出して一般会計での事業実施が可能となる交付金でございます。

10ページをお願いいたします。

目4介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業を拡充して行う高齢者の介護予防・健康づくりの取組を支援するために交付されるものです。

款4、項1、目1介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金が徴収した第2号被保険者の

介護保険料を財源として、介護給付費歳出見込額の27%が、同基金から交付されるものです。

目2地域支援事業支援交付金は、先ほど同様、介護予防・日常生活支援総合事業の第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款5、項1、目1介護給付費負担金は、介護給付費歳出見込総額の県負担分です。

款5、項2、目1地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の県負担分となります。

款6、項1、目1介護給付費繰入金は、介護給付費歳出見込総額の町負担分です。

12ページをお願いいたします。

目2地域支援事業支援繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業の町負担分になります。目3低所得者保険料軽減負担金繰入金は、介護保険料が第1段階から第3段階の方々に対し、公費を投入することで保険料率を引き下げ、低所得者の負担軽減を図るものでございます。目4その他一般会計繰入金は、認定調査や審査会、その他介護保険事業に係る事務費等の繰入金となります。

款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費や地域支援事業等に係る保険料負担分の不足に対して繰り入れる基金でございます。

13ページをお願いします。

款7、項1、目1利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子収入となります。

款8、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額となります。

14ページをお願いします。

款9、項1、目1第1号被保険者延滞金は、延滞金の収入でございます。

款9、項2、目1雑入は、介護認定資料コピー代など40から64歳の生活保護受給者の介護認定調査にかかる委託料収入となります。

目2被保険者第三者納付金は、交通事故等に起因する介護サービス利用の場合の、第三者からの納付金になります。

14ページから15ページをお願いします。

款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターで行う要支援者等に対するケアプラン作成に伴う収入等になります。

議案第29号の説明は以上です。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。3時より再開します。

午後2時55分 休憩

△

午後3時01分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 続きまして、議案第30号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会

計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4千112万5千円としております。

それではまず、歳出について御説明いたします。

予算書の11ページをお願いいたします。予算の概要は70ページから71ページです。

款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者医療保険の市町村事務を行うための経費です。

主なものは節11役務費で、被保険者証を送付する簡易書留の郵便代等になります。

款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費で、主なものは、節11役務費で、保険料決定通知書等の郵送料となります。

12ページをお願いします。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が町に納付した保険料等を広域連合へ納付するものです。前年比1千211万8千円の減額となっておりますが、前年度は保険料率の改定初年度であったことなどから、保険料確定前の暫定額として計上していたものです。

12ページから13ページにかけてをお願いします。

款3、項1、目1健康診査費の主なものは、13ページの節12委託料で、基本健診及び人間ドックの委託料になります。目2鍼灸施術費は、鍼灸の施術を受けられる方に対して、施術費用の一部を助成する経費です。

款4、項1、目1保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金です。過年度の申告・死亡に伴う手続等により発生する還付金です。

予算書の14ページをお願いします。

款5、項1、目1予備費として、77万1千円を計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。

ページが前に戻りまして、予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2の普通徴収保険料は、年金天引きとなる「特別徴収対象者」を令和3年度の実績から全体の54%、また、目2普通徴収保険料を全体の46%と見込み、大津町における後期高齢者の保険料を3億2千588万4千円計上しております。

8ページをお願いします。

款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか保険料の徴収にかかる事務経費等を一般会計から繰り入れるものです。目2保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額を一般会計から、県負担分4分の3に、町負担分4分の1を加えて繰り入れるものです。目3保険事業等繰入金の節1鍼灸施術補助繰入金は、町の単独事業で鍼灸施術補助を行うため、一般会計から繰り入れるものです。節2人間ドック補助繰入金は、人間ドックの受診費用を補助するために一般会計から繰り入れるものです。

9ページをお願いします。

款5、項1、目1繰越金は、令和4年度の決算見込みにより前年同額を計上しております。

10ページをお願いします。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料です。

議案第30号についての説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 私からは議案第28号、議案第31号について説明させていただきます。

議案第28号、令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について御説明いたします。

議案集は71ページ、予算書の概要は67ページをお願いいたします。

予算書は特別会計の2つ目、共有財産の見出しとなっております。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3千685万3千円と定めます。

歳入から御説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

款2、項1、目1、節1財産収入1万8千円の主なものは、携帯無線基地局として携帯電話会社へ敷地を貸付ける貸付料となっております。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金3千683万5千円は、今後の真木団地における植栽・下刈り等の施業に備え、県分収金を繰越金として調整するものでございます。

次に歳出について御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費792万3千円となっております。前年比411万3千円の増となっており、一般会計繰出しで実施する真木団地施業は長期施業計画に基づき実施しておりますが、補助対象となる施業地の割合及び補助の見直しにより増額となっているものでございます。

歳出の主なものは、節27の繰出金となっております。繰出金774万6千円は、分収契約に基づき真木団地においての植栽・下刈り等の施業に係る一般会計への繰出金です。一般会計の町有林保育事業等委託の中で実施しており、令和5年度の主な事業は、下刈60.78ヘクタール、植栽7.62ヘクタールとなっております。

予算書の10ページをお願いいたします。

款2、項1、目1は予備費で財源調整となっております。

続きまして、議案第31号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計予算について御説明いたします。

議案集は74ページ、予算書の概要は71ページをお願いいたします。

予算書は特別会計の5つ目、工業団地整備事業の見出しでございます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3千122万円と定めます。

歳出から御説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費302万4千円です。節1報酬は、会計年度任用職員1名の配置によるものでございます。節3職員手当は、職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の期末手当となります。節8旅費は、会計年度任用職員の費用弁償です。節10需用費は、事業に関連する消耗品、印刷製本費。

続きまして款1、項1、目2事業費2千719万4千円です。節11役務費は、説明会等の通信運搬費となっております。節12委託料は、当該土地の不動産鑑定及び基本設計に対する業務委託となります。

予算書の11ページをお願いいたします。

続きまして、款2、項1、目1元金、節22償還金、利子及び割引料は、起債で借りました債務の元金の返済金となります。

続きまして款2、項1、目2利子、節22償還金、利子及び割引料は、起債で借入れた債務の利子の返済金となるものでございます。

款3、項1、目1予備費の100万円につきましては、不測の事態に備える予算で、予見し難い予算の不足に充てるための経費を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款1、項1、目1、節1事業収入につきましては、今後整備事業が進み、分譲を開始し、進出企業へ売り渡した場合の事業収入となるものでございます。

款2、項1、目1、節1工業団地整備促進補助金1千294万1千円は、熊本県の工業団地整備促進補助金で、基本設計に対する補助金となります。

款3、項1、目1、節1一般会計繰入金1千827万4千円は、歳出予算総額から県補助金等の歳入総額を差し引いた不足分を一般会計から繰入金として補填するものでございます。

予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1繰越金につきましては、歳入歳出の決算上余剰金を生じた場合におきまして、翌年度の歳入として繰り入れるものでございます。

款5、項1、目1、節1預金利子収入につきましては、事業の諸収入に対する預金利子となります。

款5、項2、目1、節1雑入につきましては、事業の諸収入に対するその他の収入となるものでございます。

款6、項1、目1、節1工業団地造成事業債につきましては、工業団地の整備事業に対する起債

となるものでございます。財政上必要とする資金を国や地方公共団体金融機構などから借り入れるものになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 私からは議案第32号、33号、34号を御説明いたします。

まず、議案第32号、令和5年度大津町工業用水道事業会計予算について、御説明いたします。

予算の概要は、72と73ページをお願いします。予算書は、1ページをお願いします。

工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、平成2年から熊本中核工業団地内の企業に給水を行っております。

第2条の業務の予定量ですが、給水先事業所は6事業所で、日量3千700立方メートルの給水量を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、工業用水道事業収益は6千945万1千円、工業用水道事業費用は8千155万4千円を予定しております。

次に下から2行目。第4条の資本的支出は、施設の整備や建設改良に関する費用となります。

2ページをお願いします。

資本的支出は、1千320万7千円を予定しております。

第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員1名と会計年度任用職員の給与費等で910万5千円を計上しております。

第6条で、利益剰余金のうち32万8千円の処分として、減債積立金を予定しております。

次に、説明書の1から2ページをお願いします。

予算実施計画ですが、収入で、款1工業用水道事業収益のうち主なものは、工業用水道使用料に伴う給水収益です。

支出の款1、項1、目1原水費は、ポンプ電気代、修繕費等で、目3総係費は職員人件費、システム使用料、事業会計支援業務等です。

項2営業外費用は、企業債の利息及び消費税です。

続いて収益的収入及び支出ですが、収入はありません。

支出につきましては、款1、項1、目1第2水源地高圧受電盤内機器更新工事に伴う工事請負費及び第1・第2水源地設備更新に係る業務委託費になっております。

項2企業債償還金は、企業債の元金の償還額です。

説明書3ページをお願いします。

令和6年3月末予定キャッシュ・フローの計算書になっております。説明書4ページから7ページまでは職員1人及び会計年度任用職員1人分の給与明細書になっております。

明細書7ページから8ページをお願いします。

令和5年度末の予定貸借対照表になっております。

説明書10ページから11ページには、注記として重要な会計事項を記載しております。

説明書12ページをお願いいたします。

令和4年度の予定損益計算書になります。1から4までのとおり、収益と費用を見込み、令和4年度の純損失は下から4行目の1千71万5千608円を見込んでいます。

説明書13ページから14ページには、令和4年度末の予定貸借対照表になります。

説明書15ページから16ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

以上で議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号、令和5年度大津町公共下水道事業会計予算について、主なものを説明いたします。

予算の概要は、73から75ページをお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は1万1千638戸、年間有収水量は361万490立米、一日平均処理水量は、9千852立米を予定しています。主な建設改良費は、2億4千104万6千円です。

第3条の収益的収入及び支出ですが、下水道事業収益は7億4千136万4千円、下水道事業費用は8億1千811万1千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入は3億8千310万7千円を予定しております。

予算書の2ページをお願いいたします。

資本的支出は5億3千520万9千円を予定しております。

第5条で、債務負担行為を定めております。

予算書の3ページをお願いいたします。

第6条で企業債について、目的、限度額等を定めております。

第7条で、一時借入金の借入れ最高額を5億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用については、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき定めたものです。

第9条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で3千689万7千円を計上しております。

第10条で、他会計からの補助金として一般会計からの補助金5千665万7千円を予定しています。

次に、説明書で説明いたします。説明書の1ページをお願いいたします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

収入の款1、項1、目1、下水道使用料は、下水道施設利用者が使用する下水道施設使用料です。項2、目1補助金は社会資本整備総合交付金と一般会計からの人件費、起債利子の償還に充てる補助金です。

目4長期前受金戻入は、減価償却に応じて負債である長期前受金を取り崩し、長期前受金戻入と

して計上するものです。

支出につきましては、款1、項1、目1管渠費、下水道管路施設、マンホールポンプの維持管理に関する経費です。

目2ポンプ場費は室、引水、吹田団地の汚水中継ポンプ場の維持管理に関する経費です。

目3処理場費は浄化センターの維持管理に関する経費です。

目4総係費の主なものは、下水道事業運営審議会委員の報酬、職員の人件費、下水道使用料徴収委託料などです。

目5減価償却費は、令和5年3月末までに取得した資産に対する減価償却になります。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は長期債利子、及び一時借入金利子です。

次に、説明書の2ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、款1、項1、目1建設改良債は企業債の借入れです。

項2、目1出資金は企業債元金償還等のための一般会計出資金です。

項3、目1国庫補助金は下水道事業に対する社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金です。

項4、目1受益者負担金及び分担金は、令和4年度賦課以降に下水道が整備され、下水道施設が使用となった土地に、1平方メートルにつき、300円を賦課するものです。

款1、項1、目1建設改良費は建設、改築等にかかる経費を計上したものです。

項3、目1企業債償還金は企業債の元金の定時償還です。

説明書3ページをお願いします。

令和6年3月末予定のキャッシュ・フロー計算書になっております。

説明書4ページから7ページまでは、職員5人分と会計年度任用職員1人分の給与費明細費になります。

説明書8ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書になります。

説明書9ページから11ページは、令和5年度末の予定貸借対照表になります。

説明書12ページから13ページは、注記として重要な会計事項を説明しております。

説明書14ページをお願いします。

令和4年度の予定損益計算書になります。1から5までのとおり、営業収益と営業費用、営業外収益と営業外費用及び特別損失を見込み、令和4年度の純損失は下から3行目の5千926万2円を見込んでおります。

説明書15ページから17ページについては、令和5年度末の予定貸借対照表になります。

説明書18から19ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

以上で議案33号の説明を終わります。

続きまして、議案第34号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計予算について、主なものを説明いたします。

予算の概要は、75と76ページをお願いします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、水洗化戸数は1千025戸、年間有収水量は27万6千695立米、一日平均処理水量は758立米を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、農業集落排水事業収益は1億2千125万4千円、農業集落排水事業費用は1億6千798万1千円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入が7千402万7千円、資本的支出は7千653万6千円を予定しております。

予算書の2ページをお願いいたします。

第5条で、一時借入金の借入れ最高額を6千万円と定めております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、地方公営企業法施行令第18条第2項に基づき定めたものです。

第7条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で、655万6千円を計上しています。

第8条で、他会計からの補助金として一般会計からの補助金4千158万6千円を予定していません。

次に、説明書で御説明をいたします。説明書の1ページをお願いします。

予算実施計画の収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

収入の款1、項1、目1農業集落排水使用料は、矢護川、錦野及び杉水・平川地区の農業集落排水使用料です。

項2、目2補助金は一般会計からの人件費、起債利子の償還、維持管理費に充てる補助金です。

項2、目4長期前受金戻入は、固定資産の減価償却に応じて負債である長期前受金を取り崩し、長期前受金戻入として計上するものです。

支出、款1、項1、目1管渠費はマンホールポンプ光熱水費、修繕費、維持管理業務委託費等になります。

目3処理場費は矢護川、杉水、錦野浄化センターの光熱水費、汚泥引抜き手数料、維持管理業務委託費等です。

目4総係費は職員人件費、保険料、燃料費、事業会計の支援業務委託、農業集落排水使用料の料金改訂支援業務委託等になります。

目5減価償却費は、令和5年3月末までに取得した資産に対する減価償却になります。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は長期債利子、及び一時借入金利子です。

次に、説明書の2ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、款1、項2、目1出資金は企業債元金償還のための一般会計出資金です。

資本的支出につきましては、款1、項1、目1建設改良費の農業集落排水事業基金積立金です。

項3、目1企業債償還金は企業債元金の定時償還分になります。

説明書3ページをお願いいたします。

令和6年度末予定キャッシュ・フロー計算書になっております。

説明書4ページから7ページまでは、職員1人分の給与費明細書になります。

説明書8ページから10ページについては、令和5年度末の予定貸借対照表になります。

説明書11ページから12ページには、注記として重要な会計事項を記載しております。

説明書13ページをお願いいたします。

令和4年度の予定損益計算書になります。1から5までのとおり、収益と費用及び特別損失を見込み、令和3年度の純損失は下から3行目の4千754万2千651円を見込んでおります。

説明書14ページから16ページについては、令和4年度末の予定貸借対照表になります。

説明書17ページから18ページについては、注記として重要な会計事項を記載しております。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時29分 散会

本 会 議

議案質疑、討論、表決

委 員 会 付 託

に送付することを求める陳情

日程第4 委員会付託
議案第13号から議案第34号まで
陳情第 1号

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 議案の訂正

○議 長（桐原則雄） 日程第1 議案の訂正を議題とします。
執行部より議案第15号について配付しております議案訂正票のとおり訂正したい旨の申出が
っております。
お諮りします。本件議案の訂正はこれを承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。よって本件は、これを承認することに決しました。

日程第2 議案質疑

○議 長（桐原則雄） 日程第2 議案質疑を行います。
お諮りします。議案第3号、大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてから議案第12
号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）についてまでの10件は、会議規
則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。
御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第12号までの10
件は、委員会付託を省略することに、決定しました。
これから質疑を行います。
まず、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。
佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 議案第3号、大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてについ
てお尋ねをしたいと思います。
一般のふるさと納税の場合には、寄附をいただくにあたってそれなりの返礼品であったり事務の

経費であったりそういったものが発生します。また、大津の町民が他の自治体に寄附をした場合には一定の大津町への地方税が控除されるというような事情もありまして、その寄附で入ってきた分全額が大津町にとっての収入になるというのではないという性質のものであります。企業版においても同じような話でして、法人税の控除というのが行われるわけですね。最大が90%とありますけれど、そのうちの幾分かが本来であれば町に入ってくるべき税収であったというものになるかと思っておりますが、そうしたものについてまずきちんと把握できるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

と言いますのが、一般のふるさと納税の場合は、総務省のふるさと納税のポータルサイトのほうにその推計値というのが出てくるわけでして、どのくらい町から税収が減っているかというのがわかるんですが、企業版についてはそれがなかなかわからない状態にあるんじゃないかなということがあるからです。

もう一つがこの寄附額の中からふるさと納税の基金の中に入れていくと思うんですけども基準額というものはやはり経費なり税収が減少した分というものをきちんと差し引いたものを基本として考えていくべきではないでしょうかということまで含めてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） ふるさと納税についての経費についてのお尋ねですけれども、企業版のふるさと納税につきましては、地方再生計画に基づいて各企業のほうがされまして1割を限度として寄附が控除される仕組みになってます。今回基金条例も制定させていただくように条例を上程しております。おっしゃいますようにその中で経費をどれだけ見込んで引くのかというのは、現在なかなか見込めないというのは実態です。その中で今最大限情報としてとれるものは総務省のほうで企業版ふるさと納税について各自治体がどこからきているかという一部非公表もありますけれども、そういったデータもございますので、できる限りそういった情報をとりながら経費としてできる分については除くような形で基金に積み立てていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 恐らく今おっしゃった総務省のデータというのは私も見たんですけども、企業名が入っているだけでこの企業全部拾ってからやっていくというのは多分現実的に無理だと思うんですよ。ですから、基金のほうに積み立てられる上限というのがどうあるべきかということについては、制度の問題として国のほうにもその情報をきちんとくださいということは言うべきではないかなと思います。その上でこの基金というものが、有効に活かされていくように考えていただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） これちょっと確認になりますけれども、一般職の職員の給与が今回1級、2級を中心に上がっていくというかたちになっております。この1級、2級と言いますのは、会計年度任用職員の級に相当するものになってくるかと思えますけれども、今回会計年度任用職員の給与というのは一般職のこの給与表ですね。給与表を準用するという事になっているかと思えます。きちんと会計年度任用職員のほうも同様に昇給するんだということを確認したいなということと、その分がきちんと予算にも反映されていますかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 会計年度任用職員についての昇給についての考え方でございますけれども、今回の人事院勧告に基づきまして、それぞれ級別ごとに1級、2級については金額が決まっておりますので、それに基づいたかたちで町のほうでも上げております。ということは、会計年度についても当然ベースアップ、その辺の予算も計上しているところでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは議案第5号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第13号）質疑いたします。

補正予算概要の7ページ、上から2項目ですね。乗合タクシーの運行費補助事業こちらを質疑いたします。

減額補正でこれで150万円という数字で出ておるんですけども、当初の予算では1千400万円を積み上げて。約1割の利用者が利用を見込めなかったというかたちで減額がかかっておるんですけども、これは新型コロナウイルスの影響により外出を手控える方が多いというのものもあるかもしれません。そういったかたちでなかなか乗ってもらえなかったなという原因がちょっとあるのかなと思うんです。これは毎年この状況で起きていると思えますが、令和4年度はどのような動向で乗られる方が少なかったのかなということをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 乗合タクシーについては、高齢者の方を中心に買い物であったり病院に行かれるということがあります。全体的に見ますとそんなに大きく落ち込んでいるというふうには見てなくて、ただおっしゃいますようにコロナもありまして病院への控えだったりとか、そういったところの影響が今回の補正の減というかたちで見込んでいるところでございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

これは町内の乗合タクシーを使いたいけれども、まだ使えないんですという方からの御意見はあ

ったんですが、具体的に場所を申し上げると平川と言っておきます。なぜその人が使えないかというのは皆さん、住民の方もわかっておられるところで、要するにバス路線が走っておりますからそこ使えないんですということで買い物タクシーで来られて現にお話をさせていただいたんですね。

ただ、この予算がまだ残っていたんですよというかたちであればどうなるのかなど。町の人は思うところではあります。今の現状のシステムでは、それがなかなか救えない。美咲野もバスが走っていますからですね、そういうところがあるんですけども、そういった方が利用ができるような予算が余ればの話と言いはおかしいんですが手当が何かできないものかなということ。評価を反映して様々考えていただければというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 回答は知らない。

○3番（時松智弘議員） はい。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは総合交流ターミナル跡地の貸付けについてお尋ねをしたと思います。概要のほうに説明がなかったものですから、詳しい内容はこういったものなのかなというのは確認をしたいと思っておりますけれども、もともとここは公共用財産ということになっていたと思いますので、貸し付けるにあたってどういう手順を踏まれたのかとかその辺をお願いしたいと思います。あと、金額の算定、貸付額の算定とかどういう条件での貸付けなのかとかその辺についてお尋ねをしたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） おはようございます。ただいま総合交流ターミナルの貸付け収入についての御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

貸付地は、九州電力送電線株式会社の方に貸し付けております。期間は令和4年8月25日に申請が出されまして、使用期間として令和4年9月1日から令和5年7月31日までとなっております。

許可につきましては、これは中央幹線電線張替工事ということで西原村の鳥子地区になりますが行政財産使用許可申請でございまして、広く住民を対象としている公益性ということで財務規則に沿って許可をしているところでございます。

算定につきましては、まず評価額が平米の3千464円、町當地ですので、評価額がございませんので、近傍地の宅地を評価額の参考としております。使用期間が334日、使用面積が2千423.42平米、借地の算定率が100分の6ということで許可をしております、金額としてが46万円歳入として入ってきているところでございます。

以上説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） まず現地ですね、そもそも気になったのが以前立野ダムの見学というか

視察に行ったときの帰りにあそこの跡地何か使っているなど気づいたところがもともとだったんですけれども、使われている面積が2千432.42とおっしゃったんですが、実際行ってみるとあそこの残りの跡地の面積ほぼ使われている感じなんですよね。もともとあの面積、今グーグルマップとかですぐ大まかな面積でますから見ますと、1万4千平米ほどあるんですよ。ですから決してそのくらいの面積ではなかったなというのがありますので、もしかしたら見た感じ2社あるという感じだったんですよね。ほかにあるのではないかなというところがまず一つ。そこに関して使われている実態と今おっしゃった面積関係があつてますかというのがまず一つですね。公共用財産の使用許可の基準ですね、財務規則に沿つてとおっしゃったけど実際のどの号に沿つてののかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） ただいまの御質問について御説明をいたします。

御指摘の部分については県営工事がございます、ちょっと今手元に資料がございませんけれども、県営工事については使用料のほうには県の工事ということで徴収はしておりません。したがって使っているところにつきましては、九州電力さんの送電線に係る資材配給所と県営工事の資材置場ということで使っているので御指摘のような面積の私が説明したものと齟齬があつたかと思ひます。

それから行政財産使用許可申請につきましては、財務規則につきましては、財務規則の116条の5号の規定について許可をいたしておりまして、同法同規則の118条の1に基づきまして許可証を交付しているというところでございます。

以上説明を終わります。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号から議案第12号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第3号から議案第12号までの議案質疑を終わります。

これから議案第3号から議案第12号までの10件について討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。原案を確認の上発言をされてください。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第3号、大津町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決

します。

この採決は電子採決によって行います。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

引き続き議案質疑を行います。

次に、議案13号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 議案第14号についてお尋ねをしたいと思います。

特別会計を設置するというのは、工業団地の整備の中で常套的な手法だと思うんですけどもそれにあって、どの程度の規模感があるのかというのが前提なんですけれども、その規模感を言っ

てくださいということは別に申しませんが、その中でどの程度国、県の補助金とかそういったものが何割ぐらい期待できるのかというようなことと、あるいはもう一つは一般財源からの持ち出しも当然出てくるわけですが投資した分をどの程度回収できるという見込みをもって望まれるのかと。これまではどこにするのかということが中心だったと思うんですけども、これから具体的な話になってくると思いますので、そうした財政的な見込みというものをある程度持っておきたいなと思いますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） ただいまの佐藤議員の質疑についてお答えいたします。

まず補助についてですけれども、12月補正で基本計画の補正をさせていただきました。これについては、補助が今ないところがございます。今度当初で予算をあげさせていただいている部分につきましては、基本設計の部分につきましては、県のほうから2分の1が出るということで歳入のほうに見込んであるところがございます。現在補助が確定している部分についてはこれだけということになります。あと国、県の部分の補助というのは今申し上げた補助が今はっきりしている部分ということになります。それから規模感とどれくらいで収支を見込んでいるのかという御質疑があったかと思えます。これにつきましては一応特別会計ということですので、特別会計の中で歳入歳出を調整を図っていくというかたちにはなりますが、初期の投資のほうが大きいございまして、最終的には南北工業団地もいろいろ経過はございましたが、そこにかかった部分を特別会計の中で精算をして収支がゼロとなると。企業さんに売り払った時点でゼロとなるということが基本的な考えになると思います。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号から議案第16号までの2件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 議案第17号について質疑をしたいと思います。

議案の説明資料集の20ページに説明がありますが、この3の改正内容の一番下のアスタリスクのついた解説のところですよ。この中に懲戒権とは子供に対して親権者が懲戒・しつけをする権利ということになってるんですよ。懲戒をする権利が懲戒権だというのは当然わかるんですけども、しつけまで懲戒権の中に入れてしまっているのかということですね。子供の権利に係ることで私の核心ですので、ここについてはきちんとしっかりと整理した上で議論をしたいと思っております。そもそもしつけをする権利というのは監護権者の心情監護権に属するものです。懲戒権というのは、

その監護権を行使する中で使うことができる権利ですね。そうするとしつけのほうがより大きな枠の中にあるんですけれども、それを懲戒権の中に入れてしまうとしつけってどこに行くのか、懲戒権に属さない本来の正当なしつけですね。これはどこに行ってしまうのかというのがわからなくなってしまうので、ここをきちんと整理したいと思いますので、どういう御説明の内容なのかを教えてください。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。佐藤議員の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の改正前に民法の822条に懲戒権の規定がございます。一般的には懲戒権につきましては、子供にしつけを行うという権利も含むというふうに言われてきたところもあるかと思います。そのしつけを含む懲戒権がしつけと主張しまして、児童虐待などを正当化する口実に使われているという指摘がなされていたと。そこを検討が続けられておまして、今回の改正につながっております。そういう意味から今回削除されます懲戒権の説明について議案説明資料の御指摘がありました解説の部分のところに懲戒権について懲戒・しつけという文言を引用させていただいたところでは

しかしながら、削除されますのはしつけと主張して行われる児童虐待に関わる懲戒権の部分ではないかと考えておまして、議員御指摘の子供の人格や才能を伸ばしたりでありますとか、あるいは自立した社会生活を送るようにサポートすると。そういったところの本来の意味のしつけが否定されるものではないと考えております。説明資料についてその辺りの懲戒権の説明のところ不足しておりました部分については申し訳ございませんでした。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 今おっしゃったとおりで本来の正しいしつけについてはこれは否定されているわけではなくて、きちんと残っているわけです。よろしければこの説明の中かしつけをする権利のしつけの分というのを削除した意味で説明しますということだけで言っただけであれば助かりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑にお答えさせていただきます。

資料のほうでは、そういったかたちで表記をさせていただきました。今御説明しましたように不足している部分があったので、その辺はまた委員会等の中でもしっかりと説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） ただいまの17号なんですけど、関連するというかたちの質疑になるかとも思います。よろしく願いいたします。質疑いたします。

これを要は民法内で表現がこうなっておりますから、町のほうでこのように変えますと。しかし

保育所等の施設でその事業に従事をされている方というのは非常に迷うと思うんですね。何を迷うかと言いますと、例えばAさんという子供がおってBさんという子供がおると。Aさんという子供が爪を立てて相手の顔を傷つけるほど引っかいたと。Bさんがそれを引っかかれたほうだとして、Aさんに対してしっかりと教育的助言と言いますか、そういうかたちになると思うんですけど、駄目だよというところについては例えば言葉の強さも暴力になるという時代なんですね。叩くそぶりをするだけでも暴力の事案と言われる時代。じゃ、これを民法の中に書いてあるから町のほうにそれを落とし込んでとなると、当然のことながらそれに従事をする事業者の人にガイドラインとして示すべきではないのかと私は思うんですけども、そういったものはできあがるのかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、看護あるいは教育に必要な範囲内でその項を懲戒権を削除されてなくなってしまうのではないかと。そういうところで保育の現場においてはどのような採用が求められるのかというような御質疑だったかと思います。

保育所における保育指針というのがございまして、その中では保育所についての社会的責任としまして保育所は子供の人権に十分配慮するとともに子供一人一人の人格を尊重し保育を行わなければならないという定めがございまして。保育現場ではその指針に基づきまして子供の人権に配慮しながら、一人一人の発達過程に応じた保育をしていくというようなところになっております。このため今回の懲戒権の乱用禁止そこが削除されたとしても今まで同様、あるいはこれ以上今まで以上の適正な保育を実施するということになるかと思っております。また周知も町内各園公立も含めまして園長会等でその辺の周知はしっかりしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

これは今例えば行政のほうから各保育所等にそういったかたちで申し渡していると。保育所自身も私実際見ますけれども、例えば大人が使用するトイレのところとかにいくと働いている人たちの金閣玉条とかこういうふうにあらねばならない理念というのがトイレに貼ってあったりするんです。トイレに行くに従業員の方は見て、あっと再周知を自分でして、それをやると。

しかしこうやって条例で整理していくというところになってくると、普通の親御さん、利用者の方々がこういうふうな条例で決まってるんだからという認識のもとに保育を客観的に見るわけですね。すると、その行為が本当にこの条例で定められているとおりになっているかというところはずごく気になる。すると働いている人は萎縮をする。そういったことになりかねませんので、今ガイドラインの話もしましたけれども、こういった意見の交換とかをしっかりとやられて、条例に対して条例がこうなったんだよということをフィットさせていかないと。親御さんひいては住民の人にそれを説明するというのも非常に大切なことかと思っております。そういった周知はどのようにされるかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

園のほうでもそういった虐待防止でありますとかそういうことについては、マニュアル等も含めて今職員のほうへの保育士等への周知あるいはそういった指導の中でされているところでございます。町のほうでも養護保護児童の対策協議会そういったものもございます。そういう中でいろんな虐待を含めた研修、そういったものもやっておりますので、改めてそういうところでの研修も含めたところでしっかりとした対応ができるようなかたちで町としても指導なり、指導、あるいはそういうところでの確認、そういったかたちで努めてまいりたいと考えております。

そういったかたちで今申し上げましたように園のほうが中心になりますけれども、保護者の方でありますとかそういったところについては園を通したかたちでありますとか、そういうところで方法については検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第18号について質疑をいたします。

この中で出てくるところ、いろいろ主な改正の内容というところがあるんですが、2点ですね。

まず1点目は説明資料の22ページ中ほど、第7条の任意関係ということで安全計画を策定することを義務付けるというのがありますが、この安全計画についてはひな形みたいなのが示されていて策定する形になっているのか、否かが一つ。

もう一つが説明資料今度は23ページになって第12条の2、業務継続計画というのがありましてこれもう一つ計画が出てくる。この業務継続計画というのは、いわゆるBCPということですが、このBCPの策定についてこれもガイドラインがあるのかが二つ。

三つ目はもしガイドラインがないということであれば、その指導とかあるいは助言というのはどなたがされるのか質疑します。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず今回の法令改正についてでございますけれども、保育所そういった指導の指針があるかという御質問だったかと思えます。保育所につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ということで規定がされております。また認定こども園についての安全計画の策定については、学校保健安全法に自動車を運行する場合の所在の確認、あるいは衛生管理については就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則。それから就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に係る法律、これらの規定に基づいて基準というのが規定されてお

ります。そういうことで今回基本的にはそれらに沿ったところに対応ということになりますので、そういった基準等については存在するというところでございます。

それから業務継続計画ですね。BCPについてでございますけれども、これについては今回そういったかたちで義務付けがされて、家庭的保育事業所そういったところ以外については今回策定するということになっておりますので、基準等については、マニュアル等示されたものに沿って計画策定するというかたちになってくるかと思えます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 基本的にはこちらのほうには県の指導監査等もあつてますので、保育所に対しては、そういうところが中心になるかと思いますが、町のほうもそれに立ち会う形で今やっておりますので、それと同じようなかたちで続けていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑をいたします。

この計画を立てる。安全計画を策定します。業務継続計画を策定します。BCPは作るのがすごく大変なんですね。本当はですね。様々な方がひな形をひも解いて今BCPというのが会合の分野にも福祉の分野にもそういったものを作りなさいと義務付ける事業所、あるいは努力してもらう事業所というのが増えております。増えておるんだけど、そもそも作ったけどこれがどのように生かされるのかというのがぼんやりしてしまう。実際その業務継続計画に従って試しに訓練してみましようかというとなかなかしない。計画は作ったただけでそのままで終わってしまうということがあつて、実際問題点あまり浮き彫りにならない。本当に業務継続できるのかどうかというのが問題点になってるところがいっぱいあるんですね。行政書士の人たちで研究をされている人たちがおりまして、その業務継続計画というのをしっかり行動を起こして反映させて改善するというような一連のことをやらないとなかなかうまくいかないんだよという御意見をいただいているところなんですね。業務継続計画はせっかく作っていただいているのであれば実際検証して、それでまた更に良い物にしていくというようなサイクルを先ほどどこがイニシアチブを持って計画をされるのですかというところがそこのお尋ねがキーなんですね。そういった計画の策定を支援したのちにこれを改善するための行動というのをおあわせて町あるいは県のほうで指導をしてもらうような体制ができあがるのかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のようにやはり計画策定、その後実効性が高い計画であるというのが求められるところかと思えます。そういったところでございますので、計画の内容等については町のほうもしっかりと確認をさせていただいて実効性が上がるようなかたちで執行されているのかそういうところまで確認をさせていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 18号について質疑いたします。

今いろいろ質疑が出まして非常にいい質疑が出てきましたけれども、今回いろんな形で新設というかたちで条例が増えております。要は先ほどの質疑に似ていますけれども、これをどう生かせるのかと考えたときにどれだけ条文をたくさん作ってもこれが本当に効果的に実行されない。また身につけてもらわなければならないということになりますれば、非常に難しいと思います。これを例えば例をとって衛生管理等あたりが町にもいろんな飲食店がありますけれども、保健所管轄あたりで年に1回とか2回とか検査をするわけですね。現場に行つて。その検査っていうのは非常に有効でありまして、現場がきちんとなさなければならないという定期的な基本に立ち返るというかたちをとります。ただ、こういった検査で私が問題と思うのは、実際何月何日の何時に来ますよって告げるんですよ。これは実際その時だけやればよいという考えも出てきたりするんですよ。ですから、こういったものを条例を作って、小さい子供たちの安全管理ということになってくれば好ましいのはやっぱり抜き打ちなんですよ。だからそういった取決めを作りました。条例を作りましたというのはある意味責任転嫁だけなんです。あんたところはちゃんとしなさいよ。ちゃんと条文を作ったじゃないか、守らなんだあんなが悪かった。事後対応にしか実はならないんですよ。だからこういったものに対して、本当に取決めが効果が出るようにするには、これを持って行ってこれはちゃんと守られてますねという現場こういったときこそ現場主義ですよ。現場に行つてそういった送迎の車きちんと整備されているのか。例えば食事を提供するのならば、厨房あたりがきちんと衛生的に管理されているのかということが有効と私は考えます。これを作るだけじゃなくて役場の職員が指導の係としては、きちんと動かなければならない。そういうふうを考えますけれども、効果的にいい結果につながるという事後対応じゃなくて事前に本当に守られているのか、そして事故を予防したりとかそういったものにつながるというものにぜひつなげていきたい。そのためにはこれの運用の方法というのは人的な現場に行くというようなそういったものが必要になると考えますけれども、その点について何らかの方策というものは考えておられますか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

現在も県の監査等につきましては、実地検査ということで現地において行うということが基本になっております。ただ、その際町のほうも立会いなどしてやっておりますけれども、御指摘のようにそういった指導、あるいは検査の方法というのは実効性を高めるためには実際そういうかたちで計画あたりが実効性が高まって、実際そういう事故の防止でありますとかそういうふうにつながっていくということが一番大事かと思っておりますので、その辺りについては現地に確認においてそういった検査確認をするというそこは続けていきたいと考えております。そういった検査バスの安全確認でありますとか、そういった新しいものが今回新たに加わってまいりますのでそういったかたちで有効な実地検査の方法等については今後工夫しながら努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 20号について質疑いたします。

ここの条例をいろいろ読んでみましたが、例えば議案集の56ページあたりを読み当たっていきますと、事業者が所在不明となった場合等における特例というのがありまして、21条に土地の所有者ですね。が事業者が所在不明になった場合においては、当該土地所有者が事業者と異なるものである場合に限り言うならば貸借関係で貸したという方ですね。事業者に代わり必要な措置を講じなければならないとなってきますれば、これはまず太陽光の事業者と契約をするときに、これが既に存在していることが事実として土地所有者は知らなければ、その後被せた条例になってしまう可能性があるということです。ですから、まず広大な土地をお持ちになっている方が売るのは嫌だと貸すのはいいよって言ったけれども、こういった責任転嫁言うならば事業者が事業に失敗しましたと。設備はそのままほったらかしでおらんようになったと。なったときに、はって。土地の所有者がそういったものに対しての条例をもとに撤去を願いたいといったときにできるでしょうか。これちょっと怖いので、この辺についての見解をもう一度伺いしておきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

所有者の責務につきましては、これは民法の717条に基づきましてその工作物等につきましては、所有者のほう土地の所有者が責任を持つようになっております。

また土地基本法の6条において一般的な土地所有者の管理責務が定められておりますので、まずはその範囲内で所有者には責任をとっていただく。また住民の方への危害が及ぶ場合、こういった場合については所有者のほうでもしも撤去等、最低限の住民の安全が守れない場合につきましては、町のほうで代執行のような感じとする可能性もあると考えております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

町のほうで代執行ということになれば、多額の税金が使われるということですよ。ということは、それを予防しなければなりませんよね。ですから、そういった土地所有者の方にきちんと認識してもらおうというのが一次的になってくるかと思えます。

しかし、民法717条でしたか。知ってると思いますか。法律、法治国家ですよ。しかしながら、そういったことまで全部把握して貸借関係が生まれると思いますか。恐らく、貸したら幾らになるとか、そういったものは考えられるかもしれませんが、すべからず法律を勉強されてからされるというのは逆にそういった人ってほとんどいないんじゃないでしょうか。だから今部長が説明

されたのは法治国家であって民法がこういったものがありますよという言い方ですけども、それはその土地所有者を守ることにはなっていないですよ。要は実質的に実際そうなった時に、うちはもうできませんとなったときに多くの税金を使って代執行でそれを撤去したりとか、しなければならぬということに最初からほころびができています。法律は法律であっても有効に働かない法律なんですよ、これは。確かに法律というのは、決められているかもしれないけれども、これは事前対応ともし土地を貸されたりとかするときに重々承知の上で貸されるというんだったらわかりますよ。そこはきちんと周知して理解していただかないと大変なことになるだろうと思います。それわかっとして役場は教えんだつつかというふうなことにもなりかねんのではないかなと思います。ただ代執行とか、それ聞いたばかりでぞっとしますけれども、そういった税金は町民の方々出さんて言いますよ。間違いなく。あなた軽く代執行になる可能性があるかもしれませんとか言われるけれども、これはそれこそ町長責任になりますよね。これ行政側はそういう処置をしたということになりますんで、これは防がなくてはならないということです。防ぐためにはどうしますかという質疑を今してるんですよ。防ぐためにこの取決めをします。条例を作りますでは効きませんよって言ってます。結局これがあってそれにこれを履行していくためには代執行という税金の多額の支出があり得ますというんでしょ。ちょっとそれじゃ通せませんよね。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 事前の措置としましては、事業者に対して毎年各種報告を求めて積立て状況、こういったのを町のほうでも管理できる。それと協議会の設立ですね。協議会を設立しまして町、地元、事業者顔の見える関係を作りまして、情報交換やって、その中でやはり事業者の経営状態、そういったものも含めて事前に町のほうとしても理解して適宜指導助言をやっていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

そこまでおっしゃるのならば、事業者に対してからの撤去分ぐらいの抵当をとらなきゃ。抵当権を抑えるんですよ。抵当権で。じゃないと我々の税金の支出になる。しかし事業は失敗しない限りはそういったものは発生しないんですよ。撤去費用とかそういったものは。そう考えれば抵当を設定させてくれというなら1億円の抵当をさせてくれ、2億円の抵当をさせてくれ、それぐらいやらないとそういった報告を受けたぐらいでは、虚偽の報告というものもあるんですよ。企業というのは営利企業ですから、そういった不利な情報はできるだけ出さないようにするんです。要はそこですよ。条例でオッケーならばまず抵当権を設定させてくれと。その太陽光パネルじゃ駄目ですよと。本社の土地なり何なりを抵当権としてうちに設定させてくれと。第1抵当権をとらんといかんわけですよ。それぐらいやらんと本当に町民を守れないということですよ。

この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民部長。

○住民生活部長（木村欣也） 抵当権の設定を例えとして言われましたが、そこについてお願いというかたちでもしかしたらできるかもしれませんけれども、その辺は法的に厳しいかと思えます。

そういうふうにならないような関係を事業者とつくっていきまして、自体が悪くならないようにやっていきたいと思えます。

○13番（永田和彦議員） もう1回言うていいですか。もうよかです。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 議案第26号について質疑をさせていただきます。4点ほど質疑をさせていただきます。

まず1点目は予算の概要の4ページ、公共交通計画の新交通導入検討業務委託につきまして、この公共交通に関しましては、以前より利用者アンケートを行うなど町としても検討、検証を行ってこられたと思いますけれども、令和5年度に国への実証運行の事業認可申請を行うということになっていたと思いますけれども、どのような運行プランでいつから実証的な運行を始めるのかスケジ

ルールをお伺いしたいと思います。

2点目が予算の概要の5ページ、地域情報化整備事業のホームページリニューアル業務委託につきまして今回お金をかけてホームページをリニューアルをすることですけれども、現在の情報の発信方法などの運用が今と変わらなければ費用をかけた分の効果はなかなか上がらないと思いますので、まずはより効果が出せるような情報の発信方法などの運用の在り方をリニューアルするほうが先だと思います。情報をよりわかりやすく町民の皆様に伝えるための職員の意識改革についてどのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

3点目が予算の概要51ページ、住宅維持費の住宅維持管理業務委託について内容がシロアリ駆除や植栽管理ということで結構増額をされていますけれども、具体的な場所をお伺いいたします。

4点目が町営住宅の維持管理につきまして、これも以前から指摘をしている立石団地の駐車場の件ですけれども、現在従来おけるうちの3台分が借りられているということですが、後7台分がずっと空いているような状態が続いています。今後この空いている部分をどのような活用を考えられているのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから1点目と2点目についてお答えしたいと思います。

まず最初の1点目の公共交通の在り方と今後のスケジュールについてのお話ですけれども、今月末に町の公共交通会議を開催することとしております。その中で関係者をお集まりいただいて町の大方の方向性を決めたいと思っています。それを踏まえまして、国との協議あるいは申請等を踏まえてできたら10月に実証運行ができるようなかたちでは進めていきたいと思っています。

内容については、これまでもいろいろ御議論いただいておりますけれども、巡回バスの巡回のやり方でいいのか、あるいはデマンド型のタクシーがいいのかそういったところとあるいはこういったコースを通ったほうがより効率的なのかとか、そういったところも含めて最終的な報告を今月やりますのでそれを踏まえて10月実証できるような形で進めてまいりたいと思っております。

それから2点目のホームページのリニューアルについてですけれども、ホームページについてもいろいろとこれまでも議員のほうからもいろいろ御指摘いただいているところです。

実は昨年12月にいわゆる見られる方住民の方へのアンケートをやっております。そしてまた役場の中でも職員アンケートをやりました。いろんな意見が出ましてやはり住民の方からしますとなかなか見づらいとか、あるいは検索しづらいとか、なかなか見つからないとかそういった御意見もいただいております。そういった件も踏まえまして、今後こういった形でリニューアルするのということではこれまでの伝えるということではなくて、いかに伝わるのかという視点で、職員の情報計画担当課のみならず職員全体それぞれがどのようなかたちの発信をした方がいいのかというのを考えるような機会を設けていって、そして情報発信のルールづくりについてもあわせて進めていってそういったかたちでの運用を進めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） こんにちは。私のほうから豊瀬議員の3問目、4

問目の質疑に対して御説明いたします。

3つ目の質疑に対して補正予算の概要51ページの一番下のほうに町営住宅維持管理ほか業務委託ということで増額になっている部分ですが、増額の主な理由については二つあります。

一つ目が町営住宅の支障木等伐採等業務委託を増やしております。それとそちらについてはあけぼの団地の大きな木だったりとか各団地の樹木の伐採を計上している分が一つ目です。二つ目の理由としては、あけぼの団地の上水道の基本設計を令和4年度に行いましたが今回あけぼの団地の上水道の交換工事の実施設計を計上しておりますので、こちらのほうの増の2件になっております。

続きまして、4つ目の町営住宅の維持管理についてということで昨年も9月に同じような質疑を受けまして、立石団地の町営住宅なんですが、こちらには立石団地が空き家となり解体し10台の駐車場を整備いたしました。前回の9月の時点では2台の借用でしたが、今回それ以降に1台増えておりまして3台の使用になっております。立石団地の駐車場でございますので、今後も利用可能な台数が7台ありますので、引き続き団地の中で御利用いただいたりとか御案内をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問をさせていただきます。

まず1番目の公共交通に関しましてですけれども、現在、町営住宅の方をはじめ乗合タクシーの対象になっていない人たちに対しまして不公平な状態になっているんじゃないかと思っておりますので、そういう乗合タクシーの対象になっていない方に対する巡回のバスというか、巡回の交通と乗合タクシーというのは役割が違うと思っておりますので、ぜひ現在対象になっていない方に対しましても乗合タクシーのエリア拡大とかその辺りも含めて公共交通のプランの中に入れていただければと思いますので、10月までということですのであと半年ぐらいありますので、しっかり検討していただいてより良い制度にさせていただいた上で運行はしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それが1点と、そういうことを考えられるかどうかというのが1点と、もう一つが職員のホームページの情報発信についてですけれども、伝えるというのは当たり前なんです。伝わった上で町民の方が伝わって町民の方が行動を変えていただけるかどうかというところまでが情報発信の役割だと思いますので、伝わるのは当たり前で、伝わった上に町民の方が行動を変えてもらえるのかどうかというところまでが情報発信になると思います。その辺りも含めて職員の人たちの意識改革に関する情報発信の研修ですね、そういうのをしっかり行っていただいて町民に伝えたいという思いがないとなかなか伝わりませんので、それがあってはじめて町民の方の行動につながっていくと思っておりますので、しっかり研修等も行っていただけるのかどうかというのが一つと最後の駐車場の件ですけれども、今も7台分空いているということで地域の方々の不満とか不安につながっていると思っておりますので、そもそも駐車場が必要ということでつくる計画になっていると思っておりますので、ずっと空いたままだと町民の方々の地域の人たちの不満、不安そういうものにつながっていきますのであ

と7台分どうやって早期に空かしたままじゃなくて、借りていただけるような対策があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） まずは乗合タクシーについての考え方について申し上げますと、公共交通につきましても、当初半径500メートル以内にバス路線が走っていない区域ということで公共交通を回すということで考えております。そういう中で乗合タクシー制度を導入しております。現在導入しているやり方がいわゆる北部、あるいは南部の地域から中心部のほうに来られる交通手段を確保すること。そしてまちなかの周遊をどうするかということで、今回の一つの目標としておりますのは、まちなかの周遊をまちなかエリアをどういうふうに周遊していくのかということに重点をおいて、今回の公共交通会議の中で施策としてやっていくこととしております。議員おっしゃいますようなそれにもれるような人たちをどうするかということについては、今後の交通施策の中でどういったことができるのかということを改めて考える必要があると思っておるところでございます。

それから2点目のホームページの件なんですけど、議員おっしゃいますように町民の行動が変わるというのが最終目的だと思います。そのために我々職員がどのようなことをやっていくのかというのは先ほど申し上げましたけれども、所管課だけでなくやはり職員個々がそれぞれ所管課の中でどういった情報を出して、どういうふうに伝えていくのかということが大事だと思っております。そういった意味では当然職員の研修もやっていく必要はあると思っておりますし、またルールづくりですね、いわゆる運用についてルールづくりもしっかりやっていって、職員が同じようなレベルで同じような視点で情報発信ができるように努めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 豊瀬議員の再質疑に対して御説明いたします。

今立石団地の駐車場の状況なんですけど、立石団地の駐車場は10台ということで地元の立石団地駐車場管理組合のほうに行政財産使用許可ということで貸出しをしております。この中で管理組合のほうから10台としては10台は立石団地の駐車場ということで認識されていると思いますので、その中で立石団地の管理組合のほうとお話をしながら使用については進めていきたいと思っております。それと周囲の方々の不安になるようなことについては解決しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 質問します。予算書の60ページですね。駐車場機器保守点検業務委託177万7千円なんですけど、これはたぶん歳入が24万円の使用料だったと思いますけど、150万円ぐらいこの時点で赤字ですよ。プラス今年はインボイスも始まるということでプログラムが24万2千円、プラス電気代とかも係ると思うんですけど、トータルでたぶん200万円ぐらい赤字なのかなと。今後もこういうやり方で駐車場をやっていくのかどうなのかを1点質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 駐車場の運営についての考え方の御質問だと思います。駐車場につきましては、そこにあります駐車場は役場の来庁者用の駐車場というかたちで整備をさせていただいております。今実際どれくらいのコストがかかっているかと言いますと、バーを上げたり下げたりしてありますけれども、そういったものの維持管理ですとか、諸々含めておっしゃいますように約200万円程度かかっています。ただ一方では収入が30万円ということで経費と合わせまして、確かにマイナス180万円ぐらいになりますけれども、我々のこの駐車場位置付けとしましては、あくまでも来庁者用の駐車のための整備と、そして合わせまして更に利用を拡大するために平日の夜であったりあるいは土日であったりということで解放することによって地域の商店街の活性化あたりも寄与したいということで、制度を設けて今365日24時間でやっております。基本的には3時間まで無料ということで3時間を越したら金額が設定されますけれども、その3時間の中でいろいろと地域経済のためにお使いになっていくことも可能だと思います。ただどうしても駐車場の性質上、やはり民間の駐車場をされている方も近くにいらっしゃいますので、そういったかたちで料金設定をして今同じようなかたちであくまでも役場の駐車場としての来られた方についての御利用、そして地域経済のために活用するというところで考えているところです。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

ということは、毎年200万円近くの赤字をずっと出して行って、結局町民の税金でしょ。町民のこの180万円支出することが町民の利益につながるならばそれでいいのかもしれないけれども、私の周りでは駐車場について不満の声が多いわけですよ。結局ただなのになんか止まるとか、なくしたりとかしたりして、あと1千円しか使えないので大きいお金だったときにまたそこから両替に行くとか、後ろに車がつまんだときは迷惑がかかるとかそういったのもありますけれども、今後もこのやり方でやっていくのかももう一度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 駐車場の在り方については、実はこの駐車場を整備するときに役場庁内でもいろいろと議論しました。バーをつけた方がいいのか、つけないのがいいのか。つけないのがいいという意見も確かにございました。ただこれまでの公用地の管理の中で違法駐車であったりとかそのまま駐車されていてなかなか撤去費用がかかったりとかいろんなかたちで出ましたので、やはりバーは設けるべきだというのがありましてそういったかたちでバーを設置したという経緯がございます。

それと料金をどうするかにつきましては、確かに収入で経費を賄えないですけれども、住民の方の利便性ですね。それと地域経済のために貢献するというところで今のような料金体系をとっています。ただおっしゃいますように確かに経費の削減の方法についての考えは必要だと思っています。また多くの方に利用いただくような方法、そういった周知も必要だと思いますので、その辺については、しっかりと考えていきたいと思っています。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 今の質問に関連してですが、昨年の3月に駐車場使用条例の制定についての説明の資料をいただいた中の制定の目的の中に総務部長からの今の説明にもありましたが、開庁時間中は目的外利用を減らし来庁者がスムーズに駐車できるように高めの料金設定とし、閉庁時間中は観光や買物、飲食店利用など中心商店街の活性化に寄与するよう料金を低く設定するところに書いてあるんですよね。ということは、周辺の買物客や飲食店利用など活性化に寄与されているような実態がきちんと調査されているということだと思んですが、そこをお答えください。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） データ分析として細かいところまで確かに出てない部分がありますけれども、確かに週末の利用状況見ますと役場は閉まっておりますので、近所で3時間以内の中で食事をされたり、あるいは買物に行かれたりということで3時間以内で出て行かれるというのは我々が目にかけているところですので、当初目的を予定しておりますそういったかたちの利用は十分されているのかなとは思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 2点質問いたします。

予算書の22ページですね。目5の土木使用料の中の町営住宅の駐車場使用料についてまずお尋ねをいたします。先ほど質疑がございましたが、駐車場の使用料が令和3年度は540万円の予算に対して524万円の決算と令和4年度の予算も540万円で出されておりましたが、今回は498万円ということで42万円減らされております。42台分月1千円ですから何台分なるか。ですので、町営住宅の概要では9団地で1台1千円、矢護川団地は500円となっておりますが、いわゆる住民のために整備をされた駐車場がいったい何台分あるのかなというのが疑問でありますので、まず何台分整備がなされているのかお尋ねをしたいと思えます。

それからもう1点は予算書の93ページです。社会福祉総務費の節12委託料ですが他機関の共同による包括的支援体制構築事業、重層事業委託ということで1千212万2千円計上されております。昨年は1千22万円の予算でしたから200万円ほど増額がなされております。たぶん福祉の相談窓口を外部委託をしている予算だと思いますが、町長の施政方針の中でこの外部委託が2年目を迎えて相談窓口の認知度も上がってきたように感じます。感じているということですので。相談員の機動力も向上していることから本町における相談機能の強化が着実に進んでいるものと実感をしていますと。断言なされております。今後も重層的支援体制の構築に取り組んでいきますということで、重層的に支援をすることは当然のことであり地方自治体が一番にしなければならない。よくSDGsで誰一人取り残さないと言われます。今度の施政方針の中でも日本一の子育てとか世界一住みたい町とか大変スローガンとしては結構なことでありますが、そもそも福祉の相談窓口というのは最も困った人、社会的弱者の方が窓口に来られて非常に込み入った相談があるのは承知し

ております。私も何回かお世話になりましたけど、そういう人たちに対して外部委託してたぶん去年はお二人と2.5人ぐらいですかね、が体制だったと思いますけれども、去年と同じようなことで外部委託することが本当に大津町の役場が町民の福祉の充実を担っているということに本当につながらぬのかと。外部委託をしなければ大津町の職員はそれを担当することはできないのか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 荒木議員の質疑に対して御説明いたします。

町営住宅の整備された駐車場については570台分になっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

御質疑になりました福祉の相談窓口でございますけれども、ここにつきましては世代やあるいは相談内容そういうのに関わらず福祉に関する相談を包括的に受け止めて、複合的な相談についても受け付けるということで役割を担っているところでございます。

また各機関がいろんな相談内容わかりますので、議員からの御質疑の中にもありましたように連携をとりながら対応するというところで、コーディネート的な役割も果たしているところでございます。御指摘の相談員につきましてでございますけれども、現在相談支援包括化推進員ということで社会福祉士の資格を持つ職員を委託の中で2名福祉の相談窓口配置をさせていただいております。推進員については、国家資格の社会福祉士それからこれまで社会福祉法人の中で業務をされてこられた中でのいろんな経験ですね、そういったものも積んで実務経験がある方でございます。そういう能力を生かしながら日々相談にあたっているわけでございますけれども、我々の町の職員とも日常的に緊密に連携をとりながら事業を進めているところでございますし、そういった職員には町の職員としての配置はないのかという御質問だったかと思っておりますけれども、なかなかそういった社会福祉の経験でありますとかそういった専門的知識、現状では職員の中には今その資格等も含めまして職員はおりませんので、今申し上げました相談支援包括化推進員ということで配置をしております職員を最大限に生かして町と職員と連携を図りながら今後も努めてまいりたいと思っております。

また、あわせてこの他にアウトリーチの相談員ということに2名を配置しております。これはフルではございませんけれども、そういったところもあわせて今申し上げましたように成果も今定着して上がってきているところでございますので、今後もこういった相談者の方に寄り添って対応ができますように、また問題解決に努めながら成果が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 再度質疑いたします。

最初に町営住宅の駐車場問題です。概要書を見ますと9団地ですね。町内の町営住宅は全部で2

0 団地あるんですよね。整備をされているのは9団地ということだと思います。いわゆる車庫証明が出される対応ができる駐車場ということで有料化されていると思いますが、570台あって、満車でこれが100%使った場合498万円になるのか、あるいは昨年度までの予算は540万円ですかね。ほぼ満車で使った場合、540万円ということなのか。570台せっかく整備をしたのに駐車場が空いているところがあるんじゃないかと。先ほど立石団地のいわゆる元の立石住宅の駐車場が空いているもったいない。その他の住民の要望があるということで、そこら辺の実態をちゃんと把握をなされているのかと。空いているのであれば要項を変更をして、よその事例ではそこを2台目として貸出しをして、もともと1台目の申請があった場合はそこを返してもらうというようなそういう弾力的な運用をなさっているところもあるみたいなんですけど、利用状況とそういう弾力的な運用が難しいのか2点についてお尋ねをいたします。

それから福祉の相談窓口であります。私が言いたいのは盛んに外部委託をして専門家にやってもらっているから相談機能が強化されて着実に進んでいると評価されているようですが、ということは大津町の職員は、これを外部に委託しないとその能力がないということですか。能力がなければちゃんと研修を積んでその能力を身に付けるのが行政の仕事ではないんですかということです。再度その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 荒木議員の再質疑に対して御説明いたします。

570台の町営住宅の戸数のうち令和4年度の予算計上での見積りについては450台で当初予算を計上しております。令和5年度については、420台ということで計上しております。こちらについては令和3年度の実績が435台、令和4年度の実績見込みが428台ということで町営住宅の利用、入居者数が毎年減少しておりますので、それにあわせて駐車場の使用台数も減っているものと考えております。全体で例えば駐車場代を全部570台した場合、矢護川は500円ですのので約670万円ほどの全部収入になりますが、その7割ほどが今の現在の収入になっております。弾力的な収入については県内の他の町村の状況も調べまして、現在のところ大津町については駐車場は入居者1世帯当たり1台ということでなっておりますので、あけぼの団地については空いている駐車場はありますが、その中で以前は弾力的な使用をやっていたみたいですが、その中でいろんなトラブルがありましたので、今は駐車場を1世帯1台ということでそれぞれの住宅管理組合のほうでされている状況です。今後は駐車場が空いている状況については現在町営住宅の長寿命化計画がありまして、令和5年度につきましては、町営住宅の個別計画をしておりますので、その中で駐車場も含めたところでどうしていくかも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回ですね、予算にあげております福祉の相談窓口に係る相談支援包括化推進員2名こちらのほうは外部の委託ということになっておりますが、あそこは先ほど申しあげましたように職員のほう

うとは連携を密にして組織的に対応にあたっております。したがって、職員には行政職員として担当職員も含めて役割がございますので、そこはしっかりと相談推進員とあわせて一緒に対応にあたっているということで決して職員の能力が低いとかそういうことではないと思いますし、職員の役割をしっかりと果たせますように専門的な知識を修得については職員にはそういった専門的な研修あたりも職員のほうも受講しておりますので、職員のほうもスキルを上げながら今後も連携しながら業務にあたってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 町営住宅の駐車場については570台分確保がなされていると。しかし予算では420台分ということで約150台分空きがあるということですね。たしか高齢化した団地等ではもう運転なさらない方もいらっしゃって空いてくるという事例もあるみたい。ほかの先進事例でもそういう空いているところは弾力的な運用をなさっているということで、駐車場組合でもめたのか、職員のほうでトラブルがあるからそれは認めないとかいうことがあるかと思いたすけれども、この時代ですから町営住宅に若い人たちが入居した場合とても車1台ではすまないと。ほとんど共働きですからですね。そういう意味で車庫証明が強制になった前の時代とは違いますので今度の計画の中でぜひ住民の皆さんの意向を反映させていただきたいと。これは要望で終わります。

それともう1点、福祉の相談窓口であります。外部委託、先般体育施設が民間に権限を託すということで確かに役場の職員が芝生の管理を身につけてちゃんとしなさいと言ったらそれは無理だということで、私も体育施設の外部委託については賛成をしたところであります。

しかし、この福祉の相談窓口というのは、そこで相談を受け付けてその人の気持ちになってよく聞いて何が問題かと整理をして、それを職員に割り振るといのは本来職員がやるべき仕事じゃないですか。これは芝生の管理じゃないんですよ。身につけてはいけない行政として。地方自治法では住民の福祉の向上が一番の仕事というふうに位置付けられているんです。なのに福祉の心を投げ捨てたようなもんです。人に外部に委託をするというのは福祉の心を投げ捨てるのと同じことだと思います。魂が入らないんですよ。正職員じゃないということは。そういう意味で、引き続き相談機能が着実に進んでいるというのは、本当に実例としては正しいかどうかはとても検証できないと思います。3問目ですので、引き続き大事な仕事ということで本当にこれが正しいかどうか検討していただきたいと思いたす。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 質疑いたします。

予算の概要55ページですね。58、59ページ。まず55ページのところの海外台湾交流事業について、台湾というキーワードを今や議会でもあるいは新聞報道、ネットでも聞かない日がありません。様々それぞれの部のほうで企画して施策をうっていただいていると思いたす。観光にしる工業の振興にしる、総合政策にしる非常に色濃くこのカラーが出ておると思いたす。教育部のとこ

ろが出ているのかなということで見ますれば、海外（台湾交流事業）で職員等姉妹校締結している学校等に派遣し交流を再開すると書いてある。192万円、恐らくは旅費とその他、役務に係ることで計上されておるとは思いますが、実際どのような交流の施策をして明確に打ち出していけるのかが一つですね。

もう一つがこれは58ページの文化振興芸術費及び59ページ江藤家住宅整備事業についてであります。台湾出身の近隣市町村の方をこちらの大津町のほうにお連れをしまして、様々な施設等を見ていただきました。HSR九州に行ったりとか、道の駅に行ったりとかしたんですが、肥後大津民芸造花保存会の活動をされている造花、これが由来が台湾の紙を使っているということでありまして、大変関心が高かったわけでありまして。また江藤家住宅については特別に江藤家当主のほうから許可をいただきまして、住宅のほう見た時に大変感銘を受けているということで、相手がどのようなことに興味を持たれるか関心を持たれるかというのはやってみなきゃわからないというところがあります。こういう事実もありましたので、例えば肥後大津民芸造花保存会も台湾との交流の枠組みに入れていただけないか。あるいは、江藤家住宅整備事業については、江藤家住宅冊子等作成業務委託129万8千円を計上しておりますけれども、こちらも言葉、台湾華語ですねそういったものでちゃんと説明資料ができるようなそういうインバウンド対策も含めた整備事業、これができないかどうか。三つお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員からの御質問にお答えします。

まず1点目。海外台湾交流事業につきましてですけれども、コロナ禍になりまして台湾との行き来、交流が中断実際行き来ができなくなりました。ただ各学校ではオンラインの体制ができましたのでそういったところでつながりを保っているところではございます。ただ今後もコロナ禍が少し落ち着いてきたという部分がありますので、次年度もともと各学校との交流からスタートしていったんですが、人事の関係もありますので、その当時の方々も御不在の部分もありますので、そういったところをもう一度再構築する形で考えているところです。

今後またそういったオンラインの形式とかいろんな向こうの台湾では小学生でも英語とか堪能な部分がありますので、そういったところの交流とかができればというようなことで、向こうのほうにそういったどういったかたちで具体的に交流を広げていくかというところを構築していきたいと来年度の予算で計上させていただきました。

それからもう1点の江藤家住宅の部分ですけれども、先だって台湾からの方々が訪問いただいたということで報告は受け取りました。台湾とは確かに梅の造花のほうで梅の花びらの部分で台湾の使います原材料が原産地ということで、これまでも梅の造花保存会のほうからも入手あたりの相談あたりも教育委員会に受けておるところです。入手先とか価格面とかそういったところでの御相談はあっております。ですので、こういった機会を作りながらそういったところで台湾のほうでの情報収集とか、そういったところを今おつなぎしているようなところでございます。なので、先ほど言われましたように江藤家住宅整備事業に伴ってそういった今後台湾の方々がこの近辺に多く住ま

れることも想定されますので、そういったところの活用もしっかり図っていきたいと考えているところではあります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

今答弁がありましたとおりで文化振興や文化財というものが磨き上げられて、外国の方が興味を持つんだというところは要は副次的効果ではありますが、町の財産として要するにアピールポイントになるんだよというところでもありますから、先ほど肥後大津園芸造花保存会が作っている梅の造花の花びらの件ですけれども、こちらについても原材料がなかなか手に入らないという状況を打破するために関係者の方と今お話を進めているというかたちでありますので、そこをしっかりと力を入れればこれは伝統文化を保護するという高尚な行為ですので、そこに台湾の方に御助力をいただくというのはある話これを是非継続していただきたいというのが一つ。

もう一つですが、台湾との交流事業というのが1回止まっている。コロナで。これをスクラップアンドビルドでやるのか新しいことを始めるのか、それとも今まで継続していた国際交流をやるのかということが非常に重みがあるかと思えます。台湾の巨大企業が来る前の交流事業だった。またそうじゃなくてもほかの例えばアメリカとヘイスティングズ市さんとの交流とかも1回3年間止まってしまったそういった国際交流事業、もう1回起動させようとするとなかなか難しい部分も出てくると思いますので、しっかり関係者の方から聞き取りヒアリングをしていただきたいなと思います。交流再開事業については、今までのオンラインの中から台湾に実際赴こうという話だったと思うんですが、現地に赴く方先生だけではもったいなくはないですかということがありますので、例えば究極の目標としては子供と子供の交流などもあれば素晴らしいと思うんですが、そこらあたりはどのような指針があるか。子供と子供の交流というのはないのかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員からの再質問にお答えします。

子供の交流かどうかということですが、次年度令和5年度におきましては、一応学校のほうとそれから教育委員会で教育部は考えております。ただ、町内でも企業誘致のほうもそういったところも考えておられるようですので、その辺も含めて一緒に何かできれば検討はしていきたいと思えます。

一応次年度は、子供はその次の段階でどうしていくかということでは考えていきたいと思えます。それから先ほど言われましたスクラップアンドビルドでこれまでのコロナ禍前の交流を1回検討しながら、どういったかたちがいいかというのは進めていきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 2点お願いします。

まず1点目が予算書の63ページの空き家実態調査業務委託についてです。すみません、私事で

本会議を欠席しましたので、ここは詳しく説明があつていたかと思いますが、この業務委託についてもう一度お尋ねしたいと思います。

それから2点目が予算書は69ページ、概要は10ページになると思いますが、交通安全関係でここで交通指導員さんのことも含まれると思うのですが、町で交通指導員さんの把握。人数であつたり、状況であつたりがどの程度把握されているのかというところを質疑したいと思います。昨年香梅の交差点で2件ほど立て続けに事故が確か起きたんですが、1件が飲酒運転で交通指導員の方が事故に確か巻き込まれて負傷されたと思います。聞いたところ先月お亡くなりになられたというようなことでしたので、状況と保険などとかどのようになっているのかを教えてください。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 2点御質問があつたかと思います。

まず1点目が空き家についての今後の考え方だと思います。平成30年に空き家のアンケートをやりまして、その後空き家の対策協議会をつくって空き家の計画を作っております。これがその中で5年に1回実態調査をやるということにしておりまして、それがちょうど5年目になるものですから改めて平成30年から5年たちましたので、今の現状を踏まえて実態を把握したいと。そして結果を踏まえて新たな施策の展開としてどういったことをやっていくかということ进行分析しながら新たな施策につなげていきたいと思っております。そういったかたちの予算を計上いたしております。

それと、交通指導者の個別の案件についてはお答えしかねるんですが、全体的な話としましては当然我々の町のほうから交通指導隊に補助金を出しておりますので、逐一情報をとりながら一緒に我々の職員も指導隊としている職員もおりますので、住民の皆さん方とともに交通安全のために一緒にやっているところでおりますので、いろんな交通指導隊における様々な課題であつたりとかそういったことについては逐一担当のほうで情報収集をしているところでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。3点ほどですね。

まず最初に65ページ、ホームページリニューアル業務委託1千419万6千円、この予算を見たとき思うんですけれども、世は正にDX、デジタルトランスフォーメーションも声高らかに昨年度ぐらいから言われております。実はこれチャンスのところじゃないんですか。この予算を見たときに考えたのが、前町長のときから指摘してきましたけれども、今からデジタル化の波というのは益々大きくなっていくでしょうと。ということで、今の働き方改革ではないんですけれども、雇用の在り方もジョブ型雇用というかたちで専門職、SEですよ。システムエンジニア、プログラマーそういったものがないと独自のトランスフォーメーションはできないということです。一つ一つ委託するんじゃないんです。この外部発信と内部をうまい具合デジタル化によって効率化していく。そして町民の皆様はその恩恵というものをすべからくするここは接点の部分ですよ。特に。ここにこの予算のつけ方というのは私嘘だと思いますので、本来ならばそういった人材確保で、そしてま

たその人材はデジタルの専門職であって、そういった方々がほかの職員にそれこそさつき研修の話もありましたけれども、広めていくんですよ。そしてこれからの時代に対してそういったそれこそうちの町の職員自体がそういった能力を高めていくんですよ。ここが非常に問題でありまして、そういった意識がないならば旧態依然の予算の組み方ですよ。だから非常にホームページというのは大切な部分です。接点の部分で、そこも半年いや3か月どんどん変えていかんと。更新させていくんですよ。そういった体制をとるべきだと私は思います。これをそういった会社いろんな形で委託してもほかのホームページをみて、それをならってそれと同じようなものをプログラムしてくるだけです。あくまでもそういった典型的なものであるならば熊本県に沿わんといかんと思います。県、熊本市よく似ています。そういった形で検索の仕方あたりも階層をずっと広げていくにしても、そういった形と同じをしなくてはいかななくてはならない。

しかしながら、我々地方公共団体として独自のDXを発展させていくべき。それがこのところの予算に関わってくるのではないかなと。ここでいきなりお金を出してしまったら、次の予算が確保できない。人材予算のほうに使うべきではないかなと思いますので、質疑いたします。

次に、いろんなところで例えば学校とか学童保育施設の建設の工場の設計業務委託、そして施工委託というかたちでいろんなそういったハードな部分をするときに、設計委託と施工委託がばらばらでこれって設計施工で一括発注のほうが良くはないかなと思う部分が結構散見されるんです。建設業の方々とよく話はするんですけど、皆さんいろんなかたちでプログラムをもっておられるんです、ソフトを。いろんな材料費とか根拠はすぐ出てくるらしいです。高いけれども、持っとかんと話にならんもんねという話をされます。どうせならば設計施工でも出してもらえんかなて。わざわざ設計会社になんで出すのということも聞いたことも何度もあります。その線引き、ここは設計をきちんとしてそれを精査しなければならないと。そして施工業者に発注するというようなどこかの線引きというのは存在するのか。その点についてお聞きしたいと思います。

3点目が212ページの補助金、まちの体育協会補助金で295万円、ここは今回指定管理者制度の枠内に入っておられました。私はこの点を非常に問題視しているんですけども、今回の補助金これって妥当な補助金なのかなと。この指定管理制度とだぶったところはないのかなと。それをすることによってこれって削られるんじゃないかなとか。その予算のだぶるところそういったものはないのかなという疑義が生まれてきます。本当に役割分担、これはこれで必要経費として土台としているんだよと言われるのか。補助金というのは、公益に付するから補助金を申請するんですよこれは。ということは、ちゃんとした手続で旧態依然の去年も出した一昨日も出したから今年も出すんでは駄目なんですよ。毎回毎回きちんとした査定が必要です。ちゃんとした査定があったのかどうかこの点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 3点あったかと思えます。

まず1点目のホームページのリニューアルについてなんですが、時期的にホームページのリニューアルをする時期がきております。その中でデジタル社会の中でいかにDXも含めてやっていくか

ということで、実はその前段のところ報酬であげておりますけれども、DXのスーパーバイザー報酬というのをあげておまして、専門の方に来てアドバイスをいただくようなかたちの予算措置をしております。その中で行政DXと地域DXの政策提言をしていただくようにしていますので、その辺でいただいた中でホームページのリニューアルに盛り込んでいければと思っております。

それから2点目については確におっしゃいますように設計施工を一体的にやるほうがよりスピード化、あるいはそういったことを経費の削減もできるかと思っております。この点については、議員おっしゃいますように今後十分検討すべき課題だと考えておりますので、この点については引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 3点目の町体育協会補助金295万円ですけれども、これにつきましては今回指定管理のクラブ大津ではございませんで、町の体育協会でございます。昨年まで令和4年度までクラブ大津に出しておりました補助金につきましては令和5年度は項目はありません。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 3点目につきまして私の誤解だったかなと思います。それはそれでいいです。ということは、クラブ大津と体育協会これは私がだぶって考えてました。ということは、この体育協会のほうが生かすべき公益性が高いと今度は営利団体ですからそういったところはしっかりと一般質問もしますけれども指摘していきたいと思っております。

1問目ですけれども、私が言わんとするところはこれって町民の方々に広く周知したりとか、こういった取組をやってますとかいう情報のやり取りって非常に重要なところで頻繁に更新が必要になると私は思うんですよ。その点なんですよ。その部分というのが、まさしくわざわざ役場まで出向かなくても受付をしなくても、そういった内容というのがホームページからチャットを使ったりとか、いろんなビデオのズームみたいなやつですね。ああいったものをどんどんDXを使って変えていくんですよ。更新させていくんですね。より良き方向に。このスピードっていうのが今ものすごく早いということです。これを理解しないと。これを例えば検討課題にあげていって、3か月後にはもっといい形これのほうがいいよねって、そしてまたその6か月後にはもっと良くなっていく。

1年後は素晴らしいものができるようになった。しかし完成にはまだほど遠いというような建設型のものにしなければならないという私の言い方です。ここが非常にここがないと町民との接点がと考えると。皆さんがほとんどスマートフォン持っておられるんで、手荷物パソコンみたいな感じでパソコンとは違いますけれども、この情報機器は有効に使わせてもらって、これも形変わってくるでしょう。そのために固定されたホームページリニューアル業務というのは、ちょっと愚かしいような感じがするんですね。更新業務というのは相当お金がかかってくると思うんですよ。だから、例えばDXトランスフォーメーション考えて新しい考えがもっといい考えができたねって言ったときに、ここに更新をかけんといかんときに外注をしとけばどんどんお金が膨らむ。プログラムは確か1行幾らだったでしょう確か。そんなことを考えればやはりそこには人材が必要だというふうに真相を考えればなってくるのではないですかという疑問なんですね。まずはここを変えさせてくれ

というのは愚かしい支出だと思います。ここはもう少し考えて出すべきではないかと思いますが、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 情報の発信の在り方についてはいかに最新のものを出していくかということだと思います。当然今回ホームページのリニューアルやりますけれども、時代の流れに沿ってその場その場でできるものをしっかりとやっていくことが大事だと思っています。その前段の一つとして、先ほど申し上げましたDXのアドバイザーあたりも派遣してもらうようにしていますので、常に時代の先取りをするようなかたちでのホームページにしていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時06分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号の質疑を行います。ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 第26号関連について質疑いたします。50ページ上から4番目ですね。

ユニバーサルデザイン建設物整備促進事業補助金についてですが、これザドリで出ておりますが前年度を見てもザドリのままということで町長もインクルーシブなど促進を目指していらっしゃると思うんですが、これまだ事業として補助金を出すようなことは今まであったんでしょうか。それともなければどうやってこれ促進していくのか、その点に対して質疑したいと思います。

○議 長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山部議員の質疑に対して御説明いたします。

議員御質問のユニバーサルデザイン建築物促進事業補助金についてですが、こちらは熊本県の補助事業になっております。熊本県のホームページの中で、県では個人や事業主の方の店舗などの建物を誰もが利用しやすいようなユニバーサルデザインに配慮した建築をされる場合、市町村とともに建築の一部を助成する制度を設けていますということで、県の補助金になっております。こちらについては最高限度額が200万円ということで、建築主が3分の1、市町村が3分の1、県が3分の1で、対象事業としては不特定多数の人が利用する施設ということでされておりますが、こちらについては県のホームページあたりでPRをされておりますので、事業を県のほうで進めていかれていると思います。事業については、現在のところそういったPRをされておりますが、ここ数年はされているような状況ではございません。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） やはりこれだけ障がい者が障害のない方と同じように活躍できる町にする必要があると思うんですね。これはこういう県の良い施策があるんですから、町としてももっと

これを促進できるようにPRなんかもする必要があるのではないかと思います。県の事業だということですがやはり町としても促進していく必要があるんじゃないかと思うんで、もう一度お願いします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山部議員の再質疑に対して御説明いたします。

議員おっしゃるとおりユニバーサルデザインについては、県もPRしてありますが、町のほうもPRすべきだと思っておりますので、今後PRについては、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうから予算書の200ページですね。上から3つめにあります施設予約システムの導入業務委託ということについてお尋ねをしたいと思っております。

午前中の議論にも関係するんですけども、まずは施設予約システムをどのようなものをどのような形で導入されるのかということについてまずお尋ねをしたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の御質問にお答えします。

当初予算に計上しております施設予約システムの導入業務委託ですけれども、現在リモートロックを設置している施設がございます。矢護川コミュニティセンター、野外活動研修センター、大津地区公民館分館、陣内地区公民館分館、それとリモートロックと連動します施設の予約システムということで考えているところです。今回段階的に導入しながら最終的には料金の支払あたりも見据えたところのシステムを検討しているところです。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） まだ段階的という話だったかもしれませんが、この手のシステムの導入の必要性というのは随分前から言われていまして、どちらかという後ろ向きな答えをずっといただいていたんですけども、今回導入されるということなんですが導入範囲の問題ですね。今回体育施設については指定管理者を入れましたと。そうすると指定管理者は当然そうした施設の予約管理システムというのは導入しますと。そうすると体育施設と文化施設、市民施設かな。このシステムが違うものになってしまうということですね。入り口が。であれば逆に体育施設の導入する施設システムのほうにのっかって、同じ入り口でやったほうがより合理的ではないかと。そして利用する側にとっても同じインターフェースのシステムで使っていけるわけですから、便利ではないかなとそう思うわけです。そして使い方についても十分工夫が必要かと思うんですけども今のやり方ですとあんまりどうなのかなと。せっかくシステムを入れるのであれば便利にフル機能でフルスペックで使いたいと思うんですけどもその辺についていかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の御質問にお答えします。

今現在範囲としましては今議員のほうからも言われましたように現在既にリモートロックを入れている社会教育公民館の施設、それから今後その他の社会教育施設、それから今回指定管理に次年度移行しますがそういった体育施設あたりも考えております。将来的には小中学校の体育館など夜間解放しておりますので、そういったところでも使えるようなシステムを考えているところです。一応それぞれ個別ではなくて同じシステムでできればと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） それをそういうふうに分けて導入していこうとすると無駄が出ますという話なんですよ。やるんであればいっぺんにぽんとやってしまったほうが効率的ですし、何も遅らせる理由もないと思うんですよ。今回は体育施設のほうで指定管理導入されるということですので、それがいいチャンスになると思いますので、この際全部やってしまったほうが良くはないですか。今から検討しても間に合う問題だと思いますので、御考慮いただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。さっき資料を忘れて聞き忘れておりました。

212ページの款10、項6、目2体育施設費でありますね。今回指定管理をするということで委託料あたりがまとまっております。前年度の資料を忘れていたもので、ここで前年度と本年度を比較するわけです。数字的なものをですね。べらぼうに増えてますね、これ。ここが内容がきちんと増えた理由と指定管理の関係というものを明らかにしなければならぬと思います。目2の全体的の体育施設費におきましては、1億5千200万円、来年度が上がっております。本年度は1億1千200万円、差が4千万円ほどあります。節12の委託料にいたしましては、来年度が1億3千274万3千円に対しまして、昨年度は7千800万円ですよ。差額が5千400万円、5千473万4千円という数字になります。5千400万円が増えているわけですよ。このところの内訳というものを詳細に伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 永田議員の御質問にお答えします。

今回体育施設費につきましては、委託料で指定管理の委託料を計上しております。それ以外につきましては修繕料、それから業務委託料、それから工事費、それから備品購入につきましては、指定管理に伴って施設の老朽化、それから修繕改修を行うべき施設についての費用を計上しているところです。ですので、指定管理料以外の分につきましては、そういった改修修繕との工事費ということになります。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度、質疑いたします。

しかしながら、5千400万円というのはかなり膨大なお金になりますので、結局指定管理の期間においてこれが消化できるかというかたちになります。来年度も指定管理が導入されたとします。その後に様々なことを言うてくる可能性もありますよね。これはすべからず全体ではないと思います。恐らく補正が被さってくると私は踏んでおりますので、指定管理におきましてトータルの言うならば住民の税的な負担はこれ一般財源ですから、減るんだよというかたちがこれじゃ全然見えませんよね。指定管理全体の中では安くなるというようなサービスも向上して安くなるというような説明があったかと思いますが、これってというのは5年間でしたか。そういったかたちできちんと数字的なものってというのはおおよそその数字は出ていますか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 永田議員の再質問にお答えします。

今回5年間の指定管理ということで1月の臨時会で承認いただきました。今回受託されました5社の指定管理事業者のほうから一応5年間についての歳出歳入の計画書あたりも出していただいております。今後事業計画に基づいて適切に処理されていくのかどうかあたりは、適宜監査監督モニタリングをしながらしっかりと管理の状況を見極めて監視をしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

ということは、例えば安くなりますよとか相対的にそういった指定管理を導入したほうがというのを、そういった説明を再三やってこられましたので、今回一般質問も出してありますけれども、それでは一体しなかった場合と比べて安くなりましたよと言われましたけれども、前年度と比べたばかりで委託料自体がもう5千400万円も増えているわけですよ。結局どこを起点に考えた方がいいのか。数字をあいまいにはいけないと思うんですよ。そういったところをきちんと5年間、今は最初の出だしですからどうしたって初期投資がいりますよとかそういった説明が欲しいですよ。指定管理しなくてもそういった初期投資ではないけれども、更新のそういった料金が発生するんですよというようなそういったところをもう少し実はたたきたいんですよ。結局一般財源で全てもってきているということは、この一般財源を考えたときに私がどうしても引かかる部分が体育施設費なんで、利用する方というのはごく一部なんです。全体ではないんです。全体で言うならば、例えば指定管理をしたから町民全体が潤うわけではなくて、健康従事に寄与するわけではなくて、やはり一部の人に限られてくると思うんですよ。その時の増額の理由というものをきちんと説明する責任があると思います。ですから、5年間トータルしたならば必ずや説明のときに言われたかもしれませんけれども、5年間でいったいいくら一般財源が少なくて済んだのかという数字を導入するって言ったからにはできますよね。この数字をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今回導入します指定管理につきましては、そういった確かに経費削減とか

住民サービスの向上とかそういった部分がメリットして御説明してきたかと思います。その中で確かに施設が旧施設を指定管理をいたしますので、かなり老朽化した施設もございますので、そういった部分については、指定管理のほうではなくて町のほうでしっかり管理はやっていくというところで、その分が導入に先立ちまして整備が必要になるということで、計上を今回させていただいている部分であります。

ただ、額が大規模な改修工事あたりも予測されますので、それについては中長期的な計画で財政部局とも御相談をしながら進めていきたいと思っております。それと経費削減になる部分、全体事業をみましてどうかというところは、細かい部分を精査していく必要があるかと思っております。ただ単に今までの維持管理だけではなくて住民サービスの向上ということでソフト部分の教室であったり、講座であったり、イベントであったり、そういったところにも今回は指定管理に期待をしているところがございます。なのでその辺もしっかり見極めながら、一つ一つを精査していきながらモニタリングして行って町としてしっかり点検をしていきたいと思っております。

以上でございます。

幾ら安くなるというところは全体的にいえるところではないんですけれども、今回は向こうから住民サービスいろんなイベント、ソフト部分、そういったものをひっくるめての提案となっておりますので、今回は全体的に私たちは細かな部分、維持管理の部分でどのくらい経費的になっているのか、そういったところはしっかり監視をしていきたいと思っております。

○13番（永田和彦議員） 当然なとらんけん数字的なものを求めているんですよ。

○議長（桐原則雄） 数字的なものはあるかと。しばらく休憩します。

午後1時18分 休憩

△

午後1時21分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 永田議員の御質問にお答えします。

先ほどちょっと私の説明が悪い部分があったんですが、まず最初冒頭に旧施設大津町運動公園を含めました旧施設について維持管理、それからやってきた費用を積算いたしまして、それに対して今回指定管理の導入ということで応募があり、1社から提案をいただいたというかたちになります。

その中でいろいろな提案が維持管理を含めて住民サービスの向上に向けた部分での提案がなされたということで、あくまでそこで幾ら削減できたとか、そういった部分ではなくてそれでやっていただくというところでの提案となっておりますので、もちろんいろんな部分で経費的な部分はしっかり見てはいかなきゃいけないと思っておりますので、その辺はしっかり見させていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ちょっと待って。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 内容については、先ほど部長が申し上げたとおりですけれども、指定管理をするにあたっては、先ほど担当部長が申しあげましたけれども、今どれだけお金がかかっているかというフルコストを出しています。その中でこれをいかに維持していくかの検討をやっています。そこに指定管理を入れることによって同じ金額の中でより高いサービスを求めるということで住民の利便性の向上であったり当然業務の効率化につなげていくということでこのベースについては基本的に同じということで説明をさせていただいていると思います。当然やっていく上では様々な経費削減の考え方は必要であると思っております。当初設定しておりました金額の設定につきましては、当初今までやっていた維持管理の部分を金額的に引き継ぐ。ただしいろんな住民サービスであったり、利便性の向上であったり、業務の効率化については、その枠の中でやっていくことによってより高いサービスを生み出すということで考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） あと委員会等でしっかり審議をしていただきたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 国民健康保険特別会計予算のほうで質疑をいたします。

昨年の3月定例会のときに私質問をしたと思うんですが、予算書では13ページですね、検診委託というのをやっておりますね。これで後期高齢者の方も含めてふるさと健診でやってますよと。昨年御質問させていただいたときは、要するに胃がん検診、腹部超音波検査、採血等をやる人は御飯食べてきませんが、検診の時間はどれくらいかかるのですかというたらふらふらして真夏はどぎゃんならんよという御意見があつて、恐らく改善されたと思ってるんですが、具体的にはどんな取組があったのかが一つ。

もう一つはマイナンバーカードのことであります。マイナンバーカードを作成をされた方、私も作成をいたしました。病院にかかりますと医療機関は大体使えるんですね、もう。ただ薬局に行くと、すみませんまだ対応してませんと言われて、保険証をと言われて保険証置いてきましたという人もいられるでしょうし、あるいはお薬手帳を反映させるというのがこの制度のあれだったんですが、それももうちょっと持ってきておりませんみたいな方がおつて困ったという人はいました。特定検診の時も当然受付には保険証がいます。その受託事業者はマイナンバーカードを対応している体制に今あるのかどうか。これ現場で混乱しますので、特に受診に来られた方が帰っちゃうということになったら、これは受診率向上にも足かせになると思いますので、マイナンバーカードに対応しているかと、先ほど高齢者のふらつきとか食事が取れない対策この2点質問します。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） まず1点目の住民健診に係ることでございます。前年度ですね、まっ、そういった形で御指摘があったかと思えます。今年度につきましては、健診あたりについてはその

後健診の申込みの方法ですとか、オンラインでの申込みですとか、そういった工夫をさせていただいていたところがございます。

健診の時間帯ですかね、その辺につきましては、現在通常より早い、7時台ということで実施をしておるんですけども、どうしても正確な検査を進めるためには、これ検査機関のほうからもあつてるんですけども、食後10時間程度空ける必要がある。そういったところもございまして、あまり早い時間帯に実施するというのが難しい状況というのも一つございます。そういうところでうちのほうで今回そういった御意見もあつたもんですから、ふるさと総合健診において受診される方にアンケートをしております。その結果を見ますと、一番受けやすい時間帯はという問いを設けてまして、8時から9時台と答えた方が最も結果的には多くて、それが65%程度あつたということでございまして、我々としましてはその辺の御意見あたりを参考にしまして、時間帯については現状のところで行わせていただきたいということで、ちょっと早めるという御指摘のところはあるかもしれませんが、そういったかたちで進めているというところがございます。

それから2点目が、マイナンバーカード医療機関の対応等についてということでの御質疑だったかと思えます。今国のほうでマイナンバーカードに保険証機能を付加するというかたちで進んでおりますけれども、本町におきまして健康保険課の窓口でもそういったかたちで登録の支援など行っております。

現状としましては、町内で今25の医療機関でそれが対応可能ということで我々把握しております。その中には内訳を見ますと、診療所歯科が今現在確認できておりますのが、参加医療機関が14医療機関、それから薬局11機関ということで、合計25ということで全医療機関からのトータルでは参加率のほうが57%程度というところで把握しております。順次保険証機能あたりを今後付加するというところでもございますので、参加率対応できる割合というのは今後増えていくと我々も見ておりますので、医療機関にもそういうかたちでお願いをしてあわせて被保険者の方の利便性あたりの向上にもつながっていければと考えております。

以上です。

すみません今把握できますのが医療機関ですので、その辺はまた確認して委員会等でも確認して説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ただいま答弁がありましたとおりで、やはりまだ医療機関のほうでもまだ準備ができていない。調剤をするところでも準備ができていない。しかも今受託をしてもらおうとしている事業者の状況も今わからないというところでもあります。当然受託ですから契約行為が発生するわけで、今町としてはデジタルトランスフォーメーションをしっかりと推進していくと。そこが一番大事なところはマイナンバーカードによる利便性の向上なんですね。特定健診事業者は受付行為でありますけど、受信者が来られて問診票が揃っているとか食事をしてますか、してませんか聞くんですね。体温測ったりとかしますけど。そこに保険証の確認行為であるんですよ。それがものすごい時間かかるん

ですね。例は明確に言いませんけど保険証を持ってない人もいますよ。マイナンバーカードが保険証をひもづけできてない人もいるであろうとなると、やはりさっき指摘させていただいたとおりで現場で混乱がおきますと。受付の案内業務については確か町がやるんですね。その中身の検診種目、科目みたいなものを精査するのが事業者さんだと思うんですけども、そこで齟齬が発生しないような取組。これマイナンバーをやってますから必ず取り組んでいただくというか、事業者にちゃんと周知をしていただきたいと。

もう一つの検診の日程及び時定なんですが、今アンケートで何時頃起きて、朝御飯をいつ頃食べるのが習慣ですかというところだったと思うんです。これは人によってまちまちなんですね。だから時間の設定というのを、例えば8時から5回30分刻みで設定をしていますということで検診をやっていると思いますが、例えば各日検診できると思うんですよ。胃がんとか腹部超音波の検診しますという日を別に設定すれば、連続して1時間半も2時間も検診会場に拘束される必要がないやり方というのは事業者と一緒に考えて構築する必要があるのではないかなと。今利用者に対してアンケートをしたとおっしゃいましたが、事業者はどれくらい対応できるのかとヒアリングはできないのかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まずマイナンバーカードの対応のほうでございますけど、特定健診の期間等含めて今後対応できる医療機関広がっていきますので我々推進に努めてまいりたいと考えております。

それから2点目の検診のことでございますけれども、確かに住民の方の御意見ということでは我々も調査したところでございますけれども検診機関ですかね、そちらのほうにも一応相談をしたところで先ほど申し上げましたような食後10時間を空けるとかそういったところで話し合ったところで今現在設定しております。ただ御指摘のように検診の種類でありますとか、そういうところでの含めたところで全体的な受診される方が来やすいそういった時間帯の設定そういうところにつきましては、検診事業者さんのほうとも今後御意見聞きながら協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質疑いたします。

今あったんですが、それだけ住民のニーズに合わせて検診業務をやっていきますというのはどこに目標があるのかと言ったら、がんの早期発見と要するに生活習慣病の発見と後期高齢者の方、これは議案の外に出てしまいますが、そういった人たちの健康増進のためにやっているわけであって、事業者の利便性のためにやっているわけじゃないんですね。だからそういった対応できないということ、もちろん100ある提案を100全部かなえることは不可能だと思いますけど、ある程度できないのであれば、委託事業者を変えるなりそういった抜本的なところも視野に見ていただければと思いますが、現在この検診委託については例えば難しい仕事なんですね。この仕事ですね。車で朝早く準備してやってきて、希望した人にも対応する。突然来た人にも対応するみたいなことされているんですけども、そういった業務委託、受託をされる可能性がある企業ってそんなたくさん

あるのかなど。今コロナがあけていってまた元通りの検診業務に移行していくというところもあります。人が殺到する可能性もあるので、健診委託事業者再選定とかできるのか。どうでしょう。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質疑にお答えさせていただきます。

確かに健診医療機関は、複数ございます。今現在委託をお願いしているところがここ数年続いておりますけれども、受託先の選定についてはやはりそういったかたちで毎年適正化、その事業内容でありますとか、あるいはそういったかたちで健診のそれぞれ今集団検診というかたちでやっておりますので、全体的には集団検診とは別に医療機関で個別に受けていただくという検診をやっている市町村もございます。ですからそういったかたちで事業者の選定については、集団検診の在り方、そういった個別健診の在り方、そういうところで全体的に今後検討させていただきたいと思っておりますので、今のところ業者のほうについては今まで蓄積したデータそういったのもございますもんですから、今のところ今の事業者のほうに今年度も予定しておりますけれども、今御指摘のところについては今後全体的な健診の在り方としては検討する必要もあるかと思っておりますので、そこはいろいろその自治体の事例等も参考にしながら研究させていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3 陳情第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

○議長（桐原則雄） 日程第3 陳情第1号、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書を議題とします。

陳情第1号は今定例会までに提出されました陳情であります。その内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

日程第4 委員会付託

○議長（桐原則雄） 日程第4 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第13号から議案第34号まで及び陳情第1号をお手元に配付しました議案付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時38分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和5年第3回大津町議会定例会会議録

令和5年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和5年3月14日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 中井 雄一郎 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係長 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課 長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 兼 併任工業用水道課長 村山 龍一 教 育 部 次 長 百田 止水 総務部総務課長 兼 選挙管理委員会書記 村山 博徳 農業委員会事務局長 梅田 博隆 総務部財政課長 大塚 昌憲

一 般 質 問

1 番 田 代 元 気 議 員 p 129 ～ p 142

1. 子育て支援日本一のまちづくりについて
 - (1) 町長の政策である101の具体策の中の子育て支援日本一のまちづくりについて、任期も折り返しを迎えたが、これまでの成果とこれからの課題は。また、この101の具体策以外の取り組みについて町長の考えは。
2. 教育環境日本一のまちづくりについて
 - (1) 教育環境日本一のまちづくりについて、これまでの成果と今後の取り組みについて町長、教育長の考えは。
3. 中学校部活動の地域移行について
 - (1) 中学校部活動の地域移行について、これまでの取り組みは。

2 番 時 松 智 弘 議 員 p 142～ p 158

1. 任期半ばを折り返して掲げた公約の進捗と、令和5年度の政策重点を伺う
 - (1) 掲げた101の公約進捗は。
 - (2) 現状その公約は自己評価で何パーセントを達成していると考えるか。
 - (3) 令和5年度の政策重点は何か。町長立候補時から変遷した地域の状況への対策は。
2. 企業進出ラッシュ、人口増加をうけて伴う町道の整備指針について伺う
 - (1) 隣町、菊陽町の第2原水工業団地への通勤者約9000人のうち、90%が自家用車を通勤手段としていることから慢性的な渋滞が問題となっている。1年9か月後から稼働を開始するTSMCやJASM、その他半導体関連企業への通勤者は7000名を超えると見込まれており、更なる渋滞が懸念される。県はバス事業者と連携しJR原水駅からシャトルバスを走せるなどの実証実験を始めており、慢性的な渋滞に対する解決策を模索している。しかしこれら交通対策の根本は「高規格道路等の整備」が先ず根幹であると考えられる。国道、県道の整備を強く要望するとともに町道の改善や新路線の開拓等、指針は。
3. 肥後大津駅北口の安全対策・交通量増加の対策は
 - (1) 美咲野団地の開発に始まり、現在の室小周辺地区の住宅建設ラッシュに至

るまで三吉原北出口線沿線では開発が続いており、今後も子育て世代の転入が高い水準で続くことは明かだ。当然の帰結として高校通学者の肥後大津駅の利用者は増加の一途、また翔陽高校は近年の人気により、町外から通う生徒を駅周辺で見かけている。しかしながら駅へのアクセスは自動車での送迎または自転車の利用が多く、朝の利用者が多い時間帯では交通が錯綜していることが調査の結果わかった。交通ルールの徹底、といった対策では不十分であり道路形状の変更も県道部分の変更が必要なことから難しいことは承知の上で、肥後大津駅北口周辺の安全対策は喫緊の課題と思料する。以上の観点から

- ① 歩行者の安全対策として、交差点周辺のカラー舗装を行えないか。
- ② 自動車の徐行を促すハンプの設置や一時停止遵守を促す対策は。
- ③ 自転車マナーアップへの呼びかけ運動や啓発活動の実施は。
- ④ 翔陽高校生徒会と連動し、アンケートの実施やパブリックコメントを募る考えはないか。

4. 子育て支援課所掌の利用者送迎に関わる事業者の安全対策は

(1) 静岡県牧之原市の認定こども園に駐車していた通園バスの車内で、園児の3歳女兒が亡くなった痛ましい事故を受け、子育てを推進する自治体自ら現状把握を行うとともに、安全対策を推進する必要があるのではないか。

- ① 現在、大津町内で運行されている送迎バスの現状把握は。
- ② 国が示す安全対策について、町としての確認体制は。
- ③ 幼稚園、保育園、認定こども園等以外の送迎バス等の安全対策は。

3 番 豊 瀬 和 久 議員

p 158～p 172

1. 手話言語条例について

- (1) 早期制定に向けた取り組み状況は。
- (2) 聴覚障がい者等支援アプリの導入と窓口カウンターにモニターの設置を。
- (3) 窓口案内システムの番号表示ディスプレイの改善は。
- (4) 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成の制度拡充が必要ではないか。

2. 多子世帯の給食費・副食費の補助について

- (1) 保護者の経済的負担を軽減するため、中学生以下のお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降の給食費又は、副食費を補助すべきではないか。

3. 人権啓発福祉センターについて

(1) 人権啓発福祉センターの役割を拡充し、町民に最も身近な行政窓口として、申請受付業務、証明書発行業務、納付業務などの窓口サービスができるよう、デジタル技術を活用するなどの機能強化をするべきではないか。

4. 高齢者の居場所である「通いの場」について

(1) 「通いの場」を維持し内容を充実させるためには道具や遊具の確保や情報提供などの支援体制の強化と助成金支援の拡充が必要ではないか。

(2) 地域と役場との課題検討の場が必要ではないか。

(3) 地域で交流し、支え合い関係の構築を促す、ボランティアポイント制度を創設すべきではないか。

5. 土地区画整理事業について

(1) 将来を見据えた住みやすいまちづくりのため、町主導での道路や公園などの公共施設と宅地の総合的な整備を行うべきではないか。

4 番 佐 藤 真 二 議員 p 172～ p 180

1. ふるさと納税基金の設立

(1) ふるさと納税による寄附金受入れが増加している。喜ばしいことではあるが、財政規律や予算策定における不具合も生じてきている。ふるさと納税を有効に活用するため、基金化や活用事業の枠づけを提案する。

5 番 山 部 良 二 議員 p 180～ p 190

1. 町長の強力なトップセールスについて

(1) 施政方針の中に、基本方針にある「民間の知恵と活力を生かす先進技術」や「民間企業の業務手法の活用・具体的な制度と仕組み化」最後に「強力なトップセールス」は一環した考えだと述べておられるが、今現在のT SMC関連の誘致などは町長のトップセールスとは言い難い。やはり「スポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備・活性化」を成し遂げて初めてトップセールスと言えるのではないか。以上踏まえ「阿蘇くまもと空港アクセス鉄道スポーツの森分岐」及び「スポーツの森運動公園へのロアッソ熊本本拠地（ホームタウン）誘致」を提案する。

2. 子育て支援・教育環境日本一のまちづくりについて

(1) 「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」について、町長は子育て支援については、2項目について重点的に取り組むと施政方針演説の中で述べ

ているが、もちろん2項目は大変重要で前に進めていく必要があるが、しかし喫緊の課題は戦争や円安・燃料高騰などによるスタグフレーションへの対策が最重要課題ではないか。以上踏まえ小学校・中学校給食費無償化が財政的に難しいのであれば、まずは

「中学校給食費無償化」から始めるべきではないか。町長の見解を問う。

3. 人生100年時代を見据えた福祉について

- (1) 「人生100年時代を見据えた福祉」についてですが健康寿命を延ばすための政策が重要となってくると思う。そのためには早期発見・早期治療・健康づくりが重要となると考えるが、以前提案した認知症の診断費用を全額無料などの認知症安心プロジェクトを再度提案する。

6 番 山 本 富二夫 議員

p197～p207

1. 台湾の都市との友好都市を結ぶことにより、台湾住民の暮らしや考え方を 知ること、お互いに信頼関係を図るべきだ。

- (1) 今後TSMC関連で台湾企業の進出が考えられるとおもうのでより相手の住まい環境や日本人と台湾人との考え方を、友好都市を結ぶ事で大津町も台湾との交流により多く知ることができると思う。従業員の方や家族の皆様もストレス発散の為に、大津町総合体育館や人工芝でのサッカーも利用されると思うし、台湾・日本人同士の交流の場を希望された場合、友好都市を結ぶ事で、親しみを持って大津町施設を借りられ、そこでの町民との交流が生まれると思うので、まずは台湾を知る事が大事であると思うので友好都市を結ぶ考えはあるのかを町長に問う。

2. 大津町浄化センターからの汚泥のたい肥化に早期に取り組む考えはあるか

- (1) 農家の経営環境は益々厳しさを増している、肥料も高騰で1.5倍以上の上昇であるし、燃料代などの高騰も農家経営を圧迫している。大津町浄化センターからの汚泥約1千700トンを処分する為に年間約3千万円支払っている。資料2を見て頂きたい、佐賀市下水浄化センターでは、平成21年9月まで脱水汚泥を全量産業廃棄物として年間1億円かけて、処分していたが平成21年10月からは、脱水汚泥を原料として肥料の製造を行い農家の皆さんに、1kg当たり2円で販売を開始した。大津町浄化センターからの汚泥をたい肥化し、農家に販売を目指す時期だと思う、佐賀市のように国からの補助金を活用することで実現可能と感じたが、汚泥をたい肥化の取り組みを町長に問う

3. からいもの生産農家の高齢化が進む中で、一部からいもの生産と販売及びからいもの品種切り替えにより、より負担を軽減する取り組みを考える時期に来ている

(1) からいもの生産農家は箱詰め販売をする為には、20kgコンテナを6回から8回ぐらい持ち運ばなければならない。高齢者農家には大きな負担であり、収穫機械はあるけど生産を止める農家も今後、増えてくると思う。資料3を、霧島酒造の生産工程を見学させて貰ったが、収穫農機で泥の付いたまま工場へコンテナ袋のまま持ち込まれている。大津町も酒造メーカーへのコンテナ袋販売を斡旋すべきと思う、JAを利用しない農家の事も考えて取り組む考えはあるかを問う。

7 番 荒 木 俊 彦 議員 p207～p217

1. ソーラー発電の地産地消に支援が必要ではないか

(1) 本町において再生可能エネの可能性は、太陽光発電が一番であるが残念ながら脱炭素のためにも必要な森林が伐採され、メガソーラーによる利益の大半は大手資本に持ち出され、その利益の原資は住民の電気料上乗せ負担である。国は来年度から工事用などの屋根を利用した発電の買取価格の上乗せをする方針であり、発電量拡大は歓迎される。再生可能エネの地産地消で地域住民の利益、地域経済の振興につなげる施策が必要ではないか。例えば農家のソーラーシェアリング(農地利用)、畜産などの屋根利用の発電など、農家が取り組みやすい実例を示して普及を進めたらどうか。

8 番 大 塚 益 雄 議員 p217～p224

1. 通学路における安全対策は万全か

(1) 通学路の安全点検については、各小学校校区の青少年育成協議会や学校PTA、地域のボランティア等で危険個所の報告や点検が行われており、教育委員会や問題個所の担当課、警察による改善や対策が実施されているが、一部未改善の個所がある。特に三吉原道路の美咲野から楽善交差点までの間の歩道は、小・中・高校の通学路になっていて、桜の並木周りの縁石や桜の根の成長に伴い、縁石周りが膨れて歩道が狭かったり、歩道が年々盛り上がっており、非常に危険である。4月からは、新1年生も入学し通学する。早急な対策を

① 地元では、縁石に蛍光スプレーを塗布したり一時的な安全対策を講じているが、恒久対策を早急にすべきではないか。

- ② 桜並木については、三吉原北出口線と本田技研南側道路にあり桜の名所となっており多くの方が花見に来られており守っていくべきだと思う。今後、調査を実施していき他の類似市町村の先進事例を参考に桜の木を守りながら見直し改善すべきではないか。

2. 大津町ゲートウェイとしての役割について

- (1) 本年熊日新聞に各首長の新年のあいさつが記載されました。その中で金田町長は、「幸せを感じられる大津町へ」という見出しを付けて、「一人ひとりが幸せを感じながら、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでいます。」そしてさらに、本年3月に新空港ターミナルビルの完成、4月には肥後大津駅からスクールバスが発着予定の東海大臨空キャンパス開校、夏頃には南阿蘇鉄道の肥後大津駅までの乗り入れなど新たな動きが目白押しです。本町ゲートウェイ（玄関）としての重要性も益々高まります。未来像を共有しながら、町民の皆様と共同でまちづくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様の温かいご支援をお願い申し上げますとありました。

- ① 本町のゲートウェイ（玄関）としての役割をどのような視点で重要と考えているか。また、町長が考える未来像とはこのゲートウェイに特化するとすればどのようなものか伺う。
- ② また、その未来像の実現のために、具体的な取組みをどのように実現していくのか伺う。

9 番 永 田 和 彦 議員 p 224～p 237

1. 多国籍時代の町政運営について

- (1) TSMC台湾企業世界シェア50%以上の半導体製造メーカーの熊本進出で中国人をはじめ、多くの外国人居住者が今後も増え続けるだろう。町営住宅への外国人入居者が増えているが国柄の違いで平和を乱してはならない。国際情勢と各国の事情や文化、考え方や姿勢を情報収集しなければならない。

2. 指定管理者制度の問題点について

- (1) 独占禁止法および販売預託商法に抵触しないか。東京オリンピック、パリオリンピックの汚職事件と類似する。

3. 施政方針と政党政治について

- (1) 施政方針と政党政治について

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 5 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

田代元気議員。

○2 番 (田代元気議員) おはようございます。

議席番号 2 番、田代元気です。質問に入ります前に、3 月に入り、議員としての任期も折り返しを迎え、3 年目となりました。これまで、町民の皆様、役場職員、先輩、同僚議員の皆様をはじめ、多くの皆様の御支援、御協力のおかげで、議員の職を務めさせていただいていることに対しまして、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。

そして、3 月は別れの季節でもあります。現在、ここにおられる佐方副町長、田上産業振興部長が今月をもちまして現在の職を離れるということに対しまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

佐方副町長におかれましては、1 年 9 か月という短い間ではありましたが、隣町に進出する T S M C の関係で激動する情勢の中、これまでの経験を遺憾なく発揮され、町の発展のために御尽力されましたこと、本当にありがとうございました。県庁に戻られましても、熊本県のため、そして大津町のために、さらに御尽力いただき、御活躍されますことを心から御祈念いたします。

田上部長におかれましては、T S M C 進出でめまぐるしい動きを見せる中、所管部長として、その職責を十分に果たされましたことに対して、心から敬意を表する次第です。一つ心残りなのが、今回で 8 回目の一般質問ですが、一度も田上部長に対し質問しなかったことが、私自身不徳の致すところだったと思っております。今後も町の発展、町民の皆様の福祉の向上のために、これまでの経験を生かしていただければと願っております。

また、今回、役場を離れる職員の皆様におかれましても、大変お疲れ様でした。今後、新たなステージでの御活躍を祈念し、厚くお礼を申し上げます。本当に、ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1問目の「子育て支援日本一のまちづくり」についてですが、町長の選挙公約であります101の具体策の中の「子育て支援日本一のまちづくり」とありますが、これまでの進捗状況と成果について、町長自身の自己評価はどうだったのか。また、この101の具体策にうたっている項目だけでは、到底、日本一にはなれないと感じるところですが、この具体策以外にも取り組んでいくことがあれば、町長の考えを具体的にお聞かせ願います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。田代議員の御質問「子育て支援日本一のまちづくりについて」お答えいたします。

私は2年前の選挙にあたり、大津町をよりよくするための具体策として、7つの政策視点、101の具体策を掲げております。その中の一つが「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」です。子育て世代を支えるとともに、未来を担う子供たちがこれからの時代で、夢を持ち、叶え、力強く生き抜く力をつけられる環境を整え、また、幅広い層への支援を強化しながら、家庭、学校、地域による重層的な子育てや教育施策を展開しなければならないと考えております。

そして、施政方針でも申し述べましたが、現在、全国的に保育ニーズが高まり、多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスが求められております。また一方では、核家族化が進み、家庭や地域において人との関わりが希薄になるなど、子供や子育て世帯を取り巻く環境が変化し、子育ての不安や悩みを持つ保護者の増加、養育力の低下、子供の貧困などの課題も明らかになってきております。このような中、子育て支援の充実が急務であると認識し、最優先に取り組んでいく考えでございます。

まず、これまでの成果ですが、比較的な大きなものに絞らせていただいた上で、3の観点から申し上げます。1点目に子育て世帯の負担軽減として、18歳までの医療費の無償化、学童保育の第3子以降を対象とした補助金の新設、物価高騰対策における子育て世帯への給食費無償1か月分や給食食材への補助、各年齢層への商品券等の交付などを実施しております。また、本年度は教育委員会へのスクールソーシャルワーカーを配置するための予算を計上させていただいておりますが、不登校・貧困・ヤングケアラーなどの問題を抱えている児童生徒も増えていることから、子供を通じた家庭への関わりの中で、精神的な部分での家庭の負担軽減や支援も一層強化していきたい考えです。

2点目に保育環境の充実としては、保育所における待機児童ゼロの実現、年度途中に増える保育需要に対応するための「予備保育士」雇用に係る助成の拡充、認可外保育施設を含めた町内全体の研修体制構築による幼児教育の質的向上、ファミリーサポート制度の拡充、大津小や今回の議会に上程しております護川小の学童保育施設の整備、そして「大津町公立保育等再編方針」の策定です。この方針は、本町における子供たちを取り巻く環境を整理し、町全体の子育て環境がより良い方向へ向かうように、公立園が担うべき役割や機能及び公立園の再編について、今後の方向性を定めたものです。少子化と保育需要の見通し、教育・保育の質の確保はもとより、発達課題のある子供たち、生活困窮世帯の子供たち、虐待が疑われる子供たち、医療的ケアが必要な子供たちなど、支援

を必要とする子供たちや家庭が多様化する現状を踏まえ、家庭保育への支援、地域のセーフティネットなどについても盛り込んだ内容となっております。この方針をもとに、現在、大津幼稚園の民営化に着手しております。また、このほど国が推奨しました「使用済みオムツの保育所等での処分」につきましても、保護者や保育所等の負担軽減を図るために、事業実施に向けて、保育所等と相談しながら、6月の上程に向けて取組を進めているところでございます。

3点目は、大津町で安心して妊娠から出産、子育てまでができるよう、継続した伴走型支援体制の整備です。本年度から取り組んでおります産後ケア事業については、国の総合経済対策の一つである「出産・子育て応援交付金事業」と併せて実施し、令和5年度には拡充を図ります。また、健診時にスプーンセットや歯磨きセットの配布をすることで相談機会の増加を、またデジタルこども手帳「てくてく」の導入で子育て情報の発信強化を実施してきました。さらに要保護児童の家庭などに適切な支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有するスーパーバイザーの活用も始めたところです。そして、令和5年度に設置する「子ども家庭総合支援拠点」と令和3年度に設置した「子育て世代包括支援センター」との連携を図り、子供たちと保護者の支援充実に向けた取組を更に取組を進めていきます。なお、令和5年度におきましては、「新生児難聴検査助成事業」や「医療的ケア児の体制づくり」「ヤングケアラーの支援強化」などにも取り組むこととしております。

次に、「課題」ですが、TSMCの進出に伴い半導体関連の企業立地が急増し、それに伴う宅地等の開発が増加することで、これまでとは比較にならない速度で人口が増加していくと予測しております。人口が増えることは基本的には望ましいことだと捉えておりますが、急激な増加に伴う、保育所等や学童保育における待機児童、学校の教室や保育施設の不足、通学路の安全性などは、深刻な課題になると認識しております。また、国際化が進む中で、保育所や学校における日本語を母語としない児童生徒や保護者の増加への対応・配慮も、これまで以上に必要となると考えております。これら課題については、十分に留意し、先手を打ちながら取り組みたい考えです。

最後に「101の具体策以外の取組」ですが、先ほど申しあげました「大津町公立保育等再編方針」におきまして、現在は第1段階の大津幼稚園民営化に取り組んでいるところですが、次の第2段階で公立の認定こども園開設を目指しております。認定こども園開設に当たっては、家庭保育の子供が遊べる場所、例えば地域子育て支援センターや育児相談だけではなく、子育て世帯の就労や生活困窮等の相談機能、そして行政の子育て関係ワンストップ窓口を備えた子育て支援の拠点施設として整備したいと考えております。また、性別・年齢・言語や能力など、どんな違いも飛び越えて遊べるインクルーシブ遊具の設置も検討と準備をしております。これらの取組や整備については、短期・中期・長期的な計画として、優先順位をもって進めていきます。

子供たちは町の宝だと考えております。子供たちが夢を持ち、叶え、力強く生き抜く力を身につけられるように、また子供たちに「大津町が大好きだ」と言ってもらえるように、多様なニーズに応える「子育てのまち」として取り組む考えです。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度、質問します。

保育所の民営化とかで整備とおっしゃいましたけれども、確かに中心部は大変人気がある施設で、一方、町内中心部から離れた保育園なんかは、定員割れが続いている状況ですね。その辺の整合性について、町長、どういうふうにお考えなのか。

それと、あと1点ですね。私も子育て世代ですけど、知り合いが町外から来られた子育て中の方へ聞きますと、「別に特に大津町は子育てに対して、特に手厚い支援をしていると感じない」という声も多く伺っております。この子育て支援ですけども、イコール子育て世帯、保護者の負担軽減だと思っております。この負担軽減について、前回の議会でも質問しましたが、おたふくかぜのワクチンなんか、既に助成している自治体も多くあります。また、長洲町なんかは、おたふくかぜのワクチンも助成していますが、今回、带状疱疹ワクチンについても助成が始まる旨の記事が新聞に載っております。

さらに、令和5年度、県の子ども医療費の助成が3歳から就学前までに拡大されますが、この浮いた分の予算といたしますか、この予算については子育て支援に使わなければならない予算ですけど、どのように活用するのか。以上、3点、町長のお考えをお聞きします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の再質問、3点についてお答えいたします。

まず1点目につきまして、中心部の保育所のことに関しては、定員が埋まっている、あるいは120%等で進んでいるにも関わらず、周りの地域においては定員割れのような状況もあるという話でございました。ここに関しては、一つはまちづくり全体の話だと考えております。やはり、保護者視点で考えますと生活空間の近く、あるいは仕事に行く途中に預けるというニーズが非常に高いというふうを考えております。

そうした中、やはりどうしても中心部に人口が多い状況にありますので、一つには今TSMCの発展もそうですけれども、発展をいかに周辺集落等への人口増、あるいは活性化につなげていくのが重要だと考えておりますので、まちづくり全体の視点として取り組んでいきたいと考えております。

また、各保育園に関しましても、それぞれに素晴らしい保育方針を持っておりますので、選ぶのはもちろん保護者が利便性、あるいはそこに共感して選ぶこととなりますけれども、しっかりと選択肢を選ぶだけの情報を町としても提供していきたいと思っております。

また、おたふくかぜを含めて、家計補助という話がありましたけれども、もちろん家計補助は重要だと考えております。ただ一方で、まだ一つ私考えておりますのは、やはりこの税金の社会的補償ということを考えたときに、もちろん本当に困っている世帯に対しては、しっかりと家計補助をしていく必要がございますし、広義にはどの世帯も困っている状況も、十分今、分かっております。しかし、一方でやはり公共の果たす役割としては、公益というところが重要になってきますので、例えば、民間ではなかなかできないこと、各世帯ではなかなか取り組めないことを取り組んでいく。その一環が、今年度掲げておりますスクールソーシャルワーカーで、500万円ほどを計上

しておりますけれども、そうしたところからしっかりと家庭の子育てをソフトの部分でやっていく、そんなところをまずは重視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、3つ目の県の子ども医療助成対象拡大に伴う拡大の部分なんですけれども、大きく3点ございまして、1つは先ほど御説明した新生児の聴覚検査助成事業に取り組むこととしております。また2つ目に、医療児ケア児の体制づくり、3つ目にヤングケアラーの支援強化など、ここが先ほどのソーシャルワーカーにも関わるところでございまして。

以上になります。

○町 長（金田英樹） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 今回も税源の問題とか出てきましたけれども、民間で培った、いつも言っているマネジメント能力を最大限に生かして、この子育て支援施策は将来への投資でもあると思っておりますので、ぜひとも日本一を目指すのであれば、一步も二歩も踏み込んだ施策を実行していただくことを期待しまして、次の質問に移ります。

次は、「教育環境日本一」について伺います。

この「教育環境日本一」についても、町長の選挙公約にありますますが、任期の折り返しを迎えた今、101の具体策がどの程度達成されたのか。また、この具体策以外にも、TSMC進出などで、今後人の波が大きく変化を迎えることとなります。どのような環境構築を行っていくのか、質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の2つ目の質問、「教育環境日本一のまちづくり」についてお答えいたします。

大津町では、将来ビジョン「夢と希望がかなう元気大津」のもと、子供たちをはじめ、多くの町民が地域とのかかわり合いを深めながら、人と人の絆が豊かに築かれるような町づくりを目指し、「ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち」を「教育・文化」施策における基本方針としております。

そこにおいて、学校は、子供たちの夢を育み、夢を叶え、力強く生き抜くための力を培うとともに、学校教育活動を要として、地域の人と人との絆を育むなど、「学校を核とした地域づくり」の拠点でもあり、学校の施設が、これらの機能を「安心・安全」に、かつ効果的に発揮できるように整備されることは、大変重要なことだと考えております。

これまでの成果としましては、様々な家庭がある中で、子供たちが学力向上や社会性を育むことに集中できる多様な制度・施設整備への取組を進めてきました。

具体的には、まず令和3年度より英検受験補助金の対象拡大や制度設計の拡充を行いました。それにより前年度150件の申請が3年度は220件の申請となりました。さらに4年度にはすべての中学3年生が英検受験をする機会の確保に取り組んでおります。また、それに伴い、児童生徒の意欲も高まっていると聞いております。

また学校施設環境においては、令和3年度に小学校5校、中学校1校において、トイレ洋式化及

び乾式化を実施し、トイレ環境の向上を図ることができました。これにより町内小中学校の洋式化率は、52%から80%へと大きく向上しております。

次に、小中学校の児童生徒用の女子トイレに、生理用品を常備する取組を令和3年度後半から準備ができた学校から、順次進めてきました。

懸案であった大津中学校の老朽化については、来年度から校舎の大規模改修工事に着手するとともに、大津南小学校の建て替えについても計画どおり実施ができるよう備えているところでございます。

また、護川小学校の屋根については、経年劣化の影響もあり、校舎全体に雨漏りが発生し、授業にも支障を来す状況のため、優先順位を繰り上げて来年度に改修工事を実施する準備を進めております。

今後とも、教育施設等につきましては、計画的により良い環境の整備を進めていく考えです。

また、教育環境の整備の一環として、大津町では、「誰一人取り残さない学びの保障」を目指して、ICT環境の充実と効果的な活用を推進しております。

現在、大津町では全小中学校において、電子黒板及び1人1台のタブレット端末を配備しており、いち早く必要な家庭に対するモバイルルーターの貸出しを行うことで、コロナ禍での突発的な休校や学級閉鎖の際にも、支障なく全ての子供たちがリモートでの授業を受けることができいております。コロナ禍の収束を見据え、今後は、子供たちの習熟度に応じた学習が提供できるよう、AI機能を搭載した学習ソフトを導入するなど、1人1人の子供の学習内容の確実な定着につなげていきたいと考えております。

また、学校施設等に加え、学校が提供する教育活動につきましても、多様な学びの機会やそこへの人的支援を提供することで、大津町の学校で学び、育まれた子供たちが、大津町を「ふるさと」として愛し、将来は、大津町の新時代の担い手となってくれるよう多様な人や文化に触れる機会も大切にしたいと考えております。

その一環として、大津町内の小中学校においては、平成28年度から台湾高雄市の小中学校と姉妹校を締結し、国際交流活動にも盛んに取り組んでおります。コロナ禍のため、ここ数年は、リモートでの交流に限定されておりましたが、TSMCの進出を受け、今後も台湾をはじめ多くの外国人との交流が考えられる中、来年度からは、さらに交流を活性化させていきたいと考えております。互いの国の生活や文化を理解しながら交流を深める中で、子供たちは、ふるさとである大津町の歴史や文化、自然などのすばらしさも改めて発見してくれるものと思っております。

また、先ほども御説明しましたけれども、次年度は、スクールソーシャルワーカーの配置も進めているところです。

今後とも、子供たちを取り巻く教育環境に関しては、教育委員会との連携を密にし、課題を共有しながら、家庭、学校、地域による重層的な教育施策を展開していきたいと考えております。

○町長（金田英樹） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。田代議員の「教育環境日本一のまちづくり」につい

てお答えいたします。

教育委員会では、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践」を、大津町教育の基本理念として、「生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成」を目指しております。これは、町長の本町教育の基本方針とも重なるものであると考えております。

子供たちが将来、「よき社会の形成者」となるために、学校は、その教育を学校内で閉じることなく、将来にわたり「育みたい子どもの姿」を家庭や地域と共有し、相互の役割を効果的に果たすことが大切であります。

本町では、このような「地域とともにある学校づくり」に向け、コミュニティスクールを導入し、「学び」と「暮らし」のリンク化を図る教育課程の編成などを行い、地域の皆さんの協力による地域学習などを深めております。加えて、本町は学校における読み聞かせ、書道や家庭科などの学習サポートボランティア、PTAと学校との協働活動なども推進しており、町長が大切に考えておられる家庭・地域・学校による重層的な教育の充実も図っているところです。

また、先に町長からもありましたけれども、子どもたちの「安心・安全」で効果的かつ多様な学びを保障する上での、学校施設の整備につきましては、大津中学校等の大規模改修工事をはじめ、ICT環境の整備・充実についても積極的に進めております。

特に、ICT環境につきましては、GIGAスクール構想のもと、令和2年1月に作成した大津町学校教育情報化推進計画に基づき、計画的な導入と活用の促進に取り組んでまいりました。

コロナ禍で前倒して整備が進み、各学校においては、子供たちの情報活用能力の育成に向けて、全ての学習活動の中で1人1台のタブレット端末の効果的な活用について、実践研究を進めております。調べ学習やプレゼンテーションなどの表現活動、学習の振り返りや個別学習など多様な場面で活用しておりますが、さらにAIソフトを導入するなど、子供たち一人一人の習熟度に応じた学習の実現を図っていきます。

なお、大津町では、これらのICT環境の整備や効果的な活用を推進・サポートするICT支援員の配置を強化しております。このことは、学校が求める授業支援や教員研修の実施、校務支援等への迅速かつ的確な対応を可能とし、本町のICT環境の質や教師の活用力の向上に大きな役割を担ってきました。

そのことで、昨年4月には、町内全ての小中学校が、日本教育工学協会の学校情報課「優良校」に認定され、さらに10月には、同工学協会の上のランクである「学校情報化先進地域」として大津町が認定され、県教育委員会の広報誌においても紹介されたところです。

加えまして、人的な教育環境としましては、本町では各学校に学校支援員や学習指導員、特別支援補助員をはじめ、多様な会計年度任用職員を学校の実情に応じて配置しておりますが、子供たちの抱える課題が複雑化する中、町長からもありましたように来年度は、新たに教育委員会にスクールソーシャルワーカーも配置します。それにより、児童生徒の貧困やヤングケアラー等の様々な問題について、家庭との関わりを早期に開始するとともに、より良い支援につながっていくものと考えております。

今後とも、町長の教育施策の元、ハードとソフトの両面における教育環境の整備・充実を図りながら、新しい時代に生きる子供たちを育む学びの充実に向けた学校教育を展開できるよう努力してまいります。

○町 長（金田英樹） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

私も所管の委員会なんで、委員会審議なんか見てみますと、新規の事業とかそういったもので、町長も手厚くやっているなと思うところなんですけどどれも、この具体策の中で、公立高校学区外枠の拡大とありますね。この学区外枠の拡大について、圏内には3つの県立学校があります。中でも、全国的にもサッカー部が超有名なんですけど、大津高校に関しましては、近年定員割れが続いている状況であります。そんな中、この学区枠を県に要望し、もし叶った場合、町内中学生の地元高校への進学がさらに減っていくのではなかろうかと、考えるところです。このことを念頭に置くならば、地元高校の魅力化を図り、生徒さんが増えることが大切だと思います。例えば、近隣の自治体では、高森町の県立高森高校で、令和5年度から漫画学科の設置、お隣菊池市では、令和4年度より市長が塾長となり、市内の県立・私立高校に通学する生徒を対象とした公営塾をスタートするなど、町内・市内にある高校の魅力化を行っております、

このような観点の中、町長は大津高校の定員割れの問題と学区外枠拡大の整合性について、どのように考えておられるのか。また、町内に3校ある県立学校、中でも大津高校の定員割れ解消に向け、町として魅力的な学校となるような手助け、施策は行っていないのか、質問いたします。

また、「郷土愛をしっかりと育てる」とありますが、今回、委員会初日の現地調査で、町内小中学校を回りました。その中で、国旗・校旗が掲揚されている学校とされていない学校がありました。また、先月23日の天皇誕生日には、役場にも国旗が掲揚されておりました。これは、私が役場を通ったのが朝10時ぐらいだったので、その前後には掲揚されていたのかもしれませんが、この件については大変残念で、恥ずかしく感じました。

そこでお尋ねですが、郷土愛も育てなくてはいけません、愛国心も育てなくてはなりません。今後、町として、この国旗掲揚についてもしっかりと行っていただきたいと思いますが、町長、教育長の考えをお伺いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問、3点についてお答えをいたします。

まず1点目、大津高校の定員割れの話と学区外との整合性の話ですけれども、私の基本的な考えとして、やはり子供たちを真ん中に置いて考える必要があると思っております。そうした中、もちろん大津高校の定員をしっかりと確保していくということは、まちづくりとしては重要なんですけれども、やはり大津の子供たち、あるいは保護者さんから聞かれるのが、同じ点数を取ってもなかなか自分の思うような高校に行って、そこの学びができないというお話も聞きます。そういった意味では、子供たちのために学区外のところは大津町に住んでいようと、熊本市の子供たちと同じような学力、あるいは望みがあるのであれば、そこに行けるような体制を構築していきたいと思

ております。

ただ一方で、やはり大津高校、地元も非常に大事で、翔陽高校、支援学校もですけども、非常に重要な学校でございます。そうした中で、やはり本質としては、大津高校の魅力化を通して、そこは町にできる範囲、できない範囲ございますけれども、魅力化をとおして、子供たちが行きたい、学びたい、そうした学校にしていくことが非常に重要であると思っております。そうした中、大津高校は学校運営協議会の枠組み等もありますので、町としてもしっかりと連携できる部分を模索しているところでございます。私自身も高校の校長とお話することがありますけれども、いろいろと意見交換をさせていただいたところです。その中で、私個人的な思いなんですけど、やはりサッカー部の子たちが非常に多くあります。そうした中、やはり動きを見てみますと、高校を卒業したら地元に戻っていく高校生が多いような状況であります。また、私の友人・知人にもいるんですけども、サッカーでプロを目指していたけれども、怪我等で挫折してしまって、その間でしばらく空白の期間があったのを後悔している方もいます。ですので、そうした中で学力等も含めて、子供たちの多様な可能性を伸ばして、将来大津町においても関わってくれるような人材を育成していただけるように、町としてもできる支援連携を、今後も図っていきたいと思っております。

今、1番、2番目を答えてしまいましたけれど、3つ目の国旗につきましては、国旗・校旗の掲揚については、各学校の判断になってくると思います。役場庁舎につきましては、私は基本的には国旗掲揚するように指示しているんですけども、もし田代議員が通過したときに揚げられていなかったということは、そのあと揚げたとしても時間として遅くなりますので、今後、より一層しっかり指導していきたいと思っております。

また、その中で「愛国心」という話がありました。愛国心を育成するために何ができるかと言う観点でいきますと、愛国心と同じ形でいえば「郷土愛」というものがあると思っております。その中で、郷土愛を育成する面をどうすればいいかというところで、やはり地元の身近な人たちの関わりの中で、ふるさとを愛する心を養う、あるいは手厚い子育て支援、公益環境の中で、この町がこれだけ自分たちにしてくれている、あるいは幸せを感じれるというところのその経験体験が、郷土愛あるいは国家愛につながっていくと思っておりますので、そうしたことを通して進めていきたい、また歴史文化を深く知ることも郷土愛、あるいは愛国心につながっていくと思っておりますので、そうしたところもしっかりと町として発信、あるいは取組を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の再質問にお答えいたします。

まず、公立高校の学外枠の見直しということにつきましては、見直し自体は県の教育委員会が所管されることですので、なかなか教育委員会として、そこに関わるというのは難しいことなんですけれども、ただ大津町にある高校に対して、非常に私たち町民が関心を寄せながら、できれば様々な形で高校の定員割れがないように、いろんな形を工夫してほしいということで、県の教育長あた

りにお会いすることもありますので、実際お会いしたときに、そのようなことを伝えているところでございます。

また、高校の魅力化ということを私はとても大事ですが、高校自体の仕組みを魅力的にやっっていく、例えば先ほど引き合いに出されたかと思います、高森高校のマンガ科とか、そういう中身の検討もあると思うんですけども、もう一つは地元の小中学生が地元の高校生としっかりと関わりを持ちながら関係を深めていくという、ある意味「絆」を小さい時から持つておくということは、とても大事なことではないかなと思っております。そういう絆を深めておくことによって、「なになに先輩が天津高校に行かれたから、自分も同じように行って頑張りたいな」といったようなそういう思いも生まれてきて、天津高校なりを目指してくれる、そんな子供たちも増えていくのではないかなと思っております。

そういう思いを込めまして、今、翔陽高校と室小学校、非常に具体的な連携を深めておりまして、放課後の学習会であったりとか、いろんなところで高校生が小学校に来てボランティア活動を手伝ってくれております。

また、天津中学校と北中と、それから翔陽高校はちょっと実践ができておりませんが、天津高校の校舎を借りましてキャリア教育の様々な交流をするとともに、いろんな体験学習を一緒にするという。さらには、英語学習を確認しまして、小学校、中学校、そして高校を結んだ英語学習のプログラム、これを県の指定を受けまして、本年度が美咲野小学校と北中学校と翔陽高校、その前の年は天津小学校と天津中学校と天津高校、この3校を結んだ研究を行っておりまして、タブレットを介した英会話の交流などもやっております。さらに、新聞等で御存じだと思いますけれども、天津高校のサッカー部を天津小学校の子供たちが応援して横断幕を贈るとか、そういった子供たち同士の交流をしっかりと深めながら、地元高校に対する思いを深めているところでございます。こういったところも、魅力化の一つになっていくのではないかと考えているところでございます。

それから、国旗掲揚についてですけれども、先ほど町長からありましたように、各学校の判断で今掲げております。かつては朝から掲げて、夕方は降ろすということで、きっちりと全体で取り組んでいるところがございましたけれども、今、各学校の判断で必要なときに掲げていただくということで、お願いをしておりますので、たまたま議員が見られたときに揚がっていなかったのかというふうに考えております。ただ、国旗を掲げていないから、愛国心を育てていないとか、郷土愛に関わっていないということではないと思っておりますので、そこは御理解いただきまして、郷土愛をはじめとする自分たちが住む国、あるいは地域への愛情といいますか、そういったものに関しては、しっかりと取り組んでいるというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 国旗について、再度しますが、揚がっている学校と、揚がっていない学校があったと。学校の判断に任せると。統一したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど、やっぱり子供たちによって考え方が変わりますよね、そういうの。揚がっている、揚がっていない。私は、その辺、統一する考えがないのかというのが1点聞きたいと思うんですけど。これは教

育長ですかね、教育委員会の事項になるんですかね。教育長、答弁をお願いします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） その辺につきましては、再度、各学校の校長と協議を深めてまいりたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） もう3回したので質問はしませんけども、ちなみに日曜日は休みなので分かっていなかったんですけど、もしかして土曜日でも国旗が揚がっていなかったのかなど。土曜日といますとですね、東日本大震災からちょうど12年目だったんですね。土曜日は通っていないのを見ていないんですけど、もしかして土曜日でも揚がってなかったんじゃないかなど、そのとき感じたんですけど、その答弁は求めませんが、その辺徹底して役場のほうはやっていただくようお願いして、次の質問に移ります。

次は3回目になりますけど、また中学校の部活動の地域移行について質問します。

今議会には、関係する予算も計上されており、移行に向けた動きも感じております。前回の質問からも半年が過ぎ、教育委員会におかれましては様々な角度から、この問題について取り組まれてこられたと思いますが、昨年末、スポーツ庁が新たに公表したガイドラインでは、令和5年度から3年間としていた目標達成時期を見直し、「可能な限り早期の実現を目指す」と改めました。このガイドラインは3年での移行は難しいとの意見が相次ぎ、計画を見直し、移行の期間を3年間としないと緩和する意味合いのものであったと理解しております。しかしながら、この地域移行については、いずれやらなければいけないということに変わりはありません。

このことを踏まえ、これまでの関係機関との協議やその進捗状況、先進自治体の取組などを把握されてきたと思いますが、運動部及び文化部の部活動の地域移行に向けたこれまでの取組について、質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の「中学校部活動の地域移行」に係る質問について、お答えします。

教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、また、責任感や連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、その教育的意義が高い活動です。しかし、前回の答弁でも述べましたように、全国的に少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性の有無にかかわらず教職員が顧問を務めるというこれまでの指導体制を継続することも、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。このような状況にあり、学校においては、学校と地域との連携・協働による、部活動の在り方についての改革に取り組み、持続可能な部活動の環境を整備する必要があります。

昨年3月と12月議会定例会の一般質問では、中学校部活動改革における今後の取組や方向性並

びに、当面は従来通りの部活動の在り方を継続する旨答弁させていただきました。

この半年間の取組状況につきましては、国県主催の説明会への参加、中学校やPTA役員に対する現状報告、スマートロック先進地視察、検討準備委員会の開催などを行っております。

なお、国は当初、令和5年から7年度を改革集中期間と位置づけ、令和7年度を目途に休日の部活動については地域移行をおおむね達成するという計画でした。しかしながら、解決すべき課題が山積していることから見直しを図り、この期間を「改革推進期間」と改めて、達成期間の目標を修正し、その上で地域の実情に応じて可能な限りの早期実現を目指すとしています。

町としましては、今後も、関係機関との協議を重ねながら、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる環境整備に向け、まずは、「休日の部活動の地域移行について」できるだけ早期の実現を目指してまいりたいと考えております。

なお、詳細については担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 田代議員の「中学校部活動の地域移行」について、御説明をさせていただきます。

教育委員会としましては、令和4年3月議会定例会の一般質問において、地域の受皿となる運営団体の整備に向け検討委員会等を設置し、具体的な運営の方法や人材の育成について検討していく予定であると答弁をさせていただきました。

また、令和4年12月議会定例会の一般質問においては、それから半年の間に行った取組とスポーツ庁及び文化庁から発出された地域移行に関する検討会議提言を参考にしながら、町の方向性について研修や協議をしている旨を説明をさせていただいたところです。

今回は、それ以降の取組につきまして答弁させていただきます。町としましては、令和4年9月に休日の部活動地域移行に関する県主催の説明会に参加し、10月には学校施設等を貸し出すためのスマートロックの先進地視察を実施しております。それから12月には、中学校の各校長に対する地域移行に係る現状報告と当面の間、休日も従来通りの方法で部活動を継続することについて確認するとともに、すべての教職員への周知依頼を含めた協議を行っております。また、令和5年1月には都道府県を対象としたスポーツ主管課長会議のリモートを視聴し、会議内容を確認をさせていただきました。

また、2月には地域スポーツ団体の代表者、それから学校、それから教育委員会における地域移行検討準備委員会を開催いたしました。また、県主催の休日の段階的な地域移行推進計画説明会へ参加し、情報共有するとともに、PTAの連絡協議会においてPTA役員へも現状の報告などを実施をさせていただきました。

なお、その間、国は部活動と教員の働き方改革を両立させるため、令和5年度から3年間で、休日の部活動を地域のスポーツクラブや文化芸術団体などに段階的に移行するとして、その方針を盛り込んだガイドライン改訂案を令和4年11月に公表され、それから国民からの意見を募っておられました。その結果、先ほど田代議員からもお話がありましたように、「令和5年からの3年間で

の達成は現実的に厳しい」、「受皿もなく指導者もないのに移行するのか」といった御意見が多数寄せられたことから、国は令和5年度から3年間で地域移行をおおむね達成するという当初計画の見直し、この期間を「改革推進期間」に改め、地域の実情に応じて可能な限り、早期の実現を目指すとして、達成時期の目標を修正をされております。その上で、すぐに移行が難しい地域は、合同部活動の導入や部活動指導員の配置といった「地域連携」を進めることとしています。

町としましては、これらの情報も地域移行検討準備委員会にて共有を図り、今後、熊本県が策定する熊本県公立中学校の部活動における休日の段階的な地域移行推進計画に基づきまして、町の推進計画を策定し、検討委員会で協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、「地域連携」を進めるには必要な部活動指導員の増員や、休日の段階的な地域移行推進に伴う体制整備として、コーディネーター配置等について当初予算に計上させていただいているところです。また、今後は町ホームページや生涯学習情報誌等を活用しながら、中学校部活動における休日の段階的な地域移行に関する情報提供をしっかりとやっていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度、質問します。大変難しい問題と私も思っておりますし、教育長をはじめ、教育委員会には大変御苦勞されているのかなと思っておりますけれども、どっちみち地域移行しなくちゃいけない。既に、民間のほうで受皿になって活動されているチーム、種目もあります。そういった民間のスポーツクラブの現状把握ややり方、そういうことも大切でありますし、先進自治体ですね、長崎県の長与町なんかはもう令和5年度から、完全に休日は切り離してやるということで、全国的にもニュースになっていますので、そういった先進自治体の取組を調査することも有効な手立てと思いますが、どのような先進自治体の取組を調査するなどの取組はやってこられたのか。

また、今度新設される民間のスポーツチームが保護者向けの説明会において、中学校の部活はなくなるといったような趣旨のことを話されて、現在部活動をしている生徒の保護者が、大変に不安になられたということを伺いました。そういった生徒や保護者の不安を払拭するような取組も大事と思いますが、そういったことは何かやられたのか、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 田代議員の再質問にお答えしたいと思います。

1点目の民間スポーツクラブの活動も大変重要かと思われまます。そういったところで、長崎県の先進地の事例あたりを今、御紹介いただきましたけれども、これにつきましては全国の動向あたりも情報を収集をさせていただいております。県内では長洲町や南関町でもモデル的な取組をされておりますので、そういったところの情報は直接お聞きしたりとかをさせていただいているところです。

ただ、それぞれ地域の状況によりまして状況も違いますので、そういったところをしっかりと情報はつかんで生かしていきたいと思っております。共有させていただきたいと思っております。

それから、今まで先進地事例等もあっておりますけれども、国のモデル事業ということで取り組まれているような事業がやはり大半でございますけれども、そういったところも、しっかり課題とかそういったところを整理しながら、大津町の地域移行に役立てていきたいと思っております。

それから、もう1点が保護者の方で、部活動についての動向あたりを心配されているというお声も聞いております。今年度に入りまして、準備委員会とか学校とも連携をさせていただきながら、それから今後は地域移行に向けて、全国中体連、それから県の中体連のほうも民間クラブの中体連の参加あたりの動きを示されておりますので、ただ、その各種種目競技もたくさんありますが、その種目競技の中でもそれぞれに細かな基準が分かれていますので、そういった情報もしっかり今後はできるだけ情報を発信していきながら、保護者の方々の心配を払拭していきたいと思っております。まずもって、ある程度出される情報が定期的に生涯学習情報誌とかホームページを使って出すとか、学校から情報を流していただくとか、そういったところに取り組んでいって、不安の解消につなげていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） この1年間、この部活動改革について、委員会とかでもくどいように聞いてきたので、本当に積極的に動いてもらって、本当に敬意を表したいところでありますけれども、本当に難しい問題です。でも、いずれはやらないといけない。

この質問は町長には通告していないので答弁は求めませんが、この部活動改革についても、教育環境の重要な整備だと思っておりますので、今後、子供たちが不安にならないように、子供たちがやりたいことを思い切りできる環境づくりを教育部局だけではなく、全庁的に取り組んでいかれることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時5分から再開いたします。

午前10時54分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、おはようございます。3番議員、時松智弘であります。傍聴に来られた皆様、あるいはインターネット配信を御覧になっている皆様、大変ありがとうございます。

今、大津町ということを検索ワードで検索をすると、なかなかその話題が触れられないんです。大津町がなかなか有名になっていないんですというような趣旨の質問を、去年いたしました。今大分変わりました、大津町で何か行事をやっています。何かトピックスがありますというと、大分テレビをにぎわしていただけているようになっているようでございます。

先般も、町長がTKUの取材、あるいは熊日ではですね、学校給食費の件で、これが記事になったりとしてですね、大津町というのが非常に注目を浴びている市町村に、今なりつつあります。この現状というのは、ものすごい変化だと私は思うわけです。こうした形で、一般質問をさせていた

だく中で、やはりこれも注目を浴びていく話題だと思いますので、私も一介の議員としてしっかりと発言・提言などを行いながら、町政を一步でも前に進む助力をさせていただければと思います。今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして質問を行います。

資料をお願いします。「任期半ばを折り返して掲げた公約の進捗と令和5年度の政策重点を伺う」ということでもあります。

まず、町長はですね、「町長選に打って出るよと、選挙をするよ」と言われているときに、先ほどの同僚議員の一般質問の中でも少しは出ましたが、101個の公約を示されておられます。この101個の公約は、選挙の前にそれぞれの御家庭のところに配付されるのと同時に、町長自らの公式ホームページのほうに、これを掲載をされております。町長が当選をされあと、その公約の進捗状況をいうものが、町長のホームページのほうに載っていると思います。

私は、これを公約と捉えるのか、マニフェストと捉えるのか非常に難しい。これはですね、公約とマニフェストは何が違うんですかと言われれば、公約というのは約束ごとなんですね。しかし、マニフェストには、それに財源がくっついてきますと解釈がよくあります。要するに根拠がなければ、実行可能か不可能なのかということを、しっかりとした根拠を示せないんだよということをおられる。これ、いつ頃はやったかといいますと、資料の上のほうにあります。国政において民主党というのがマニフェストというのをやり始めました。もともと、マニフェストというのは、古いイギリスの政治の手法でありまして、それを現代社会の日本に持ち込んできたわけですが、「そのマニフェストを掲げた割には」と、要するに、この上の段に書いてありますが、実は書いてあることが全く達成ができなかった。こうなりますと、その政権基盤というものが大きく揺らぐというのが、国政の話ですね。中ほどにあります。財源などの明確な数字が間違っていると。そして政策が与える弊害が、また波及をし、さらに重ねる失策のおかげで政治的不信が発生をした。しかし、これはなくなってしまった政党の話なので、別にどうでもいいんですが、公約というものは、約束が達成されるかどうかの重きが置かれるのか。それは、もちろん国政であればそうだと思いますが、その大儀をなすのが地方自治であると考えます。そういった観点から、これは下のほうに書いてありますのは、私、シナリオのなき、今から町長とやり取りをいたしますが、要は掲げた101個の公約の進捗と、現状、その公約は自己評価で大体何%ほど達成をしているのか。

施政方針が町長から示されました。施政方針の中には、自らが掲げておられる政策ですね、重点政策があるんですけども、その政策重点というのは、町長立候補は2年前であります。2年前から地域の様相が大分変わっておるようで、町長立候補時から変遷した地域の状況への対策は、それになされているか、3点質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質問にお応えいたします。

私は2年前の選挙にあたりまして、大津町をよりよくするための具体策として101の項目を掲

げてきました。101の具体策は7つの柱で構成されておりまして、1つ目に、まずは「新型コロナ対策に全力」、2つ目に「命を守る徹底した災害対策」、3つ目に「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」、4つ目に「人生100年時代を見据えた福祉」、5つ目に「活気とにぎわいを生む仕組みづくり」、6つ目に「町内産業支援と活性化」、そして7つ目に「町民に信頼され、愛される役場へ」、を掲げております。そして、その柱は、3月2日の施政方針でも、町政の個別方針として推進していくことを宣言させていただきました。また、今議会における施政方針においても、「101の具体策」で定めた7つの柱をベースに本年の取組の総括及び、それらも踏まえた来年度の方針を述べさせていただいたところでございます。

また、時松議員への答弁ではありませんでしたが、以前の一般質問でも答弁させていただいたり、選挙戦においては、「具体策の内容を書面どおり機械的に実現していくつもりはありません」と繰り返し述べてまいりました。そうした意味合いもあり、私の政策集においては、公約やマニフェスト等ではなく、「具体策」と表現させていただいているところです。ここにおいては、町政を運営する中で、住民の皆様や現場職員からの最終的な目標、「よりよいまちづくり」を達するためのより良い具体策が出た際、あるいは社会情勢などの大きな変化があった場合には、具体策の内容に固執するのではなく、柔軟かつ十分に検討をし、よりよい形で実現していくべきだと考えております。

一方で、私が就任前に掲げた具体策は、大津町をよりよくするための方策として住民の皆様提示したものであり、一つひとつの具体策に対して、それぞれ期待をされている住民の皆様がおられると考えております。そうした面からも変更がある場合においては、変更の目的や理由などについて、しっかりと説明責任を果たしていくことが重要であると考えております。

いずれにしても、当然ながら、私自身の101の具体策の達成のために、外部環境の変化などからくる優先度、あるいは議員が御指摘されるような、町長就任前後の私自身の様々な情報ギャップの補正の必要性・重要性などを軽視して、町政の運営をするようなことはいたしません。

それらの点を踏まえて、まずは1点目と2点目の質問にお応えをいたします。個別の具体策において、それぞれどこまで達成すれば100%の進捗率かと言えば、判断が難しいものもありますが、2年間で実現したもの、あるいは種まきも含めて一定の取組を行った項目は101項目中94項目となっております。なお、個別具体的な内容については、先ほど議員からも御指摘・御説明ありましたけれども、私の政治家としての責任として、振興総合計画とは別に、私自身のオフィシャルWEBサイトにおいて、議会ごとの3か月に一度を目途に、101個の具体策それぞれの進捗状況を公表・公開しておるところです。

次に3点目の令和5年度の重点施策、及び町長立候補時から変遷した地域の状況について、最も大きな変遷としてはTSMCの近隣への進出だと考えております。また、4月からの東海大学のスクールバスの肥後大津駅からの発着、7月に予定されている南阿蘇鉄道の肥後大津駅乗り入れ、空港アクセス鉄道の肥後大津ルートでの整備決定、中九州横断道路の開通に向けた飛躍的な進展、さらには歴史的な物価・資材高なども、具体策を掲げた時点では見通せなかった大きな変化であると

感じております。

これらの様々な外部環境の中で大きな動きとして、今後は本町において、企業集積や人口増加がさらに加速していくものと考えています。そのような動きもあり、具体策にはなく、また町にとっても大きな決断となりますが、企業集積に向けては、本年度の予算において工業団地の整備に向けた予算を審議・可決いただきましたので、本年度次年度としっかりと将来の企業誘致に向けた用地を確保することで、税収や町の活気を高めながら、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。また、来年度は企業振興課の人員も増員する計画ですので、短期目線においても、確実に企業の誘致と既立地企業の振興を図っていく考えです。

また、外部環境の変化に伴い、今後は町に住み暮らす方は、これまでとは比較にならない速度で増加していくものと予測しております。少なくない自治体が存続自体を懸念する中で、人口が増えること自体は基本的には望ましいことだと考えていますが、増加に伴い交通渋滞や待機児童、学校の教室不足、コミュニティの維持振興などの様々な課題が、深刻さを増すと考えております。ここにおいては人口が増加する一方で、既に住み暮らす方の幸福度が低下しては本末転倒な部分もございますので、その点は十分に留意し、先手を打ちながら取り組みたい考えです。

また、アクセス鉄道や中九州横断道路、南阿蘇の鉄道の乗り入れなどにより、本町の交通結節点、ゲートウェイとしての役割・存在感は一層高まるものと考えておりますので、そこに向けても十分な必要を打っていく考えです。

そうした中で、昨年度は肥後大津駅周辺整備に関する予算を審議可決いただき、本年度はそれらに加えて、町中の移動手段の実証実験に関する予算も上程させていただいております。5年度にかけてはより具体的に事業を進捗させることで、住みよいまちづくりを進めていく考えです。さらに、道路や下水道を含めた都市計画についても外部環境を調査し、町内部での横連携はもちろん、県などとも御相談しながら議論を進めているところですので、未来への投資もしっかりと行いながら、臨機応変に進めていきたいと考えています。

また、公共施設の中でも特に学校関連については、大津中学校に続き、今後は南小学校や東小学校の建て替え・大規模改修も必要なことに加え、とりわけ大津北中や大津室小学校、大津小学校、護川小学校に関しては、児童生徒数の増加に伴い、近い将来に教室数が不足することが予測しております。資材高騰などもあり、厳しい財政事業ではありますが、給食センターや学童なども含めて建て替え・新設、増設の時期や場所、手法などについて、今議会でも、一部関連予算を上程させていただいているとおり、既に着々と進めており、その先についても教育部局と具体的な議論を加速させたいと思っております。

るる申し述べましたが、外部環境の変化などを十分踏まえた上で、令和5年度の予算を策定し、施政方針を述べさせていただきましたので、どれが重点施策かということではなく、各部長、各課長、各係長、そして職員一人一人に、それぞれの抱えるミッション・役割、優先順位を十分に認識してもらいながら、組織強化も含めた全分野において着実な、そしてスピード感のある町政運営をしていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問いたします。もう一度、資料をお願いします。

先ほど、町長のほうから答弁がありましたとおりで、101個の具体策なので、機械的に行うことで自分の評価を上げていくとか、それが進んだことによって何か通知表的なものになっているわけではないと。さりながら、101個の項目については94項目が達成をされ、主に90%以上進捗をしていると認識をしていると。これからについては、評価をいただきたいという中で、さらに具体策については、外部要因によって、しっかりと検討して実行性の高いものをやるんだという、意志の答弁だったと私は思っております。まさに、それを私が言いたいのですが、この中ほどの矢印の下ですね、基礎自治体というのが大津町を代表にとって考えれば、184億の予算が積み立てられている中に、依存財源は112億円、自主財源は72億円という、これは予算書に今回出ているのもですが、自らの意志を持って実行可能なものというのは、それだけ72億円なんだと考えていただければ、要は社会情勢や地域の経済活動、あるいは人口流入とかに、細かく対応すると。その時に2年前の政策集では、既にもう古くなりつつありはしないか。しかし、一般的に矢印の上のところですね。公約や約束ごとを変えるというのが、非常に風潮としていかんと、いかがなものかというのを、よく聞きます。しかし、これは基礎自治体が持っております二元代表制の町長のイニシアティブで、どんどん変えていただきたい。

基礎自治体の施政方針や首長、自らの公約は柔軟な変化を求められます。なぜかといえば、そこに面と向かって現在に町民の方がいて、町政というのを自らがやるんだというところから、これは変えるのが当たり前といてもいいと思います。立候補した次の所信表明演説の瞬間から真反対のことをしていたら、それはいかがなものかと思いますが、2年を経過して社会情勢がこれだけ変化をしたんだ、だからPDCAを行って、より良いものをもう一回お示ししますという活動が、僕は必要だと思います。確かに、町長がそういった形で町政を運営するというのを、今回の施政方針の中で述べられておりますが、しかし、だんだんだんだんこの101個の具体策と合わないところが出てくるんです。合わないところが出てきたら、これは御自らの公式ホームページもわかり、あるいは町民の皆さんにお示しする形では、こういうふうに変えましたとやるべきなんですよね。そういう、変えてメッセージを出し直すというのであれば、そういうお考えはないか、再度質問します。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えをいたします。

趣旨としましては、先ほどと同じやり取りになりますけれども、やはり外部環境等変わっている中で、具体策等に固執してはならないというお考えだったと思います。おっしゃるとおりだと思います。ただ、一方で最初にお伝えしましたとおり、政治選択という意味で、多くの有権者の方から、住民の方々、個別の施策にも期待をしているところがございます。また、御存じのとおり、私の101の具体策自身、手法をうたっているものもあれば、あるいは実現をうたっているものもあれば、方向性をうたっているものもございます。ある程度、社会情勢が変化しても対応できる内容になっ

ております。

ただ、一方で先ほど話した工業団地等の具体的な項目はうたわれておりませんでしたので、そうした変化・変更に関しては、しっかりと貴重な財源を使うお話でありますので、変更の理由、そしてそれが達成したときには、その効果・成果等も101の具体策と同じように、あるいはそれ以上にしっかりと説明していく必要があると思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 具体的なお話をいただきましたので、この件については質問を重ねませんが、要は地域の人たちに分かりやすいものとしてお示しをいただかないと、「いろんなことをやりますよ」と言うんだけれども、でも、どれが一番喫緊の課題なのか。ただ必成目標と望成目標という言い方があるんですね。必ず達成しなければいけない目標と達成させることが望ましい目標ですね。例えば、大学進学するとしたら、大学に進学すること自体は必ず達成しなきゃいけない目標であります。望成というのは、なるべく学歴の高い大学に受かればいいなという、望ましい目標という形があると思うんですね。そういうのを考えたときに、やっぱり政策には優先順位がどうしても発生する。重点でやらなければいけないことが、どうしてもあると。そうしたときに、今まさにこの町で言われているのが、チュウイの工業発展とインフラの蓄積ではないかというふうに考えております。

2点目に移ります。質問の布石といった形になりますが、資料をお願いします。

地元選出の代議士、坂本哲志代議士との意見交換会、去る2月12日に行われました。それを受けて、企業進出ラッシュ、人口増加を受けて伴う町道の整備指針について伺います。

菊陽町のTSMC、JASM（ジャスム）の進出に伴い、半導体関連企業や物流を担う事業者等の進出を受けて、人口の社会増、これが著しく変化をしました。今後、速い速度で資料の上のほうです。菊陽町は6万5千、本町も4万5千でいずれ人口が増加するであろうとありました。こうした人口増、今の段階はこれは自然増なんですね。それが、世帯人口として住むとなったら社会増になります。これを固定化して、税収のみならず、持続可能な発展を盛り上げていくことが必要ではないですかと。人口4万5千と試算がありますが、さらにこれを重層的に上積みをしていけば、人口5万、肥後大津市となるかもしれません。しかしながら今言ったとおりで、町長も先ほどの答弁の中で少し出ましたが、急激な人口増加には必ず問題が発生します。そのときに、一番困るのは何でしょうといったら、社会資本が蓄積されていないことなんですよ。これから人がどんどん増えていきます。ごみも増えます。渋滞も起きます。下水道も整備しなきゃいかん。水道はと。交通の利便性がどうしていきますかと。その時に一番やらなければいけない最優先課題は社会市資本の蓄積以外、何があるのかと聞きたくなるんですね。しかも、よその市町村というのは、こんな言い方をしたらちょっといけないですが、持続的発展するスピードというのは、もうないんですよ。右肩下がりになっているところも、たくさんあるんです。そうすると、よその市町村の手法を模倣しては、とんでもない手当になるんじゃないかと、私は思っております。それが証拠に、小中学校の教室数の整理や校区の見直しをやらなきゃいけんと、先ほど、同僚議員の一般質問の中にあつた

と思います。要するに、重点施策がよそと違うんですね。ほかの自治体の例を模倣する成長戦略よりは、これは例としていいのか分かりませんが、1970年代にかけての高度経済成長時、人口がどんどん増加していく、その市町村の戦略を模倣するほうが早いのではないかと、私は考える。インフラ整備を充実させる時と考えております。その中でも最も課題を突き付けられるのは道路の整備だと、私は断言をします。熊本市は全国政令指定都市の中で、最悪の道路環境。保田窪交差点とあるんですよね、あそこを大津町のほうから国体道路をずっと保田窪のほうに行きますと、すごい渋滞です。たった2キロか3キロ進むのに、15分も20分もかかりますという所があると、その悪評ぶりがテレビでどんどん流れておりまして、しかし、熊本県はそれをゆゆしき事態と捉えて、高規格道路を次々と整備し、中九州横断道路も10年かかると言われておりました合志方向から大津西インターチェンジまでの整備を5年から7年に短縮して、それを進捗させるということを御教示いただいております、国道443号も住んでいる皆さんお分かりのとおりで、拡幅も始まっており、早急な整備は今後も続いていく流れとなります。積極財政で今、本当に必要な交通対策をするというのが、県や国のトレンドになっております。

資料2枚目です。県道、町道も近年、渋滞が発生、著しいそういった箇所が散見をされます。町道三吉原北出口線、県道矢護川大津線、大津植木線、そういったところで渋滞が発生しておりまして、その解消は今現在でも本町の課題であると考えます。

しかし、先ほど言ったとおり、菊陽町の工業団地、今9千人の方が通勤をしていて、車の利用が90%、8千100台、そこに7千人の従業員が増える。1万6千人の90%の人が車を使えば、1万4千400台来るんですね。その周辺道路対策というのを、周辺自治体がしっかりと上げていかないと、地域を広げていかないと、この渋滞はもろに大津町はかぶってしまうのではないかと、いうふうに考えております。それが、あと1年9か月後から、いよいよ始まるぞといったときに、中九州横断道路の発展に布石を打つべしとしましたのが、私の当選後一番最初に行った一般質問でありました。また、増加する交通量への対策をしっかりと求めたのが、その次の定例会。根拠を基に提言をした交通安全対策でありました。先ほど申しましたとおり、90%が自家用車で通勤を手段としているところから、慢性的な渋滞が発生をしている。県は、バス事業者と連携し、JR原水駅からシャトルバスを走らせるなどの実証実験をしていると。慢性的な渋滞に対する解決策を模索している。バスが何本走っても、道路を走ります、結局。なので、道路をやらなきゃいけないなどっておるんですが、現在、町が考えるべき道路対策の要訣は、高規格道路、国道、県道の整備促進を強く要望しつつ、町道の改善や新路線の開拓を行っていくものと捉えます。そのあたりについて、その指針を伺います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の2つ目の質問の答弁をさせていただきます。

半導体受託生産最大手のTSMCが進出する菊陽町において、2024年12月から操業開始が予定されております。議員御指摘のとおり、その周辺部においては、以前より朝夕の通勤時間帯に慢性的な渋滞が発生しており、今後もTSMCが立地するセミコンテクノパークへの通勤車の増加

が見込まれ、さらなる渋滞が予測されています。そのため、国や熊本県は、国道や県道の多車線化や交差点改良などの道路整備を進め、交通管理者と連携し、信号制御の見直しにも取り組まれております。

また、交通渋滞の早期緩和を目的として、熊本県や合志市及び菊陽町と大津町が連携して「菊池南部総合交通研究会」を立ち上げ、テレワーク、パーク&ライドの推奨や、臨時通勤バスを運行するノーマイカーデー実証実験等を実施しながら、交通渋滞の緩和対策をハードだけではなく、ソフト面からも図っております。さらなる対策として、県道の多車線化及び町道三吉原北出口線と国道325号との交差点改良、併せて国道325号、国道443号についても、熊本県に多車線化や交差点改良を強く要望をしていきます。

また、国が行っている九州自動車道路の熊本市、合志市方面から順次事業着手されている中九州横断道路の早期整備実現についても、国への陳情を含めてさらなる要望を行っていく考えです。町道についても、企業の進出に伴う産業輸送車両の増加や、人口増に伴う通勤車を速やかに基幹道路である国道、県道へ導く道路新設や、既存道路の改良等を行っていく必要がございます。

今後の道路整備におきましても、町の振興総合計画や都市計画等を基に整備計画を策定し、計画的な基幹道路整備と総合的な道路網の形成を図っていく考えです。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 皆様、こんにちは。時松議員の御質問について、御説明いたします。

町長の答弁でもありましたように、令和3年7月、菊池南部地域におきまして「菊池南部総合交通研究会」を立ち上げ、熊本県に主要地方道大津植木線の多車線化及び国道325号との交差点改良の要望を行い、その結果、主要地方道大津植木線については、西は都市計画道路菊陽空港線との交差点から国道325号の交差点までの多車線化事業に着手されました。今後は、関連する東側延線の町道三吉原北出口線と国道57号との交差点改良についても強く要望してまいります。

また、企業の交通渋滞対策の取組として、在宅勤務やフレックス勤務、時差出勤、通行禁止道路の設定など、菊池郡市内において従業員が100人以上の主要企業のうち、約半数の企業が既に取組んでおられます。

今後は、取組後の交通量調査や関係企業へのアンケート結果、実証実験等の検証を踏まえ、渋滞対策のさらなる取組が必要であると考えております。

町道におきましても、交通量が多く渋滞が集中している町道三吉原北出口線では、車両通行量の分散軽減のため、各ルートから基幹道路である国道325号へ誘導する既存道路の改良を計画しております。既存道路の状況についても、交通量の増加に伴い舗装の破損も著しく、道路舗装を再整備するため、国の地方創生整備推進交付金を活用し、町道本田技研北通線や中核工業団地などがある幹線道路のほか、中部農免道路や林道菊池人吉線も、産業交通を分散させ、渋滞の緩和対策を行ってまいります。産業輸送等の大型車両を回避させることで、通学路でもある町道三吉原北出口線

の歩行者等の安全確保にもつながるものと考えております。

最後に町道の整備計画についてですが、振興総合計画や都市計画だけでなく、昨今の住宅整備や企業立地等の状況も加味し、さらに町の急激な発展予測も踏まえ、現状を把握するための交通量調査などを行い、町道整備計画を策定していきたいと考えております。

中九州横断道路の整備や空港アクセス鉄道の整備計画もありますので、国や県とも連携して持続可能な道路整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度、質問をいたします。

答弁の内容につきましては、ほぼほぼ私が考えておることの満額といっても過言ではないと思うんですね。町道とその周辺、県道、国道とのバイパスをうまくつけていく、利便性を確保していく。これも、町民の皆さんがどうしてもやってほしい喫緊の課題で、これなんですね。これをやっていただかないといけないということなんですよ。だから、それいわゆる、先ほど言った必成目標、必ず達成してほしい目標なのでありますが、一つはやっぱり財源なんですよ。これを、どのようにして充当していくかというところで、一応、投資的経費として、これが計上されていくものと考えております。

しかしながら、用地買収や道路建設というのは結構なお金がかかると、私は認識をしておりますが、ここはまだそれが実際に財政としてしっかり明確に出る部分はまだきていないと思いますが、そういった財源の確保についての努力について、お尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

財源の話なので、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には、国とか県の補助がございますので、その辺をうまく使いながら、財源を工夫してやっていくということになります。それと併せて、長期的な財政シミュレーション、中期的、短期的なシミュレーション、この前、全協のほうでお示ししましたけど、それをさらに磨きかけて、どこに重点配分するかということやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 財政の話を一きなりしまして、総務部長から答弁をいただいたわけですが、さすがそのあたりは練り上げられているものだなという気がいたしますけれども、どのような有利な財源を求めるか。いろいろありますですね、国土強靱化計画を作って国交省の対策費でもらってくるとか、あるいはインフラを蓄積するための、もともとある財源がありますけど、そういったものにはしっかりと充当をしていくんだ。また、あるいは、町が起債をするという、これはプライマリーバランスの考えからいったら、あんまりやってほしくないというところもありますけれども、いたずらに町債を発行して、それで何とかしましようというのはよくないんですが、やっぱり年間の予算の中では、執行残という形で財政調整基金に返っていくのもあるんですね。そういったのを、

しっかりと精査をすれば、十分な予算は確保はできると。しかも、進捗については、確かに喫緊の課題とというものの、またこれから流動的な人口増というのがありますので、そこを柔軟に捉えていただければという話をお願いして、3問目に移ります。

資料をお願いします。肥後大津駅北口の安全対策交通量増加の対策案についてであります。

駅って何でしょうと考えたとき、玄関、ゲートウェイという話がさっき出ていたので、ゲートウェイにちょっと触れますが、玄関口ですね。家であつたら、そこは顔なんですね、玄関というのは、所有者の思いを匂わせるもの。誰しもが玄関を掃き清めます。きれいに飾るものです。訪れる人を、何だったら楽しませる、そういったコンセプトもあると思います。「玄関、玄関」と皆さん言いますが、玄関の語源の由来は仏教用語でありまして、玄は奥深い悟りの境地を示します。関はその入り口を指していると言われ、禅寺や仏式の建物で、玄関というのは、それぐらい重たく捉えられております。

先ほども申しましたとおり、町のゲートウェイはそれは駅ですね。訪れる方が最初に降り立つ場所と考えたとき、空港ライナーが発着し、バスやタクシーが寄ります。鉄道の結節になっている肥後大津駅、北南口はまさにそれに当たり、同じように訪れる人を楽しませるコンセプトの上、ビジターセンターの整備がされていると認識をしています。

駅の北口なんですが、この資料でお示しをしております。駅の北口の事業者の方から、交通量が多い割には、あんまり安全でないですねという話を聞きましたので、調査をしてくださいと言われてまして、去る2月15日、朝2時間ほど調査をいたしました。交差点にかかる車両、239台のうち、一時停止不履行が101台となっており、標識の見づらさ、見落としを勘案したとしても、ちょっと多いのではないかというふうに感じられました。一時停止の違反で、厳密に言うと、タイヤが完全に止まんなきゃいけないんですけど、そういうことまで勘案していると、とんでもない数字になりますので、町内の人のコンプライアンスが悪いとか、そんな話になってしまうといけませんので、そこまで言いませんけれども、要は標識の見づらさで停止線の中で止まれなかったりとか、ちょっと徐行で入ってしまったたりとかいうことはあるわけですね。ただ、見落とし勘案としても駅の北口に、高校生はここで258名というふうカウントをしております。約150名ぐらいの方が翔陽高校の学生さんで、そのほかはここから列車に乗って、熊本市内方向の学校に通われる方という形です。どこ高校かまではちょっと精査はできませんでした。

また、自転車の利用者のスピード超過というのを意見をいただいたんですが、そこはちょっと現認はできませんでしたが、駅周辺の備えられている施設を見ますと、駐輪場というのが東側と西側に分かれてあります。そこが空いていなかったら、右往左往という言い方はしないですけど、あっち行ったり、こっち行ったりする人もいるでしょう。歩行者のほうも、横断歩道の通行方法を自転車と共存しなければいけないということで、自転車の利用者の啓発というのも大事なかなと思います。

先ほど申しましたとおりで、玄関に不安がある家ってありますか。私の家、ぱっと入っていきなりゴンと頭を打つ玄関だったら、ちょっと安全ではないので、いい家とは言えないと思うんですね。玄関が安心して使えるから、繁栄があるんですよ、家には。だから、みんなきれいにするんで

すね。それと、訪れる人を楽しませることに重きを置き、改善を望んでいるわけであります。何も根拠がないわけではありません。

美咲野団地の開発に始まり、現在の室小周辺地区の住宅建設ラッシュというのが、御指摘をされていますね。三吉原北出口線沿線開発が進んでおり、今後も子育て世代の転入が高い水準で続くことは明らかであります。当然の帰結として、高校通学者の肥後大津駅の利用者は減ることはないでしょう。また、翔陽高校は近年の人気により、町外から通う生徒を駅周辺でよく見かけます。しかしながら、駅へのアクセスは自動車への送迎というのが、すごい主でありまして、自転車利用者、徒歩利用者が多い時間では、それらが一斉に集まりますから、交通が錯綜しているというのが調査の結果分かりました。

交通ルールの徹底といった対策では、十分ではないのかなど。道路形状の変更も求めるというのがいいと思うんですが、実は大津停車場線という県道なんです、ここは。県道部分と町道部分の交差点になっておりますので、そういったことの変更は非常に難しい。しかし、安全対策はしなければいけないと考えます。

資料2枚目に移ります。

これはハード面の対策ですね。左側にあるカラー舗装による視覚効果向上というのは、大津東小周辺の県道地域でやられているものです。交差点全体をカラーに塗る。一時停止のカラー線を表示をする。あるいは右側ですね。これは全国的な取組ですが、ちょっとした突起ですね、道路上にハンブと呼ばれるものを置いて、速度の抑制をしますという、そういうやり方もあります。

歩行者の安全対策として、交差点周辺のカラー舗装は行えませんか。自動車の徐行を促すハンブの設置や一時停止重視を促す対策はありませんか。

3枚目です。自転車のマナーアップ施策。交通安全協会により、自転車利用者に啓発をする。あるいは、自転車マナーアップ啓発チラシのようなものを利用者の方にお渡しをして、その啓発がでないか。あるいは、駅前のデザインの話ですから、これは広聴という行為が非常に有効であると思っております。高校生に対する利用者アンケートやパブリックコメントも大事ではないか。自転車マナーアップへの呼び掛け運動や啓発活動の実施は。あるいは翔陽高生徒会と連動し、アンケートやパブリックコメントを募る考えはないか。4点、お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質問にお答えをいたします。

熊本肥後大津間は、大正3年、1914年の6月に開通し109年目を迎えます。その間には、平成28年の熊本地震や新型コロナウイルス感染症の影響により乗客数が落ち込みましたが、空港アクセス鉄道の整備方針の決定や令和5年7月からは南阿蘇鉄道からの乗り入れも始まり、観光客や駅利用者の増加が予測されております。また、TSMCや関連企業の進出が始まると、町の人口は増加すると見込んでおり、町を取りまく交通構造も大きく変わり、肥後大津駅周辺の環境にも大きな変化が予測されます。

JR九州から公表されている2021年度の1日平均駅別乗車人員によりますと、肥後大津駅は

熊本県内では上熊本駅に次いで5番目、JR九州管内でも上位を占めており、今後も利用者の増加が予想され、町の交通安全対策を的確に行っていく必要がございます。

今回の質問となっている北口の状況につきましては、議員御指摘のとおり、朝夕の時間帯には町内あるいは町外からの県立高校への通学が主な利用を占めており、歩行者の安全確保のため、横断歩道が設置されております。さらに、自動車を運転している方にも横断歩道がより分かりやすいように、カラー舗装を施したいと考えております。また、自動車の徐行を促すハンプの設置については、設置による影響などを調査や検証を行いたい考えです。

肥後大津北口の県道を含む交差点のカラー化などについては、道路規制の管轄である交通管理者や県の道路管理者に対して、町民等の交通事故防止のために早期の実現に向けて要望をしていきます。また、自転車利用のマナーアップに関しては、今後も小中学校への指導を警察や教育委員会と連携して行うとともに、高校生に対しては県や警察を通して自転車の安全教育を行ってもらうよう、要望を行っていく考えです。さらに駅利用者における交通安全確保に関しては、高校生の意見や一般住民の意見を取り入れながら対応をしていきたいと考えております。

今後も安心・安全のまちづくりのために、町の対応をできる体制の整備や関係機関等の連携強化を務めていきたいと考えております。その中で、先ほど議員からありましたとおり、全町的な道路交通網というところも、安全な状態を作り出すのは非常に重要だと思っております。先ほど、財源の話もありましたけれども、議員御指摘のとおり、大津町あるいは、この周辺というのは世の状況と逆行しているような状況でございまして、国の補助制度の割り当て方に関しても、どちらかというところと過疎地域向けのもので多くて、このような新設、下水も含めてなんですけど、はなかなか難しい状況にあります。そうした中、起債の話もありましたけれども、おっしゃるとおり先送りになるというところと、起債をするにしても民間でいうと頭金のようなものも必要になってきますので、何もかもというのはできません。その中でしっかりと優先順位を付けていきたいと思っております。

また、今の社会情勢でございますけれども、国策というような形でTSMCも進んでおります。ですので、現在、近隣市町村長とも連携しながら、この地域により投下して使えるような道路を含めインフラ整備のものができないかというのは、引き続き要望していきたいと考えているところで、その他詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 肥後大津駅の利用者につきましては、町内あるいは町外への通勤あるいは通学、それから大津町を訪れる方など、様々な方が利用されております。今後についても、増加していくものと予想されております。

現在、町内において実施しております安全対策としましては、交通量の増加等による危険な交差点周辺には横断歩道や外側線のカラー舗装により、視認性を向上させ、歩行者の安全を確保している取組をやっております。

今回、議員から御提案のありました肥後大津駅北口の横断歩道における交差点周辺の歩行者の具体的な安全対策として、町道外につきましては横断歩道をできるだけ早期にカラー舗装を行いたい

と考えております。また併せまして、県道部分に関しましても早期実現に向けて、県道管理者である熊本県に対して要望を行っていきたいと思っております。

また、自転車の一時停止の順守を促す対策につきましては、警察の取締りの強化やあるいは「徐行」「止まれ」等の文字を目立たせるような対応についても要望してまいりたいと思っております。ハンプ等の物理的な設備の設置に関しましては、近隣自治体の状況も確認させていただきながら、振動あるいは騒音などの問題等も調査あるいは検証を行いながら設置すべきかについての検討をしていきたいと思っております。

自転車のマナーアップへの呼び掛けについては、今後も引き続き学校への安全教育要望や町のホームページ等を活用して、啓発周知をすることと合わせまして、春それから秋の交通安全の運動時に様々な機会を捉えた啓発活動を行っていきたいと思っておりますし、また先ほど議員もおっしゃいましたけれども、交通安全協会あたりとも連携しながら、啓発の取組をやっていきたいと思っております。

利用者の増加に伴うことによります駅利用者の安全を守るためにも、まちづくりアンケートの活用、あるいは実際に駅を利用している高校生などから、具体的な意見を聞けるような体制を考えたいと思っております。令和5年度には、JR肥後大津駅の再整備についての基本計画を作ることとしております。その中で、住民の方の御意見であったりとか、あるいはJRを利用する方々の利用者のアンケート、その中に高校生もいらっしゃいますので、そういったところから意見を拾い上げていきまして、利用者の安全確保に努めたまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） ただいま答弁をいただいたとおりでありまして、やはり町政のほうも、それを課題として捉えていただいていることはとてもありがたいことでもあります。利用者はどんどん増えていく、だから大津町の玄関はふさわしいところだよとアピールができればいいんですが、この玄関という考え方、実は逆もあります。これは、JR九州の玄関なんですね。だから、そういったことを企業側にしっかりと求めていくこと、これも一番大事ではないかなと思っておりますので、次の質問に移ります。

資料4をお願いします。「子育て支援課所掌の利用者送迎に関わる事業者の安全対策について」であります。

静岡県牧之原市というところの認定こども園で痛ましい事件が起きたのが9月5日のことでありました。バスの車内の中に3歳の女兒が置き去りにされ、熱中症が原因で死亡するという事件が発生をいたしました。幼稚園が開いた記者会見によると、代理運転をしていた男性園長は、そのときたまたまそのバスに乗ったんですね、運転をした。数えるほどしかバスを運転しておらず、また到着後に別の予定があったための焦り、その上で、下に書かれております4つの項目を怠ったというふうに発言をしております。乗降車児の人数確認、複数人での車内点検、最終的な出欠情報の確認、登園するはずのない園児がいない場合の保護者への連絡をどうするのか、ということでありました。

これを鑑みまして、今回、この一般質問を組み立てる前に、子育て支援課のほうに国の再発防止

策と動向を、そしてそれを町がどうするかという状況を伺っております。幼稚園等送迎バス安全対策に関する補助、これは令和5年度の当初予算でやるよということで、説明をいただいております。ブザー設置等がなされているか、安全のための装置がちゃんとついているのかというのを、町または県が主体的にそれを確認するのか、という質問については、安全装置を設置補助するのでありますので、町のほうで確認をするとありました。学童保育についても対象になっているのか、というところについては、園児の通園や園外活動のため、自動車を運行する場合、乗降車の点呼を行っております、と。ブザーの安全装置については、今装備が義務づけられておりませんが、予算規模額を8千円程度とし、これを整備していくということを言われました。

認可外についても、認可外の保育園や認可外の幼稚園とか、そういう施設にも対応するのかということでありまして、これもやはり義務行為となっております。県から直接補助がありますということでした。

私は、この1年間の法として、この装置を付ける義務というのが、令和6年3月までに、経過措置となっておりますけれども、この事件があった後に、どういうことが起きたのか、同様な事案が連鎖的に発生しておりますというふうに、書いてありますが、実はこれ幼稚園とか保育園の園児さんじゃないんですね。小学生でも起きます。中学生でも起きます。中学生なら部活をしておりますと、疲労が溜まって、車の中で寝てしまうこともあるでしょう。2022年9月9日の七戸町の青森県ですね、中学生が下校時のスクールバスの車内に、確認を怠っていたため寝ていた。これ、真冬だったら、どうだったんでしょうね。私はぞっとするんですけれども。しかし、こういった事案が次々と発生をするかもしれないというのは、やはり何らかの対策が必要ではないかというふうに考えております。

子育て支援課所掌の利用者送迎に関わる事業者の安全対策として、2022年10月に策定した国の再発防止策方針では、所在確認、安全装置の設置を義務づけ、ガイドラインを国が作成をし、マニュアルとともに総合経済対策にそれを盛り込んで、国は財政措置をします。要するに100%補助しようじゃないかという話なんですね。そして、園児の通園や園外活動のために自動車を運行する場合は、点呼などの方法により園児の所在の確認をすること。これはヒューマンがやりますね。通園時の自動車の運行する場合は、ブザーと園児確認の見落としを防止する装置を付けますと。これが、要するに機械的にハードでやることだと。その整備のための経過措置は、令和6年3月31日までは見落としをすることのない代替的な措置を講ずることとしていると。点呼をやります。運転士さん、それに添乗する先生、日によって変わるかもしれない。変わるかもしれないけど、それがマニュアル化されていって、どこどこの誰々ちゃんは乗ったのか、お休みなのかと、そういったことをしっかりと点検する仕組みをいろんな事業者がやっているんですね、既に。もう、小さな事業者はどうでしょうね、という話なんですね。一人で軽自動車のようなものを運行して、子供の送り迎えをワンオペでやっている人もいるかもしれませんが、どうするんだろうというのを考えたりもします。すなわちは、一番下にあります。経過措置があるうちは、不備の状態は残ったままで、現場のヒューマンエラーの可能性もまだ残ったままであります。

資料の3枚目です。こうした状況を憂いて、熊本県自動車整備工業協同組合の方々が、バッテリーを販売することによっての利益を使いながら、マイクロバスにブザーを付けましたと。左側にあります。「困ったら押して」と。子供が押しやすいように、ドアベルのような形で作ってありますが、これは車のバッテリーからクラクション装置のほうに誘導をされておりまして、こういった形で押すんですけれども、こういった園児自らが危険を大人に知らせるといような対策取っていきましょう。そして、事業者については、その点呼を厳格化し、送迎が終わったあとは、その日の朝の迎え、夜の送り、誰が担当したのかというのを署名するというのを義務づけられております。そういった形でしっかりと点検ができればいいんですが、町内の児童、乳幼児の安全確保の実現、送迎事故の実務というのをやらないと、ということになれば、機械が積極的に入るような事業者であればいいんです。しかし、経過措置の間は、なかなかうまくいかない。しかもブザーを取り付ける乗合自動車、いわゆるスクールバスですね、スクールバスは2列以下の車、要は軽自動車みたいな車とかであったら、設置義務がないんですね。設置義務がないから、相変わらず人が確認するという体制は残ったままになってしまいます。

私が考えているのが、実行されているかの検証、検査体制が大変重要であり、台数や運行状況も含めた実態の把握を町がやっていただきたいと思っております。そして、今、法整備がなかなか進んでおりませんが、学童保育も喫緊の課題。学童保育の送迎って実はあるんですよね。そのところも喫緊の課題だと思いますし、ひいては子育て支援課所掌の乗合自動車の安全対策がしっかりと示されれば、例えばほかの福祉のお年寄りを送迎しますよね、そういったバスにも安全対策が遡及するものではないかと考えております。

今、子育て支援課の正面の話だけをさせていただきますが、現在、大津町内で運行されている送迎バスの現状は。国が示す安全対策について。町として確認体制は。幼稚園、保育園、認定こども園以外の送迎バスの安全対策について、3点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の御質問「保育所や学童保育等における送迎バス等の安全対策」についてお答えをいたします。

近年、保育所等の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという大変痛ましい事案など、保育所等における重大事故が繰り返し発生をしております。このような中、今議会に議案を上程しておりますが、令和5年4月から国は保育所等各施設に安全計画の策定を義務づけたところです。

議員のおっしゃるとおり、子供の安全対策や安全確保については、何よりも優先すべきことです。町としても、先ほど議員が御紹介ありました熊本県自動車整備工業協同組合の取組には大変感謝をしております。現在、町内保育所等において、車両関係の安全対策マニュアルやチェックリスト等は全園備えているとのことでした。今後、町としまして、安全補助金等で必要な措置を促すとともに、安全計画の策定の確認、現地指導も含めたその実行性の確保にしっかり取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） こんにちは。時松議員の質問について、御説明をさせていただきます。

町内の保育園や認定こども園、学童保育等の送迎バスの安全管理と、その確認体制につきましては、町としましても非常に重要なことであると認識しております。

まず1点目の現状でございますけれども、バス等による送迎サービスを実施している園は町内2園、5台となります。このバスにつきましては、令和5年4月からブザーその他、車内の園児等の見落としを防止する安全装置を装備することが義務づけられます。このため、今議会に提案しております当初予算におきましても、設置に係る補助金を計上させていただいているところです。

また、学童保育につきましては、送迎サービスで使用されている車両は2事業所で、バスが1台、ワゴン車が4台でございます。安全装置の義務づけはございませんが、今後装置を設置される事業所については、改めて御相談しながら、予算の計上を行いたいと考えております。

2点目の、「国が示す安全対策について、町としての確認体制はどうするのか」についてでございますけれども、4月から保育所や学童保育等に安全計画の策定が義務づけられましたことから、その内容等については町として確認を行っていく考えです。また、施設外での活動時の移動用のため自動車を運行する場合は、点呼等による所在確認を行うことが義務づけられていますので、園児の見落としを防止するために、具体的にどのような対策を講じられているのか、これにつきましては実地にて確認をしていきたいと考えております。さらに、先の5台につきましては、「安全装置が国の基準を満たしているのか」「どのようなマニュアルを、どこに備えているか」また「操作はどうか」といったことを、現地において、その実行性を検証してまいりたいと思います。また、学童保育についても、同様に取り組んでまいります。

3点目、「子育て支援課所管外の保育関係施設における送迎バスの安全確認」でございますけれども、現在、町内に4つあります認可外保育施設では、送迎サービスを実施されておられません。ただし、園外活動等での安全マニュアルやチェックリストなどを備えているとのことですので、町としましても、そこを確認していきたいと考えております。

また、国が示す2列以下の自動車につきましては、先日保育所や学童等を調査した際に、利用している事業所等はございましたが、園児・児童が乗車する可能性のある車両については、保育所等や学童保育ともに、今後、確認を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 時間もありますので質問はしませんが、先ほど送迎をしているバスが5台であると。学童のほうはマイクロバスが1台あり、ワゴンタイプのものが4台あるという数字を今いただいたんですけれども、多分あっていないと思います。なぜかと言うと、事業者さんたちが自分で運行している未登録のもの、恐らくあるはずですよ。これを一つ一つ掘り下げていくということは、なかなかできないと思うので、実地にそれを見ていくという町の検査体制が大変重要であると思います。

今回、4点質問させていただいたことについては、やはり、町の喫緊の課題であるということをしかりと捉えていただく。1個目は、町長に101個の政策のことでしたが、そういったことに皆さんが興味がある、関心がある、危機感を感じているということをしかりお含みいただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時から再開いたします。

午後0時06分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様もお忙しい中、大変ありがとうございます。9番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は、町民の皆様の願いや期待、また不安や心配といった声を解決するための提案、質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1問目の「手話言語条例について」、お伺いをいたします。

手話言語条例に関しましては、昨年9月定例会でも一般質問をさせていただきました。その際の答弁におきまして、「当事者や支援機関などへのヒアリング、意見交換などを行い、その上で福祉に留まらない町の全分野での施策実施が、合理的配慮の観点から図られることで、地域社会に気兼ねなく参加できる雰囲気づくりに向けて、調査と分析を行っていく」とお答えいただきました。その後、その答弁のとおり、まず金田町長が昨年11月に熊本県聾者福祉協会の理事の方々と熊本県で作成しました手話言語条例作成の経緯などについての意見交換を行っていただきました。それとともに、福祉課におきましても、聴覚障害のあられる当事者から、生活上の不安や役場の対応について、どのような課題があるのかという観点から、ヒアリングを行っていただきました。しっかりと寄り添った対応をしていただき、関係者の方々には、大変喜んでいただいております。

また本年2月12日には、大津町文化ホールで全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画、「M」の上映が行われました。この「M」という言葉は、「笑い顔になる」「花が咲きはじめ、つぼみがほころびる」「果実が熟する」という3つの意味があるそうです。長年のろうあ運動が目指してきた、誰もが共に生き、共に笑い合える社会にもつながり、未来の耳の聞こえない子供たちに、そして全ての人たちに、多くの笑みをもたらすべく、未来に向けて前を向いていくという意味が込められているそうです。今月5日にも、文化ホールで熊本県聾者福祉協会主催の「ひげの校長」という映画が上映され、多くの方が来場されました。この「ひげの校長」という映画は、町民に広く手話言語についての理解と認識を広めるとともに、聴覚障害者の方々の社会的自立を応援するという思いが込められて上映されました。そして、来年度からは、早期に聴覚障害を発見し、適切な支援を行うための、新生児聴覚検査に対する助成事業も始まる予定です。参考資料にもありますように、毎月第二・第四火曜日に行われている手話教室にも参加者が少しずつ増えています。今日このあ

と2時から1階のロビーで行われますので、興味のある方はぜひ御参加されてください。

今、様々御紹介させていただきましたように、本町では町民の皆様に手話言語について理解と認識を広めていただくための取組が、着実に実施をされてきました。このような取組を実施してきた本町こそが、まず最初に手話言語条例を策定して、他の自治体に対して模範を示していくべきではないでしょうか。

手話言語条例は、理念条例ですので、何かの活動を制限したり、罰則を設けるような条例ではありません。全ての町民が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すという理念を定める条例です。金田町長が施政方針で述べられている、全ての人の人権が尊重され、多様性を寛容に受け入れることができる優しさがあふれ、誰もがふるさとを誇れる魅力あるまちづくりにも通じるものがあるのではないのでしょうか。そのような観点から、4点お伺いをいたします。

まず、1点目は、早期制定に向けた取組状況をお伺いいたします。

2点目からは、先日当事者へのヒアリングの際に出された課題についてですが、まずは耳が聞こえない人との意思疎通を円滑にするための支援アプリの導入と窓口カウンターへのモニターの設置について。

3点目は、窓口案内システムの番号表示ディスプレイの改善への対応状況について、報告をしていただきたいと思います。

4点目は、軽度・中度難聴児補聴器購入費助成の制度拡充について、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の御質問にお答えいたします。

今回御質問いただきました「手話言語条例の制定」につきましては、昨年9月の定例会において、手話言語に対する具体的な施策の整理、さらには町の障がい福祉施策全体の観点からの様々な環境整備に向けた取組も見据え、しっかりと研究していきたいと述べさせていただきました。

町福祉の将来像は、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人権や今置かれている状況を理解し、合理的配慮がなされることで、自分らしく自立した生活につながる「地域共生社会」の実現だと考えております。

確かに、聴覚障がいの方、その他何らかの障がいのある方でないとわからない、日常生活での困りごと、理解してほしいこと、配慮してほしいことをどう周囲が理解し、お互いを尊重し合い、誰もが暮らしやすい日常をつくっていくための手段として、条例制定が考えられます。

一方で、条例は制定すること自体が目的ではなく、障がい福祉分野に限らず、日常生活の様々な場面での、手話をはじめとしたあらゆる意思疎通手段への住民全体の理解と具体的な施策の推進が、併せて必要だと考えております。したがって、町としても条例の議論に留まらず、今できる聴覚障がい者への合理的配慮の施策を一つひとつ実施していく考えです。

また、現在町では、令和5年度末までに策定する「障がい者基本計画及び第7期障がい福祉計画、

第3期「障がい児福祉計画」の策定に向け、2か年計画で取り組んでおります。策定する中で、聴覚障がいをはじめ、様々な障がいに対する住民の皆様への理解促進に向けた施策も議論し、盛り込んでいく予定であります。

議員御指摘の条例制定につきましても、並行して関係部署と協議を進め、施策の方向性や実際的な取組が明確化した時点で議案の上程をさせていただきたいと考えております。併せて、具体的な施策の評価マネジメントにより定期的、継続的な実効性の検証を行うことで、障がい者の立場に立った施策の推進が実施できているか、常に確認していくことも重要だと考えております。

なお、条例制定や、その他議員御提案の個別の改善事項への具体的な対応につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 私からは、まず「障がい者等支援アプリ」、「窓口案内システムの番号表示」、「軽度・中度難聴児補聴器購入費助成」、そして最後に条例制定に向けた取組について説明させていただきます。

まず、「聴覚障がい者支援アプリの導入と窓口カウンターでのモニター設置」につきましてでございますけれども、今回、外国人の窓口での受付やその対応が増加することや、聴覚障がい者の方との意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語機能や意思疎通対応が可能なアプリを1セット導入をいたします。具体的には、住民課窓口に応じたアプリの入ったタブレットを設置し、必要に応じて1階の各窓口で活用予定でございます。3月の試行期間を経て、4月から本格導入する計画でございます。

次に、「番号案内システム」についてでございますけれども、窓口で呼び出しボタンを押すと音声での番号呼出しとともに、フロアの上部のモニターと各窓口の案内板に番号が表示されます。不在などで次の方を呼び出しても、上部モニターには「呼出し時不在の方」として定期的に番号が表示されます。手続の途中で再度の呼出しについても、同様の仕組みとなっておりますけれども、呼び出す相手の方が分かっている場合などは職員が直接お声掛けする事もあり、その場合は番号は表示されないことになります。

そこで今後につきましては、再度の呼出しの場合も表示モニターと窓口掲示板に番号が表示されるよう、番号案内システムを使用するよう統一を行います。

次に、「難聴児補聴器購入費助成事業」につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある18歳未満の児童に対し、音声言語能力の向上やコミュニケーション能力を成長させ、日常生活の支障を少なくすることを目的として、補聴器購入額に対し、県と町で一部を助成を行っております。県内の多くの自治体では、身体障害者手帳保持者以外の方の場合、自己負担が購入費の3分の1必要となっておりますが、大津町におきましては、独自に身体障害者手帳保持者と同様に自己負担を1割とし、負担軽減を図っているところでございます。

議員御指摘のとおり、全国では、補聴器の助成対象品目の追加や、修理費用を対象とする等、独自に制度を拡充している自治体もございます。また、県内でも、対象項目等の上乗せをしている自

治体も一部あります。そこで、ニーズ把握も行った上で、制度拡充の必要性を見極めてまいりたいと考えています。

最後に、手話言語条例の制定につきましては、町長も申し上げましたとおり、今年度から来年度にかけて、障がい者基本計画等の策定を予定しており、障がい福祉に関するデータの分析や障がいのある方々や支援機関等への意見聴取を行った上で、障がい福祉サービスの今後の見込みや拡充、理解促進策の議論を行い、障害者施策の方針を明確にしていきたいと考えております。同時に、手話言語をはじめとした、障がいの特性に応じた意思疎通手段への住民の理解向上、合理的配慮の促進に向けた条例制定につきましても、計画内容との整合性を図りながら、それに見合った具体的な取組とのセットでの事業推進が可能となる時期を見計らい、準備を進めてまいります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） ぜひ、目標となる旗印として、この手話言語条例を策定していただき、障害を持った方々が、安心して暮らせる大津町にしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に2問目の多子世帯への給食費、副食費の補助について、お伺いをいたします。

給食費に関しましては、先週金曜日の熊日の1面トップに、県内自治体の給食費への対応状況が掲載をされるなど、関心が高まっています。しかしながら、先日の熊日の記事に掲載された本町の給食費への対応状況について、補助内容の記載がないなどの不正確な報道がなされておりますので、まず本町が実施した補助内容について、確認をさせていただきたいと思えます。

本町におきましても、給食費の値上げをしないдейように、物価高騰に伴う原材料費の一部の補助として、1食当たり8円を補助しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金より676万8千円が充当されております。また、電力、ガス、食料品等価格高騰充当支援地方交付金により、1千437万4千円を充当し、昨年12月分の給食費を無償をして、小中学生の保護者の保護者の負担を軽減する取組が行われています。

熊日の報道の値上げの理由の欄に、「23年度中に値上げを検討」とだけ記載がなされていましたが、この記載につきましても、食材の価格や交付金の動向を注視しながらの検討で、値上げを前提とした検討ではないということです。このように、本町としても、給食費に関して他の自治体と同じように原油や物価高騰に対しての補助を実施してきたところだと思います。ただ、給食費の無償化に関しては、県内でも10の市町村が実施または計画をしているということで、全国的にも広がりつつありますが、本町で実施するには多額の予算がかかり、財政的に難しい状況ということで、金田町長も答弁をなされています。ただ、自治体間で格差が生じている状況ですので、公明党としては、昨年11月に子育て応援トータルプランを策定し、その中で現在低所得世帯に対して支給されている就学援助、これは給食費の無償化も入っておりますけれども、その支給額を増額するとともに、中間世帯まで段階的に対象拡大を目指しているところです。また、社会的には受益者負担という考え方や「国の責任で一律無償化すべきだ」との意見もあるようです。しかし、自治体が創意

工夫をしてできること、またしなくてはいけない支援策もあるのではないのでしょうか。

子育て支援に係る資金は、20年後、30年後の大津町を構築するためのお金であり、将来の税収増や財政出削減にもつながる取組です。多子世帯への給食費の補助は、完全無償化とは目指す方向は異なりますが、本町には3人以上同時通学、通園をしている世帯が592世帯いらっしゃるそうです。このような多子世帯の給食費や副食費に関しては、経済的負担が大きいですので、補助をする必要があるのではないかと思います。この592世帯のうち、84世帯は既に就学援助を受けていますので、508世帯の保護者の経済的負担を軽減し、負担と不安を軽減するために、そして安心して子育てができるように、中学生以下のお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降の給食費または副食費を、地方創生臨時交付金などを活用して、それを充当して補助すべきではないかと思えます。

併せて、今も行われてますけれども、さらなる就学援助制度の啓発も行っていただきたいと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の2回目の質問、多子世帯への給食費、副食非の補助についての御質問についての御質問について、お答えをいたします。

子供たちの栄養改善のために始まった学校給食の役割は時代とともに変わってきており、家庭の事情などにより、朝食を抜いて登校する子や食事が偏った子など、給食は単におなかを満たすだけでなく、栄養を考えた献立を家庭の枠を超えてみんなで囲む機会でもあると思っております。そのような中、過疎化や少子化に悩む地方で、子育て世代を取り込む対策として給食の無償化や一部補助する自治体が増え、それが都市部にも広がってきております。

来年度は人口は既に増加傾向にあるものの、財政力豊かな東京都の複数の区においても導入が予定されていることは、私も承知をしております。子供たちを真ん中に、子育て世代を支えていくことは、全ての子供たちが今、幸せであるために、また未来社会の担い手として将来を幸せに生き抜く力を養っていくために必要不可欠な取組であると考えております。そうした意味で、全ての住民生活の基盤となる基本的な制度や仕組み、社会インフラを充実させることは前提に、子育て教育には一定の調子が必要であると考えております。

私が就任してからの教育予算ですが、当初予算ベースで令和3年度が12億4千125万円、構成比が8.8%、令和4年度が15億783万円、令和5年度は31億3千908万円、構成比が18.7%と教育関係予算を増やし、教育環境の整備を図っているところでございます。これは老朽化が著しく一刻も早い対応が必要である子供たちの学びやを整備するための予算が多くを占めますが、ソフト面においても一つ一つ取組を強化してございまして、18歳までの医療費の無償化や多子世帯向けでは、学童の第3子以降への補助の創設などの取組を行っております。また、新年度におきましても、約500万円を計上し、教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を計画しているところでございます。これは、様々な理由により不登校、貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えている児童生徒も増えていることから、家庭への関わりという面から、家庭支援

も必要であるという考えによるものです。コロナ禍や物価高騰などへの緊急的な会計支援は、随時行わせていただいております。今後も適宜実施していきたい考えですが、限りある財源の活用という意味では、全ての世帯への金銭的な支援よりも、子供たちの学びやの整備や、先ほど御説明したスクールソーシャルワーカーの配置等の基礎自治体だからこそできる公共的施設やサービス拡充の面からの支援を優先したいと考えております。

また、今回、議員より御提案のありました中学3年生以下で第3子以降を対象とした給食費無償化につきましては、経済的に困窮している世帯への支援が喫緊の課題と捉えておりました。住民税非課税世帯をはじめ、生活が厳しい世帯が対象となる就学援助世帯に関して、議員のお話するとおり取組を強めることが必要であるとは思っております。実際、援助対象世帯の一部において、未申請世帯が本年もあったことから、対象世帯に対して個別に郵送にて通知して、必要とする世帯に制度の周知を図ったことにより、認定者数も増加してきております。このように、経済的に困窮している世帯に対する給食費の実質無償化を図っており、引き続き就学援助制度のさらなる周知、徹底を分かりやすい通知に努めていきたいと考えております。

併せて、現時点で動きは見えませんが、今後も多子世帯の給食費補助に対する国・県の動向を注視していくとともに、町としてもできることを考えていきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。豊瀬議員の「多子世帯への給食費・副食費の補助」について説明させていただきます。町長の答弁にもありましたが、本町における教育関係予算は増加しております。施設整備をはじめ、教育環境の向上を図るため、様々な事業を展開しております。中でも経済的に困窮している世帯に対する給食費の実質無償化となる就学援助に関しましては、令和2年度において370名、令和3年度は465名、令和4年度現時点では490名と年々増加しています。

また、対象世帯に対して個別に郵送、いわゆるプッシュ型にて通知したことにより、住民税非課税世帯の申請世帯が81.5%にまで上昇しているところです。

今後も生活が厳しい世帯に対する就学援助制度の分かりやすい周知に努め、困窮世帯の実質無償化と子育て支援課等の関係部署と連携しながら子供たちの学びの支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 町長も多子世帯の負担が大きくて、経済的に大変な状況というのは分かっておられると思いますので、しっかりと子育てしやすい大津町にするためにも、必要な取組を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3問目の人権啓発福祉センターについて、お伺いをいたします。

町のホームページに掲載されている人権啓発福祉センターの主な業務は、住民交流の拠点となる

地域に密着したコミュニティセンターとしての隣保館事業と子供たちに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館事業ということで実施をされています。

また、隣保館事業については、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されるなど、同和問題に関する状況は大きく変化したことなどを踏まえ、その後の同和問題への対応は、一般対策の中で必要とされる施策を、適宜適切に実施していくこととされています。その上で、一般対策に移行された隣保館にあつては、地域住民の福祉ニーズに対し、既存の一般施策を有効に活用していく積極的な取組が望まれるとあります。地元の区長さんや民生委員さんが聞かれている地域住民の声、福祉ニーズとしては子育て中の方や高齢者、病気療養中の方などを中心に、役場に出向くこと自体が大変な状況があるということから、近くにあり、職員さんも常駐をされている人権啓発福祉センターで役場と同じように様々な手続きができるようにならないか、ということを言われています。最近では、マイナンバーカードの申請やポイント申請の手続きのお手伝いなどは対応されているとのことで、地域の方々も大変に喜んでおられるそうです。

今後、デジタル化が進んでいく中で、全ての世代がデジタル技術に慣れて、家にいながら手続きをすることが当たり前になる、そのときまでのステップとして、人権啓発福祉センターの役割を拡充して、町民に最も身近な行政窓口として申請受付業務、証明書発行業務、納付業務などの窓口サービスができるようにするべきではないかと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の3つ目の質問にお答えいたします。大津町人権啓発福祉センターは、昭和55年に「大津町立隣保館」として開館し、昭和60年に「大津町立児童館」の増設、平成14年に二つの施設を統合し、名称を「大津町人権啓発福祉センター」として、現在に至っております。大津町人権啓発福祉センターは、「隣保館」と「児童館」の複合施設でございます。

隣保館につきましては、社会福祉法に基づき、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となることを目指しております。誰でも気軽に参加できる講座やイベントを通じ、住民同士の交流を深め、明るく住みやすい地域づくりに務めるとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を実施しております。また、生活上の問題及び人権に関する相談や支援、人権講演会、啓発事業のほか、高齢者のためのイベントや高齢者一人世帯訪問などの事業を行うことで、部落差別をはじめとした様々な人権問題を解消することと併せ、地域住民の方々の福祉の向上を目的としております。

児童館につきましては、児童福祉法に基づき、子供たちに健全な遊びの場を提供して、その心身の健康を増進し情緒を豊かにすることを目的としております。季節ごとの行事を計画し、一人一人の子供を大切に、保護者が安心して子育てできるよう支援し、季節感が味わえる遊びや昔ながらの伝統行事を伝え、誰もが楽しめるような事業を展開しております。

具体的には、現在取り組んでおります人権啓発福祉センターの取組として、毎週水曜日の高齢者

一人世帯訪問事業や木曜日の高齢者の方向けの「いきいきシルバー健康のつどい」、年2回の人権講演会、また金曜日に乳幼児とその保護者を対象とした、「はとぽっぽクラブ」という子育てサークルを開催しております。

また、人権啓発の取組としては、センターに人権指導員を配置し、人権相談のほか、町内の小中学校、県立高校などに出向いて、各学校の人権問題に対する授業などの取組に対しに助言や指導等を行っております。さらに、子ども会での解放学習会の開催や、学校の人権教育の授業の中で、子供たちが来館したときの講話等も行っているところがございます。

本年3月には、「大津町人権教育・啓発基本計画」を見直し、令和5年度から10年間の計画書を策定することとしております。そのよう中、人権啓発福祉センターを活用した取組として、町全体を見通しながら周辺地域を含めた中で、子供の健全育成、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての運営を行うこととしております。

その点を踏まえ、これまでの取組に加えて、今まで以上に、地域住民の方の様々な相談や地域の課題を解決するため、さらに地域に寄り添ったセンターの相談体制の充実を図っていきます。

ここ、2、3年は新型コロナウイルス感染症の影響により様々な事業について、中止や規模縮小を余儀なくされましたが、コロナ感染症の収束に向けて、これまで事業展開してきました、ふれあい祭りなどの地域交流イベントや、護川小校区、9行政区を対象に行っていた、グラウンドゴルフ大会などを開催することで、地域住民の方々との交流をさらに深め、人権に関する相談と併せて、子育てに関する相談、人権等をテーマにした映画鑑賞などを計画しておるところです。

一方で、議員の窓口サービスについての御提案ですが、町では新庁舎開設に合わせ、窓口機能を本庁舎に集約し、住民サービスの向上に努めてきました。

また、行政手続においては、DX化も含めた動きの中でコンビニでの証明書発行や税のコンビニ納付導入などを進めており、物価高騰対策高校生家庭応援事業などの申込みにおいて、スマホなどを通じ手軽に手続ができるL o g oフォーム（電子申請システム）を用いた各種申請なども適宜導入・活用しているところです。さらに今後はマイナカードを用いた本人認証を用いることでオンラインで完結するサービスも拡充していく計画です。

こうした取組を行いながら、行政手続の方向性としては支所機能を持たせて各拠点の機能を強化するのではなく、行政DXにより窓口に来る必要がなく、御自宅から申請等ができる環境づくりを進めることで、住民の皆様の利便性向上を図るとともに、職員は職員にしかできない相談業務等に一層注力できる体制にしていきたいと考えております。

同様に、センターにおきましても、相談・支援業務については、さらに充実させ、冒頭、申し上げましたセンターとしての役割を果たすべく、地域に開かれたセンターとしての運営に努めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 長年、人権啓発センターの役割がそんなに変わっておらず、人権だけではなくて、福祉という観点から社会のニーズに合ったように変化をしていくべきだと思います。

先ほども言いましたように、デジタル化が進んでいって、役場に来なくてよくて家で手続きができるように、将来的にはなっていくますし、その方向でいいと思うんですけども、まだまだ全ての世代の年配の方がデジタル技術に慣れて活用されているかどうかといえば、まだ活用されている状況ではないと思います。先ほども言いましたように、全ての人が家でいながら手続きができる、そのステップ段階として、家でできるんですから、人権啓発センターでもできるようにしていただいて、年配の方、家ではできないけど近くの人権啓発センターに行けば、そこで手続きができるというような環境を作っていただければ、役場まで来られなくても人権啓発センターでできるのではないかとというような御意見を持たれているということですね。ただ、本当に家でできるということは人権啓発センターでもできるようになると思いますので、職員さんがいらっしゃいますので、そこに行けば、家ですることができないお年寄りの方、デジタルに不慣れな方も段階的にできるようになっていけば、それをステップとして将来的にはデジタル技術が発展して、家で手続きができるのが当たり前になる時代がくると思いますけれども、私が言っているのは、その前の段階です。人権啓発センターの役割として、そうなったほうがいいと思いますけども、町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えをいたします。

御指摘としまして、将来的にはDX化も進みまして、かつ住民の方々もあまねく慣れてくる中で、家にいながらということもできるという中で、過渡期にどうするかという話だと受け止めました。その中で、一つには議員おっしゃるとおり、高齢者の方々も安心して使えるような知識の啓発というのもしていかないといけないというふうに思っています。そうした中、町としては、今移動型スマホ教室というものを行っておりますが、大変多くの方が利用しております、一定の効果を得ていると思っております。

また、それ以外にもそこに来ない方もいらっしゃいますので、例えばその移動型スマホ教室を地域に出向いてもらって、使い方教室などをしてもらうなど、あるいは地域のミニディ、あるいは総会など地区担当職員さんもいらっしゃいますので、もし機会がいただけるのであれば、そこでこういったサービスであれば、実はオンライン、スマホ等でできるというところをしっかりとお伝えしながら、かつ各窓口職員、あるいは人権啓発センターも含めてなんですけども、住民の方にそこを聞かれたときには、しっかりと答えられるような職員の知識習得と教え方の教育というものは、しっかりと進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 人権啓発センターの役割で、しっかりと町民のニーズに応えていただけるような人権啓発センターになればいいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、4問目の高齢者の居場所である「通いの場」について、お伺いをいたします。

「通いの場」とは、体操や趣味活動などを行い、介護予防につながる取組で、運営の主体は住民で月1回以上の活動をしていることとされており、参加者には心理的な健康に効果があると考えられる結果が出ているとのこと。現在、本町では21箇所で通いの場の取組が進められています。

次に、参考資料を御覧いただきますと、このように体操やスポーツ、遊びなどをされて、楽しく開催をされています。具体的な取組事例として、杉水の桜丘区では、参考資料にもありますように集いの場として、毎週火曜日の朝10時から11時過ぎまで開催されており、今日も朝10時から行われています。運営体制は参加者の代表リーダーの方、そして民生委員さんと区長さんとなっています。参加の呼び掛けは自治会だよりや民生委員さんのおせっかい通信により、取り組んでいることや予定を報告し、当日は防災行政無線でも案内をされているそうです。足の悪い方などは、車でも送迎をされています。

通いの場の内容は、この参考資料にもありますように、まずDVDを見ながら全員で体操をして、スポーツ遊びや音楽などをしたあとでお茶を飲み、お菓子を食べながらのおしゃべり会などとなっており、ワンパターンにならないような工夫をなされています。その工夫の内容としては、様々なゲストを呼ばれており、管理栄養士さんの話やインボディ測定、体力測定、フットケア教室、町内の音楽家のコンサートなどを依頼されるなどの工夫をされています。

集いの場を実施するための財源としては、今年度は年度途中からの開催ということで、社協から2万2千円の助成金と自治会より2万円の補助金を手出しをされており、それを活用しておられるそうです。基本的には、1回の開催で一人200円の補助があるそうで、年間で最大上限額5万円までが実施している区などに、補助金として支給をされることになっているそうです。ただ、桜丘区のように、1回の開催で10人ほどが参加をされて、週1回開催で年間約50回の開催だと、上限がありますので、1回の助成額は約100円になるそうです。そのような状態ですので、自分たちの区から手出しをして補填をしているような状況となっています。

また、今日の通いの場でも、体操をしたあとにインボディ測定をされているようですが、インボディ測定に来てもらう際にも一人500円とか、そのような費用がかかるような状況があるようです。

参加者の声としては、「何もなければ家の中にこもり、テレビの前でじっとしているので、地域の中で集まり、体を動かし、しゃべる場があることはうれしい「みんなの顔を見てしゃべるだけでも楽しい。」「遊びは自分たちでも考えられるかもしれないので、やってみたい」など、喜びや前向きな自発の感想も聞かれました。

運営をされている地元の区長さんの問題意識としては、大切なことは参加者の皆様が集いの場に参加するだけではなくて、運営側と参加者が協力しあって、心身の健康を地域の中で作っていかうとしていることです。誰しも心の中に、みんなと顔を合わせて楽しみたい。自分の住む地域でそれができるといいな、という思いを持っています。桜丘区の取組は、それを具体的な形にできると楽しいと思って、一つずつ取り組んでいる経過で、小さいけれども一つの地域づくりの場だと思っています。しかし、それを進めるには桜丘区だけではできないことも経験で分かってきましたと言われています。維持し、発展させるためには、身体機能をよりよくしていく体操、心身機能を活性化させる遊びや音楽、おしゃべりなどのさらなる工夫が必要である。そのための人と財源をどう確保していくのか。役場や包括支援センターや社協との協働でつくっていくことが重要だと思いと、

言われていました。

このような地域の通いの場は、区長さんや民生委員さんなどのボランティアに支えていただいています。そのような現状ということを認識していただいた上で、3点質問をさせていただきます。

1点目は通いの場を維持し、内容を充実させるためには、道具や遊具の確保や情報提供などの町の支援体制の強化と助成金支援の拡充が必要ではないか、ということです。体操や遊びを行うにも、道具や遊具を使いますし、運営費としては会場である公民館や集会場の光熱費や空調費、茶菓子代、インボディ測定や体力測定、フットケア教室などと呼ぶ際にも費用がかかっている状況です。国からの保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金などは、通いの場のような健康寿命を延ばす取組や介護予防の取組に力を入れるために交付されているのではないのでしょうか。来年度から、インセンティブ交付金を活用して、新たな健康づくり事業として、地域活性化企業人を活用した全世代の健康づくりに対するインボディ測定や運動教室等の業務委託の取組が行われますが、この事業なども通いの場にアウトリーチで活用すべきではないかと思います。そうしますと、今以上に通いの場を開催したいという地域も出てくるのではないのでしょうか。

2点目は、地域と役場との課題検討の場が必要ではないか、ということです。区長さんや民生委員さんが言われているように、役場や包括支援センターや社協と、情報や課題を共有しながら、協働でよりよき通いの場を作っていくべきではないのでしょうか。

3点目は、地域で交流し支え合いの関係の構築を促す、ボランティアポイント制度の創設をすべきではないかということです。ボランティアポイント制度とは、通いの場などの行事の運営など、介護予防や地域活動の参加促進を行った方に対して、ポイントを付与して、ポイントが貯まったら商品券などと交換できる仕組みで、厚生労働省も導入を検討する自治体向けに、制度導入運用の手引というものを作成して、取組を促している制度です。足の悪い方を車で迎えに行くなど、通いの場を毎週運営していただいている方々の御苦勞に対して、感謝の気持ちを形に表していくことも必要ではないのでしょうか。

高齢化による介護や福祉の問題、地域のつながりの衰退、増え続ける保険料など、待ったなしの問題に対応していくためにも、この通いの場を運営していくための財政支援や情報提供、ボランティアポイント制度を実施することにより、地域の通いの場を発展・継続させていくことが重要な取組だと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の、高齢者の居場所である「通いの場」についての質問にお答えをいたします。

介護予防事業の一環として、厚生労働省が提唱する「通いの場」は、住民を主体とした、定期的に関われる健康活動の場・機会のことで、高齢者であれば誰でも参加することができ、無理なく楽しみながら通うことができるのが特徴です。支援「する」側と「される」側といった、画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、それぞれの能力に応じた、柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されております。

町では、平成29年度のモデル的な実施を経て、平成30年度から本格的にこの「通いの場」に取り組んでおり、現在、議員からもありましたとおり、町内21の地域にて、それぞれの地域の住民の皆様が運営主体となって開催いただいております。町としても大変感謝しているところでございます。

運営主体が、地域住民ということもあり、大変活発に活動されている地域もあれば、無理のない範囲で活動されている地域もございます。また、コロナ禍で休止している地域もあれば、令和5年度から新規開始予定の地域もあるなど、町内でも状況は様々と把握しております。

議員御質問の1点目である、「支援の強化・拡充が必要」につきましては、「通いの場」を実施する際、より多くの方々に参加いただくために運営側で企画や広報などを行うと、どうしても様々な「費用」が発生してまいります。そのため、町では、各地域の運営主体の費用負担軽減の一助となる、各種補助金の情報を代表者会議等で提供するなどして、その活用を促しているところであります。公金となるため、一定の制約は必要になりますが、コロナに伴う制限等の緩和と合わせて、さらに活動も多様になることが想定されますし、先ほどありました桜丘地域のように、大変活発にしていることに伴う制度とのずれ、ひずみのようなものがあると把握しておりますので、組織活動への補助の内容などについては随時、検証や見直しは行っていきたいと考えております。

また、アウトリーチの取組に関しましては、おっしゃるように町としてもいかに多くの方に健康づくり等に関わっていただき、非常に重要でございます。その中で、なかなか来てもらうだけでは厳しい面もございますので、アウトリーチに関してもしっかりと連携を図りながら、システムを構築していきたいと思っております。

また、2点目の「課題検討の場の必要性」につきましては、町の取組の1つとして、就労的活動支援コーディネーターなどの町職員が、各地域で開催の「通いの場」を小まめに訪問し、運営スタッフや参加者から話を伺うなどして「顔の見える関係性」を構築しながら「課題」を吸い上げております。また、「通いの場」の代表者の方々に参加いただく会議を開催し、各「通いの場」における現状や課題などの情報交換を行ったりすることで、課題の共有などを図っているところでございます。

3点目の「ボランティアポイント制度」につきましては、効果としてボランティアを行う方にインセンティブを提供させていただくことで、活動に伴う出費負担の軽減を図り、あるいは、ポイントがたまるといった別の楽しみ・喜びを併せて創出することでもってボランティアの活動支援や裾野拡大につなげるためには一定の効果があると考えております。

議員御指摘の厚生労働省の「ボランティアポイント制度」は、通いの場づくりの担い手等の確保・ボランティア参加の推進を目的に制度を設計されております。

通いの場の団体運営に必要な費用負担については、先ほど述べましたとおり、なるべく軽減できるように各種補助金情報を提供するとともに、随時の見直しを検討してまいります。参加されるボランティア個人に対する支援としては、既存ポイント制度の「水水」が、平成30年度のリニューアルに伴い、通いの場づくりへの参加も対象となっております。しかしながら、議員も以前から御

指摘されておりますけれども、「水水」につきましては、還元されるのは個人で活用すると年間1,300水水ポイント、1,300円分が上限となることや、現金ではなくゴミ袋などへの交換に用途が限定されるなど、ポイントを貯める楽しみや喜びという意味では一定の効果があるものの、活動に伴う現地までの交通費などの実費負担等への十分な補助までは企図しない制度設計となっており、議員の御提案とそぐわない部分もございます。

一方で、議員御提示のポイント制度は、介護保険制度の被保険者である40歳以上の方を対象として、介護予防の取組とともに介護サービスの支え手の裾野を広げる目的で制度設計されたものであり、福祉施設での活動等の介護ボランティアなどに参加するとポイントがたまるものだと認識しております。

具体的に、先行導入している自治体では、「65歳以上の住民を対象に介護施設などで活動してもらい、給付ポイントに応じて年間最大5千円が支給される」というものや「40歳以上を対象に高齢者施設で入所者の話し相手や行事の手伝いをした際にポイントを付与し、ギフトカタログの商品と交換できる」などを行っていると把握しております。

様々なボランティア活動に対して付与ができる町独自の、「水水」などの既存のポイント制度を見直し拡充するのか、介護予防や支援等に特化した「ボランティアポイント制度」を新たに創設するのか、あるいはその他の方法を構築するのか、全国の事例等を研究してより良い体系を整えていきたいと考えております。

また一方で、内閣府の「市民の社会貢献に関する実態調査」によりますと、ボランティア活動への参加の妨げとなる要因として、「ボランティア情報に関する十分な情報がない」「参加するための手続きがわかりにくい」などが多い結果となっておりますので、金銭的補助の側面からの取り組みとどまらず、通いの場の普及や支援の在り方については、情報発信等も含めて総合的に進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） ぜひ、検証や見直しということで、活発に開催されているところとのずれに対して、検証見直しをしていただいて、しっかりと方向性を見いだしていただいて、アウトリーチなんかでもぜひ、無償で派遣していただけるような取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に5問目の土地区画整備事業について、お伺いいたします。

この土地区画整備事業に関しましても、昨年の9月の定例会で一般質問をさせていただきました。町長も所信表明の中で、「TSMCの進出に伴い、半導体関連の企業立地が急増し、それに伴う宅地開発等の開発が増加するなど、町が活性化していることなどを実感できる年でもありました」と言われていますが、本町の町中心部においては、宅地開発や人口増に対して、歩道なども含めた道路をはじめとする都市基盤施設が十分に整備されておらず、都市環境の形成がなされないままに宅地開発が進行しており、このまま放置をすれば、生活環境の悪化がますます進んでいくのではないかと考えております。

しかし、町の取組としては、あまりその危機感が感じられません。10年後には人口が9千人増えると言われてはいますが、その場合の人口の受皿が必要だと思いますけれども、その人口増に対して、現在と同じような民間の開発だけで良好な生活環境や居住環境が提供できるのか。町民の中には不安を持たれている人も多くいらっしゃると思います。今後の町としての都市環境の形成に関する事業展開を、どのように考えられているのか、町民の皆様に安心をしていただくためにも、分かりやすく示していく必要があるのではないかと思います。

町長が施政方針で言われている世界で「一番住みたい町、住み続けたい町」にするためにも、そして20年後、30年後の将来を見据えた住みやすいまちづくりのためにも、駅やインターチェンジの予定があるところなど、交通便利性の良い場所に町主導での道路や公園などの公共施設と、宅地の総合的な整備といった区画整理事業を行って、質の高い市街地を形成するべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の御質問についてお答えいたします。

土地区画整理事業については、昨年の9月定例会でお答えしましたとおり、まちづくりを行う上では適している事業あり、今後のまちづくりにおいても検討していきたいとお答えしております。

土地区画整理事業のメリットとして、道路や公園等の公共施設の整備、上水道、下水道が整備され、すべての土地が道路に面するなどの宅地の整地により、利用価値の高い宅地が得られます。デメリットとして、道路、公園などの公共施設の整備において、地権者からその権利分に応じた土地を提供してもらいことと、事業決定から事業の完了までの15年から20年と期間が長くかかると説明をさせていただきました。

県内においても熊本県と5つの市町で土地区画整理事業が行われております。近隣の合志市では電鉄駅周辺を、荒尾市では競馬場跡地周辺を、益城町や人吉市においては、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復興に合わせた土地区画整理事業をそれぞれの実態に合わせた形で進められております。

今後のまちづくりの計画の中で、道路や公園などの公共施設の総合的な整備を行っていく必要があり、土地区画整理事業や市街地再開発事業で行うのか、美咲野団地のような民間の開発を、道路や下水等の整備により誘導したほうがいいのか、様々な事業を調査研究していく必要があり、そして事業を実施することで、さらなるまちのにぎわいにつながるよう、検討を進めたいと考えております。

事業の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 町中心部以外にも、発展をさせていくという一つの模倣策として、新しい市街地を形成していくと、町中心部以外にですね。町長が言われていた方向性とも通じるものがあると思います。先ほど言われましたように、民間で美咲野みたいな千戸ぐらいの住宅開発が行われると、なかなか民間で厳しいと思いますので、ぜひ、急速な人口増に対応していくためには、町主

導で行うということも、一つは考えていかないといけないことだと思いますので、早急にしないと住む家がないし、今と同じように町中心部だけに偏ってしまったら、住みづらい町になると思いますので、ぜひ、その辺りはしっかり計画を作っていただいて、方向性を決めていただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩いたします。午後2時10分より再開いたします。

午後2時00分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） こんにちは。佐藤真二が一般質問を行いたいと思います。

今日は、ふるさと納税基金の設立ということについて、お話をしたいと思います。

今、ふるさと納税の制度とか意味については、もう皆さん十分御存じのことだと思いますので、説明はいたしません、中身のほうに現状がどうなのかということから、まずお話をしたいと思います。資料をお願いします。

ここ数年、国全体でも大津町におきましても、寄附金額が急増しております。大津町では特に令和2年度からインターネットで運営されますふるさと納税サイトというのを使い始めてから、非常に急激に大きく伸びてきているところです。もちろん、町に人気の高い返礼品が充実しているということもあると思いますが、コロナの影響というのも若干あるのかなと思います。

これが寄附額をこの3年間分をグラフにしたものです。この棒グラフの高さが、寄附額そのものを表しているわけです。その下の水色の部分がふるさと納税に係る経費になります。そして、緑の部分が大津町の住民がほかの自治体に対してふるさと納税をしたことによって、大津町の徴税が減った分、控除された額ということになりますけれども、それを示しております。ということは、実際にこのふるさと納税の中で大津町の実入りになる部分というのは、この赤い部分ということになります。これが、大体ここ3年で2億から3億円ぐらいというのが、ずっと続いてきているわけです。町税が60億円程度と考えますと、その5%にも相当する結構な金額ということになります。

次に、ふるさと納税が現在、どうなっているのかということについて御説明いたしますと、これ2月に行われました12号の一般会計の補正予算での扱いを示したものになります。ふるさと寄附金として歳入が当初5億円で見込まれていたものが、さらに5億円追加になりまして、10億円になったということです。そして、財政調整基金の繰入金が、当初10億3千万円予定されていたものから、2億8千万円がマイナスされまして、7億5千万円にまで財政調整基金の繰入れは減ったということです。令和4年度の予算で見込まれるこれですね、約3億円という近い金額の取崩しをここでやめたということになりますので、言い換えれば、ふるさと寄附、ふるさと納税の収入がそのまま財政調整基金に置き換えられたというふうに見ることもできるわけです。

財政調整基金のほうをちょっと確認してみますと、ここ10何年分か示していますけれども、熊本地震の平成28年ごろに若干の減少がありますけれども、そのあとはまた持ち直しまして、25億円以上を維持しております。そして、基金全体で言えば50億円以上が形成されているという形になっております。今後、施設整備等で費用が必要だというようなお話もありますけれども、それを見込んだとしても不足が発生しているとは、ちょっと思えないような状態にあります。

また、その他の財政指標におきましても、財政が危ぶまれるというような数値は出ておりませんし、先日説明がありました財政シミュレーションにおいても、施設整備を含め、安定した運営が見込まれているものとなっております。

それでは、その使い道はどうなっているかということになります。この上のほうが令和3年度の使い道ということになりますけれども、これは町のホームページで公開されております。使い道として6つの項目が指定されておまして、このうち1から5は第5次の振興総合計画、一つ前の計画ですけれども、の大綱に沿ったものになっております。そして、寄附金の大半はちょっと黄色くなっているところですね、「特に指定しない」というところに大半が流れております。もし、指定されているものがあつたとしても、それはそもそもの一般的な事業に数字を割り振っているにすぎないようです。

では、令和4年度のほうを、ちょっと見てみましょうか。ふるナビの画面を参考にしておりますが、令和4年度の選択肢は、こういった形になっております。「町長が必要と認めた施策」から2から6までございますけれども、これですね、今度は第6次の現在の振興総合計画の大綱におおむね沿ったものになっておりますけれども、2から5の部分が、それに当たります。ただし、大綱の中で「つながりと安心の持てるまち」という項目については、ここには繁榮されていないようです。また、この(6)の「多様な個性がともに育つ子供たちに優しいまちづくりに関する施策」ということについては、とてもいい内容だと思いますけれども、どこからきているのかちょっとよく分からないというようなところがございます。

これがですね、ふるさと納税をしようとする人に、その使い道を選択させる画面なんですね。何もしない状態では、この(1)の「町長が必要と認めた施策」が選択されることとなります。デフォルトというやつですね。で、この右側の下向き▽を押すと、この下のリストが表示されるわけなんですけれども、この下向き三角を押さない限りは「町長が必要と認めた施策」が自動的に選択されてしまうという形になります。

令和3年度の実績のバランスを見ても、「特に指定しない」というものが大半でございましたので、ちょっとうがった見方をすると、使途を指定してほしくないのかなというふうにも、ちょっと見えるところがございます。

こうした使い道を決める元となっておりますのが、この大津町ふるさと寄附金要綱というものになります。これの赤い文字を見ていただきますと、3つのことが書いてあります。「寄附の使途についての透明性を高める」と、それから「寄附者の意向を直接的に反映した施策の展開」そして「住民共存のまちづくりを進めることを目的」と、この3つの項目が挙げられているわけなんです

けれども、町長に任せるという選択が寄附者の直接的な意向ということに、理屈上はなるんですけども、まずこうした選択肢を見せた上で選んでもらうということが必要ではないかなと思います。

ここまでの話をまとめてみますと、ふるさと納税による収入の現状は、その趣旨を反映しておらず、一見何にでも使えるようだけれども、逆に言えば、何に使っていいのか分からないというような状態になっているということです。これは大津町だけの話ではありませんで、全国的な傾向でもあります。伊藤敏安という広島大学の先生、公共政策が専門なんですけれども、その方が市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたかというような研究を発表されております。非常に地方財政の比較統計の精値のマクロ分析を行っているわけなんですけれども、データがちょっと精値過ぎますので資料には載せませんが、これによれば結論だけを言いますと、寄附金は基金に積み立てられて、あまり活用されていないと。活用されたとしても、教育とか福祉とかの分野ではなく、商工費に少しだけ使われたもので、施設やインフラ整備には使われていないというような結論を導いておられました。当然といえば当然の話なんです。形式的ではございますけれども、自治体の基本的な財政需要は徴税や交付税によって充足しているはずで、施設整備などの投資的経費も補助金や公債費で実施するのが定石だからです。高額なふるさと納税はその枠外の収入であって、何に使っていいのか分からないというのは当然の結論ではないかなと思います。

そこで大津町の話に戻します。下段のほうのグラフですけれども、これ令和3年度の歳出決算を表したものです。義務的経費とその他の経費と投資的経費の性質別に分けまして、さらにその他の経費を業務活動と投資活動で1と2に分けております。

まず、義務的経費とその他の経費1、この矢印の分ですね。ここの分につきましては、いわゆる経常的な経費でありまして、徴税や交付金などの一般財源、本来的な収入で賄うべきものでございます。その他の経費2のうち、特別会計や公営企業会計への繰出金も同様です。

今度、投資的経費のほうですね、投資的経費のほうも本来であれば補助金や公債と留保財源で実施すべきもので、そうすることによって身の丈に合った投資に抑えるというような考え方ができるようになるかと思えます。もしここに、ふるさと納税を財源として過剰な投資をすれば、ライフサイクルコストに影響を及ぼして、将来負担が膨れてしまうというようなこともあるかと思えます。これも、極めて財政の厳しいような団体地方自治体であれば、カンフル剂的に寄附金収入をこうした経費につぎ込むこともあるんでしょうけれども、大津町はそのような状態にはないということです。

そうすると、残りますのが、どこが残るかということ、ここですね。その隙間にある積立金、これしか選択肢がなくなってしまうんですね。しかし、財調への積立てでは、先ほどの研究結果のとおり使い道がないということになります。そして前回の12号の補正予算も、そのことを示しているということになります。

それでは、最後の話になりますが、ふるさと納税の寄附金はどのように使ったらいいのかということです。まずは一旦、基金化することです。ただし、財調ではありません。ふるさと納税のための特定目的基金を設置することです。この中で、寄附金の収入と返礼品や経費、税額控除分の補填

などを支出して、収支を明確にするということが、まず第一です。こうした基金については、条例ウェブアーカイブデータベースというのがありますけれども、これを見ていくと、1千800ぐらいある市町村のうち400ぐらいが企業版ふるさと納税も含めて基金化しているということになります。大津町も今回、企業版のふるさと納税の基金を作るという案が出ておりますけれども、同様のことも一般のふるさと納税についてもやるべきではないかということですね。

次に、経常的な支出や施設整備に充てるとすれば、その条件と上限額を定めることです。例えば、財政調整基金が減少した場合に、その減少額に比例させて、その何%かを基金から補填するというような考え方です。財調が減少するというのは、行政サービスコストが一時的に膨らむ場合なので、それを補填するという範囲に収めれば、ふるさと納税の活用が財政規律全体へ与える影響というのは少なく抑えられるのではないかという考え方です。

そして、その上で積極的な使い方ということになります。左側にある3種類の経費ではなくて、人への投資というようなものを考えてみたいと思います。形の上では補助金というような形になるのかもしれませんが、今最も必要とされていることです。通常であれば公益性や費用対効果の点から、なかなか踏み込みにくい事業委というのがあるかと思いますが、こういうところがふるさと納税の活用の場になるのではないかと思います。もちろん、ふるさと納税という不安定な財源でございますので、必ずしも永続的なものではないでしょうし、将来負担のないものを考えなければならぬかと思えます。そして、夢の持てる、ふるさと納税をさらに呼び込むような共感をえられるもの、というものが望ましいのではないかと考えます。

少し例を挙げてみますと、グローバル人材の育成とか、リスクリングとか、学び直しと最近言われている言葉ですけども、そういった分野があるかと思えます。学生であれば、海外留学の支援であつたり、社会人であれば、教育訓練給付の支援といった既存制度の上積みというのも考えられるかと思えます。例えば文科省が、「とびたて留学と」という形で、希望する学生に留学の制度を作っているんですけども、その中にも一定の自己負担額がありますので、その自己負担の分を支援することによって、さらに機会を広げることができるのではないかというような考え方です。

また、今後拡大するでしょう児童生徒の国際交流事業、こういったものを大幅に拡大することも使えるかもしれません。町出身者で、町内企業に就職した場合の奨学金の返済の支援なども考えられるかと思えます。ほかにもですね、先ほど選択肢の中にはないと言った振興総合計画の大綱の一つ、「つながりと安心の持てるまち」これは、町長が重視されております住民との協働というものを示していますので、これを広げるためにまちづくり担い手の育成事業補助金の枠をさらに広げるといったことで、まちづくり団体の事業支援なども考えられるかと思えます。今日の午前中の一般質問の中で、子供たちが「大津町が大好き」と言ってもらえるようなとかですね、子供の国際交流の活性化とかですね、そういった言葉も出てまいりましたので、そういったものにこそ、こうしたふるさと納税というものは充てていけるのではないかという考え方です。

ということで、まちのふるさと納税の現状を踏まえて、その有効な活用のための基金化と活用事業の枠づけというものを提案したいと思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の質問にお答えをいたします。

ふるさと納税は、平成20年度に国の制度としてスタートし、年々多くの皆さんに御寄附をいただきまして、様々な事業に有効に活用させていただいております。

本町にとりましても、財源的に厳しい中、第6次大津町振興総合計画後期基本計画に示しております様々な施策を実施し、より良い町にするための貴重な財源であると考えております。

TSMCの進出に伴い、大津町を取り巻く状況も急激に変化し、工業団地の整備をはじめとしたインフラ整備や学校施設をはじめとした施設のランニングコスト、さらに人口急増による教室の増設など、あるいは高齢化に伴う社会保障費等の歳出など、今後5年間でも多くの支出が予測され、一段と厳しい財政運営が想定されます。

このため、ふるさと納税制度の活用をはじめとした様々な歳入を確保するとともに、歳出抑制のため、事業の必要性や妥当性の検討及び他事業との優先順位の比較など、十分に精査した上で執行することにより、持続可能な財政基盤を確立する必要があると考えております。

しかしながら、ふるさと納税については、恒久的な財源としては、未知数な部分もあります。本年度は10億円ほどの寄附を見込んでおりますが、翌年度以降は大幅に落ち込むことも可能性としてはあり得ますので、議員御指摘の通り、過大なふるさと納税ありきの歳出で予算や財政計画を組んだ場合には、財政規律や予算策定における不具合が生じてしまう可能性がございます。したがって、その歳入に頼り切ることのない財政運営・予算編成をしていく必要があると考えております。

また、ふるさと納税の本来の主旨は、生まれ育った故郷への恩返しや、任意の自治体への応援であって、その受皿となる自治体は、使途について、寄附を集めてから後追的に考えるのではなく、事前に施策の中身を納税者に示し、併せてその結果についても公表する責任を果たす必要があると考えております。

本町では、使途の選択肢として、「ひと・もの・情報が行き交う農工商併進のまちづくりに関する施策」、「笑顔でつなぐ元気で健やかなまちづくりに関する施策」、「ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまちづくりに関する施策」、「町の活力（にぎわい）を支える機能性の高いまちづくりに関する施策」、「多様な個性が共に育つ、子どもたちにやさしいまちづくりに関する施策」という5つの具体的施策をお示しし、事業を選んでいただける形となっており、その実績については、議員からもございましたが町ホームページで公開しているところでございます。

また、ふるさと寄附金は、本来なら寄附する方が居住する自治体に納められるべき住民税が、他自治体へ寄附金という形で入る制度で、自治体間では、いかにして寄附先として選んでもらえるかという競争が起こり、特に寄附者が多く居住する都市圏では、住民税の大きな減収が喫緊の課題になっています。このような本来の制度主旨とは異なる状況もございますが、先ほど述べましたように、貴重な歳入源であるとともに、町の経済活性化や関係人口の増加にもつながる取組ですので、制度の趣旨を踏まえつつ、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、活用事業の枠付けとしましては、先ほど申し上げた5つを設定しており、一人一人の寄附者の希望を伺っているところです。一方で、自治体によっては、基金の有無にかかわらず、具体的なプロジェクトへの枠づけを加えた上での寄附金募集をしている事例もございます。このような取組はプロジェクトに共感した新たな寄附を呼び込む効果もありますし、一定の寄附層に対してはより寄附者の希望にマッチした活用につながります。そうしたこともあり、現在大津町でも業者のほうとクラウドファンディング型の取組も検討しているところでございます。また特に、ふるさと納税を数十億以上集めているような自治体では、基金を積み立てて中長期の視点に立って寄附者に選択いただいた分野で活用していく事例がありますので、本町においても今後更なる寄附金獲得を目指しながら、より具体的な枠づけの必要性や内容及び基金化の要否について、合わせて検討を深めていきたいと考えております。

また、今回上程させていただきました、企業版ふるさと納税基金条例は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する特定の事業に要する費用の財源に充てるため、企業の皆様からの寄附を積み立てることにより、寄附金の継続利用を可能とし、寄附金を柔軟かつ最大限に活用できる制度となっております。今後は、この企業版ふるさと納税の基金の運用状況や周辺自治体の導入状況なども参考に、本町の将来を見据え、目指すべき未来に向けて、ふるさと納税寄附金を柔軟かつ最大限に活用できるよう整理し、寄附者への感謝を忘れずに取り組んでいきます。詳細については、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから、ふるさと納税の現状について説明いたします。

ふるさと納税については、任意の自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2千円を越える部分が、一定額を限度として住民税等から控除される制度で、地方税法等の改正により、平成20年に開始をされております。居住する自治体以外の自治体に対し、実質2千円の負担で寄附ができる制度ですが、寄附先の選択においては、返礼品の中身が重視される傾向が強くなり、総務省において平成29年に自治体間における競争の過熱化を抑制するために、返礼品を3割以下とし、基準を上回る返礼品を送付しないように求められております。

さらに、平成31年に地方税法が改正されまして、返礼割合を3割以上とする自治体は、ふるさと納税制度の対象から除かれることになりました。一方で、返礼品を通じて地域の事業者が生産する地場産品を取り扱うことが、地域への経済波及効果や販路拡大等に寄与していると認識しております。

ふるさと納税による寄附金収入については、基準財政収入額の算定には考慮されないことになっておりまして、結果として自治体は、返礼品代や委託費等に対して、ある程度の経費を使っても、歳入を増やすことができる仕組みになっております。さらに、寄附者が居住する自治体の住民税の減収分につきましては、基準財政収入額の算定に考慮され、その75%が交付税措置されるため、財源確保には有利な手段となっております。

本町へのふるさと納税につきましては、返礼品の充実あるいは新型コロナウイルス感染症の影響

もあるかと思えますけれども、令和3年度には、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたけれども、歳入が4億3千万円、歳出1億8千万円で差引額は2億5千万円、これ控除額は含んでおりません。また、令和4年度につきましては10億円の寄附を見込んでおりまして、歳出は6億6千万円で差引額は3億4千万円を見込んでおります。この額が町の純収入ということになりまして、令和4年度一般会計の3月補正後の予算ベースに占める割合では、約2%弱ではあるものの、貴重な財源となっております。しかしながら、この歳入に頼ることなく、予算編成や財政運営を行っていくことは、財政規律の観点からも重要であると考えております。

一方、当町に居住されている方が他の自治体に寄附をされ、当町の住民税が減収となった額は、令和3年度は2千6百万円、令和4年度は4千万円となっておりますけれども、これにつきましては先ほど述べましたとおり、その75%が交付税措置をされております。

最後に、寄附の使途につきましては、本町ではふるさと納税を行っていただく際に、寄附される方に対しまして使途をお伺いした上で寄附いただいておりますけれども、自治体によっては、基金化し、弾力的運用により中長期的な事業に充当している例もございます。そのような点を踏まえまして、ふるさと納税基金の設立につきましては、その必要性についても十分、検討を進めてまいりたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 答弁ありがとうございます。

先にちょっと申し上げたいんですけども、今日の一般質問を朝からあっておりますけれども、答弁の中で質問の前の部分が非常に長いんですよ。この部分はいいですよと分かっていますよねと言って省いたところまで、あえて答えていただく必要はございませんので、その辺は少し御配慮いただいて、時間のこともございますので配慮していただけたらと思います。

その上での話になりますけれども、町長のほうから言われました社会保障やこのあとの施設整備についての費用がかさんでくるということを言われまして、そのことに対して、今後の財政の圧迫というものが発生するのではないかと慎重になっておられると。これはよく分かります。慎重であることは必要なんですけれども、恐れる必要があるのかということです。そのために、先日、財政シミュレーションというのが示されたわけです。このような状況にあても、ちゃんと財政が安定して運営できますよということを、この間、言われたんじゃないかなと思うんですよ。その上で、そのことをきちんと不安を持たせないようにするというのが、幹部職員の町長に対する説明ではないかと私は思います。

それにしましても、社会保障であったり、施設整備であったり、これはもう1回資料を映してもらっていいですか。先ほど言いましたことの繰り返しになりますけれども、まず社会保障費っていうのは、何よりもきちんと本来の収入を充てるべきもので、そこにふるさと納税を期待するというのは、ちょっと違うのではないかなというふうに思います。また、施設整備につきましても、これは財政シミュレーションのほうで示されましたように、きちんとそのための財源は確保できるという説明だったわけです。その上で、ふるさと納税という譲与といたらちょっと言い方がおかしい

ですけれども、枠外に発生した収入に対して、これをどのように使うべきかということを問題にしているわけです。枠外の収入ですので、使い方も一部は枠外であってもいいでしょうというのが、先ほど、つつら申し上げました例ですけれども、全部それに使ってくださいということを言っているわけではないんですね。

先ほども申しましたことをもう一回繰り返しますと、財調が減少した場合、その減少額に比例させて何%かを基金から補填するというような考え方。これであれば、一時的に膨らむコストに対しての補填ですので、これが財政規律に大きな影響を与えるとは思えないということを申したところです。従いまして、そこまで慎重にですね、基金化というのは、先ほど言ったように1千800ぐらいの自治体のうち、もう400のところは既にやっていることです。それも、必ずしも高額な寄附金を得ているところだけではないんですね。ですから、もう少し金額が上がったらというふうに待つような話でもないということです。

それから、使い道について、この5つ、1かた6までを今のところ挙げているわけなんですけれども、(1)から(6)ですね。この分って、基本的に振興総合計画の大綱だということは、町がやる事業の全部なんです。ですから、これで絞り込んでいますということは言えないんですね。これ、めいいっぱい広げていますというのが、この枠の区分の内容なんです。めいいっぱい広げたところで提示しているわけですから、もう少し細かい枠づけというものを選び出してもいいのではないかなということですね。これは枠づけとは言えないのではないかなということで、先ほどの答弁について、もう少しコメントをいただければと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の基金化に関してなんですけれども、実は私もなった当初からぜひつくりたいという思いがありまして、財政サイド等とも、ずっと相談をしてくれているところがございます。ただ、慎重すぎるというお言葉もございましたけれども、先日、財政シミュレーションも御覧いただいて、今後、例えば護川小の屋根等を早めにやったりですとか、あるいは今後、学校の整備が進む中で資材の高騰が著しいところ、あるいは国の補助とかも一部ございますけど、やはり教室の増加というところはなかなか国の補助金も使えない部分もあります。そうしたところも踏まえて、全体的な財政規約というのは考えていかなければならないと思っております。

しかしながら、先ほどお話をしていますとおり、このふるさと納税というのは基本的には寄附者の方が町のこういった事業に使ってほしいということは前提になりましたので、先ほどの寄附の用途の用途の整理というのは早急に進めていきたいと思っております。

その中で、企業版ふるさと納税等でインクルーシブ優遇等もございましたけれども、そうしたところも先ほどお話をしていますとおり、クラウドファンディング型のようなものも検討しておりますので、そこも盛り込むような形にしていきたいというふうに思っております。

また、もちろん、話が一時ずれてしまいますけれども、ふるさと納税そのものを増やすことも、町民の幸せにつながっていくと思っておりますので、そこもしっかりと進めていきたいと考えてお

ります。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最後のコメントということで、話させていただきますと、例えば個人であれば、仮にギャンブルはあまり例えがよくないかな、何らかの形で一旦、お金がポンと入りましたというような、そういうあぶく銭というものがあれば、あぶく銭はぱ一つと使うもんだというのが、大体一般の考え方の中にはあって、あながち間違っているとも思わないところです。

また、若い人たちが、「そろそろ家でも建てようか」というときに、親のほうから「少し手伝うけん」というような話があると。そのときに「いやいや、それはいい。自分たちで何とかするけんが、子供のために取っておいてね」というような、そういう気持ちというものが、ふるさと納税の活用の中に生きてくるんじゃないかなと思いますので、その辺を踏まえたところで、しっかりと活用を考えていただければと思います。

以上です。終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時55分より再開します。

午後2時44分 休憩

△

午後2時55分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、永田和彦議員より早退の届けがっておりますので、報告します。

一般質問を続けます。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） こんにちは。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、傍聴いただき誠にありがとうございます。

議席ナンバー7番、山部良二が通告に従い一般質問を始めます。

町長の施政方針の中で、民間の知恵と活力を生かす先進技術、民間企業の手法の活用、具体的な制度と仕組み化、そして最後に強力なトップセールスは、一貫した考えだと述べられています。今現在のTSMC関連の誘致は、誰が町長であろうとも、今後も誘致は進むし、町長の独自のトップセールスとは言い難いと思います。やはり、スポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備・活性化を成し遂げて、初めてトップセールスと言えるのではないのでしょうか。

去年の3月の一般質問で提案しましたスポーツの森運動公園を通る分岐ルートを再度、提案したいと思います。確かにJR九州からすれば、速達性・定時制などの観点から、大津駅分岐が最も収益につながる線であることは重々承知しています。しかし、大津町の議員としては、大津町の住民より大津町運動公園スポーツの森、大津周辺に新たな駅建設を求める陳情6千880人の署名や、町長の出された101の具体策の中にも、スポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備・活性化とうたわれています。これは、町長に期待した多くの町民の夢であり、町長の公約でもあることから、決しておろそかにできる問題ではないと考えています。

資料1を見ていただいでよろしいでしょうか。これは、以前提出しました線路横断図です。このようにスポーツの森ルートになれば、勾配も抑えられ、定時制の確保と同時に快速電車などの導入により、速達性の確保もでき、何よりスポーツの森周辺の活性化に大きく貢献できると考えています。そして、いろいろな地域の方と話をする際や視察などで、必ず「サッカーの強い大津高校のある町ですね」とよく言われます。昨年度の選手権では、ベスト8の壁を乗り越え準優勝を果たし、今年度はベスト4入りを果たし、ますます認知度を高めています。熊本県サッカーといえば大津高校と、県民なら誰でも頭に浮かぶのではないのでしょうか。そんな中、サッカーJ2ロアツクまもとの運営会社アスリートクラブが、将来の新スタジアム建設で熊本市以外の自治体も想定し、準備を進めていることを明らかにし、ホーム会場とするえがお健康スタジアムの交通便利性を問題視し、近隣の自治体に広げて建設の可能性を探ると、新聞の取材に対して答えています。

以上を踏まえて考えれば、スポーツの森に新スタジアム建設を県・運営会社に提案、誘致することができるのではないのでしょうか。もし、誘致することができれば、鉄道による大規模輸送も視野に入れることとなります。先ほども質問がありましたが、同時に道路整備計画の拡充を図り、渋滞緩和策を取り入れた総合的な輸送計画の策定も行うことが重要となってきます。

また、誘致を行うことで、大津町南部の開発区域にアウトレットモール、総合病院などの誘致にも弾みがつき、スポーツの森駅開発に対するJR九州の態度も軟化するのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、くまもと阿蘇空港アクセス鉄道スポーツの森駅分岐、及びスポーツの森運動公園のロアツクまもと本拠地誘致を提案いたします。

2点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、TSMC関連に伴う様々な発展の話がございました。その中でトップセールスとあるいは企業誘致の話がございました。トップセールスについては、御指摘のとおり、私の力とは思っておりませんが、一つお伝えさせていただきますと、やはりこういう状況だから、何もしなくても企業が来るというわけではなく、やはり職員のほうがしっかりと、今回言いましたパートナーシップ制度をしっかり確立させていただいて、情報発信をすること、あるいはこまめに足を運ぶことで実現していますので、今後もその点については、私も負けないように頑張っていきたいと思っています。

それを踏まえてですけれども、熊本空港アクセス鉄道については、定時性、大量輸送性、速達性の3条件について、三里木駅・原水駅・肥後大津駅分岐の3案を検討した結果、肥後大津駅分岐が事業費及び費用便益比で最も事業効果が高いとの試算結果が示され、その結果を受けて、JR九州と熊本県は令和4年11月、肥後大津駅から空港に分岐するルートを採用することで合意し、確認書が交わされたところです。

今後は、環境アセスメントや調査設計等に約4年、工事期間約8年、合わせて12年程度の事業になる計画で、開業は令和16年以降と予定されております。

熊本空港アクセス鉄道の事業採択に向け動き出す中で、肥後大津駅と熊本空港間のルートの選定が進められておりますが、議員御提案のスポーツの森駅分岐については、事業費や工期等を考慮し、最終的には、熊本県及びＪＲ九州で協議されることとなっております。

そのような中、運動公園方面を通過するルートで進められる際には、スポーツの森駅の構想にも大きな影響があるため、県、ＪＲ九州の動きにもさらに注視し、大津町の魅力もしっかり発信していきたいと思っております。昨年５月には、私自身がＪＲ九州の古宮洋二代表取締役社長執行役員を訪問し、本町の現状説明とスポーツの森新駅及び周辺の開発計画の調査結果についても情報共有をさせていただきました。古宮社長との会談では共に肥後大津ルールの優位性を確認し、その成果とまでは言いませんが、その１か月ほど後に古宮社長の「採算性を考えれば肥後大津駅での分岐が鉄道事業者としては望ましい」という趣旨の発言が報道されたところです。また、併せて、県の幹部へも町の開発計画に関する資料の提供や協議を進めながら、積極的に連携を図っております

今後も最新の動向をキャッチし、空港アクセス鉄道の事業採択に向けた取組に、町としても迅速かつ適切に協力できるよう、体制を整えながら進めていきます。

次に、「スポーツの森運動公園へのロアッソ熊本本拠地誘致」をするべきではないかという提案にお答えします。

大津町運動公園は、平成１０年に完成し、平成１１年開催の熊本未来国体サッカー競技会場として利用され、以来、Ｊリーグチーム、日本サッカー協会主催の全国大会規模の開催会場となり、当時は、天然芝のサッカー場４面を備えるサッカーの町として全国的にも知られるようになってきました。

また、地元の大津高校サッカー部は過去、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）に２１回、全国高校サッカー選手権大会に１７回出場しており、これまでにＪリーガーを５０名以上輩出するなど、公立の雄として全国的に活躍をされています。さらに直近では、２年連続、全国高校サッカー選手権で国立競技場での活躍は、「サッカーの町・大津町」として、全国にさらなる知名度アップにつながっております。そこで議員がおっしゃるように、今年１月にサッカーＪ２ロアッソ熊本が「将来の新スタジアム建設で熊本市以外の自治体も想定し準備を進めている」とのマスコミ報道がありましたので、本町においても既に情報収集や課題の整理を進めております。

実現までの費用や期間を考えますと、既に本町が保有する大津町運動公園は、全国トップクラスの天然芝とサッカー関係者からの高い評価をいただいております。フィールドが観客席からも近く迫力あるプレーを間近に体感することができるため、既存施設を有効に活用することが最も近道であると考えております。ただし、現在のＪリーグの公式戦開催の施設基準としては、Ｊ１基準では、入場可能者数が１万５千人以上を要し、観客席全部を覆う屋根や照明設備、大型映像装置の設置などを整備する改修が必要になり、駐車場も大幅に不足しております。また、特に試合開催日においては大規模な交通渋滞の発生が懸念されるため、快適な住民生活と誘致による活性化を両立させるためには道路網の整備などの課題もございます。さらに、年間試合数はＪ１であっても、年間三十数試合程度になると思われますが、試合当日の町民体育館や人工芝を利用する際の制約の発生、逆に

試合がない日程のスタジアムの利活用なども、総合的に考えていく必要があると考えております。また、ジャパネットグループが主体となって取り組んでいる長崎のように、少なくとも施設部分については民間資本を呼び込み、ホテルやオフィス、商業施設などの周辺開発を含めて民間主導・民間投資で進めることができれば理想ですが、自治体が積極的にスタジアムを誘致するのであれば、施設そのものに対しても相応の費用負担を要する可能性も多分にあります。

しかしながら、ホームタウン誘致は、町外からの来客による経済効果だけではなく、住民の活気やスポーツの町としてますますのブランド向上や郷土への誇りなどにつながるものと捉えております。

スポーツを通したまちづくりは、全国各地で取り組まれており、最近の事例としては、「サッカーJ2秋田」において、先進技術の取組や連携を実施し、若者に対して「将来の魅力あるまちづくり、高齢者や子供たちに優しいまちづくり」をコンセプトに「多目的活用スタジアム」と「大型商業施設」などを一体的に整備する事業が進められております。また、先ほど触れた長崎市では、サッカースタジアムを中心に「アリーナ・ホテル・オフィス・商業施設」などの周辺施設を民間主導で開発するプロジェクトが進められております。

このように、スポーツ施設をいかに生かし、経済効果の増大や新たな活気創出につなげ、町民の幸福を増大させていくことができるかを含め、しっかりと研究を重ねていきたいと思っております。いずれにしても、議員御提案の「ロアッソ熊本のホームタウン誘致」に関しましては、町民の皆様への理解と施設や駐車場の整備、また、関係します周辺道路整備など多額の費用を要することが考えられます。

まずは、「現状誘致するとしたら、どのようなメリットやデメリット、課題が生じるのか」、「逆にどのように進めれば町と住民への恩恵が大きい形で実現できるのか」などを可能な限り整理し、ロアッソ熊本の動向も見守りながら、もちろん住民の皆様への御意見も伺いながら「スポーツの町・大津」ひいては、より大津町への発展が加速するような形で、可能性をしっかりと研究していきたいと考えております。

その上で、総合的に判断して、町の発展と住民生活向上に寄与するものであると判断しましたら、議員のおっしゃる通り、トップセールスも全力で行いながら、積極的かつ戦略的な誘致活動を行っていく考えです。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） ロアッソくまもと誘致については、やはり「今すぐ」というわけにもいきませんし、やっぱり今後、調査研究をされて、できれば本当に誘致ができるような状態に。確かに、交通渋滞などの問題も出てくるとは思いますので、先ほど私も言いましたけれども、鉄道駅を作って大規模輸送、そして道路の整備計画を拡充していった上での対策が必要になってくると思いますので、そういう観点から進めていただきたいなと思っております。

もう1点は、確かに今の現状でいくと、スポーツの森分岐は、かなり難しくなってきたと思います。ですが、大津町分岐であれば、もともと最初、私が議員になる前からアクセス鉄道を作らなければ

いけないとずっと言ってきたわけですから、これはこれでうれしいことだと思っております。ですから、今後、町民の思いもありまして、町長の公約、その2つを考えれば、やはりスポーツの森新駅設置は是非でもやる案件だと思っております。これこそ誰にでも簡単にできるのではなく、トップセールスという言葉が、これほど似合う計画はないと思っておりますので、今後アクセス鉄道と新駅設置を別々の観点から私も考える必要があるのではないかと思っております。

それを踏まえ、中長期的な視点に立って、公約どおり、スポーツの森新駅開発は町長がトップセールスで行うのか、それとも頭の中に中長期で見て、最終的に断念を考えているのか、その点について、再度、町長にお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、空港アクセス鉄道に関しましては、まだ現状でいいますと、国の補助が熊本県としても必要というところで、関連市町村としても一緒に陳情、必要性等を訴えていく必要があると思っております。その中で、大津のスポーツの森駅を通過して、そこで分岐駅、あるいは中間駅をつくれれば、町の発展としては理想かと思えますけれども、ただ一方で、しっかりとまずは国の予算を獲得しなければならぬ背景もありますので、そこはしっかりと見定めながら動いていきたいというふうにも思っております。

その上で、分岐を前提にするのか、今の豊肥線を生かすのかというのは別にして、スポーツの森駅というのは町の発展のために重要なものであるというふうにも捉えております。そうした中で就任直後から、可能性調査というものをさせていただきました、その中で議員御承知のとおり、なかなか利用者数が見合わないという課題が具体的数字として発覚しました。その中で、にわとりと卵の話がありますけれども、やはりどうしてもJRとしても、例え町が全てお金を出そうとも、将来の利用が見込めないのであれば、つくることはできないというスタンスになっております。ですので、これまででさせていただいたとおり、まずは町の東側、スポーツの森周辺のほうの開発を誘導しながら、あるいはトップセールスで商業施設等とも呼び掛け等しておりますけれども、あるいは開発業者等も含めてですね、そうしたことをし掛けながら、2年、3年でできる話ではありませんけれども、中長期的な視点を持ちながら。ただ、駅ありきではなくて、もちろん駅があることによって町が発展して、住民生活が幸せになることが重要ですので、そこはしっかりと見誤らないように整えていきたいと思っております。以上です。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、町長の今後のトップセールスを期待して、次の質問に入りたいと思います。

それでは、2点目の「子育て支援・教育環境日本一のまちづくり」について、お伺いいたします。

同僚議員から同じような質問がありましたが、確かに小中学校給食費無償化を実現するには、約2億円以上かかるとは思いますが、大津町の年間予算の何%になるのでしょうか。これがもし、中学校だけの無償化であれば、年間予算の何%になるのでしょうか。今回も兵庫県明石市の子育て支

援を例に話していきたいと思います。

資料2を見ていただいてもよろしいでしょうか。明石市は子供部門の職員を3倍に増やし、専門職を採用し、質の向上を図り、予算は倍増させ、高校生までの医療費無償化や中学校給食費無償化など、子供に係る費用の無償化を進めて、資料で見て分かるように、土木費、ハード整備を見直すなど、予算のシフトを行った結果、税収増、基金残高70億円から令和3年度決算では121億円にアップしています。それでは、どのように予算シフトしたのでしょうか。

資料3を見ていただいてもよろしいでしょうか。もともと明石市では、下水道雨水対策に20年間で総額600億円の予算が組んでありました。このハード中心の対策から、ソフトも含めた総合対策に転換することで、20年間で総額450億円の予算を削減しています。これこそ、まさに発想の転換ではないのでしょうか。子ども施策を充実した結果、人口が増えて、町のにぎわいが増し、税収も増加するという、子供を応援すれば経済がよくなることを身を持って示されています。また、泉市長は就任前の100億円の借金を現在の税収増などで全て完済されており、発想の転換により持続可能な市政運営が可能となっています。

では、大津町で中学校学校給食費無償化にした場合に係る予算は、年間で約6千万円ぐらいだと思います。大津町の年間予算が約170億円とした場合に、パーセンテージとしては0.35%、この規模であれば十分予算のシフトは可能ではないでしょうか。

また、喫緊の課題は戦争や円安、燃料高騰などによるスタグフレーションへの対策が最重要課題だと考え、小中学校給食費無償化が財政的に難しいのであれば、まずは中学校給食費無償化から始めるべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の「中学生以上の給食費無償化について」の御質問についてお答えいたします。

給食費の無償化につきましては、昨年の議会でも御質問をいただき、今定例会におきましても、先ほど豊瀬議員より「多子世帯への給食費・副食費の補助」についての御質問をいただき、答弁をさせていただいたところです。

昨今の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ紛争、さらに鳥インフルエンザなどの影響を受け、物価高騰やエネルギー価格の上昇をもたらし、厳しい状況であり、生活に苦勞されておられる御家庭があることは十分に認識しております。

そうした中、大津町では子育て世代を対象としたものとしては、新型コロナ臨時交付金を財源として、商品券の発行や、昨年12月の給食費無償化、食材費高騰対策としての給食への補助金の交付など、町としてできる対策を順次行っております。限られた財源での対応となるため、必ずしも必要十分な家計支援になっているとは言えない状況かもしれませんが、今後も国・県の動向を注視しながら、町としてもできるかぎりの支援を行っていきたくと考えております。

一方、私としても子育て・教育には一定の投資が必要であると考えております。そうした理由もあり、先ほど豊瀬議員の一般質問への答弁として、私の就任以降に教育関連予算を拡充している点

を御説明させていただきました。

また、限りある財源の活用方法としては、全ての世帯への金銭的な支援よりも、子供たちの学びやの整備や、今議会で申しますと不登校・貧困・ヤングケアラーなどの問題を抱えている児童生徒が増加する状況を踏まえてのスクールソーシャルワーカーの配置等の、基礎自治体だからこそできる「公共的サービスや基盤拡充の面」からの支援を優先したいという考えを述べさせていただきました。

また、税金制度と「広義の社会保険制度」には、「所得の再分配」を通して、格差を埋めるとともに、様々な理由で経済的に困難を抱える方々を支える役割もあることは十分認識しておりますので、非課税世帯の給食費に関しては、今後も昨年度からのプッシュ型による就学援助制度の利用勧奨を行いながら、必要な方に必要な支援が行き届く体制を一層整えていきたいと考えております。

なお、詳細については担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、山部議員の「中学生以上の給食費無償化」について説明をさせていただきます。

大津町では、子育て支援や教育環境の向上を図る事業を展開をしております。教育環境におきましては、施設整備や相談体制の整備、就学援助制度の充実に取り組んできております。特にウクライナ情勢や円安などによる物価高騰を受け、経済的に困窮している世帯への支援が喫緊の課題だと考えております。

そこで、先ほど町長の答弁にもございましたが、経済的な理由で小中学生の就学が困難な御家庭を対象に、給食費を含めた就学に伴う費用の一部を援助する就学援助制度の活用を積極的に進めさせていただきます。

特に、昨年度からは申請漏れを防ぐため、該当されることが見込まれる方へ申請案内をダイレクトで郵送し、積極的な勧奨を行い、申請者の増加につなげております。

今後も、就学援助制度の活用を図り、子供たちの学びの支援につなげていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） この無償化については、今まで多くの議員から提案がありました。このままでは議論は平行線になると思います。ですから、マクロ的な視点から子育て支援・学校給食費無償化の重要性について、再度お伺いしたいと思います。

子育て支援策の効果を研究してきた京都大学の柴田准教授は、子育て支援政策実行のタイムリミットは、2025年と提言しています。2025年頃から20代、つまり出産を考えるような若い世代の人口が急激に減るため、出生率が低いままだと生まれる子供の数が大幅に減り続けるとして、2025年までに学校給食費無償化など、児童手当の拡充や学費負担軽減などを実行するべきと提言されています。

また、改革を今始めると、長期の面で見れば、誰にとってもメリットがあり、即時策を実行する

ことで子供が増えていくと社会の活力になるし、子供がいない人を含め将来の自分の老後の安定にもつながるわけです。将来の自分の老後を年金や介護を支えてくれるのが、今を生きる、そしてこれから生まれてくる子供たちです。そういった点からも、全ての人々が子供たちの誕生だとか、健やかな育ちを応援するということを自分事として捉えての視点を持つ必要があると締めくくっておられます。

以上を考えれば、学校給食費無償化等の子育て支援・少子化対策は待ったなしではないでしょうか。そして、やはり予算のシフトの必要があると思います。

再度、答弁をお願いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、マクロ視点という話がございましたので、税金等についてからお話させていただきたいと思えます。山部議員がおっしゃるとおり、中長期的に見れば、子育て世代人口が増えることによって、住民税の増加が期待できますし、企業集積すれば固定資産税、法人税の増加も期待されます。

ただ一方で、大津町交付団体となっておりまして、ざっくり言いますと4億円税金が入っても、3億円程度は地方交付税が減らされてしまうような構造にあります。もちろん、基準財政上も膨らみますので、入ってくるお金そのとおりにはないんですけれども、そういった構造がございまして、長期的には不交付財産を目指して実現していけばダイレクトに入ってきます。より効果が持てるようなふうに思っております。

一方で、明石市の事例もありましたとおり、インフラ整備からシフトして子育てに使うというお話もありましたが、大津町の現状の流れとしましては、先ほどT SMC関連の質問等もございましたけれども、非常に開発が進んでおります一方で、工業団地あるいは住宅地、あるいはマンション等を業者がつくるに当たっても、なかなか土地がないと。土地があっても、そこに下水や道路などが整っていないと。だから、なかなか人口集積もつくられないという地理的な事情もございまして、そうした状況ですので、インフラ整備に関しても大津町においては、しっかりと取り組んでいくことが中長期的な将来の発展につながっていくように思っております。

その中で、子育て世代への支援の重要性を私も非常に認識しております。子育て世代をしっかり支えることで、もちろんその方々が幸せであることもそうなんですけれども、国として、あるいは町として中長期的に力を維持していく、その基盤において税金を獲得して、中長期的に安心して暮らせるまちづくり、国づくりを進めていく。ただ一方で、先ほどお伝えしましたとおり、国の役割と基礎自治体の役割というものがあると思っております。非常に財政的に裕福な自治体でございましたら、どんどん経済的あまねく支援をしていくことも可能かもしれませんが、やはり、そうではない自治体に関しては、どういうお金の使い方をするかというところで、子育て支援の方策としてはあまねく全ての人への経済補助よりも、個人的には子供たちの学びやが大前提としましても、先ほどのスクールカウンセラーのお話ですとか、就学援助等で本当に困った方に行き届くようなソフト的支援、そういったものがより安心して子育てできる町、そして中長期的に選ばれる町、そし

てかつ基礎自治体として求められる役割だと思っておりますので、財源の都合がつくようであれば、給食費無償化あるいは補助も考えていきたいんですけども、現時点ではそのような考えで進めております。

また、そこに関しては、国等にもぜひ国として実現できるようなことは声を上げていきたいと思っております。以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 建設的な答弁、ありがとうございました。

それでは、「100年時代を見据えた福祉」についてですが、健康寿命を延ばすための政策が重要になってくると思います。そのためには、早期発見、早期治療や若いうちからの健康づくりが重要になると考えています。

そこで資料4を見ていただいてよろしいでしょうか。また明石市の政策ではございますが、参考にさせていただきます。

「みんなで安心、支える、寄り添う認知症安心プロジェクト」です。具体的には、65歳以上の人にMCIに気付くために、認知診断費用を全額無料、その他認知症チェックシートを提出した人に図書カード500円分、認知症の疑いがある人に最大7千円分の検査費用の助成、認知症と診断されたらタクシー券6千円分または居場所が分かるGPS末端基本使用料1年分などがあり、本人の尊厳の確保や家族負担の軽減、地域の理解促進などにつなげていきます。

資料5を見ていただいてよろしいでしょうか。これは、東京都福祉保健課の資料ですが、中には「認知症は治らないから、医療機関に行って受診しても仕方ない」などと考える方がいるのではないのでしょうか。図で分かるとおりに、認知症も他の病気と同じように、早期診断・早期対応が非常に大切となってきます。診断を受け、症状が軽いうちに、本人や御家族が認知症への理解を深め、病気と向き合い、話し合うことで、今後の生活の備えとすることができ、介護保険サービスを利用するなど、生活環境も整えていけば、生活上の支障や負担を減らすことも可能となると思います。また、アルツハイマー型認知症は早い段階から、服薬等の治療や本人の気持ちに配慮した適切なケアにより、進行を穏やかにすることが可能と言われております。確かに、運動習慣をつけることによる健康づくりも大切だとは思いますが、併せて健康寿命を延ばすためには、やはり早期発見・早期治療が重要になってくると考えています。以前、提案した認知症の診断費用の全額無料などの認知症安心プロジェクトを、再度提案します。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の3点目の質問、「人生100年時代を見据えた福祉」実現のための政策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、高齢化が進む中で認知症やその予備軍といわれるMCIの患者数は増加傾向にあります。多くの方のより健康で長く充実した日々を送っていただくためには、まずは、認知症に限らず「健康でい続けていただくための生活習慣などの確立」、「早期発見体制の確立」、

「治療や介護などが必要となった場合の相談やサポート体制の確立」の大きく3つの切り口が必要であると考えております。

そうした点を踏まえ、認知症において町では現在、周知・啓発の一環として、広報おおづへの予防策も含めた認知症に関する特集記事の掲載や、65歳・70歳・75歳の節目節目で健診を行う際に「MC Iチェックリスト」を活用してのセルフチェックを促すなどの取組を行っております。また、相談事業として、熊本県認知症疾患医療センターの協力のもと、月1回「物忘れ相談」を実施するなど、認知症の早期発見・早期治療につなげる取組を行っております。

さらに施政方針でも述べさせていただきましたが、現在、「ふくしの相談窓口」において、相談員が出向いて相談をうけるアウトリーチ型の支援を積極的に行っております。

本町における、早期発見につなげるための仕組みや体制は着実に強化されていると考えておりますが、現在においても、認知症で相談につながるケースは、御本人が自身の認知症状を認めることができず、あるいは御家族が異変を感じてもなかなか指摘ができず、重度化して御家族が相談にいられた際には既に認知症状がある程度進行しているという事例が多いような状況です。

こうした中で認知症の早期発見及び治療への早期のつなぎには、家庭はもちろん社会における認知症への理解と知識の向上、さらに「どのような支援があるのか」などの周知が重要だと考えております。したがって、町としましては、まずは、広報での周知、認知症サポーター育成や既にサポーターとなっている方のスキルアップ等をとおして、本人や異変を察知できるような環境づくりに加え、認知症は早期の発見により進行を遅らせることが可能なことや、MC Iの状態であれば回復の可能性も見込めること、異変の察知はもとより誰かが認知症であると分かった場合におけるケアや検査・治療の促し方、さらに公的支援体制の状況などといった、認知症に関する「周知」・「啓発」を今後も推進し、早期発見・早期治療につながる環境づくりを総合的に続けていきたいと考えております。

また、インセンティブによる認知症の早期発見に向けては、現在スマートフォン専用アプリを活用した、「健康ポイント事業」に取り組んでおり、令和5年2月下旬での登録者数1千487人のうち、60歳以上の高齢者が全体の約27%を占めるなど、全ての世代に向けた健康づくりを推進しております。ひとつにはこの健康ポイント事業の中に、認知症関連の取組に対するポイント付与項目を盛り込むことでインセンティブを設け、議員御指摘の健康寿命の延伸にもまずはつなげていきたいと考えております。

また、健康づくりの全般の観点からは、「地域活性化起業人」として国内スポーツクラブ業界大手のルネサンスの職員に着任いただき、民間企業のノウハウを生かした健康づくり事業を引き続き充実させていきます。

最後に、今回、再提案いただいた、認知症の診断費用を全額無料などといった「認知症安心プロジェクトの実施」につきましては、本町で行っている認知症関連事業を精査しながら、その支援体制の今後等について、大津町の地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会などでも協議をさせていただきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） これ、以前ですね、同僚議員から聞いたんですけれども、町長も議員時代に同じような観点から質問をされていると思うんですよ。それで調べたら、令和元年第7回定例会の一般質問の一部を抜粋すると、私が言っていることと大体ほぼ一緒かなというような内容だと思います。「今、認知症の傾向があるけれども、本人が気付いていない、あるいは家族が気付かない、言い出せない、そういった方をしっかり早期の予防治療につなげていく、そういった取組がまだ一層必要であると考えています。その中で、先ほどの答弁ではMC Iへの対策だとか認知症、ケアパスの改善、インセンティブといったことを申し述べましたが、具体的なスケジュール感を」と、明石市を例にとり質問されています。

町長になられて、早期の予防治療に対する新たな地域振興券などの動機づけのインセンティブを実現するべきではないでしょうか。されればいいと思うんですけど、もし今後、こういう検討が必要だと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

先ほど、申し述べましたけれども、やはり認知症を含め、その他のものに関してなんですけれども、切り口として1つには、「健康で居続けていただくための生活習慣の確立」、2つ目が「早期発見体制の確立」、3つ目が「治療や介護などが必要となった場合の相談やサポート体制の確立」というお話をさせていただきました。そうした中で、それらを総合的に実現するために、1つには広報おおづで毎年のように、先日もさせていただきましたけれども、認知症の理解を深めるような特集を組ませていただいております。また、65歳・70歳・75歳というところで、チェックリストを送付することによって、少しでも多くの方が自らチェックして、そして気づいていく体制、そして、認知症のサポーターのスキルアップ講習等もさせていただきましたけれども、やはりお話させていただきましたとおり、本人が違和感を感じても、もしくはなかなか違和感を感じられない、気づいても家族が声を掛けられない、そうしたときの声の掛け方等をすることによって、総合的に進めていきたいというところで、今まで取組を行ってきたところです。

そこに加えて、本年度から健康ポイント事業のほうも取り組んでおりますので、まずはそちらのほうでしっかりとインセンティブによる動機づけというのを進めていきたいと思っております。ただ、これはあくまでもポイントレベルの話になりますので、山部議員のおっしゃるような、もう少し金額を乗せたような支援に関しては、先ほどお伝えした運営委員会などでも次の時点からしっかりと協議を進めたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山部議員議員。

○7番（山部良二議員） しっかり、動機づけの報酬、インセンティブをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 3 7 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和5年第3回大津町議会定例会会議録

令和5年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和5年3月15日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課長 中井 雄一郎 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼行政係長 兼法制執務係長 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教育長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教育部長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 農業委員会事務局長 梅田 博隆 選挙管理委員会書記 総務部財政課長 大塚 昌憲

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 5 年 3 月 1 5 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山本富二夫議員。

- 8 番 (山本富二夫議員) 皆様、おはようございます。8 番議員、山本富二夫です。

3 月 1 2 日、運動公園サッカー場で、東校区のスポーツ大会をいたしました。運動公園の桜の花も七分咲きの所もあり、日々暖かさを感じてきている今日この頃です。忙しい中に、傍聴やインターネット配信を見ていただき、ありがとうございます。町長の令和 5 年度の施政方針の 7 つの個別方針を聞きましたが、私としては目玉的な施策が出るかと期待しましたが、今までの施策の続きだと感じました。来年度は目玉となる大胆な施策が出ることを期待して、第 1 問目に入ります。

第 1 問の台湾の都市との友好都市を結ぶことによる台湾住民の暮らしや考え方を知ること、大津町と台湾とのお互いに信頼を図るべきだと思います。今後、T S M C 関連で台湾企業の進出が考えられると思うので、より相手の住まいや環境、日本人と台湾人との考え方を友好都市を結ぶことにより、大津町も台湾との交流による多くのことを知ることができると感じます。従業員の方や家族の皆様もストレス発散のために、大津町総合体育館や人口芝でのサッカーも利用されると思うし、台湾、日本人同士の交流の場を希望された場合、友好都市を結ぶことで、より親しみを持って大津町の各施設を借りられ、そこで町民との交流も生まれると思うので、まずは台湾を知ることが大事であると思うということで、今回の質問に入ります。

台湾の私の友人は、熊本に来て一番不便なのは、W i - F i がつながらないことが不便だと言われました。大津町在住の方は、ようやく W i - F i が役場でつながり便利になったと言われました。福岡はバスも W i - F i がつながり便利だが、熊本は遅れていると言われました。台湾は至る所 W i - F i がつながり、便利とのこと。もうひとつ、台湾は家庭内での食事をするのが少ないので、大津町に住みだしたときに、朝や夜に気楽に食事に行く場所が少ないのが、大変困ったとのことでした。

大津町立東小学校風の子教室で、3 月 1 日に 3 回目の交流会をしました。今回の台湾交流会は、大津町に在住 1 7 年の台湾人女性が講師で台湾語や台湾のことについて、子供たちと交流でした。

私たち50数名でやっている台熊交流会は、会の目的が家族で熊本に来られた奥様や子供さまの悩みごと・ストレス発散、例えば病院での先生と患者さんとの通訳を通しての対応や、その他諸々話し合いをして、熊本の生活を手助けしたいという活動をしています。

資料1を見ていただきたいと思います。TSMCの11の工場群がある新竹市には、20数年前から多くの日本企業が進出し、日本人の駐在員が多数滞在されておられます。今現在でも、TSMC関係で日本人が多いと聞きます。その近郊からの関連企業が今後、TSMC関係で進出してくると考えられます。台湾の友人は、山や川があり大津町に似ているシンホン町ですね、人口が5.6万人ぐらいで、工場や住宅地が立地するので、大津町によく似た、この赤い丸の所なんですけれども、ここが一番大津町に。この上部のほうですね、シンホンという所が5.6万人の工場の立地が多くあり、大津町によく似ている地域だと言われました。友好都市を結ぶのは、大津町の考えであることですので、町の考えを尊重しますが、人口規模の類似する市町村がよりよい交流が築けると思い、今回、このシンホン市を考えていただければなと思います。

その他、近郊地域を見ることにより、相手の地域のことを知ることになり、大津町に住みたいと考えられる台湾の方や外国の方とのコミュニケーションが必要と感じたので、友好都市を結ぶ考えがあるかどうかを、町長に考えを聞きたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。山本議員の質問にお答えいたします。

半導体大手の台湾TSMCの国内製造拠点、JASMIは、昨年4月より菊陽町への工場建設に着手されており、本年9月には工場建屋が完了し、その後、内部の設備等の工事を経て、2024年12月からの操業開始を計画されております。報道によりますと、台湾からの駐在員とその家族、合わせて600人余りが訪れる計画となっております。

本件の発表がなされて以降、本町への企業進出に関する御相談は増加している状況にあり、既に本町への進出を決定された関連企業もございます。加えて、町内の既立地企業においても増資・増築等の計画を予定されている企業もあり、今後、本町でも台湾や、それ以外からの外国人を含めますますの人口増が見込まれ、地域経済の活性化が大いに期待されるところです。

議員がおっしゃるように、今後増加する見込みのある台湾の方々との信頼関係を結び、地域づくりを円滑に進めるためには、互いの国の文化を知るための交流は必要不可欠であると考えますので、議員にも大津東小学校の放課後子ども教室で交流活動を続けておられることについては、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

町では平成28年度から、台湾高雄市の学校との教育交流に取り組み、これまでに町内の2小学校、1中学校が高雄市の学校と姉妹校の協定を結んでおります。今後も、この御縁を大切にしながら、引き続き交流を行っていくとともに、町内には様々な国の方がお住まいですので、台湾はもちろんのこと、世界の様々な国の方々とともに、多文化と共生するまちづくりへの取組を進めていきたいと考えております。

多文化共生のまちづくりを進める中で、役場内はもちろん町全体として、「多文化理解や交流」

をいかに進めていくかは非常に重要な観点だと考えております。メディアを通して手に入る基礎的な情報による理解や、住民の皆様への分かりやすいお知らせ、既に住み暮らされている方や企業の生の声を通じた理解や交流、先ほどお話ししたような学校間でのつながりによる理解やつながりの強化などが考えられ、新たな姉妹都市提携もその手法の一つとして有効なものであると考えております。

現時点では、台湾のいずれかの都市との友好関係を結ぶ段階には至っておりませんが、県と熊本市は、台湾高雄市との友好交流協定を結んでおり、近隣自治体でも台湾の都市との友好関係締結の例があるようですので、多文化共生社会に向けた理解構築や基盤拡充、交流促進を進めながら、将来的な交流推進についても、ぜひ考えていきたいと思っております。

また、冒頭のところで目玉という話もございましたけれども、昨日の一般質問でもお答えしましたとおり、全分野において幅広い、様々な事業を行っております。その中で、本当に各部長、各課長、各係長、各職員が自分の事業が目玉と思って、重点施策と思いながら、しっかり取り組んでいけるような、そして後で振り返ったときに、この一つ一つが目玉だったとっていただけるような町政運営、行政にしていきたいと思っております。以上です。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。T SMC進出の発表を契機に、本町においても地域経済の活性化への期待とともに、台湾文化への関心も大いに高まっていると思われます。

町内の在留外国人数は、5年前に比べて約2.5倍となっております、ますます増加が見込まれております。互いの文化を知り、日常の様々な場面においてコミュニケーションを取ることが、円滑な地域づくりにつながるものと思っております、交流の機会の重要性は感じているところでございます。

台湾との交流については、平成28年度、それから29年度に高雄市の小・中学校と、大津小学校、美咲野小学校、大津北中学校がそれぞれ姉妹校の協定を結びまして、互いに児童を派遣し合う交流事業に取り組んできているほか、その他の小中学校におきましても、オンラインでの交流などに取り組んできております。

コロナ禍で一時的に交流が難しくなっていますが、来年の令和5年度ですね、台湾を訪問する予定としております。

議員御提案の、友好都市関係は、確実に進んでいる国際化の中、町民が国際感覚を身につけ、多様な文化を理解することにつながり、多文化共生社会の推進にとって大きな役割を担うものと考えております。

現時点では、具体的に台湾の都市との友好都市関係を結ぶ検討段階には至っておりませんが、益城町あるいは菊陽町においても協定向けの取組をされておりますので、近隣自治体の状況も鑑みながら、将来的な交流推進の方策を考えていきたいと思っております。まずは、教育交流のほか、今年度から始めます、地域に住む外国人と日本人のサポーターとが集い、文化や習慣など

について共に学び合う「地域日本語教室」などを通しながら、少しずつではありますがありますが、交流の輪を広げていくことで、多文化と共生するまちづくりへの取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 交流都市の部分については、高雄市の場合は276万人、大規模な都市なので、町に合った都市がいいのではないかなと思って、今回の質問をしたわけです。

それと、こちらは質問ではないんですけども、Wi-Fiがつながるようなまちづくりと、台湾の人が来たときに、空き店舗などで朝食や夕食は気軽にできるような、そういう施設も今後誘致を町として考えていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

「大津町下水道浄化センターからの汚泥の堆肥化に早期に取り組む考えはあるか」ということで、質問をいたします。いろんな自治体で、汚泥の堆肥化に取組を始めておられます。農家の経営環境はますます厳しさを増しているのが現状です。肥料も高騰し、1.5倍以上上昇し、燃料代などの高騰も農家経営を圧迫しております。離農を考えている農家もあると聞いております。大津町浄化センターからの汚泥約1千700トンの汚泥を処理するために、年間約3千万円以上の町税を払っていると聞きました。

資料2を見ていただきたいと思います。佐賀市の浄化センターを訪問しました。そのときに、市内92%をカバーし、佐賀市以外の町からの受入れもしているということです。広域でのし尿処理を請け負っているということです。年間2千万トンの汚泥を脱水し、800トンの汚泥全量を飼料化していると、担当者から説明とビデオの説明を受けました。堆肥場の見学もさせて説明を受けました。実際に、佐賀市の浄化センターで、この15番目、ここだけが民間に託されたところなんです。この堆肥センターは別会社の運営に任せてあり、責任者が一人、バイトが一人ぐらいで、汚泥の堆肥にはYM菌を活用し、YM菌の働きで私が触ったときでも本当に「熱い」と感じた95度の高温が発生し、細菌や雑草を駆除し、無菌の状態に農家に販売されておりました。実際にセンターに入って、普通の畜産農家に比べたら、ほとんど堆肥の臭いはしないような状態でした。

資料3を見ていただきたいと思います。佐賀市浄化槽センターでは、平成21年9月まで、脱水汚泥を全量産業廃棄物として、年間1億円かけて処分をしておりましたが、平成21年10月からは、脱水汚泥を原料とし、肥料の製造を行い、農家の皆様に1キロ当たり2円という安価な工法で販売をされております。

私が実際に工場見学を見に行き感じたことは、この汚泥センターの民間に任せてあるところは、4日間で一応、汚泥を肥料化し、それを全量2千戸の農家に販売するということで、循環型で大変地域の農家の方に喜ばれていると聞きました。この肥料化に当たり、農家の方との意見交換を何度も繰り返し、地域に合った肥料として、皆さんに提供できるような体制づくりができたということで、浄化センターとしても佐賀市のほうとしても、非常にいい取組をやったということで、担当者からお伺いをしました。このキロ2円という価格は、コンテナで1千800円ぐらいで袋づめで、

農家の方がトラックを持って取りに来られ、約2千戸の農家との販売契約を結んで、全量販売をされているということです。年間を通して、このように汚泥を循環型で各農家に安価で配られる取組を、大津町もぜひ、取り組んでいただきたいなと思い、ぜひ、この汚泥の堆肥化についての取組が大津町の浄化槽センターからの汚泥の堆肥化をし、農家に販売を目指す時期だと思うのですが、佐賀市のように国からの補助金を活用することで実現可能だと感じております。ぜひ、汚泥の堆肥化の取組について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の御質問の「大津町浄化センターからの汚泥のたい肥化に早急に取組む考えはあるか」の質問に対しては、まず、法令の考え方や国等の動向について触れさせていただきます。

下水道法第21条の2では、公共下水道管理者は、汚水処理に伴って発生する汚泥等の処理にあたっては、脱水・焼却等によって、その量の削減に努めるとともに、発生汚泥等を、燃料又は肥料として再生利用するよう努める旨が規定をされております。

また、国におきましては、昨年9月に食料安定供給・農林水産基盤強化本部で、岸田総理から「下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大により、グリーン化を推進しつつ、肥料の国産化・安定供給を図ること」等が述べられました。これを受けて、下水道汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた推進策を農林水産省、国土交通省、関係機関が連携して検討する「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」が開催され、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用料を倍増し、肥料の使用量に占める国内資源の利用割合を40%にする目標が掲げられております。

さらに、昨今の肥料の価格高騰を受け、これまで以上に下水道汚泥資源への期待は大きくなっており、国土交通省においても、下水道汚泥の多くが焼却され、肥料利用は約1割にとどまっている現状に鑑み、下水道汚泥の肥料利用を拡大し、肥料の国産化を増やすことや肥料価格を抑制することが必要との見解が示されております。

また、今年1月に開催された全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議において、再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却による亜酸化窒素の削減の取組、下水道事業における脱炭素化を推進するといった方向性が示されました。

大津町としましても、国が示しておりますように、下水道発生汚泥の有効利用は、脱炭素化に向けた重要な課題であり、肥料化を始めとするリサイクル利用について、さらなる推進が必要な施策であると認識しております。大津町の下水道汚泥の処理現状については、年間約1千681トンのうち建設資材に45%、肥料に55%を再利用しており、発生汚泥の100%が再資源化されておりますが、全ての汚泥の肥料化や町内農家の皆様への安価での販売などは行っておりません。

下水道汚泥の肥料化に向けての課題としては、工場排水の割合が多い下水道汚泥を利用した持続可能な製造及び安全性や品質の確保、安定供給に向けた需要、流通の確保といった点がございます。また、現在は汚泥の再資源化は委託事業者が担っておりますので、これを町で内製化し、安価で販売するとなると要する費用の総額としては増大する可能性もございます。

こうした課題もありますので、大津町浄化センターについては、今後も流入水の増加に伴う処理施設の増設や老朽化した施設に伴う改築等を行いながら、現在、場外に搬出される下水道汚泥の有効利用に向けて、国や下水道事業団等の研究成果や今後の下水道汚泥処理の動向を注視しつつ、農政関連の肥料高騰化対策事業との連携も図りながら、下水道汚泥の堆肥化についての調査研究を進めていきます。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） おはようございます。山本議員の御質問について御説明いたします。

大津町浄化センターの汚泥処理の状況については、先ほどの町長の答弁のとおりでございます。

大津町浄化センターで発生した下水道汚泥を大津町内で肥料に利用していくための課題としては、当町の特性として、工場排水による流入水の割合が多いため、その発生汚泥が肥料に適しているかどうかといった点、また、肥料として製造していく上で、持続的に品質、安全性の確保ができるのかといった点があります。安定的に供給していくためには、安定的な需要と流通の確保が必要になります。

さらに大津町浄化センターの敷地面積の課題があります。現在地の敷地面積は約4.3ヘクタールですが、今後の敷地利用については、今後、増加する流入水を処理するための水処理、汚泥処理施設として利用する計画があり、敷地に余裕がありません。大津町で発生する下水道汚泥を大津町内で肥料化していくためには、コンポスト施設、脱臭設備、ストックヤード等の施設配置のための用地が必要になってきます。また、現在の汚泥の町外搬出による処理と新たに堆肥化施設を整備する場合の、イニシャルコスト及びランニングコストとの経済比較も重要なポイントとなります。

しかしながら、国の動向を鑑みますと、今後の下水汚泥は、肥料の国産化と肥料価格の抑制にかなげるべく、肥料利用に、より重点が置かれると思われます。また、カーボンニュートラルの考え方を進めていく上で、下水道汚泥処理の方法を今後も整理していく必要があると思われます。

下水道汚泥の有効利用に向けては、佐賀市などの先進事例の視察を始め、整備手法、建設コスト、維持管理費などの費用対効果、農家へのメリット、臭気などの周辺環境対策を含めた勉強をさせていただき、併せて、本町における農業の肥料需要や下水道の特性を農政関係部門と連携しながら、下水道汚泥堆肥化施設の調査研究を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 皆さん、おはようございます。山本議員の質問について、御説明させていただきます。

2月14日、経済建設常任委員会の行政調査で、本町の汚泥が処理されております福岡県糸島市の下水道汚泥の堆肥化処理施設を視察いたしました。本町汚泥の約55%は肥料として処理されており、このうちの約30%が糸島市の施設で堆肥化されております。正確には原料が下水道汚泥7

割と食品残渣3割で、家畜糞尿の混入がないことから、製品は「有機性土壌改良材」として農業のほか、ゴルフ場や道路等の法面保護に活用されているとのことでした。

農家への安価販売や本町下水道汚泥の有効利用につきましては、都市整備部長答弁の課題のほか、まずは、土壌分析に基づく施肥設計が必要となると考えております。この後、効果測定のための栽培試験の結果を経て検討することと一般的にはなっております。このような状況も考慮した上で、下水道課と連携した調査研究が必要であると考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 新聞でも報道されていましたが、大津町単独ではなく、各ブロックごとに分けて大きな浄化センターをつくり、処理していく時代になりつつあるのではないかと考えております。そのときに、糸島であれば福岡だと思いますけれども、福岡まで持って行く費用を考えるとすれば、今後の課題として、ぜひ、この菊陽町・熊本市・大津町やその他近隣町村と十分にこれからの下水道処理の堆肥化について協議をしていくつもりがあられるのかどうかについて、町長にお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

近隣市町村等と連携して検討していく考えがあるのかという内容でしたが、まずは庁舎内でしっかりと先ほどの研究等を進めていきたいと思っております。

あと、堆肥化以外にも今人口が急増していく中で、下水道の問題、様々出てきますので、その点に関しては近隣市町村とも協議連携しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） TSMC、要するにIC関係の工場排水というのは、私たちが今まで考えている以上の有害物質が排出されるかもしれません。今までの処理場では処理できない部分も出てくるかと思っておりますので、やっぱり大規模化、それと安心・安全な汚泥を川に流すというふうな方向で考えれば、今後はやっぱり大きなセンターでの安全な処理を今後進めていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、近隣市町村との協議を進めて、そういう部分はやっていただければなと感じております。

では、次の質問に移ります。

第3問目の質問に当たり、先ほどもありましたけれども、産業振興田上部長が3月で退職されます。田上部長と私が農業委員時代のときから、農業委員会局長として今まで8年間、御指導・御助言、感謝申し上げます。

では、第3問の質問に入らせていただきます。

カライモの生産農家の高齢化が進む中、一部カライモ生産農家と販売及びカライモの品種の切替えにより、よりカライモ生産農家の負担を軽減する取組を考える時期にきているのではないかと思

い、今回の質問に入らせていただきます。

大津町のカライモは、それなりの歴史があります。合志郡市、明治15年に大津町内全域でのカライモ生産の記録があります。また、昭和12年当時の宇野大津町長により、大津アルコール工場の誘致がされ、原料であるカライモの生産が飛躍的に伸び、農家の収入に貢献したのも事実であります。森にもアルコールのための施設がありました。また、今は貯蔵技術の開発や品種改良、販路の拡大など、大津カライモの名声を高め、現在に至っております。

カライモの生産は、箱詰めから販売までをするためには、20キロのコンテナを6回から8回ぐらい、農家の人は持ち運ばなければなりません。高齢者の農家には大きな負担であり、収穫機械はあるけれども、生産をやめる農家も今後、増えてくると思われます。これは、高齢化のためにどうしてもできないということで、引受先がある場合は引受けをされている農家もあります。カライモの収量は、大津町4千900トン、西原村3千700トン、益城町2千600トンと、全体で1万1千200トンが熊本県下で生産がされております。その他、菊陽町等も含めれば、収穫量は多いのですが、生産者の高齢化が進んでいるのが現状です。もちろん、機械かも少しはされていますが、ニンジン農家に比べれば、ニンジン農家の場合はほとんど箱入れの部分の生産農家と、コンテナ部分の生産農家の2つの部分で分かれて生産をされているのが現状です。

私は、都城の霧島酒造に、「無駄にしない製造理念は」ということで、工場を見学しに行きました。資料4を見ていただきたいと思います。資料4のここは生産農家の畑から機械で刈り取ったカライモをコンテナに入れて、そのまま霧島酒造の工場に持ってこられて、それを見学させてもらったのですが、収穫農機での泥のついたまま工場へ袋のまま持ち込まれ、作業工程に流されます。幾つかの工程の中で、目で人が選別し分けたり、芋を小さくしたりして芋焼酎になっているのが現状です。その工程の中で芋くずや焼酎粕はメタン発酵し、バイオガスとして工場群のガスとして利用し、残りのガスは売電されております。バイオガス工程で出た焼酎汚泥は堆肥化され、農家に販売されていると伺いました。カライモの生産者は、5台ぐらいの高額なトラクターを保有されておりますが、手持ちの農作業機械でカライモの袋詰め販売ができれば、健康面において病気にもならず、生産がもう少し長く続けられるし、また鹿児島のような大規模な生産農家も生まれてくると感じます。今の大津町の食べるカライモももちろん必要ですが、焼酎用としてのカライモを生産することにより、農家への負担がより軽減されると思います。大津町として、酒造メーカーへのコンテナの販売をあっせんすべき時期だと私は思いますが、JAを利用しない農家の方も数多くおられます。こういうことを考え、カライモの食用だけではなく、アルコール用のカライモに取り組む考えがあるかどうかを、町長にお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の「からいも」農家の品種切替えによる負担軽減についてお答えいたします。

これまで「からいも」は、大津町の特産品として、ふるさと納税の返礼品や「カライモフェスティバル」をはじめとする町の各種イベントで積極的なPRを図るとともに、企業訪問や出張での手

土産として持参し、ブランド化を進めてきました。

また、近年の健康志向やスイーツブーム、円安などの動きも相まって、国内はもちろん海外向けとしても、大津町の高品質な「からいも」のブランド戦略を推進していく機運が高まっていると考えております。

また、現在はふるさと納税の委託会社として連携して、大津のカライモを活用した干し芋や芋けんぴなどの加工品としての商材化にも取り組んでおり、町の特産品としてPRできる機会を逃さないよう、取り組んでいきたいと考えております。

しかし、一方では高齢化に伴い、生産農家を取り巻く課題もあると認識をしております。議員御質問のとおり、高齢化が進み、体力的にも厳しくなると、特に重量野菜である根菜類の生産農家の方は、離農を考慮しておられるケースもあると伺っております。これまで「からいも」が大津の特産品として確立されたのも、生産者の皆さんの努力のたまものであると改めて感じているところです。離農が進めば、これまで培われてきた経験や生産技術が失われ、今後のカライモもの生産量や品質にも影響が出ると懸念されます。町としまして、そういった事態の回避に向けて、農業生産における労働力の負担軽減を考慮した生産物や生産方法、あるいは集荷・納品方法の選択、または転換ができる持続可能な農業の在り方を調査研究していきたいと考えております。詳細については、担当部長に説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 山本議員の質問について、御説明いたします。

現在、大津町の「からいも」は、製菓用として九州を中心に広島県、岡山県、名古屋方面へ出荷されております。町の特産品としてブランドが確立しましたのも、味と形と見た目にこだわった「からいも」生産農家の皆さんの努力のおかげであると思います。今後も国内外を問わず、しっかりとPRを実施していく方針でございます。

議員御指摘の通り、高齢化に伴う生産者の離農は避けたいと考えております。そのためにも、これまで培ってこられた英知と栽培技術により一定の収入を継続して得られるよう、選択可能な営農を考える必要がございます。併せて採算性も考慮しなければならないと思っております。重要なのは、需要と供給のマッチングであり、焼酎用の原料にしても、お菓子の材料にしましても、受け入れる相手側が必要となってまいります。

企業やメーカーとして最も重要なことは原料の安定供給であり、原料となる「からいも」の生産や供給に対して、生産者との信頼関係に基づく連携が必要であると考えております。例えば、益城町に工場があります大手菓子メーカーの工場は、ポテトチップスの材料として、生産農家と馬鈴薯の契約栽培をされております。この工場につきましても、既に佐方副町長以下、産業振興部を中心として、工場見学及び意見交換をさせていただいているところでございます。併せて、本町のカライモも持参して、品物を見ていただいているという経過もございます。このほか、JAの甘藷部会も、以前は焼酎の「人生いもいも」の原料として、鹿児島酒造メーカーへ出荷していた経緯もございます。また、町内の農家には卸値は安くなるものの、独自に取引先を見つけ、泥付きのまま

出荷することで負担軽減を図っておられる方もいらっしゃるようでございます。

いずれにしても生産農家の離農防止対策として、労働力の軽減を図り、採算性がとれ、なおかつ農業を継続していただけるような仕組み作りは必要であると考えています。今後は、先進事例等を参考に原料を求めている企業の情報を収集しながら、生産物を選択できて、労働力の軽減につながり、将来的に農業が継続できるような営農体系を目指していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 確かに、以前はカライモ生産農家は、ほとんど大津はカライモ生産農家だけでした。最近はやっぱり、カライモとニンジンということで、2つの取組をされている農家が増えています。それはなぜかという、カライモはやっぱり、何回でも持ち運びをしなきゃいけない。ところが、ニンジンは基本的には袋に入れて、菊陽の選果場に持っていけばいいので、大変助かるということで、ニンジンだったら一人でも袋付けができるので助かるということで、言われています。

やっぱり今、いろんな意味でカライモを今後、生産農家が減らさずにやっていくためには、ある程度の袋詰めを農家が取り組みやすい方法での販売を、町としても考えていってほしいなと思います。これは、カライモ生産農家の機械を無駄にせずに、コンテナに袋に詰めて、今までも取組をされているし、今からもされると思うんですけども、現状ではカライモの後継者というのが、大変少ないという感じを、私は受けます。米農家に比べたら、後継者は多いんですけども、やっぱり販売方法というのは、時代とともに変わると思います。だから、そのためには、やっぱり酒造メーカーやカライモを使う酒造メーカーを町に誘致するとか、そういう考えも考えてみるべきではないかと思いますので、その点について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 山本議員の再質問について、御説明いたします。

ニンジンのお話が出ましたけれども、菊陽町で補助事業を活用されまして、ニンジンの集荷場を整備されております。菊陽町にございますけれども、大津町のニンジン農家の方もJA菊池は統一部会となっておりますので、大津町のニンジン部会の方もいらっしゃるしまして、総会等は大津町も出席させていただいている状況がございます。

ニンジン部会に所属しておられることが、フレコンバックでの集荷・選果は大前提となっております。維持管理、集荷の手数料等は、そこから引かれるということになっております。あの方方は、そういうフレコンバックですとか、リフトですとか、そういう設備を持っていらっしゃる方については、手選別の個選集荷販売という状況があるかと思えます。

カライモ農家は、製菓品で皮がむけますと、製菓用が非常に難点がございまして、なかなかそういう共同集荷、フレコンバックによる製菓用の共同集荷には向かないというような現状があるかと思えます。

それから、焼酎工場の誘致につきましては、数年前お話があったときに、矢護川の清流を使って、

焼酎工場の誘致をしてはどうかということもございました。これについては、なかなか実現をいたしませんでした。直近では、岩戸の里を焼酎メーカーさんに見ていただいて、お話をしたような経過もございましたが、なかなか実現に至らないという状況がございました。そのようなことで、半導体の中心に企業誘致を行っておりますけれども、岩坂の大地の上にマルキン食品さん、食品関係の企業を誘致した状況もございますので、併せていろんな業種の企業さんの誘致に働きかけて、それが農業ですとか、波及効果があるような企業があれば、町としてもそういう視点を持ちながら、企業誘致には取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） カライモ生産というのは、大津町の農業としては大事な産業ですので、いろんな方法でカライモの販売先を大津町として開拓していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時52分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表をして、一般質問を行います。

コロナ感染症が収束しつつあるようで期待を持たせますが、まだ油断はならないという状況であります。そして、ロシアによるウクライナ侵略によって、世界的にエネルギーの高騰、肥料や家畜飼料の価格の上昇、またアベノミクスによる円安で輸入物資、食料の価格高騰が続いております。

本町においては、国策によるTSMC進出。これは雇用の拡大など歓迎するところではあります。工場立地や住宅用地確保で対象となる土地を持っている人は、我が世の春かもしれませんが、大多数の庶民、とりわけ年金暮らしの高齢者は、年金額が削られ、医療や介護の負担増に老後の不安が拡大しております。また、若い働き盛りの人も、交通渋滞や家賃の値上がり、住宅購入費の高騰などに直面しています。特に非正規で働く若い人たちの結婚が減少し、子供の出生人数が深刻なほどに減少しております。非正規労働者とともに、生活が厳しくなっているのが農業であります。人間が生きていくために欠かせない農業農家の後継者が減り続けるなら、食料やエネルギーの自給がさらに危機的な状況になると危惧されております。日本はもはや、金さえあれば、食料やエネルギーは外国から輸入すれば心配ない、そういう時代ではなくなってしまっております。

本日の質問項目は、地域で自前のエネルギーを最大限確保して、エネルギーの自給率を上げることと同時に、畜産危機の中、食料の自給率を上げて、地域経済を足元から強くする、そのような政策について提案をしたいと思っております。

第1点目の質問は、ソーラー発電の地産地消に支援が必要ではないかということでもあります。本町において、再生可能エネルギーの可能性は太陽光発電が最も有力であります。残念ながら脱炭素のためにも必要な森林が伐採され、メガソーラーによる利益の大半は大手資本によって町外、県外に持ち出されている状況であります。そして、そのメガソーラーの利益の原資、それは私たち大津町民の電気料に上乗せされております。

一方、国は来年度から、工場の屋根などを利用したソーラー発電の買取価格を上乗せする方針であり、このことは地域の工場でソーラー発電が拡大されることとして、歓迎すべきものだと思います。

今議会で、森林を大規模伐採して、メガソーラーを建設する。こうした乱開発に対して、一定の歯止めをかけるための太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例が提案をされております。まだ、不十分だと思われませんが、災害防止のために一歩前進だと思っているところであります。そして、そのこともあって提案したいのが、農地や農業施設の屋根を利用した再生可能エネルギーの地産地消であります。

資料1をお願いします。こちらの映像は、農林水産省のホームページからいただいたものであります。結果を読み上げますと、営農型太陽光発電、いわゆる、このことをソーラーシェアリングと言っているようでありますが、作物の生育に適した日射量は、作物の種類によって異なり、営農型太陽光発電は太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。作物の販売収入に加え、売電による収入や、発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や、独自産業化の推進が期待できます。パネルの下でのトラクターによる耕運作業の様子、路地の田畑の上部にパネルを設置、隙間をあけて、パネルを設置することで、下部での営農が可能です。

千葉県、これは何市と読むか分かりませんが、千葉県での大豆畑、静岡県静岡市のキウイフルーツ圃場、作業機械のサイズに合わせた高さ、幅の設備投資をすることでパネルの下での農作業、下部での機械作業も可能であります、という説明となっております。

こうした、いわゆるソーラーシェアリング、農地に鉄骨などのパイプを立ち上げて、そのパネルを設置して発電をする。

また併せて、次の質問予定しております、畜産農家の畜舎はかなり大きなものがございしますが、その畜舎の屋根の上にソーラーを設置し自家発電をすれば、余剰電力を売電したり、畜舎で使う電気に使うことができると言われております。ちなみに、大津町の先ほどの質問がございました特産品のカライモですが、こうしたパネルを設置しても十分な収穫が望めると、農水省の資料などでも示されております。

そこで、ソーラーシェアリング、こういう話をするといいいことづくめのようにも思われますが、メリットと同時にデメリットも十分あるということでもあります。ソーラーシェアリング等は、農家にとってメリットもあるがデメリット、あるいは失敗の事例を予想されるということです。

そこで、行政が援助をして、こうしたソーラーシェアリングなどを試験・実験運用を行うと、農

家の方にとって、こうしたソーラーシェアリングを導入して、本当に採算が取れるのかと、失敗することはないのかと、そういう不安があるかと思います。私自身も、きちんとした採算が取れる、成功するとは言い切れません。そういう意味で、行政が援助を行って試験運用を行う、そういう必要性というか可能性があるのではないかということで、町長の答弁を求めるものでございます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、国は、令和5年1月31日に開催された調達価格等算定委員会において、政府が掲げる2030年度の温室効果ガス排出量46%削減、こちら2013年度比ですが、これを実現するために、再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、新たに企業の工場や倉庫、オフィス等の屋根に設置した太陽光発電の電力を、現行の太陽光発電よりも2割から3割の高値で買い取る制度を導入し、企業の太陽光発電投資を後押しする考えです。2020年度には、発電量10キロワットから50キロワットの低太陽光発電について、同委員会の求めにより地域と共生した太陽光発電の導入拡大に向けて、FIT認定要件に自家消費型の地域活用要件を追加したことにより、災害時の電力における地域のレジリエンス強化や太陽光の長期安定的な事業運営に、一定程度寄与する自家消費型の太陽光発電の導入拡大が進んだと考えられております。

しかしその一方で、2020年度以降の当該区分のFIT認定量は、2020年度以前と比べると大きく減少傾向にあるため、地域と共生した太陽光のさらなる導入加速を図っていくためには、FIT認定の際の要件についてさらなる議論・検討を進めることとなっております。

また、営農型太陽光発電施設についても、全国では2020年度の営農区分の認定案件の多くが、FIT認定後3年の期限を迎えるまで残り1年程度という中で、いまだに農地転用許可の申請を行っていない状況がございます。そこで、引き続き、こうした営農型区分の認定案件のフォローアップや農地転用許可制度の遵守徹底のための周知を行うとともに、関係省庁で連携して、円滑な運用・執行に向けて自治体等に対して適切な情報提供等に努めることとされておりました。

このたび、荒木議員のほうから御提案いただいて、私もこの農地利用農家の活用と非常に良い取組がと感じたところです。一方で、議員御指摘するとおり、失敗事例を含めたメリット・デメリットもございます。そこで町としては、国や太陽光発電に関係する委員会等の検討内容を注視しながら、営農型太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに関し、全国における先進事例等を参考に調査研究を行い、まずは試験運用を行う前段として、しっかりと事例をお示ししていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より御説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆様、こんにちは。荒木議員の質問について、御説明させていただきます。

まず、固定価格買取制度の太陽光発電は、制度発足以来、再エネ事業の中核として新電力や企業等の参入が相次いでありました。しかし、太陽光パネル価格の低下に伴い、買取価格の引き下げが

毎年のように続いたほか、全国的には、平地における大型太陽光発電設備の開発が進み、適地が少なくなったことで、新規の開発は頭打ちとなっています。また、景観への配慮、自然災害、傾斜地での開発による災害への懸念などにより、山間部での開発も難しくなっています。

このような現状の中、経済産業省のエネルギー基本計画では、2030年においても、CO2排出量の多い石炭火力発電に電源構成の19%分を依存する方針としているため、現状の再エネ等の開発状況では、温室効果ガスを2013年度比46%削減の全体目標達成が困難となるとの見方も強まっています。そこで、再エネ事業を活性化させるため、企業の工場や倉庫、オフィス等の屋根スペースに太陽光発電を設置する場合は、休耕田や山林での開発による太陽光発電に比べて、足場の設置等の追加コストが必要になることから、高値で買い上げることで屋根型太陽光発電の普及を推進するようです。また、工場などへの屋根設置型太陽光発電に加えて、発電量10キロワットから50キロワットの低圧太陽光発電については、地域と共生した太陽光発電及び営農型太陽光発電の導入拡大に向けた方向性が示されています。

近年、FIT価格が低下する一方で電気料金の値上がり傾向が続いたため、既存の電気料金の負担は売電で得られる収益を既に上回っています。FITによる売電価格がまだ高かった2010年代には「発電した電気を売って儲ける」売電を目的とした太陽光発電の活用がほとんどでしたが、2020年代は「発電した電気を自ら使用して電気代削減につなげること」を目的とした自家消費による導入が一般化しております。

そこで、地域と共生した太陽光発電需要については、需要と供給が一体的な構造である自家消費型の発電により、送電負荷が小さく設備投資が抑えられた事業運営が行われ、災害時に地域内で発電した電力が活用されることで、地域レジリエンス強化に寄与できること及び需給が近接した形での事業実施により、地域における発電事業の信頼を獲得し、長期安定的な事業運営が行えるとの考えの下、2020年度よりFIT認定の要件として次の2点を追加しています。

1点目が、再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること。2点目が災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供することです。これらの要件追加により自家消費型の太陽光発電の導入拡大が進み、地域のレジリエンス強化や太陽光の長期安定的な事業運営に一定程度寄与していると考えられています。また、営農型太陽光発電では、農地一時転用許可期間は通常3年間ですが、認定農業者等の担い手がパネル下の農地で営農を行う場合は10年間となり、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件にFIT制度の認定対象となる特例があります。

今後も地域と共生した太陽光のさらなる導入加速化を図っていくため、地域のレジリエンスの強化及び長期安定的な事業運営や事業規律の確保を大前提に、要件適用の際の条件についてさらなる議論・検討を進めていくこととされていますので、町としましても、国の動向を注視し、先進事例等を研究していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 私の方からは、先ほど牛舎、農地、2つございましたが、農地に設置する「営農型太陽光発電施設」の現状と課題について御説明をしたいと思います。

農地に支柱を立て、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置し、農業と発電を両立する仕組みを「営農型太陽光発電施設」といい、町農業委員会への申請・審議を経て県の一時転用許可が必要となります。

平成25年の農林水産省の通知発出以降、全国では3千474件、熊本県では64件、大津町では2件の許可がなされております。農地の適切な利用による営農が要旨であるため、許可要件も厳しく、許可後も毎年状況報告書の提出が義務づけられております。農作物の出荷証明書のほか、収量が地域平均反収の2割を下回っていない証明として、試験研究機関等の知見を有する者の確認を受ける必要がございます。一部改正されまして、例えば認定農家であるとか、この辺については、更新の年数が緩和をされておりますけれども、基本的な許可更新の要件は今説明したとおりでございます。

本町の2件につきましては、制度の趣旨を踏まえた営農と発電の両立がなされております。更新手続も認められておるますが、全国では発電ありきの設置により不適切な栽培管理が相次ぎ、農林水産省の実態調査では約2割の不適切事例が報告されております。これを受け農水省の有識者会議では、法制化を含む対策強化、是正措置、許可取消の仕組み等の意見が相次いだと報道されているところでございます。

以上を踏まえ、議員御指摘の「農家取り組みやすい事例を示し普及を進めては」との御提案については、普及の前に制度の正しい理解と先進事例の検証が肝要であると考えているところでございます。その上で、売電等のメリットだけでなく、近年は売電価格も大変下がっておりますので、それで利益を得るといえるのは、なかなか難しい状況にあるかと思っております。メリットだけでなく、デメリットである初期投資の大きさや、先ほど映像でもございましたが、高所設置による高いところに付けますので、台風等の災害リスク、煩雑な申請及び通常3年に1回になります、更新手続等をお示した上で、農業経営の1つの選択肢としてお示しして、御判断いただくべきものではないかと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料をお願いします。

畜舎などの屋根の上のパネル設置については、国の動きなど併せて、それが売電価格のかさ上げになるのであれば、大いに利用価値があるかと思っておりますので、大津町の地元の農家の方がとりわけ酪農とか畜産とかは電気も使いますので、自家発電で消費ができるということで、ぜひ、来年度からということですので、早めに情報を仕入れて対処をお願いをしたい。

それと、もう一つは営農型であります、この写真でもそうですが、農林水産省の資料でも大津町のカライモでも十分、上にパネルがあっても生産量は変わらないと言われております。先ほど、町内に現在あるやつはミルクロードと町の森林公園の間に、多分1メガぐらいあるような立派な営

農型のパネルの下でミョウガを生産されているところがございます。こちらは、FIT最初のほうに許可を取っておりますから、多分、単価が相当高いですね。すごい鉄骨で台風が来ても絶対壊れないようなパネルになっております。それでも、なおかつ単価が高かったものですから、ミョウガ生産をしても十分、上の売電収入がさらに大きいということで、メリットはあったわけです。

それから、どんどん買取価格が下がってまいりましたが、50キロワットをですね、いわゆる定電圧のソーラー、実は私も10年ほど前かと思えますけれども、農地がございますの、そういうソーラー業者から言われて、FITの申請を自分はした覚えはなかったんですけど、業者のほうはFITの申請をして、去年「お宅のFITの認定期限は過ぎましたので、今年でもう終わりです。もうFITは使えません」という通知が来て、「ああ、許可が取ってあったんだ」ということで気がついたんですけど、今でも50キロワット未満だと、そう大きな投資が必要ではないと。約1千万円から1千200万円ほどで、設置が可能であると。現在の買取価格でも、売電した場合、約10年で回収することができる。それから、面積ですね、50キロワット未満だと約千平米です。一丁一反といすかね、一反の面積があれば50キロワットの営農型のソーラー発電が設置できると。

この営農型の、この写真を見てもらえば分かるように、鋼管を地中に打ち込んで、そんなに大変な工事はないわけですね。それから台風対策もございますが、隙間がございますから、きちんと工事をやっておけば台風で倒れることは、まずあり得ないと言われております。

こちらは、トマト栽培の会社が、このソーラーの下で馬鈴薯を栽培していると。遮光率は68%、約3分の2、かなりパネルを敷き詰めて、光は3分の1しか入ってこないけど、馬鈴薯が栽培できるということです。年間600万円ほどの電気代削減につながった。もちろん、出力は200キロワットですので、50キロワットの場合の4倍ということになります。

そこで私が提案をしたいのは、カライモ祭で毎年、本田技研の南側の畑でカライモ栽培、家族の方々がカライモの収穫ができるような畑がございますが、ああいうモデル地を選定をして、こうした営農型のソーラーシェアリングを実験で作ってみればいいと思うんですよ。それが本当に多少とも収益で上がるようであれば、これは農家にとっては、とてもいいことだと思います。

もう1点、利点はカライモもある程度、光を遮ったほうがかえって収量が上がるという農水省の研究結果もあるようであります。いわゆる、これはソーラーシェアリングの理論を長島さんという方が特許を取られて、その特許を一般に無料で公開をしたのが、このソーラーシェアリングだと言われて、光飽和点ということで、農作物の光合成に必要な太陽光の量には、限界があると。ですから、太陽光がありすぎても葉っぱが焼けたりとか、オーバーした分は作物の収量にはつながらないという研究結果があるようであります。そういう意味で、カライモ農家あるいは農協や、あるいは大津町には農業法人もございますが、こういったところと連携をして、町もちょっと手助けをして、試験的な本当に採算が取れるのか、実地試験に取り組む考えはないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 営農型太陽施設でモデル的に展示をといたしますか、そういう試験をす

る考えはないかというような再質問だったかと思えます。

先ほども申しましたが、現在、FITでの調達価格が先ほど言われましたように、以前はキロワット42円とか38円とかいう時代もありましたが、現在は10キロ未満の単価が約16円程度ということで、逆に電力会社からの事業として使われる電力の購入費用が事業所でキロワット19円程度、それから家庭用で26円程度ということで、売電による収入はなかなか差額は望めないということで、自身の合計の光熱水費の削減等の活用が主なものというふうな今の流れはなっているところでは。先ほど申しましたように、節電のために農業者の方が投資をするというのは課題もありますので、展示表をつくってはどうかというようなことかと思えます。その結果を踏まえて、農家が御判断されるということになるかと思えます。

うちに2件、許可が出ておりますけれども、1件は先ほど議員さんが言われた栽培作物はミョウガとなっております。結構、条件が最大株が2メートルというような条件がありまして、最小の更新はなかなか思うような作が採れず、更新の要件を満たしておれなかったもので、更新期間を短縮して様子を見るということで、更新をやったという経過がございます。

もう一つは、農機メーカーさんがやっておられる、その子会社になりまして、農地所有適格化法人といたしまして、農業と同等の資格を持たれている法人さんがやっておられるところで、さっき画面に出ましたように、上部にかなりあります。台風のお話がありましたけれども、1回台風でかなりぐじゃっといきまして、かなり復旧費にかかったというお話も聞いております。作物は甘藷をつくっておられまして、収量も順調ということで、農水も含めてかなり視察も来られているという状況でございます。ある程度、データの提供もお願いすれば、できるんじゃないかと思えます。

町で実施をするのかということにつきましては、隣接で例えば光の具合ですとか、隣の作物に影響があるとか、いろんなことがございますので、その辺も踏まえまして農水のほうでも令和5年の予算では、実証展示の予算等の予算措置もついているようでございますので、できるか、できないも含めまして、町長答弁にもありましたように研究等、検討を重ねていきたいというふうな考えております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） エネルギーの地産地消にとって、再生可能エネルギーをこれからさらに増やしていかなくちゃいけない、カーボンゼロを目指すということもございますので、同時に地元の地産地消にならないと、今問題になっている巨大なメガソーラーの害がどんどん広がってしまうということにもなりかねませんので、ぜひ、研究をしていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。2問目は、酪農畜産農家への再度の支援が必要ではないかということです。畜産業の中で、現在では特に酪農がひどいと言われておりますが、そのほかの畜産農家もくもくめ、経営がかつてなく厳しい危機的状況であると専門科はおっしゃっております。畜産農家は政府指導で規模拡大をしてまいりました。いわゆる畜産クラスター補助制度ということで、ざくっと言えば3億円ということで、近代的なこの畜舎あるいは規模拡大をすれば、3億円の事業をやって半分の1.5億円は国が補助をします。大変おいしい話ですから、そして国が進めたということで畜産ク

ラスター制度で規模拡大をしたと。ところが、今、飼料の高騰あるいは牛の価格が下落ということで、規模が大きければ大きいほど、大変な苦境に立たされていると言われております。規模拡大をしたから、廃業もままならないと、何とかして回していかないといけないという状況が言われています。

資料をお願いします。これは、酪農危機の打開へ持続的な生産のために必要なことは、ということで、先般NHKで放送されました「酪農危機、持続的な生産のために」という番組のインターネット版の記事であります。牛乳や乳製品も値上がりが続くということでちょっと読み上げますが、「値上がりが続く食料品、牛乳や乳製品も例外ではありません。原料となる牛乳の生産コストが上昇し、価格が引き上げられたことが要因です。苦境に直面する酪農。それでも現場からは、さらに生乳の価格を上げなければ経営は維持できないという切迫した声が強まっています。まず、コロナによる影響です。一時、学校の休校で給食用の牛乳消費がなくなり、さらに外食がダメージを受け、生クリームなどの業務用乳製品の需要も大きく減りました。酪農の場合、需要が減ったからといって、供給を急に減らすことはできません。牛は毎日乳を搾らないと病気になってしまうからです。その上、生乳を長期間保存することもできません。このため、長期間保存できる脱脂粉乳やバターを作って、急場をしのぐことになります。特に、脱脂粉乳の在庫が積みあがり、過去最高水準になりました。増えすぎると、乳業メーカーが生乳を引き取れない状況に陥る可能性があります。

この番組では、最後に結論的なことで、自給の飼料拡大でコスト削減をとっております。乳製品在庫の過剰、コストの高騰という危機に対処しようと、酪農家は去年の秋以降、北海道を中心に生乳生産量を大きく減らしています。しかし、急激なブレーキで、減らしすぎて、今度はバター不足を引き起こすのではないかとという指摘も出ています。抜本的な対策が必要で、最も大切なのは少しずつでも自給の飼料を増やし、コストを抑えた生産を即することです、と結ばれておりました。

あと、これは毎日新聞の記事ですが、肥育農家のコスト上昇ということで、あおりを受ける酪農家。ホルスタインの雄の子牛が結局2千円で落札された。肥育農家の高齢男性がつぶやき、「1年前なら10万円はしていた」と。また、黒毛和牛とホルスタインを掛け合わせたF1と呼ばれる広雑種の雄1頭を1万5千円で競り落としたと。1年前なら18万円ほどになったとみられる。子牛で仕入れて出荷するまでの約2年間、1頭当たり5、6トンの配合飼料を食べる。飼料の仕入れ代金はこの2年で倍増し、1トン8万から9万円ほどになったと。1頭を出荷するのに必要な配合飼料費は単純計算で30万円ほど負担が増えたと。加えて燃料代や電気代、牛舎に敷くおがくずの購入費用、コストは軒並み上昇し、経営は完璧な大赤字。乗り切るには子牛の仕入れ値を抑えたり、飼育頭数を減らしたりするしかないとなっております。

子牛の市場価格は下落している。そのあおりを受けるのが酪農家だ。ホルスタインの雌から生乳を継続的に牛乳を搾るには、定期的に子牛を生ませる必要がある。子牛販売は収入全体の3割を占め、牛乳に次ぐ重要な収入源だったと結ばれております。

私も酪農の経験はありませんが、知り合いの肥育農家あるいは子牛を増やす農家、それから酪農家、どこも大変な状況だと聞いております。そういう意味で、国や町からの補助も、前回多少とも

ありましたが、まさにこの危機的な状況というのを町民の皆さんにも明らかにして、町も県や国に対しても、こうした畜産の対する支援が今、本当に必要なんだということを伝えたいと思いますので、町内の状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

農業の中でも畜産業は、日本農業と地域経済を支える産業であります。しかし、昨今のコロナの発生やロシアのウクライナ侵攻により影響を受け、大きく経営が悪化している状況であります。特に酪農家は、コロナ禍で牛乳や乳製品の消費が激減し、生産抑制を余儀なくされ、そこに追い打ちをかけるように円安により飼料価格が高騰し、牛の価格も暴落するなど、将来の経営計画が大きく狂った状況となっております。

また、これまで国の補助事業である畜産クラスター事業等に取り組みながら、牛舎の整備や高能率機械の導入により規模拡大を行い、多額の融資制度を活用されている実態もあり、議員御指摘のとおり離農も困難な状況であると把握しております。

乳価につきましても1キロ10円の値上げが行われましたが、飼料や資材の高騰に追いついていない状況で依然として経営の悪化が続いております。

大津町におきましても、酪農や畜産農家の経営は、過去最高に悪化している状況であると把握しております。特に酪農家におきましては、2件が既に離農されたといった状況です。町としましては、このような厳しい状況を踏まえ、今年度は国の臨時交付金を活用し、農家に対して第1弾で上限10万円、第2弾で上限10万円、合計で上限20万円の事業者支援を実施しました。しかしながら、御指摘のような酪農家は大規模な経営をされているケースが多く、こうした規模の支援だけでは厳しいという側面も十分承知しております。一刻も早くこのような深刻な状況を改善するためには、地方だけでなく議員御指摘のとおり国全体で取り組み、牛乳や乳製品の消費拡大を消費者に呼びかけて理解してもらう必要が一つにはあり、また畜産農家の経営の安定は国民全体の課題でもあると捉えております。

町やJA、畜協等の農業団体による独自の支援に併せ、国や県による支援が不可欠でありますので、今後も継続して強く国や県へは要望活動を行い、町としても交付金を活用し町ができて得る最大限の支援を行っていきたいと考えております。

なお、詳細については担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 荒木議員の質問について御説明いたします。

熊本県は全国有数の農業県であり、畜産においても全国トップクラスでございます。特に酪農は全国3位の生産量を誇り、九州の3割の生産が熊本県で、その大半を菊池地域が担っている現状がございます。大津町も畜産が大変盛んな地域であり、酪農家が17戸、繁殖、肥育、一貫経営を含む肉用農家が65戸、養豚農家が11戸となっております。

近年の傾向としては、普通作や野菜に比べますと法人化率が高く、また、畜産戸数は減少傾向に

ございますが、1経営体当たりの飼養頭数は増加しており大規模化が進展している状況でございます。特に酪農につきましては、先ほど質問の中にもございましたけれども、国の2分の1の補助事業であります、いわゆる「畜産クラスター事業」を活用して、融資制度を利用して規模拡大を行われております。ほとんどが畜舎の建設や搾乳ロボットをはじめとした大型の機械の導入となっております。もちろん事業に取り組む際は、収支計画や融資の償還計画を立てられ、取り組まれるわけでございますが、コロナの発生で収入が落ち込み、それに輪をかけるように、世界情勢や円安の影響で輸入の配合飼料や燃料が高騰し、さらにその高騰の影響で子牛の価格が暴落するなど、これまでに例のないほど経営が悪化している状況でございます。その点につきましては、町も十分認識しているところでございます。

残念ながら大津町におきましても2件の酪農家の方が廃業されております。経営規模が大きくなればなるほど、経営状況が厳しく、改善手段が見つからないほど深刻な状況でございます。特に酪農家におきましては、昨年11月に乳価が1キロ10円値上げをされました。要求額はもっと大きいものでございました。妥結した金額が10円ということです。これによりまして、令和3年の年間平均乳価格は1キロ113円となりました。一般的に入荷は夏場が高く、冬場は低いとされておられて、平均的に113円ということです。となりましたが、生産資材や飼料価格高騰の影響を補えるような価格改善には至っておりません。このような状況から、関東方面ではさらにキロ15円を値上げしたいという要求が出されている動きがございます。仮にこれが全国に波及して乳価が上がったとしても、新聞紙上で報道されていますとおり、様々な食品の値上げが相次いでおります。また、8月にはかなりの品目が上がると言われておりますが、このような中で消費者の生活防衛意識が高まり、買い控えによるさらなる消費の減退という負の連鎖の想定も必要になるなど、大変厳しい状況があります。とにかく、この危機を乗り越えるためには、国全体で牛乳や乳製品の消費拡大をPRし、収入面での対策を行い、飼料や燃油高騰に対しても国家レベルの予算で支援をする必要があると考えております。

町としましても、今年度6月の補正予算で第1弾となる農業者に対する支援対策として上限10万円の補助支援を行い、また11月の臨時議会の補正予算で第2弾となる上限10万円の補助金の支援を行い、合計で上限20万円の支援を実施してまいりました。申請率は2月末現在で82%となっておりました、一定の効果はあったのかとの評価をしているところでございますが、今後も引き続き物価が継続すると思われますので、国や県にも町の畜産の厳しい状況を報告し、強い要望を行い、関係団体と連携して農家支援を行っていきたくと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） おっしゃるとおり、農業の経験のない私でも、かつてない危機であると町長も部長も認識をされているようですので、町としても最大限の援助を考えていただきたいということです。

東京大学の大学院教授で鈴木教授という方がいらっしゃいますが、講演の中で乳製品受給の緩和

は、畜産クラスター政策による増産誘導とコロナ禍による在庫増が主因で、酪農家のせいではないと言い切っておられます。受給緩和だからといって、赤字で苦しむ酪農家の乳価を上げられないというのも、乳価を据え置いて乳製品在庫処理の多額の負担金を酪農家に出させるのも不条理であると指摘をなされております。

先ほど言われたように、11月から乳価が10円上がりましたが、餌代は30円の上昇でまだ不十分で、また加工用原料乳価も上げないと、全国1位の酪農地帯であります北海道でも我慢の限界であると。酪農家同士が共倒れになってしまうと言われております。また、農協自らも農家のためにやることは全力でやり、消費者も小売業界もメーカーも輸入依存を脱却し、国産を支えようではありませんかと呼び掛けられております。

一方で国産乳製品自給はひっ迫基調で、各国の乳価、農製品価格も上昇し、日本酪農の競争力も高まりつつあると。今をしのげば未来は開けると、飼料米の活用を含め、国内資源を最大限に活用する方向性を強化しつつ、国民の命を守るために踏ん張ってほしいと言われております。飼料代の価格上昇が一番きついわけですから、国産で先ほどNHKの番組でもありましたが、自給の飼料拡大、これが特に大切だと言われております。そういう意味で、こうした酪農、畜産の危機は今年いっぱいには続くと思いますので、町としての最大限の愛情を要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時54分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席ナンバー5番、大塚益雄です。まづもって、傍聴の方に置かれましては傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスにつきましては、減少傾向にあり、早く収束するとともに、元の生活ができるようお願いいたします。

さて、通告書に従いまして、一般質問をいたします。本日は2問質問いたします。1つ目は、「通学路における安全対策は万全か」です。

資料をお願いします。通学路の安全点検については、各小学校校区の青少年育成協議会や学校PTA、地域のボランティアの方々等の協力で、危険個所の報告や点検が行われております。点検により、教育委員会や問題箇所を担当課、警察により改善や対策が実施されております。また、室校区におきましても、青少年育成会議で検討され、改善されてはいますが、予算や実施方法等で未改善の箇所があります。特に美咲野から楽善交差点までの間、歩道は小中高校生の通学路になっており、桜並木周りの縁石や歩道が桜の根の成長に伴い、100箇所ほど縁石が膨れており、歩道が狭かったり歩道が盛り上がりすぎて、非常に危険性があります。実際、小学生の転倒や中学生の自

転車の転倒も起きております。ここ最近では、歩道を高齢者の方が寒いと、両手をポケットに入れたまま散歩中、歩道の盛り上がりの所ですれすれ転倒して、顔と頭を打って、頭にこぶができたという事象も発生しております。

そこで、地元では縁石に蛍光スプレーを塗布したり、蛍光スプレーを貼ったりして、一時的な対策を講じてはおりますが、抜本的な対策には至っておりません。恒久対策が必要ではないのか。通学路の関係機関での検証の中で、この路線の優先順位はどの程度なのか、伺いたい。

また、桜並木については、本田技研の南側道路と三吉原北出口線があります。3月ともなれば、桜の花が満開となり、すばらしい景観であり、心を癒してくれます。また、桜の名所となっておりますし、多くの方々が見学に来られております。守っていくべきだと、私は考えます。

今後、現地調査を実施していき、他の類似市町村の先進事例も参考に、桜並木を守りながら、改善を行うとともに、早急な対策が必要ではないのか。

一方では、桜の花という景観と通学路としてのいわゆる住民の生活と密着した面を、どのように整備されていくつもりなのか、町長に伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。大塚議員の御質問にお答えをいたします。

通学路の安全対策については、通学路安全推進協議会を設置し、学校及び保護者から報告のあった箇所について、警察をはじめ県や町の関係部署による合同点検を実施しております。議員御指摘の町道三吉原北出口線の美咲野交差点から楽善交差点にかけては、室小学校、大津北中学校、翔陽高校と大津支援学校の通学路として利用されております。町道三吉原北出口線を含めた植樹帯のある町道7路線については、植樹帯管理のため年間を通じて業務委託を行い、つつじ等の低木、サクラやケヤキ等の高木を管理しながら、道路通行の安全な確保を行っております。

しかし一方では、高木の生育に伴い、根が成長し歩道や縁石を盛り上げ、また、樹木の高齢化に伴い、キノコ等の菌類による腐食や空洞化が発生し、台風時や大雨による倒木などの事案も起きております。

このような状況の中、通行する車両、歩行者の安全確保が急務であることから、令和3年度より倒木の危険性のある樹木の点検を行い、危険性のある樹木については伐採を行っているところでございます。また、根の成長による歩道や縁石の盛り上がりについても、現地を確認し、特に歩行に支障があるものについては早急に整備を行いながら、通学路の安全確保に努めていきます。植樹帯の樹木は、良好な景観形成の一助となるもので、特に、町道本田技研南通線、町道三吉原北出口線は桜の木が植樹され、春には多くの方が訪れる桜の名所としても知られております。

高齢化する樹木の更新については、桜並木のみならず町道におけるすべての植樹帯全体の在り方も含めて見直し検討する必要があります。将来的には道路植栽維持管理計画を策定し、地域ごとの特性を踏まえた植樹の更新を行っていきたくと考えております。

詳細については担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 大塚議員の御質問について御説明いたします。

町長の答弁でもありましたように、通学路の安全対策については、通学路安全推進協議会を設置し、通学路交通安全プログラムとして、各小中学校、道路管理者、警察署、教育委員会により組織され、学校及び保護者から報告のあった箇所について、関係者による調整会議や合同点検を実施しております。

議員御指摘の町道三吉原北出口線の美咲野交差点から楽善交差点にかけても、令和3年度の通学路点検時において、樹木の枝が低いため自転車の走行に支障が出るという報告が挙がり、町の植樹帯管理委託の中で早急に剪定を行い、通行の安全を確保しております。町道三吉原北出口線を含めた植樹帯のある町道7路線については、約800本の高木の維持管理を行っております。これらの樹木は樹齢30年以上が経過しているものも多く、ベッコウダケ等の菌類による腐食や樹木本体の空洞化が起きており、台風などの強風や、大雨により倒木が発生しております。

過去の事例では、令和2年1月、強風により折れた枝が走行中の車に接触し、総合賠償保険による事案が発生しております。このような中で、点検結果に基づき、倒木等の恐れのある樹木伐採を昨年令和3年度は25本、今年度は45本を実施しております。町道三吉原北出口線は、約300本の樹木があり、令和3年から4年度にかけて18本の樹木の伐採を行い、来年度以降も30本以上の樹木の伐採を行う予定です。併せて、根の成長による歩道や縁石の盛り上がりについても、歩行者の通行に支障を来しているものについては、護川小学校正門前と中核工業団地内の歩道において段差解消の工事を行っております。

今後につきましても危険性の高い箇所について、現地を確認しながら対応してまいります。町道の桜並木等の植樹帯の樹木は、景観向上、環境保全及び交通安全等の機能を有しており、特に町道本田技研南通線はフラワーラインとして春には多くの方が訪れる桜の名所となっています。これらの桜も高齢化に伴い、腐食、空洞化している樹木も多く、令和3年度から計画的に伐採を行っております。桜並木を保全していく上では、植樹の方針について高齢で老朽化した町全体の樹木も含めて、今後の植栽の在り方を示す、「道路植栽維持管理計画」を策定したいと考えております。具体的には、桜並木のようなシンボルロード、住宅が立ち並ぶ都市住居地域や、田園や山林地域など分類を行い、地域特性に応じた植栽の見直し、改善を図り、道路通行の安全性の確保、シンボルロード等の重点的な管理、全体的な樹木管理におけるライフサイクルコストの低減も図りながら適正な維持管理ができるよう計画の策定を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 再度、質問いたします。

4月からは、新1年生が登校通学します。早急な対策が必要かと思えます。また、大津町全地域、通学路の総点検、見直しを行って、通学路については特に大人が見守り、気配り、目配りしていき、常に安全で安心して通学できる通学路にすべきではないのかと。また、桜並木につきましては、植え込み深さや植栽の方法などの検討をする余地はないのか。そうすれば、道路にも歩道にも影響が

少ないと思うが、見直検討をしたらどうかということで伺います。

○議 長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 大塚議員の再質問について、御説明いたします。

1つ目は、4月になれば新入生も入り、歩道の点検あたりをしたらどうかということですが、こちらについては、毎年、さっきほど申し上げました通学路安全推進協議会の中で、「通学路安全プログラム」として小学校学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会あたりと現地調査を行っておりますので、その中で早急にできるものは早急にしたいと思っておりますし、町としても道路管理委託をやっておりますその中で点検をしながら、報告があったものについては随時やっていきたいと思っております。

それと、2つ目ですが、植栽管理について、今後見直しあたりをやらないかということですが、先ほど御説明しましたとおり、現在は道路維持管理計画というのがございませんので、今後は道路の植栽維持管理計画を、先ほど申し上げたとおり地域の特性に応じた植栽の見直しなどを図りながら、その道路に応じた景観に応じた道路整備計画・植栽計画を行っていきたく思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 大津町全校区、全地域、安全で安心して通学できる通学路でありたいものです。常に、そういった点検等を行って、万全であることを願ひまして、次の質問に移ります。

続きまして、大津町のゲートウェイとしての役割について質問いたします。

本年1月1日の熊日新聞、各市町の新年挨拶が記載されました。その中で、金田町長は「幸せを感じられる大津町へ」という見出しをつけて、「一人一人が幸せを感じながら住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでいます。そして、さらに本年3月に新空港ターミナルビルの完成、4月には肥後大津駅からスクールバスが発着予定の東海大学臨空キャンパス開校、夏ごろには南阿蘇鉄道の肥後大津駅までの乗り入れなど、新たな動きが目白押しです。

本町のゲートウェイ、玄関としての重要性もますます高まります。未来像を共有しながら、町民の皆様と協働でまちづくりに取り組んでいきますので、皆様の温かい御支援をお願いしますと、ありました。

そこで、本町の玄関としての役割をどのような視点で重要と考えておられるのか。また、町長が考える未来像とは、このゲートウェイに特化するとすればどのようなものか、伺いたいと。

2つ目に、またその未来像の実現のために、具体的な取組をどのように実現していくのか伺います。

パソコンの世界では、平たく言うとゲートウェイとはネットワークの通訳、もう少し具体的にいうと、仲の悪いネットワーク間を中断している機器、規格の違うネットワークを中断する機器とされているようです。家庭的で利用されているルーターネットワーク運営会社のハブあたりが、その役割を果たしていると思っております。

行政に置き換えれば、周辺市町村の志向や現状がそれぞれ異なる中、その中での大津町の役割と

メリットを考えきる実行力が問われているような気がします。既に、バイクの町ゲートウェイタウン大津ということで、観光協会を中心に取組が始まっているようです。オートバイの聖地やその玄関口ということで、昨年オートバイ神社も完成しております。阿蘇では10年に1度開催されるバイクイベント草千里、また毎年開催されるバイクイベント等もあるようです。その時期に合わせ飲食、土産品に利用できるクーポンをホテルとの連携で発行するなど、今後は単なる通過点でなく、滞留型のお客さん呼び込むチャンスであるのではないのでしょうか。東海大学の学生アパートの需要はどうか。南阿蘇鉄道の肥後大津駅への乗り入れに伴う通勤・通学の利便性、観光へのアプローチ、空港アクセス鉄道の完成に伴うまちづくりなど、どれも分析と関係市町村との擦り合わせなどが伴うと思われませんが、そんなところに、ゲートウェイとしての町の実力をとわれているのではないのでしょうか。

また、議員研修に行った水上村役場では、スポーツ関係に力をいれられており、特に奥球磨ロードレース等で公認を取ることで、実業団や有名選手を参加させ、地域の活性化を強力的に推進されておりました。ふるさと納税にも力を入れられておられました。また、選手を強くする環境を生かした民泊を利用して、長期的な合宿もされており、地域の活性化が増えている様子は広域的な観光面でも一つの村のまちづくりが他市町まで及ぼしている様子で、効果が非常に上がっているように思いました。各地域に応じた行政の仕掛けが必要不可欠ではないかと、実感しました。

というところで、町長の所見を伺いたいと。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の2点目の質問にお答えいたします。

現在、大津町を取り巻く環境は大きく変化をしております。空港アクセス鉄道の分岐駅が肥後大津駅に決定したことは今後の大津町の大きな追い風になると考えています。また、今月23日には阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルがオープンし、4月には東海大学臨空キャンパスが開校します。併せて、同大学のスクールバスが肥後大津駅を発着し多くの学生が利用することから、現在急ピッチで整備を進めているところです。7月には南阿蘇鉄道の全線復旧とともに、高森駅から肥後大津駅までの直接運転により交通と観光の結節点としての機能が強化されます。また、熊本・台北線の早期定期便化のため、今月23日と26日にはチャーター便が就航する予定となっております。

議員御質問のゲートウェイとしての大津町の役割についてですが、年頭メッセージでは紙面も限られていたため、わかりやすいメッセージとして「ゲートウェイ＝玄関口」と表現させていただきました。補足をさせていただきますと、先ほど申し上げました大きな変化の中で、国内のみならず、世界各国からビジネス、観光、通学などの目的を持った多くの方々が大津町を訪れる機会が格段に増加することとなり、これを契機として、大津町の交通結節点としての機能向上はもとより、議員おっしゃったとおり、何かの折に通過する町ではなく、観光や滞在、ビジネスなど多くの事柄を大津町を中心・起点として展開する流れを創造するための大きな足掛かりになると考えております。

さらに、その効果を町内全域はもちろん、県全体の活性化に波及させることが「ゲートウェイ」

としての大津町の役割であると考えております。その中では、先ほど議員がおっしゃったように県はもちろん、近隣をはじめとした県内市町村としっかり連携を図っていくことも非常に重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、一つには肥後大津駅の今後の位置づけが重要となることから、駅周辺整備については、住み、働き、憩う場としての大津町の全体を踏まえた上で、駅周辺の更なるにぎわいの創出に向けて駅周辺に係るまちづくり基本構想を策定していきたいと考えております。基本構想の策定の中にはまちづくりの方向性、将来像を地域住民と共有することが必要であると考えますので、懇談会やアンケート調査等も予定をしております。駅南口においては先立って、3月19日に「KUMAMON BASE」が開所いたしますが、それらの動きも織り込みながら、基本計画の策定、事業の実施を引き続き行っていきたいと考えております。

また、ハード面だけではなく、現在の好機を最大限に生かし、「訪れたいまち」「住みたいまち」として選ばれるよう、「大津町らしさ」、「大津町独自のブランド力」を高めるために、おもてなしの心を持ちながら、人を呼び込む様々な施策を講じております。

観光面での一例を申し上げますと、先ほど議員からもバイクのお話がありましたけれども、大津町は御指摘のとおり、国内唯一のホンダ二輪工場があり、オートバイの聖地といわれる阿蘇の玄関口であることから、本年度から「バイクの町」をキーワードの1つとして、観光協会やIT企業誘致第1号となった企業様との連携で、ライダー等を対象にQRコードによる買物システムを開発いたしました。道の駅のオートバイ神社との相乗効果で、地域にお金が回る仕組みが動き始めたのではないかと感じております。

このほか、大津町総合運動公園を生かしたスポーツコンベンションの取組強化、交通アクセスの強みを生かした大津町を周遊起点とする滞在型観光客の呼び込み、江藤家住宅や世界かんがい施設遺産である上井手・下井手用水路などの魅力ある地域観光資源のブラッシュアップを図るとともに、SNS等による積極的な情報発信を行い、関係団体とも連携を取りながらさらなる地域経済の活性化を図っていきたく思っております。また、情報発信に当たりましては、このたび地域おこし協力隊として2名のデザイナーを採用させていただきたいと思っておりますので、その専門性の力もかりながら、しっかりと行っていきたくという思いでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 大塚議員の御質問について御説明いたします。

私の方からは、観光面での取組について、町長答弁をもう少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。

町長答弁でもありましたとように、観光面では、大津町が県内周遊の起点となるような取組を行っていきたくと考えております。具体的な取組の一つとして、先ほどもございましたが、オートバイの聖地、阿蘇の玄関口であることから多くのライダーが訪れることに着目し、「肥後おおづ観光協会」と「道の駅大津」で連携し、オートバイ神社を建立いたしました。また、同じく「道の駅大

津」ではライダーの方が気軽に買物ができよう、QRコードを読み取るだけで手ぶらで買物ができ、しかも自宅まで配送するシステムをIT企業誘致第1号である町内の企業様と共同開発をし、2月24日「道の駅大津」でプレス発表いたし、多くの関係者の方、報道関係者の方にお集まりいただきました。全国初の取組であり、大津町に立ち寄り、お土産などの買物を楽しんでいただける機会が広がることとなります。今後も「バイクの町おおづ」を切り口とした様々な施策を講じ、観光振興を図っていきたいと考えております。神社や新たな買物システムで、これまで通り過ぎていたライダーなどを誘客するポイントとなっております。

また、観光案内所と駅の待合所を兼ねたビジターセンターは、県の「くまモンランド化構想」に基づきまして、内外装を一新し、「くまモンの秘密基地」と銘打った観光施設の「くまモンベース」として今月19日にはお披露目式を予定しております。中央公園の「ゾロ像」に加えて「くまモン」の魅力との相乗効果で、交流人口の増加につなげたいと考えております。このほか「肥後おおづスポーツ文化コミッション」では、今年度、ニュースポーツを組み合わせた体験イベントを実施し、年齢を問わず約520人と多数の方に参加いただき、町のにぎわいづくりの可能性を見いだすことができました。

今後は、このようなイベントに併せ、町内周遊につながるようなマップ作成やスタンプラリー等の取組とともに、スポーツ大会や合宿の誘致にも引き続き推進してまいります。

近隣市町村との連携につきましては、令和2年度より、大津町、南阿蘇村、高森町の3町村で連携し、新阿蘇大橋の開通を契機として、周遊を促すスタンプラリー等を実施しております。令和3年7月には、南阿蘇鉄道沿線の交流連携に関する協定を締結し、観光誘客や特産品等の相互利用の促進を行っているところでございます。今年度は秋のスタンプラリー、冬の謎解きラリーを実施し、約3千人の方が県内のみならず、県外からも多くの方に参加していただいております。今後も南阿蘇鉄道の全線復旧や立野ダムの完成も見据え、さらに連携を強化し、誘客につながる事業を展開してまいります。このほかにも、大津町には豊かな自然、特産品、文化財など、数多くの観光資源がございますので発掘や磨き上げ等を行い、多くの方が大津町に訪れていただけるよう努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 大塚議員の御質問について御説明いたします。

私の方からは、肥後大津駅周辺まちづくり基本構想の業務について御説明いたします。

最初に計画準備として業務実施スケジュールを立案し、各種の資料収集を行います。

次に、まちづくりの現況及び課題の整理を行うため、交通結節機能、都市の役割、周辺機能の分布や連携状況等の調査を行います。

次に、肥後大津駅周辺地区に求められる将来像を検討するための基礎資料とするため、ビジョンの共有と将来のまちづくりの連携のほか地域住民及び事業者の方々との懇談会を開催いたします。

最後に肥後大津駅周辺地区の将来像の設定を行います。上位関連計画地区及び大津町の現況、土地を取り巻く環境の変化及び各種政策動向等とともに、庁内の会議や懇談会における住民意向等を

踏まえ、駅周辺まちづくり構想案の策定を行います。

現在は、まちづくりの現況及び課題の整理を行っているところです。また、空港アクセス鉄道の肥後大津ルートへの決定、南阿蘇鉄道の肥後大津駅乗り入れなど、これから新たな取組が始まります。交通結節点としての再編やT S M C等の進出を踏まえた住み、働き憩う場としての大津町、駅周辺のさらなるにぎわい創出に向けて、肥後大津駅周辺に係る町づくり基本構想を策定していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 先ほど、クーポンの話もしましたが、ほんの一例でしかありません。まちづくりは行政がどんな仕掛けを行うか、非常に重要なところだと私は思います。優秀な職員の皆さんがおられます。失敗を恐れず、職員の提言や町民の皆さんの御提言を受け入れる姿勢を大事にしていき、一步一步実行していったほしいということを申し上げるとともに、私自身もゲートウェイ大津の躍進のために、微力ではありますが、協力していきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時45分より再開します。

午後1時35分 休憩

△

午後1時45分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は3点、質問いたします。

まず最初に、「多国籍時代の町政運営について」という題で質問したいと思います。T S M C台湾企業の世界シェアは50%以上の半導体製造メーカー、この熊本進出で中国人をはじめ、多くの外国人居住者が今後も増え続けると考えられます。町営住宅への外国人入居者が増えているが、国柄の違いで部屋を乱してはいけないと考えております。異文化を理解するのは容易なことではないと感じております。文化や習慣、宗教の違いによる考え方の違いから、仕事上やそういった地域での衝突も考えられるということでもあります。

グローバリゼーションとは技術の革新によって、従来の国や地域といった物理的な垣根を越えて、政治、文化、経済などが世界規模で拡大していく様子のことであります。人・もの・金が活発に移動し、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる現象を指します。経済の自由化や人的交流など、あらゆる分野で統合画一化が可能となったグローバリゼーションは経済学や社会学など幅広い分野で議論されております。グローバリゼーションでは、資本主義や自由主義を採用した新興国、発展途上国が市場改革に乗り出す例が挙げられます。これにより、他国の産業や文化を自国の発展に活用できるという点は、グローバリゼーションのメリットと考えます。しかしながら、一方で資本力

の高い、今回はTSMCを中心とした大規模な国策であります、多国籍の企業が進出してくることで、自国の産業や農業が停滞する可能性さえも出てきました。

数回前の一般質問でも言いましたけれども、高度人材、それこそ世界シェア50%以上のシェアを持つ半導体製造メーカーが熊本進出ということは、世界の天才たちが集まってきます。年収が2千万円とか3千万円はざらだそうです。そういった高度人材の方々が集まってくる。しかも、これは世界各国から集まる天才の集まりです。要するに、世界各国の方がこの地に降りて、日本人を使うんですね。そういう現象がグローバル化であり、多国籍時代であります。当然、生まれ育った環境は違います。しきたりや道徳、善悪、成否を判断する理性も違うと思います。大津の住民はオッケーでも、外国人はノーと言うかもしれません。そういった状況で、いざかいが起こったときに、仲介役としての役場の役割が浮上してくると考えられます。住民からSOSが発信されたときに、対応できる体制整備は必要と考えます。

私は今、町営住宅入居審査会に入っておりますが、前回の審査会において、全て承諾はされたものの、不可解な点も見受けられたと。そしてまた、外国人の方の入居募集が多くなってきているということでもあります。そこでちょっと心配になったわけです。あけぼの団地やいろんな町営住宅に、外国の方が来られる。ここは町の、大津町民のここで生まれ育って、そして町営住宅に住んでおられる方々の安全性や住み心地ですね、そういったものは大丈夫かなというふうに考えた次第であります。

また、その入居審査会で不自然に私が思った点もありまして、この点がですね、今あけぼの団地は計画的に改修を行っております。それこそリフォームされた物件は非常にきれいであります。そのきれいなあけぼの団地に外国人の方が入られます。かたや年金暮らし高齢夫婦の方が、「民間のアパートが高額で払えなくなった」と、「だから、公営住宅に入れてください」と、「収入は年金だけです」と、申請される。リフォーム前の物件のほうが数千円安くなります。で、そちらに入居されます。そして、外国人の方は新しいリフォームされたほうに入居されます。何かがおかしいと考えました。

定年まで働いて、この国のため、町のため、納税の義務を国民として、町民として全うした方が、数千円の差で古いほうに住んでいる。かたや、外国人の方が所得が引くと申し出て、新しくリフォームされた物件に住まれる。この町のシステムは正しいと言えるでしょうか。私は一言で言うなら、なめられていると思います。このシステムの悪さが、そういったことが引きおこる原因ではないかなと。ここはきちんと改善しなければならないと考えております。

以上のような理由から、多文化に対応する、そういった対応をきちんとできる役場でなくてはならない。そしてまた、そういった外国人の方が移り住まれて、そして町民税を払われるのはいいです。労働力です。これ悪いこととは言いません。ただ、比較したときに、こういった矛盾した点が出てくるのではないかなということです。

以上な点をまず、町長に質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の御質問にお答えをいたします。

2019年4月に改正出入国管理法が施行されたことにより、外国人の新たな在留資格「特定技能」が設けられました。この法改正は、少子高齢化による深刻な人手不足を補う外国人材の受入れ拡大を本格化させようとするもので、今後、日本に住む外国人の大幅な増加が見込まれております。加えて、半導体大手のTSMCの進出に伴い、駐在員やその家族などが多く訪れるほか、関連企業の立地も見込まれることで、町に住む外国人の数は、国籍を問わず、ますます増加することが予想される状況です。

近年の外国人の増加に伴い、町営住宅への入居も多くなっております。阿蘇市、南阿蘇村などの施設で外国人の雇用が多く、近隣の市町村、特に大津町や菊陽町への居住希望が多い状況がございます。

町営住宅には2月末時点で710世帯の入居がありますが、そのうち外国人が22世帯、45人となっております。特にネパール人の方、中国人の方の入居が多くなっておりまして、増加傾向にあるような状況でございます。

あけぼの団地には21世帯の外国人が入居されていますが、入居の時点で、自治会のこと、ゴミ出しのルールなど、団地で生活するための基本的なことを説明している関係で、これまで大きなトラブルは起きておりません。あけぼの自治会に問合せしたところ、「宗教や文化の違いはあるものの、ごみ出しや清掃活動、駐車場使用など、きちんと団地のルールを守られており、トラブルがあったとの報告は受けておりません。」とのことでした。外国人が関連した生活トラブルは、それを意図して行うのではなく、文化や慣習の理解不足から発生するものが多くを占めると考えられますので、今後も自治会や住民とのトラブルがないように、大津町で生活する上でのルールを十分に説明していく必要があると考えております。

一方で、地域共生社会を目指す上では、外国人の方向けではなく、今住暮らす住民の方への発信も分かりやすくする必要がありますので、そちらもしっかりと努めてまいります。

地域に様々な国籍の外国人が増えることについては、人手不足の解消や、新しい考えや文化がもたらされること、地域経済の活性化などへの期待を持っているところですが、議員が御心配されているように、言語の違いによるコミュニケーション不足、互いの文化やルールの理解が少ないことによるトラブルなどへの不安を感じている住民がいらっしゃることも考えられます。そうした観点からは、先ほどお話したとおり、既に住み暮らす方への情報発信を行っていきながら、不安解消につなげるとともに、外国人にとっても地域社会との良好な関係に基づく、住みよい地域づくりにつなげる必要があると考えています。

町としては、これまでどおり、日本人も外国人も、分け隔てなく、行政が行うべき支援を行っていく考えですが、特に外国人が地域で生活するにあたって支援が必要と思われる点については、対応を進めていきたいと考えております。

例えば、今年度取組を始めた、地域日本語教室においては、外国人が日本語を学び、住民と交流することによって、互いの文化を知る機会を設けており、次年度以降も継続して取り組み、交流の

輪を広げることで、またそこで得た学びや気付きを行政サービス向上に生かすことはもちろん、幅広く住民の皆様に発信することで、少しずつではありますが、互いの文化への理解を深めていただければと考えています。

昨年10月から始めたこの「地域日本語教室」は、毎月第2・第4日曜日に開催していますが、様々な国の御出身の方々が足しげく通ってくださり、日本の文化や日本での暮らしについて、やさしい日本語での会話を通して学ぶことができます。また、外国の方々とフォローし、日本での生活の一助となるよう熱心に教えてくださる日本人のサポーターの方々も、着実に育っております。この場を通して、市民レベルで草の根的な交流がしっかりと根付いてきているのではないかと感じているところです。この貴重な場をより多くの在住外国人の方に知ってもらうための周知を、ポスティングなどで粘り強くお知らせしております。今後は外国の方々がよく見るSNSなどの活用も積極的に取り組んでいく方針です。

そのほか、海外との往来が以前の状態に戻りつつある昨今、インバウンドへの期待も大きく膨らみつつあります。この少しずつ活発になる国際交流や経済交流を視野に入れ、今後は飲食店をはじめとする町内の店舗や事業所での外国語表記や外国語メニューの導入が進むよう、商工会や観光協会などとの連携も図っていきたいと考えております。

また、今年度、外国人がより豊かな暮らしを送ることができるよう、関係機関や関係団体がそれぞれの立場で役割を担いながら協力・連携することを目的として、熊本県多文化共生環境整備支援事業による外国人受入れに関する連絡協議会の設置を予定しております。協議会の構成としては、外国人受入れ事業者、地域の実情を知る行政区嘱託員や警察、そのほか多文化共生や国際交流に係る関係機関からの参加をお願いする予定で、外国人材の地域への受入れに係る施策を協議し、事業者や地域における課題について情報収集を行い、町の施策に反映させていくことができればと考えております。

さらには、令和5年度より、外国人からの各種相談を受け付けるための相談窓口の設置を予定しております。相談員は、多言語での相談を受け付けることができ、通訳や情報提供はもちろん、相談内容により、関係機関につなぐ役割を担う予定です。そのほか、先ほども少し触れましたが住民に様々な国の文化を知ってもらうための情報発信においても、強化をしていきます。

地域に暮らす外国人が地域の一員として生活するためには、互いに異文化についての情報を得て、良好なコミュニケーションを築くよう努める必要があると考えておりますので、今後、地域の現状の把握に努めながら、外国人に日本の文化を知ってもらうこと、そして、日本人が外国の文化を知ること、互いに歩み寄り、住みよい町になるような共生に向けた取組をしっかりと進めていく考えです。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

いろんな対応は考えておられるという答弁だったかと思いますがけれども、私はいつも、いろんな問題について事前対応しなさいということを言います。何か起こったからでは遅いということです

よ。既に、いろんな国の方々が入ってこられているんですね。「今、できますか、その対応を」ということです。実際、日本の学生が海外留学をして銃で殺された事件とかも実際あって、祭りのときにノリに乗ったんでしょう。何の祭りだったですかね、カボチャの何かあるじゃないです、ああいった祭りで、「寄るな」と言っているのに、寄って行って、バンとやられたと。まさしく文化の違いですよ。それこそ、随分前に聞いたんですけれども、知らない人が、例えば白人社会だったと思いますけれども、10メートルに近くなったら、逃げる用意をなさい。それでも5メートル以内ぐらいに入ったら、走って逃げなさいですよ。そういったいろんなインバウンドで、いろんな方々が今来られていますよね。この人たちが常識をすべからず持った人たちだけでしょうか。そういったのはかりはないんですよ。だから、いろんな想定をして、対応の体制は町としてつくるのはどこかいったらば、役場でしょうとっているんですね。だから今、多言語を話せるそういった受付を設けて、対応していきたいと。まだ、やっていないんでしょう。だから、結局ですね、もう作らなきゃいけないということですよ。そういった町民の方々から苦情が寄せられたときには、すぐ対応できるような、それで全ての国を把握しなさいとは言いません。しかし、そういったときには、どういった対応で、どこを調べれば分かるという対応というのは、もう既に整えとかなくてはならないのではないのでしょうか。ここを言っているんですね。だから、ここはスピード感を持ってもらわないと、先ほど言った公営住宅、ここで不信な動きがあったと言っているんですよ、私は。その中身はいちいち言いませんけれども、係は知っております。いろんな問題点というのが、既にもう出てきている。これは、私はずるいような感じがしたんですね。だから、ここは是正しなければならぬと言っているんです。やっぱり我々の税金を使ってきれいにしたあけぼの団地、ほかの団地でもですけども、そういった方々には優先的に大津に住み続けてこられた方が優先じゃないかと私は思いますけれども、この点について再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるように、事が起きてから準備するのではなく、事前に整えることが重要だということでは十分承知をしております。そういった面でいいますと、多言語共生といいますと、現在日本語技術改修をしております、窓口のほうでも通訳機能があるものがありまして、いろんなトラブルに応えるように努めているところです。

また、どう体制を整えていくかということなんですけれども、役場内部はしっかりやっていくことは前提としまして、警察等との連携も非常に必要だと思っております。外国人、日本人に限らず、現在TSMC関連で様々な人が入ってくる中で、この地域における事故数、犯罪数、増えているというふうに伺っております。そうした中で、私自身、署の方とも以前よりも頻繁に情報交換をするようにしております。また、その中でおっしゃるように、具体的にこういったケースが起り得て、そのときどこが対応して、どう解消していくのかということ、もう一つ具体的に事例ベースに詰めていく必要があると、改めて認識したところですので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。

また、入居に関しましては、外国人、日本人に限らず、本当にこれから様々な方が入居審査に入ってくるのかと思います。そこにおきましては、外国人ということではなく、どの形が大津町にとってよりよい形なのか。全ての住民の方にとってよりよい形なのかを、しっかり検討・検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 1問目につきましては、これで終わりますけれども、それこそ今まで町長には幾度となく私は言いました。多様性、それこそ多様性文化ですよ。これがもう、来たんですね。だけど、ここはきちんと防衛しなければならないよという意味で、多様性をどういうふうに理解するかですよ、最近では、多様性の危うさが、みんながちょっと感じてきたのか、インクルージブを言い出し始めましたよね。個性は個性、それはいいんですよ。しかしながら、やはり法制、言うなら右へならうところは、ならってもらわなきゃ、そのルールというのは乱さないためにあるんです。だから、多様性が独り歩きしたならば、めちゃくちゃになるでしょうね。この点で、私はよくダイバーシティについては、否定的ではないけれども、注意しなさいと言ってきたつもりであります。1問目はしっかりと、その入居のほう、公営住宅ですね、そちらのほうの御検討は願いたいと思います。

2点目に移ります。指定管理者制度の問題点について。この点については臨時議会で審議されまして、可決されました。私一人、反対しました。不審な点が多かったからであります。なんでかという、ちょうど東京オリンピック組織委員会が解散しまして、何かこの図をずっと見ていまして、似ているなど。実際、指定管理者を選定するときに、今、オリンピック・パラリンピックが何でこういう不正の温床になってしまったのかというふうなことが問題視されて、これは3月2日の新聞ですか。組織委員会が寄せ集めであって、統治不全であったと書いてあるんですね。面白いですよ、これ。結局、この指定管理者選定においても、うちの町におきまして、選定委員会でありませぬ。その方々に、そういったシステムやその業界の内容とか、そういったものをすべからず知った人というのは、何人いたんだろうかなと、私は思うんですよ。

私はクリーニング業、クリーニング士でもありますけれども、よく修理とかするんですよ。ですから、大型洗濯機とかいろんなものが、私は業者に聞いて、いろんな形でどういった形が一番安くよくできるのかというのを、徹底的に調べます。そして、一番いい方法を、一番経費がかからない方法というものを、そこで見いだしていくんですね。で、わけ分らんと、このルネサンスでどういったところ、どういったことをやっているのという人たちが、選定委員に何人なられたって、烏合の衆ですよ。間違いなく烏合の衆ですよ。部長たちが入ったとしても、烏合の衆でしょうね。知ってるんですかという話になりますよ。

私は、そういった、まず選定委員会というのが、本当に妥当な選定委員会だったのかなということに、まず1点、これはおかしいと思いました。

そして、これは公正取引委員会ですけれども、公共施設管理の運営は、これもいうならば預託し

たわけですよ。これって、非常に悪い例えで書いてありますけれども、「うちがやればもっといい方法がありますよ」というような業者が来て「ああ、そうですか。それはお願いします。我が町で直接運営するよりも、いいですね」というような呼び掛けの悪い例の話ですよ。しかし、これも似ている。そこで、何を考えたかというならば、やはり公正取引委員会がつかさどる独占禁止法ですよ、独占禁止法に抵触しないのかなど。1社しか手を挙げるところがなかったと。1社じゃないですね、1つのグループですね。しかも、それには今まで補助金をもらって運営されていたクラブおおづが入っている。クラブおおづと幾つもあるスポーツ関連のそういった会社と、私はルネサンスと組みますといったら、公的な役割を担っていたから、補助金というのは出るんですよ。だから、クラブおおづは認められた団体だったんですね。この人が組むんですよ。そうしたら、ほかの業界はみんなどん引きですよ。だって、クラブおおづを排除する形になりますから。そんなことを考えても、どうしたっておかしいんですよ。

私だったら、もし指定管理者を選定して、やはりそのプロフェッショナルの指導で、町に貢献してもらいたいという形をもっていくのならば、まず、クラブおおづを外します。そして、クラブおおづには御意見をいただく。そして、どこの業者が妥当でしょうかという選定委員の一人になって、逆にもらいますね。そして、プロフェッショナルをそういったいろんなところをよく知る方を選定委員を選びます。そして点数を付けてもらうということです。

しかし、条件は、選ばれたならばクラブおおづと組んでくれという条件を、逆に付けます。そちらのほうが正しい流れだと思います。一番から組んで持ってきていますもんね、今度は。これは怪しいですよ、どう考えたって。これは独占禁止法に違反すると、私は思うんです。やってはならないんです。独占禁止法は厳しいですよ。1社だけに仕事を与えるというのは、非常に誰が考え立っておかしいですもんね。それを町がやったとなるならば、大津町ってそういうところなんだなというふうに思われはしないですか。独占禁止法の概要を打ち出してきましたけれども、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律です、正式名称は。「独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです」と書いてあります。そして、市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は自らの創意工夫によって、より安くて優れた商品を提供して売上げを伸ばそうとしますし、消費者、いうならば町民の方々はニーズにあった商品（サービスですね）を選択することができるということです。そして、事業者間の競争によって、消費者の利益を確保されることになりまして、ここは押さえてあります。このような考え方に基づいて競争を維持促進する政策は、競争政策といいます。この競争政策が行われていないんですよ。だから今回の1社に選定するのは間違いと、私は思うわけです。で、反対したわけです。

全員協議会でもありましたよね、議会で審議する前に不穏な動きもあったと発言する議員さんがおられました。町長のところに向いた議員がいるかなんかということも言われましたよね。「町長、それ本当ですか」と言ったら、「それは、ありません」と町長、言いましたよね。それが本当だったら、どうします。見た人がいたら、どうします。あなた、嘘ついたことになりますよ。誰も来なかったですか、町長室には。しかし、その方は本議会議場では賛成している。ドン引いているん

ですよ。行ったのが嘘だったのかもしれませんがね。それは、分かりません。だけど、賛成されたいです、その人は。どっちを向いているのか知らんですけど。結局、そういった言葉が出てくるんですよ。そしてまた、全員協議会でも本議会場でも、私、反対討論しましたよね。したら、賛成討論が何かに取りつかれたような鬼気迫るものがあって、みんな笑っていましたよ。「あら、おかしかつたろ」って聞いたら、「本当ですね、違っていましたよね」って、面白いでしょう。そういったところに出るんですよ。不信の塊になっていくんです。ただ、議会で議決はされました。しかし、それは町民に対する正義は通っていないと、私はそう考えます。

指定管理者についての問題点でありますけれども、不備はなかったですか。どうも、全協でもいろいろ説明があったときも、時系列に説明されたのを見たって、それもずっとおかしかったですもんね、何か。最初は4社ぐらい来とって、そのあとにだんだん、いざ入札をすると1社しかない。この人たちが談合したいのかもしれませんがね、これも分からないんですよ。ただし、流れがスムーズじゃない。どうも、ここは町長「いや、そんなことはないですよ」と言われたならば仕方ないんですけども、この図でいうなら、ちょっと悪いほうに表現しますけれども、「そこに決めてくれ」と、「ルネサンスに決めてくれ」と言った人が居やしないかなど。クラブおおづがその中にどっか名前を入れたら、どうです。おかしくなりはせんかなど。有利な内容はルネサンスなんだと。だって、クラブおおづは教育部、つながっていますよね。査定するわけですから、ここを。査定して補助金を出しますよね。ということは、つながっています。お友達です、町内で。ということは、このクラブおおづが言うのは本当だなんて、やっぱり選定委員会が客観的な立場にある第三者でなくては、はっきりこのところは決められないでしょうね、恐らく。だから、これと組ませてはいけません。その後引付けければよかったわけですよ、クラブおおづは。それを、一番から引付けて持ってきて、それも契約がですよ、今回の予算案にしても5千万円使って改修をしますよね。これなかったら5千万円出していないと思います。これは、ここの契約をする代わりに、きちんと整備してくださいというような要望があった5千万円だと、私は思っているんですよ。おかしい出し方しているなど。しかも、各年1億3千万円、5年間の契約で6億5千万円プラス、今言った5千万円で、7億円です。5年間7億円使って、さてどうなるかという話ですよ。これは結果を出してもらわなかったなら、町長責任ですよ、もちろん。しかし、可決したのは議会ということになります。しかし、出したのは町長側ですよ。町長ですよ。この点について、どうしても、この不正が行われた東京オリンピック・パラリンピックの汚職事件と類似するんですよ。この点について、きちんと行われたという確信は持っておられますか。質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えいたします。

まず、先ほど全員協議会のやり取りのお話があったんですけども、ちょっと議事録等もないんですが、実際のやり取りの文言と、大分異なったような気がしますので、そこは最初にお伝えしておきます。

その上でですが、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に

ついて、これまでの「管理委託制度」に代わって、「指定管理者制度」が導入されました。これまで、「公の施設」の管理を地方公共団体が外部に委ねる場合は、公共団体、公共的団体及び地方公共団体が出資する第3セクターなどに限定されていましたが、地方自治法の改正により、民間業者も公共施設の管理を行うことが可能となり、公共施設の利用率や収益性の向上、管理コストの縮減につながることを期待できる制度として定められ、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることが可能になりました。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力を活用することで、住民サービス向上を図ることを目指しております。

今回の大津町の体育施設の指定管理候補者の選定にあたりましては、令和4年度6月の定例会において、体育館や芝生、駐車場などの施設全体を一括して、5年間指定管理に出すための債務負担行為として6億5千5百万円を可決いただいております。指定管理料の考え方としては、県内の最近の事例で言いますと、直轄で管理するよりも5千万円程度上乗せして、約1億5千万円の指定管理料を支払っている宇城市の図書館・美術館のように、指定管理に出す際に、ハードやソフト面の大幅な機能向上を企図して町が管理する場合よりも上乗せした金額をベースとする場合もございます。

一方で、大津町の場合には、職員人件費も含めて現在町が要している決算ベースのコストの積み上げを基準にしており、町の支出は直轄で行う場合と同程度の金額としながらも、指定管理によって民間の持つノウハウやブランド力を含めた多様な資源を生かすことで、これまで以上の住民サービス向上と利用者増を目指すという考え方であることは、当時も御説明させていただいたとおりです。

その後、令和4年8月に「大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に基づき、公募を行い、最終的には1グループからの応募となりましたが、外部の有識者を含めた指定管理候補者選定委員会を開催し候補者を決定され、報告を受けております。

1社からの応募では、独占禁止法という観点から「競争の原理が働いていないのでは」と疑問を持たれるという御指摘もございましたが、競争性を確保するための十分な周知期間と条件を設定して広告し、広く公募に参加できる機会を確保することで、一般競争入札に準じた競争の原理が働いていると考えられます。

今回の指定管理者公募の流れとしましては、まず公告期間を2か月弱と十分に確保しております。現地見学会を開催したところ9社が集まりました。また、申請に当たり質問を受けつけたところ、4社からの問合せがっております。事業者への説明会や質問受付期間において、当初より1社しか参加がないような状況であれば、広告が行き届いていない等の部分で、競争性の観点から課題が残る可能性もあるかもしれません。しかし、今回はそれらにも複数事業社が参加しているため、最終的には1グループの申請とはなりましたが、各社は施設の内容や状態、ポテンシャル、指定管理期間、町が求める水準、そして、それらを踏まえた指定管理料等を総合的に勘案し、自社の資源配分の優先度も含めてビジネスとして成立するかを各社において判断し、公募への参加の是非を決

定したと推察しております。これは同一サービスを同一水準で行う場合も、各社において賃金や手法、持ち得る経営資源などは異なるためでございます。また、当該1グループも申請書類提出段階では、競合が存在するであろうことを想定して、最大限のプランを提示してきたと理解しております。

町としては、企業側に有利な条件ではなく、なるべく適切な金額で、より高い機能を有する企業を求めていますので、要件に応えることのできる企業が複数社ある場合もあれば、1社あるいはゼロ社である場合もございます。結果、参加がゼロ社であれば、発注者は金額を上げることや、求める機能をおとして、改めて公募を行うこととなりますが、今回のように、既に1社が対応可能な状態で、発注者が提示する条件をあえて下げて、公募をやり直す合理性はないという考えでございます。

参加が1社の場合でも条件を落として、再度公募をかければ複数社が参加可能かもしれませんが、条件を落として再度公募することは結果として、1回目よりも不利な契約につながる可能性も高く、合理性や、今回で言えば町民の利益を考えると望ましくないと考えます。

次に、「クラブおおづ」が指定管理候補者選考へ参加するのではなく、独立した立場として、指定管理候補者が決まった段階で共同事業体に等参加参加するにすべきだったとの御指摘だったと思いますけれど「クラブおおづ」に同団体への補助対象の業務以外の部分で、町との正当な取引や関係性があることを理由に参加資格者から除外すること、あるいは、1NPO法人であるクラブおおづを既得権としてありきで指定管理の構成を考えることは、1社だけに仕事を与えるという御指摘もありましたが、逆に競争原理の観点からも妥当性・公平性の面で課題が生じると考えております。

よって、地方自治法に基づいた制度を活用し、公平な公募方法を行った上で、選定された者が行う体育施設の管理については、町民の利益を第一に考えたものであるとともに、独占禁止法や販売預託商法とは異なるものであり、東京オリンピック、パラリンピックで生じた事案のようなことにはならないと考えております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 3問目に移りますが、2問目の問題点として、今のは全然、答弁になっていないので、ちょっと付け加えておきますけれども、こういった1社入札の状況を生んだシステムは、あなたが今言ったことなんです。結局、競争は行われぬシステムで、あなたたちはやったんです。競争を必ずさせてから選ばないと、こういった組合せを持ってこられた時点で不信と思うのが本当ですよ、普通は。だって、競争の原理を全く無視して2か月間とか、そういったの全く関係ないですもんね。違うんです。そういったシステムで入札したこと自体がおかしいと言っているんですよ。そういったところは、もう少し勉強されてください。

次に移ります。施政方針と政党政治について、この点について伺いたいと思います。

町長は、公正中立に行政運営をしなければならない、当たり前のことですよ。政党政治を町政に反映してはいけないという質問の要旨を出しております。この点につきましては、町の選挙運動です、こういったものがおかしいんじゃないかなと思って、どうも、一部の候補を町長、推して

おられるみたいで、選挙運動が始まっている、もう選挙違反ですね、これ。そういった形になりますけれども、いろいろ調べてみましたら、やっぱりすぐ出てきますね、今、便利です。

首長の選挙運動としまして、これはほかの市議会のやり取りというのが出てきました。それが面白いのが、議員が一般質問をしているわけですよ、その市長に。市長にしました、「県議選での偏った応援演説や活動は、市長という立場を超えており、非難を逃れるものではないと思慮するが、市長はどのような思いを持って偏った選挙の応援を行ったのか。誠実に答えていただきたい」という、ある市議会であったわけです。そこの市長いわく、「そういった意見は分かります。私は国政選挙などでも中立的な立場をとっております。今回も基本的な姿勢は同様に考えていた」これから、言い訳が始まります。「しかし、今回は私にとって初めての市長選で中心となって働いていただいた方からの要請でしたので、悩んだ末に、私はその要請にお応えすることにした」と答えているんですよ。公私混同もよかところですよ。結局、こういったことをある市議会に答弁されている。さらに、この議員は追及をしております。「市長の恩義を返したいという思いは、一定の理解はできる。それにしても、偏りすぎている。選挙カーに乗り込んで、自らマイクを持って支援を訴える。ありはしないかなと、私は今思っているんですよ。だから、この質問をしたんですけど。そのような首長の応援は、ここにも私は見たことないと。あまりにも市長としての責務を放棄しているようにしか言いようがない」というような、質問をされたんです。それにプラスですね、選挙期間中に何日も選挙カーに乗って、マイクを握っておられるという事実が発覚したわけですよ。結局、それもあった。そして、また選挙期間中に市の指名参加業者をお願いして、下請業者を集めさせて、夜、事務所において候補者を同行して支援をお願いしたと聞いている。本当かと、いうようなことがあったと。結局、市長答弁は「一定の方を集めたのは、間違いありません。私が集めたのでもありません。自然に集まったところに、私が呼ばれました」という苦しい答弁をされている。もう、おかしかったんですけども。これは、やっぱり議員が追及しております。「公職選挙法の公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に抵触している」と指摘しております。市から工事の発注を受けている会社や委託業務を行っている会社は、市からのお金を受けている弱い立場です。そこの社長が、市長から何か頼まれたら嫌と言えないのが世の中だと。この優越関係を利用したとなると、まさに地位利用と考えます、という形です。結局、あなた提訴されても知りませんよというような形で、結論をそれから先は書いてありませんでしたけれども、問題視するのが、公平中立というのは当たり前前で、これは国家公務員法で、ここは皆さん方よく見たようなことがいっぱい書いてあります。しかし、これをきちんと守らない首長というのは、もう背任行為になるんですよ。ちゃんと守ってもらわないと。で、背任罪というのも、ちゃんとあります。

問題とする点は、今度、県議会議員選挙があつて、大津と菊陽で2議席ですよ。菊陽から1名立候補されるという話です。まだ、実際最後まで分かんんですけど、大津町から2人の立候補者が。町長がとっている行動が、大津町から1人、菊陽が2人だったならば選挙になるから応援するというのは、1つの枠組みで大津町の長として応援するのはいいです。大津町から2人、町民の方が立候補されるんですよ。これ、どういう言い訳ですか。2人とも勝ってくださいですか、それとも一

方の方だけ応援して、一方は応援しないという意味が分からない。これ、おかしくないですかね。公平中立ですか。片方は現職ですよ、それも長年やってきた。私、この人と、ものすごく仲悪いです。何度も、「ぬし」が「おる」がで、けんかした仲ですよ。それでも、こういったときは公私混同はできない。あなたは、長として公平に扱うべきではないですか。しかも、話を聞けば、あなたは自由民主党の支部長か青年何とかかやっているかなんかで聞きました。「そんなこと、やっぱりやるのかな、首長になって」ということは、自民党からの支持だったのかなど。選挙に今回の要旨に政党政治、これを町政に反映させようとしているんじゃないかというふうに書いたわけですよ。あなたの公平中立性というのは、疑われてる行動をあなたはやっているとは思いますがけれども、この点について、質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、行政運営にあたっては当然に公正中立でなければならないものと認識しています。また、議員御指摘の政治的行為の制限については、国家公務員と同様に地方公務員にも制限が課されております。一方で、首長は特別職地方公務員として、地方公務員法第4条第2項の規定により、地方公務員法が適用されませんので、職員と同様の政治的行為の制限を受けることはなく、代わりに公職選挙法が適用されることとなっております。もちろん、先ほどありましたとおり、特定の補助金ですとか、あるいは指名党を傘に地位利用することは禁止されておりますので、それは私自身も行うことはございません。

これは民主主義の大原則に立脚したものであり、首長は住民の直接選挙により選ばれ、政治家として総合的な地域経営が求められることから、一定の政治活動を行うことが当然に認められているものと理解をしております。

しかしながら、自治体の長は、広く住民の指示を仰ぎ、全ての住民に対し平等の観点から施策を講じることが求められており、私もこれまでそれを念頭に置いて様々な施策を展開し、町政運営にあたっては特定の政党の方針を肯定、または否定することはなく、是々非々で何が住民の皆様のためになるのかを最優先に考え、判断しております。

また、これは議員時代から変わりませんが、私個人の政治活動においても、総合的に捉えてどのような行動、活動が、私自身ではなく町全体、そして住み暮らす住民の皆様にとって、政治家として最も有益な結果・成果につなげることができるかを念頭において、常に判断・行動しているところです。

なお、国政政党においては、代表者などの幹部が首長を務め、公認・推薦の候補を強力に支援しているケースも見受けられますが、これもあくまでもより良い自治体を目指すために、自治体内の権限ではできない国の制度や仕組み等を変えるための取組であると理解しております。まず地域ありきのスタンスです。

私は立場も異なりますが、考え方としては、あくまでも地域繁栄と住民の幸福が第一義であり、政治活動はそれらをより良く実現するための手法の一つでしかございません。そうした関係にあり

ますので、政党政治が町政運営そのものに反映されることはこれまでも、これからもございません。

また先ほど、大津町に2人、菊陽に2人というような話がありましたけれども、これを本当にまちづくりの観点から踏まえると、「大津だから」「菊陽だから」ではなく、その人が大津町の発展のためにいする方であれば、そこを「大津だから応援する」とか「菊陽だから応援する」というのは、逆に立場として少し違うのではないかなと思うところです。

以上になります。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度、質問いたします。

いい人だから応援すると、自民党だから応援しているの間違いじゃないですか。詭弁ですよ。あなたは大津町の長ですよ。菊陽町にいい人だからって言って、じゃあ菊陽の人を応援するんですか。もし、大津1人、菊陽2人で菊陽がいい人だからといって、大津町の立候補者は応援しないという形にもなるじゃないですか。それ詭弁ですよ、だから。大津町から2人立候補されるんです。だったら2人、同等に扱わないと私は言ってるんですよ。もう、3年目だからいいでしょう。2年間我慢しましたから、私、言うのを。もう詭弁が多い。そういったあなたは、何かまともなことを言っているみたいだけれども、筋が通っていないんですよ。いいですか、いっぱい今のぼり旗が立っていますよね。あれ事前運動ですよ、厳密に言えば。あれが政治活動と言えますか。金を使った自民党の巨大政党ですから、使ったやつなんです。これは自民党の手に乗っているんですね。それはいいです、その人たちの考え方なんだ。ただ、あなたの立場ですよ。あなたの立場、自分の立場をよく考えて、あなたが選挙に出たときには、そういったことの境目、2人とか別に、全町民に対して「よろしくお願いします。私はいい町政を運営させてください」と言ったのは、あなたでしょう。それが、違うじゃないですか。何で片方ばかり応援するんですか。しかも、2、3日前にビラが入っていました。ここに写真が載っていますもんね。一番手前に載っているのは町長ですよ。氣勢を挙げているんですよ。頑張ろうか、なんか。見苦しいことこの上ないですね、これ。これも既に奥には、国会議員、県議会議員、いろいろ載ってますけれども、首根っこを押さえられた状況ですよ、これは。中立公平という立場ですか、これは。そして、これを各家庭に配られたならば、優越的立場の乱用ですよ、これは、違いますか。そこに私は怒りを感じるんですよ。あなたはもう少し謙虚になってやらないと、次ないです。そういうふうに、私は思います、本当に。何でこういったビラが配られるのかなて。あなたが一番前に、こうやっているんですよ。恥ずかしいです。これをあなた、どう思いますか。これ、あなたオッケー出したから出たんですよ、確か。この点について、再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再質問について、お答えいたします。

先ほどお話したことの繰り返しに一部なってしまいますけれども、あくまでも私としては町全体、そして住み暮らす住民の皆様にとって、政治家として取るべき行動を常にとっているところです。また、先ほどまた菊陽町と大津町のお話をしましたが、私はそれは選挙の話になってしまい、私の

選挙のためにはならないかもしれないけれども、熊本県全体を見たとき、町全体を見たとき、例えば大津町ではない、菊陽町に素晴らしい政治家がいて、その方の提案・提言・政策、それが大津町の発展につながる。一方で大津町はそうではないケースがあった場合ですね、その場合において、大津町だから大津町を応援をするというのは、政治家の姿勢として住民を真ん中においたときに違うのではないかというのが、私の考えです。あくまでも、政治、政党とも関係なく、私自身が、この場でどこまで話していいか分からないんですけども、支援すべき方を支援して、それが町政繁栄に生かすことが、政治家としてとるべき行動だと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度、質問いたします。ちょっと時間ないですけど。

私は今までも何回も言いましたけれども、あなたは行政の長なんですよ。行政を、本当に公平に安定した運営を行うためには、偏っちゃいけないんですよ。あなたの思想は、そんなことを思っただけで構いませんよ、心の中で。それを町民の方々が全員聞いたなら、恐らく開いた口が塞がらんとします。よく、そんなことが言えたなど。あなたは大津町の長なんですよ。菊陽町におったら、その人を応援するかもしれません、政治家として。違いますよ。あなたは行政の長なんですよ。そういったときに、これが優越的立場の乱用に当たりますよと、私は言うんですよ。何で2人おるのに、その一方を推すのか。これは、やっぱり政党政治の反映としか思えません。この候補者も自民党から推してもらった。もしも、この人が通るか通らんか別にして、もしこの人が通ったならば、ここまで自民党がやっていただいたならば、頭が上がらんでしょう。あなたも同じ状況に至るんですか、恐らく、人間の心というのは、世話になったらお返しせんといかんという気持ちがくるんです。この時、公私混同が生まれるんですね。私はそこがはっきりしているから、嫌われるんですけども、公私の公と公私の私、私分かります。そこは自分の理性の得意なところだと思います。冷たいとも言われます。しかし、それは公の立場として駄目なんだということは駄目と言います。問題はここですよ。公平に町民は扱っていただきたいということです。今、言葉自体も公平じゃないですもんね。素晴らしいって、それはあなたが思うだけであって、町民全体の思いを全体を思って、大津町の2人の候補を公平に扱うのが筋じゃないですか。何で、菊陽に素晴らしい政治家がいたなら、そっちの方を推すかもしれません。私の姿勢ですって。だったら、菊陽に住みなさいよ、あなた。そうでしょう、大津町に要らんから。代わりはどれだけでもいますよ、はっきり言って。そうなってしまいますよ。はい、終わります。

○議長（桐原則雄） それでは、一般質問をこれで終わりたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。傍聴の皆さん、ありがとうございました。

午後2時47分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 陳情・請願審査報告

令和5年第3回大津町議会定例会会議録

令和5年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和5年3月17日(金曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 府 内 淳 貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中 井 雄 一 郎 副 町 長 佐 方 美 紀 総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長 吉 良 元 子 総 務 部 長 藤 本 聖 二 兼 法 制 執 務 係 長 住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也 総 務 部 財 政 課 長 田 邊 嵩 博 財 政 係 健 康 福 祉 部 長 坂 本 光 成 教 育 長 吉 良 智 恵 美 産 業 振 興 部 長 田 上 克 也 教 育 部 長 羽 熊 幸 治 都 市 整 備 部 長 村 山 龍 一 教 育 部 次 長 百 田 止 水 併 任 工 業 用 水 道 課 長 総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳 農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲

令和5年第3回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和5年 2月17日 陳 情 第 1 号	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書	熊本県菊池郡大津町陣内 1931-1 シティーハイツ上田4-102 熊本県建築労働組合 大津分会 松尾 功誠	総務 常任委員会

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 1 号	大津町議会の個人情報の保護に関する条例について
議案第 35 号	令和 5 年度大津町一般会計補正予算（第 1 号）について
同意第 1 号	大津町副町長の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 令和 5 年 3 月 1 7 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 5 令和 4 年度・令和 5 年度議員派遣について 議決
- 日程第 6 発委第 1 号 大津町議会の個人情報の保護に関する条例について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 議案第 3 5 号 令和 5 年度一般会計補正予算 (第 1 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 同意第 1 号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 5 年 3 月 6 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第 1 4 号、議案第 2 4 号関連、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号関連、議案第 2 8 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号の 9 件であります。

当委員会は、3 月 7 日審議の前に 4 か所の現地調査を行い、その後委員会室 4 0 3 号におきまし

て、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過につきましては、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

最初に議案第14号、大津町工業団地整備事業特別会計設置条例の制定についてであります。産業振興部企業振興課におきまして、委員より今回の工業団地は、令和9年度に分譲開始とのことだが、その間に土地の価格も上がっていくのではないかと。との問いに執行部より、工業団地の分譲開始予定は、令和9年度を目標としております。土地の価格につきましては、令和5年度に不動産鑑定業務委託を計上しており、価格設定を検討していきますが、できるだけ早く分譲できるように取り組んでまいりますとありました。

また委員より、先日の報道で、熊本市は産業用地の分譲を令和8年度から開始とありました。大津町ももう少し早く完成できないのか。との問いに、執行部より、熊本市は産業用地開発事業者を公募し、民間主導で整備される予定であります。組織体制も部局横断的に専門の職員を配置し対応されていると伺っております。本町の工業団地につきましては、1か所は直営手法ですが、適地調査の結果、もう1か所も非常によい場所でしたので、その1か所は民間主導で取り組んでいきたいと考えております。関係法令等の課題を早期にクリアしながら、県も半導体拠点推進調整会議を設置し、市町村に伴走支援していただけることになりましたので、県とも連携しながら、早期に取り組んでまいりますとありました。

意見といたしまして、事業の進め方や外部への公表の仕方など、しっかりマネジメントしていかないと、住民からは町は何をしているのか分からないと言われる。公益性から公表できない点もあると思うが、公表することで、発展性につながる部分も出てくるため、しっかり意識しながら動いてほしいとありました。

議案第14号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてであります。

産業振興部農政課から説明がありましたが、さしたる質疑はありませんでした。

議案第24号は、討論はなく採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、町道の路線認定についてであります。

都市整備部建設課から説明がありました。委員より、今回認定する路線は交通量が増えているのか。との問いに、執行部より、朝夕の時間帯、中核工業団地や大津町市街地、国道57号等への通勤車両等が増えております。とありました。委員より、本路線は凍結などの心配はないのか。との問いに、執行部より、今年度は凍結した報告はありませんでしたとありました。

議案第25号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和5年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金が計上されているが、町内の国有農地はどこにあるのか。との問いに、執行部より、対象地は、おおきく土地改良

区事務所の南西にある県道敷地内に3筆、合計21平米と北側復旧道路の大津インター西側に位置する1筆、1千629平米ですとありました。

委員より、質疑 対象地は現在誰かが耕作されているのかとの問いに、執行部より、陣内の3筆は道路敷地の一部となっています。大津の1筆は現在誰も耕作していない状況ですとありました。

意見といたしまして、耕作されないと荒廃が進んでしまうので適正に管理していただきたいとありました。

農業振興部農政課におきましては、委員より、かんしょ基腐病対策の補助金について、今後も苗の消毒に補助を行うのかとの問いに、執行部より、町では、基腐病対策協議会を立ち上げ、これまで3年間補助を行ってきましたが、協議会より事業継続の要望がありましたので、引き続き苗及び苗床の消毒にかかった費用の2分の1補助を考えております。また、対策に効果のある農薬の認証登録があれば、支援の拡充を行っているとありました。

また委員より、電気牧柵等の設置費用を補助する鳥獣害防止対策事業について、現状どのようになっているか。また、予算は足りているのかとの問いに、執行部より、電気牧柵はおおむね5年ごとに更新をされています。猪に対する電気牧柵が主ですが、最近は鹿も増えているため、鹿用の電気牧柵を要望される場合もあります。更新時期の関係により、年度間で申請件数は異なりますが、現状は、申請に対応することができております。令和5年度のは、80基の予算を計上してありますとありました。

また委員より、環境保全型農業直接支払交付金はどのような内容かとの問いに、執行部より、大津町には取組主体が3団体あります。主な作物は大豆で、有機農業等の環境に優しい農業に取り組まれた場合に、1反あたり1万2千円の補助金を交付しております。

また委員より、主食である米や麦で環境に優しい農業はできないのか。取り組むことができる作物は限られているのか。国の補助もあるため、国策であると思うが、抜本的な改革には程遠いと感じるとの問いに、執行部より、消毒をしないことで雑草が生えてくるなど、管理上の問題もあります。また、米・麦・大豆の田に畜産農家から堆肥をまいてもらう「耕畜連携」の取組は行われていますが、補助金の要件を満たす取組は、一部の面積に留まっています。事業への取組が、安心安全な食物を作るPRになります。まだまだ拡大には至っていないのが現状です。町としては、環境に優しい農業を広げ、推進をしていきたいと考えておりますとありました。

また委員より、菊池台地用水土地改良区について、事業概要では竜門ダムの水は農業用水として使用されているとなっているが、昨今、工業用水利用として利用するなどの話が上がっているが、現況についての情報はあるのかとの問いに、執行部より、竜門ダムの水に関しては、平成9年から農業用の水として供用開始されております。町に護川地区と北部畑総、約260ヘクタールに受益地があります。夏場の水利用については、稲作地域などにおいて計画水量を上回る水量が使われている現状があります。よって、農業用水の計画としては計画水量を十二分に使っている状況となっております。新聞報道で提示されている内容は、「有明工水というラインがあり、現在、約2万6千トンの計画のうち約1万6千トンが使われております。そのため、使用されていない約1日2万ト

ン分が使える状況にある」というものでした。今後、県の企業局等が調査研究を行っていくものと考えています。今のところ、町に入ってきている情報は以上でありますとありました。

また委員より、情報を踏まえると農業用水に関して影響はないと考えていいのかとの問いに、執行部より、農業用水に関する影響については、県企業局等が分析を行っていくものと考えられます。思われます。当然、農業用水の割当て分を使用するとなると影響が出ると考えられるため、調整が行われるものと考えておりますとありました。

また委員より、地域の農家にも農地を守るために安全な箱わな等で有害鳥獣の捕獲をお願いできないか。また、有害鳥獣を捕獲することにより、補助金を交付することで農家への売上げにもつながると思うがどうでしょうという問いに、対し執行部より、現在、地域の農作物は地域で守るとして、多面的機能支払交付金事業の中で4支部が地域駆除隊を組織され、地域の農家の方に有害鳥獣の捕獲をお願いしております。捕獲活動費については多面的機能支払交付金事業より支払われ、有害鳥獣を捕獲した場合には、頭数に応じて町補助より支払う仕組みとなっています。

委員より、高尾野森林公園遊歩道整備について遊歩道だけを考えるのではなく、費用対効果を検討し、森林公園の利用者を増やすために何が必要かを総合的に考えた方がいいのではないかと問いに、執行部より、今回の整備は森林公園駐車場から森を散策できるような遊歩道改修を考えていますが、それだけでは公園利用者の増加につながりませんので、県や基本財産林保護員等のアドバイスを受けて考えていきたいと思っております。

また、今年度、大津北小の小学生が森林公園内で植樹祭を行った際にグランピング、キャンプ、バーベキューなどの遊べるような場所があるとうれしいとの意見を頂いておりますので、様々な意見を取り入れ総合的に研究していきたいと考えておりますとありました。

また委員より、森林公園内の日当たりが悪くうっそうとしていると人は寄ってこないから、森林の間伐は欠かせないと思われる。また、吹田団地北側の林道も整備されたことで、新たな出入口の確保も必要であり、森林公園整備は単年度ではなく長期的な計画で考えてほしいとの問いに、執行部より、山林機能の仕組み、性質などをしっかり捉えながら、基本財産林保護委員の指導助言を仰ぎ、森林間伐を行うことで全体的に日当たりの良い公園を目指したいと考えています。また、森林公園整備については単年度ではなく例えば継続費を活用して複数年度で継続しながら進めたいと思っておりますとありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、地域のコミュニティを高めるには祭りは重要である。地蔵祭の花火打ち上げは、多くの人が見られる場所がいいと思う。打ち上げ場所や時間等、様々な制約もあると思うが、過度な制約になっていないか。規制は必要だと思うが、もう少し調整はできないのかとの問いに、執行部より、花火を打ち上げるには、飛行機の最終便の後に始めなければいけないことや、火の粉により火災が起らないよう、消防団に事前に水をまいていただき協力を得て実施しております。場所につきましては、運動公園での実施の話もありましたが例年通りの町民グラウンドでの実施となりました。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により地蔵祭が中止となり、11月に花火だけの開催となりましたが、新年度は、祭り終了後に花火を打ち上げ

ますので、時間のバランスはとれるのかと考えております。また、祭りの会場としましても、従来の役場周辺での開催を望まれる声もあります。最終的には実行委員会で決定されることとなりますが、町としても対応できるよう予算を計上したところでありますと答弁がありました。意見といたしまして、祭りを盛り上げている人たちの意識を高めることも必要だと思ふ。例えば、統一したジャンパーなどを身に付けてアピールすることで結束が強まることも考えられる。どうすれば皆が協力し合って祭りが成功できるのか考えていただきたいとありました。委員より、地藏祭を以前の県道沿いで行うことも検討されているが、実行委員会形式で行っているが、実質的には商工会役員が実施している。何かあった場合に責任を取れる人がいない。町の主催として実施することにより、責任の所在や、花火の規制の部分、また、町中心部の人たちの祭りになっているような印象もあるため、町全体の人を楽しめる印象となり、まとまりが出るのではないかとの問いに、執行部より、町も実行委員会に入り協議させていただいておりますので、今回の意見を踏まえて検討していきたいと思ふとありました。委員より、地域おこし協力隊は町外から入ってこられる。地方自治の考えから行くと、自分たちでできることは自分たちでしなければいけない。できない部分はアウトソーシングし、優れた技術や見識を取り入れることは良いことだと思ふ。しかし、外部から来て期間が終わればいなくなり、取り組んできたことがなくなってしまう。技術や手法を引き継いでいけるようなシステムはできているのかとの問いに、執行部より、地域おこし協力隊は、3大都市圏や政令市から3年間の期間で来てもらい、それぞれのミッションに基づき仕事をし、その後も町に残り活動していただいております。これまでは取組を残す道筋は現時点では残せていないのが現状です。しかし、既存の隊員や今後入ってくる協力隊につきましては、技術や手法を残していくよう取り組んでいきますとありました。また委員より、大津町商工会が旧包括支援センターへ移設するにあたり、家賃を支払うとなっているが無償貸出しができないか。家賃がなければその分のお金を事業の充実に図られ、商業者全体に還元できる。商工会は商業者の窓口となっているため公益に付している。受益者負担の原則があるが、公共施設の貸付けにおいて公益に付する場合は町長の判断で無償とすることができるとされているが、それに該当するのではないかとの問いに、執行部より、商工会の移転については、旧電算室と旧包括支援センターで商工会に検討していただき、商店街に面している、また、役場にも近くなることで、商業者、商工会、役場と三者一体として取り組んでいく目印になりますので、町としても支援していきたいと考えています。令和5年度の商工会助成金の予算は事業者支援や商工会の移転に伴い増額を計上しているところであります。財産の貸付けにつきましては、普通財産となり財政課が管理しています。町としまして、総合的に判断し家賃をいただくことで協議をしてきたところでありますとありました。委員より、ビジターセンターをくまモン仕様に改修するという記事を見たが、予算はどうなっているのかとの問いに、執行部より、県庁のくまモングループの事業で、くまモンランド化構想の中、くまモンを活用した拠点を幾つか設置し、そこを結ぶことで地域活性化を図る取組を行っており、今年度は大津町が選ばれました。町も一部負担をしておりますが、総合政策課で予算を計上しています。今回、熊本国際空港のリニューアルに合わせオープンできるよう取り組んでいるところであるとありました。

産業振興部企業振興課におきましては、委員より、企業誘致の状況について、問合せ件数が56件のうち立地数が14件との報告であったが、立地に至らなかった42件の理由はなぜか。また、その42件は、他市町村に立地を決められているのか。この状態は工業団地が整備されるまで続くということになるのかとの問いに、執行部より、マッチングに至らなかった主な要因は、企業が求める土地の広さや形状、価格等の面などから、企業側の方針に沿わなかったことが主な理由かと思えます。問合せがあった企業は、他市町村に立地を決められたところもありますが、まだ進出自体を決められていないところもございませう。町の工業団地分譲開始までは、時間はかかりますが、その間は、工業団地へ進出していただく企業の誘致を行うとともに、併せて「企業誘致パートナー制度」を活用し、民間の力を借りながら、マッチングを行ってまいりますとありました。

また委員より、4年後に工業団地の分譲を始める場合、それまでに他の市町村に進出検討している企業を引き止めることもできるのか。引き止める策など、何か考えているかとの問いに、執行部より、既に他市町村に立地してしまった企業でも、更なる増資などを検討されている場合もございませうので、企業の動向をしっかりと把握し、町の優位性等をアピールしながら、引き続き企業誘致を行ってまいりますとありました。

また委員より、企業の立地状況について、モニターで報告されたが、大津町の状況だけの報告ではなく、近隣市町村と比較できるようにしていただけないか。立地件数が、他市町村に比べて多いのか少ないのか比較ができていくとの問いに、執行部より、今後、比較ができるように改善してまいります。なお、企業立地件数は、この菊池圏域の中でも大津町は上位となっておりますとありました。

また委員より、最近、大津町企業連絡協議会との情報交換は行っているか。現在の大津町の状況など、積極的に情報を提供していただきたい。そうすることで、企業側も新たな投資を検討していく可能性につながっていくのではないかとの問いに、執行部より、直近では、2月下旬に、定例の役員会を行っておりますが、その際に、企業誘致の状況なども報告しております。役員会や、全ての会員企業向けにも、定期的に情報発信を行っておりますとありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、国庫補助や起債などはこれまでとどのように変わってきているのかとの問いに、執行部より、国が推進している「防災・減災国土強靱化事業」が当初3か年緊急対策から5か年加速化計画で対策するように変わってきています。この事業は道路や河川及び学校等の教育施設の老朽化した施設の維持・補修に充てられる事業であります。この事業を活用して河川浚渫や急傾斜地対策を行っていきます。

また委員より、河川浚渫や急傾斜地対策に充当する起債の充当率や交付税措置率はいかほどかとの問いに、執行部より、充当率は100%、交付税措置率は70%ですとありました。

意見といたしまして、国の有利な補助や起債を活用していくべきである。5か年最後となる令和7年度までにできるだけやってほしい。また大津町を含め周辺地域が他事業で建設業の人手不足に陥る可能性があるので、準備をきちんとしておくべきであるとありました。委員より町道本田枝研北通線と町道馬場坂線の交差点部の改良予定はないのか。交通量の少ない馬場坂線が優先道とな

っているが、明らかに交通量が多い本田技研北通を優先にする交差点改良が必要ではないのかとの問いに、執行部より、現状を踏まえ、利用者である地元や交通規制管理者である警察署等の関係機関と協議して交差点改良の方向性を考えていきますとありました。

また委員より、これからの発展が見込まれる大津町を考えて、新たな道を作るか拡幅するなどやっていく予定はないのか。先手を打ってやっていくべきではないのかとの問いに、執行部より、地方創生整備推進交付金等の有利な補助事業を活用して大津町全体の産業活性化につながる道路整備を行うため、都市計画や振興総合計画と連携して道路整備計画を行っていきますとありました。

意見といたしまして、熊本市中心部から熊本空港までの道路整備の計画もあるので、終点部に位置する大津町もうまく追従して発展につなげてほしいとありました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、都市計画基礎調査とは、どのような調査内容かとの問いに、執行部より、大津町は全域が都市計画区域であるため全域が調査対象となります。おおむね5年ごとに都市計画区域内や用途区域内における人口の増減、土地利用や交通状況など現状を調査・整理します。調査結果に基づき、今後の計画都市マスタープランや用途区域の変更の際には基礎資料として活用していくものになります。また、この調査は熊本県の事業で行うものであるため、成果を熊本県へ提供し、熊本県で取りまとめることとなっておりますとありました。

委員より、町立公園の維持管理費には指定管理に移行する内容に重複はないか。予算はしっかりと分けてあるのかとの問いに、執行部より、今回の年間維持管理費は7千360万円となります。これまでは、杉水公園・高尾野公園・昭和園テニスコート・山村広場も併せて管理しておりましたが、植栽・清掃管理や光熱水費など指定管理に移行する分の1千700万円を減額し、その分を生涯学習課の方で予算計上されておりますとありました。

委員より、室住宅解体後の活用はどのように考えているかとの問いに、執行部より、今後の利活用については、長寿命化計画のなかで、公園整備や公共施設の建設など地域貢献につながる活用を検討していきたいと考えておりますとありました。委員より、あけぼの団地大規模改修工事後の入居は増えているのかとの問いに、執行部より、入居率は、改修前は68%ですが、改修後は部屋の状態が向上していますので84%となっております。ただし、家賃に工事費を上乗せするので家賃が高くなる世帯が退去されることもありますとありました。

委員より、町営住宅には、入居者が軽微な修繕や家の周辺は自分で管理するなど最低限守らなければならないルールがあったと思う。支障木伐採は、町の負担だけでなく、ある程度地域や入居者でやってもらってもいいのではないのかとの問いに、執行部より、以前は区役など地域でやってもらっていたときもありましたが、入居者が高齢化し、できない団地が増え、町に依頼されることが増えておりますとありました。

また委員より、公有地の拡大の推進に関する法律とはどういうものかとの問いに、執行部より、地方公共団体などが、公共の目的のために必要な土地を取得しやすくするための1つの手法であります。届出制となっており、市街化調整区域であれば5千平米以上、非線引き都市計画区域では1万平米以上の土地売買の前に土地所有者から町を経由し県へ届出の義務があり、そこから3週間の

期間で県や町の既存計画に該当する土地であった場合は、行政側が優先的に土地を取得することができるというものでありますとありました。

委員より、国庫補助事業など国の動向に変化はあるかとの問いに、執行部より、都市計画の事業は、事業計画を立てることが必須であり、例えば都市再生整備計画事業では、事業評価をし、計画が採択され、事業を実施し、その後その事業の事後評価を行う必要があり、事業効果が上がらなかった場合には、会計検査での指摘や、最悪の場合国庫補助金の返還という措置も出てくるかもしれません。また、立地適正化計画を策定していることが補助事業の交付要件となっていることも通達が出ているため、大津町も立地適正化計画の策定も視野に入れたまちづくりが必要になってくると考えておりますとありました。

意見といたしまして、もしも補助金の返還が必要となった場合、その責任は誰にあるのかと考えたとき、それは事業計画の決裁権者である首長やそれに賛成した議会にあると思う。何事にも綿密な計画のもと事業が行われるものではあるが、我々議員の責任の重大さを改めて感じたと思われました。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、浄化槽や公共下水道を含め、今後の排水処理人口の増加は想定内かとの問いに、執行部より、浄化槽については、地域計画内の件数であります、公共下水道処理人口の増加は想定を上回っておりますとありました。

議案第26号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号、令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

産業振興部農政課から説明がありましたが、さしたる質疑はありませんでした。

議案第28号は、討論はなく採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計予算についてであります。

産業振興部企業振興課から説明がありました。

委員より、歳入の県支出金「工業団地整備促進補助金」の2分の1補助は、以前から制度があるのか。戦略的に取り組んでいかなければならないため、国・県の制度で活用できるものは、しっかりと情報収集しながら、頑張ってもらいたいとの問いに、執行部より、補助金の制度は以前から設けてありまして、今回は、基本設計の事業費に対して、県から2分の1の補助を受けることができますとありました。

議案第31号は、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、令和5年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

都市整備部工業用水道課より説明がありました。

委員より、今後工業団地に進出する企業が使用する水量などについて把握はしているか。また、工業団地を整備するにあたり、工業用水道を用意するのかを検討しているかとの問いに、執行部より、新しく整備する工業団地にどのような業種の企業が進出するかの動向は探っているところです

が、現時点では工業用水道を設置することは考えはありませんと。また委員より、半導体関係の企業は大量の水を使うため、新しい工業団地に工業用水道を整備するのは企業誘致のカードになるので検討する必要があるのではないかとの問いに、執行部より、工業用水道を整備するにあたって、排水処理も併せて検討する必要があります。企業振興課と連携して進出企業の情報を収集しつつ、町の方針を発信しながら検討していきたいと考えおりますとありました。

議案第32号は、討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第33号、令和5年度大津町公共下水道事業会計予算についてであります。

都市整備部下水道課より説明がありました。

委員より、現在設置されている自家発電設備に不具合などは見られるのかとの問いに、執行部より、定期的なメンテナンスは行っていますので、機能としては問題ありませんとありました。

また委員より、不具合が見られないのになぜ更新が必要なのかとの問いに、執行部より、更新対象の自家発電設備につきましては、平成元年供用開始時からのもので、耐用年数を大きく超えており、ストックマネジメント計画策定時の調査においても更新の判定が出ております。加えて、水処理増設に伴い、機能の増強も必要となりますので、ストックマネジメント計画に沿って更新を行うものでありますとありました。

また委員より、更新前の発電機はどのように処分するのかとの問いに、執行部より、更新事業の中で有価物として処分することになるかと思いますが、今後、実施設計の中で最も有利となるような処分の方法を検討しますとありました。

意見といたしまして、例えば、地域の避難所等に活用するなど、単に処分するより、有効活用ができるのであれば、そのような手法も含めて検討してもらいたいとありました。

また委員より、昨今の社会情勢の変化の中で、今後の排水量はますます増えていくと思われる。例えば新たな工業団地などが立地した場合は、処理場としてどう対応するのかとの問いに、執行部より、今回全体計画等の見直しを行う中で、水処理4系目の規模を、1日当たり5千700立米程度としております。これは現在の中核工業団地をまかなえる規模であります。これ以上に流入量が増えるならば、更に増設するスペースを活用して機能増設を図っていく予定ですとありました。

意見としまして、世の中の動きが読みにくい状況で、いい方向に動いた時にそこで対応できないことがないように、しっかり状況を見極めて取り組んでほしいとありました。

議案第33号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第34号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計予算についてであります。

都市整備部下水道課より説明がありましたが、さしたる質疑はありませんでした。

議案第34号は、討論はなく、採決の結果全員原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、お願い申し上げまして経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時50分より再開します。

午前10時45分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 皆様、こんにちは。ただいまから令和5年3月6日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第26号関連、議案第27号、議案第29号、議案第30号の11件であります。

当委員会は、審議に先立って3月7日に関係する12か所の現地調査を行い、その後委員会室402において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず議案第15号、錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

委員より、町から錦野区へ譲渡することによる、それぞれのメリットやデメリットは何かとの問いに、執行部より、錦野区のメリットとしては、これまでも地区の利用が主ではありましたが、町管理による制限もありましたので、今後は、制限無く自由に利用できるようになる点です。デメリットとしては、これまでは町が維持管理を行っていたので地元負担はありませんでしたが、今後は地区で管理していただくため、維持管理の費用負担が発生します。修繕等も地区で行うこととなるため、他の地区同様に、町の補助金等を活用しながら行うこととなります。町のメリットとしては、維持管理の費用負担が削減されることとの答弁がありました。

委員より、下陣内地区農業研修センターは同じ時期に、同じ様な規模で建てられているようだが、一緒に移管するとはならなかったのかとの問いに、執行部より、下陣内地区農業研修センターも錦野地区公民館分館も、農業予算で建てておりますが、錦野地区公民館分館は、旧町村ごとに設置された分館という位置づけでした。これまでも、杉水地区公民館分館を杉上区へ、瀬田地区公民館分館は地震による解体、平川地区公民館分館を御所原区へ、そして今回の錦野地区公民館分館と順次、地元と協議しながら移管を進めてきました。下陣内地区農業研修センターは農政課の管轄になりますが、まずは、地元と協議されていくことになると思いますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第15号については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、財産の無償譲渡についてであります。

特に質疑はありませんでした。

討論もありませんでした。

採決の結果、議案第16号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、民法等の一部を改正する法律の施行による関係府省令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、本会議のときに御意見があった、しつけまで懲戒権に含めていいのかというところで説明、フォローをされたと思うが、説明資料の修正があるのかとの問いに、執行部より、民法第822条に懲戒権の規定がありましたが、今回その改正ということで一般的には懲戒権というのが、子供にしつけを行う権利も含まれていると言われてきたとあります。そういう状況の中で、そのしつけを主張して児童虐待や行き過ぎた行為を正当化する口実に利用されているという指摘があり、国でもこれについて議論され、一度は見直す話も出ましたが見送られたという経緯もあります。その経緯もあって、今回の法律改正の目的は、しつけと称しての児童虐待を正当化する口実となっているという課題のために行われたと解釈しています。本会議で御指摘がありまして、説明資料にあります用語の説明については、誤解を招く可能性もありますので、「しつけ」という文言については削除させていただきますとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、この改正についての国の狙いは何なのか。バス事故の事案を受けてのバス送迎の安全管理ということの他に何かあるのかとの問いに、執行部より、安全計画の策定については、バス送迎における安全確保が第一の目的だと思います。幼稚園や認定こども園は、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられていますが、保育園関係では義務付けられていませんでしたので、今回の法改正により、保育園については県の条例で改正され、町では家庭的保育事業等と放課後児童健全育成事業についての条例を改正するものです。また、業務継続計画の策定は、元々新型コロナウイルス感染症やその他感染症等での業務継続というところがきっかけと聞いています。本会議の中で、安全計画のひな形等や業務継続計画のガイドライン等は示されているのかと質問がありましたが、安全計画については国からひな形や策定の留意事項が示されており、業務継続計画についても国からひな形や関連するガイドラインが示されています。策定義務化と一部猶予期間がありますが、どのくらいまで策定ができていないのか、もしくはできていないところはどの辺りが課題になっているのか等、指導助言等も含めて行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、どのようにして安全計画の実効性を持たせるのかとの問いに、執行部より、策定につきましては、できているかどうかの確認や指導助言等を行っていき、機器の取付けについては、取付けが終わってから、適正な機器が取り付けられているのか、その機器をきちんと操作することができるのかというところまで確認する予定です。また、義務化されていない施設についても、監査や実地指導のときに確認していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、機器は、バスに取り残された人がいるときに知らせるようなものかとの問いに、一部

の園では、取り残された人が車内のブザーを押して外に知らせるものを取り付けられていますが、今回国が示している機器は、車内に人がいると感知する自動センサーのような、取り残された人が自発的な行動をしなくても感知するような機器や、エンジンを停止するとブザーが鳴り、バス後方にブザーを止めるためのボタンがあるものです。ガイドラインに該当する機器の型番等は国から示しがあり、それに合致しなければなりませんとの答弁がありました。

委員より、補助はどのようになっているかとの問いに、執行部より、補助対象となるのは4月から義務化される保育所関係の送迎用バスで、令和5年度当初予算で2園・5台分を計上しています。機器の取付けが義務化されていないバスについては、所在確認の点呼、マニュアル等は備えられています、そちらについてもしっかり確認していきます。また、他に国の補助対象となるバスに、学童の送迎で使われているものがありますが、こちらへの機器の取付けは努力義務となっており、当初予算には計上していません。今後学童の方と相談しながら、補正予算により対応していくことを考えていますとの答弁がありました。

委員より、補助額は幾らかとの問いに、執行部より、1台当たり17万5千円が基準額となっています。基準額内であれば10分の10で補助されますとの答弁がありました。

委員より、装置の費用はどの程度かかるのかとの問いに、執行部より、導入する機器にもよりますが、現在国が示しているものには、エンジンを切ると後方でブザーが鳴る機器は低額なもので本体が6万円、高いものになると後方ブザーとセンサーの両方を兼ね備えた機器で17万円程度のもがあります。取付け費用は別途かかりますとの答弁がありました。

委員より、努力義務のところも補助は同じかとの問いに、執行部より、学童保育の送迎については、基準額は1台当たり8万8千円です。基準額を超えた場合は事業者負担となりますとの答弁がありました。

委員より、町が差額分を補助するということはないのかとの問いに、執行部より、現在のところは、令和5年4月から義務化されていないところについては予算を計上しておりません。事業者の方と協議をしながら今後検討していきますとの答弁がありました。

意見として、安全計画に対する指針があればそれを示してもらい、協力しながら計画を達成、実行性が持てるようバックアップしていただきたい。バスの安全装置も事業者にあまり負担がかからずに取付けができるようお願いしたいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第18号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、この条例の改正内容やこども家庭庁ができることは、各保育園に周知徹底しているかとの問いに、執行部より、各保育園にはこども家庭庁が設立されることは周知しています。この条例改正により、保育所等で何かが変わるというものはありません。こども家庭庁が新たに設立されることに伴い、保育所等の所管が変わります。現在、保育所は厚生労働省所管で、認定こども園

は内閣府が所管、幼稚園は文部科学省が所管となっていますが、こども家庭庁になると幼稚園はそのまま文部科学省が所管、内閣府所管の認定こども園と厚生労働省所管の保育所がこども家庭庁所管となります。これにより、主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わるというのが改正の一つ目です。二つ目は、主務大臣が基準の整合性を図る規定が整備されることについての改正、三つ目は、保育所と認定こども園が同じ所管になることで、事務の調整を図るための協議が不要になることについての改正です。また、子ども・子育て支援法により設置されている「子ども・子育て会議」が今後こども家庭庁に新設される「こども家庭審議会」に移管されることで、子ども・子育て支援法の条文が削除され条文が繰上りますので、これによる改正が四つ目の内容となります。この改正で、町内の保育所の何かが変わったり、園児や保護者に直接影響が出たりすることはありませんとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第19号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、熊本県後期高齢者医療広域連合の条例で令和2年度の附加額算定の特例が廃止され、傷病手当金に関する条文が繰上げとなったが、住民の人たちに何か影響があるのかとの問いに、執行部より、廃止されたのは令和2年度の特例についてであり、直接住民の方に関する影響は特にありません。熊本県後期高齢者医療広域連合が条文を整備したことで、町も同様に係る条文を整備しました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、出産費用は、出産育児一時金の50万円で賄えるということかとの問いに、執行部より、これまでは加算額を含めて出産育児一時金は42万円でしたが、令和3年度の全国的な平均額は47万円、熊本県の公立病院の平均額は40万円となっています。医療機関ごとの費用については、40万円から47万円と幅広くなっており、金額的にはある程度賄えると考えています。都市部の自治体では、出産費用が50万円を超える医療機関もあると伺っていますと答弁がありました。

委員より、多胎児の場合はどうなるのかとの問いに、執行部より、子供1人当たり50万円が支給されますので、双子であれば100万円の支給となりますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第22号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和5年度大津町一般会計予算についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、ふくしの相談窓口について、資格を持つ専門職を委託して配置しているが、職員との連携体制はどうなっているのかとの問いに、執行部より、ふくしの相談窓口の委託につきましても、社会福祉士等の国家資格を有する方や福祉分野における相談支援機

関等での実務経験を有し、支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する方を配置しています。複雑化・複合化した相談が増加する中で、専門的知識やノウハウを有する事業所の力を活用し、役場職員と役割分担しながら共に課題解決を図っています。また、業務を委託してはおりますが、執務室内に席を配置し、職員との連携を密に町民の皆さんに寄り添った相談支援を行ってまいりますとの答弁がありました。

意見として、ふくしの相談窓口相談し、現在人生を前向きに進めているとの声も聞かれている。一方では、義務教育期間中は教育支援センター等で支援されているが、義務教育が終了した時にどこに相談に行っているのかわからず、先が見えないという方もいるため、窓口の周知に努めてほしいとありました。

委員より、全国的に民生委員の成り手不足や負担増加が課題となっているが、大津町の現状はどうかとの問いに、地域への説明会等を実施し、各地区から推薦いただいておりますが、60名のうち57名が選定済みで、2地区3名の方が未選定です。各区長へは選定状況を定期的に確認していますが、役場も一緒に適任者を探すよう協力していきます。また、区長と民生委員を兼ねている方が6名、夫婦で受けられている方が3組いらっしゃいます。選定方法は各地区で様々ありますが、民生委員児童委員協議会ともこういった形が望ましいのか意見交換を行ってまいりますとの答弁がありました。

意見として、1期3年で交代する地区や長年同じ方がされている地区もある。登下校時の見守りや役員会への出席、訪問調査など各地区で負担は異なるが、区長との兼任は非常に負担が大きいだろう。一定期間で委員を交代して民生委員経験者を増やし、地域福祉を充実させることも必要ではないかとありました。

委員より、難聴児補聴器購入費助成事業について、対象者は児童のみか。補聴器に対する補助制度について説明してほしいとの問いに、執行部より、身体障害者手帳を所持されている方は補装具交付事業で給付の対象となります。手帳の対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある方は補装具交付事業の対象とならないため、18歳未満の児童に対しては難聴児補聴器購入費助成事業で購入費の一部を助成していますとの答弁がありました。

委員より、時間外勤務手当について、具体的にどのようにして削減に取り組むのかとの問いに、執行部より、業務の効率化の1つとして、課題点もありますが、一部事務のオンライン化等も検討し、時間外の削減に努めます。また、全庁的にDXも推進していきますので、住民の皆さんの利便性の向上とともに、マイナンバーを活用した給付申請など合理化できる部分は工夫し、職員の負担軽減にも努めますとの答弁がありました。

委員より、障がい者基本計画等策定業務委託の内容について説明してほしいとの問いに、執行部より、令和4年、5年度において策定業務を行います。障害者施策の基本的方向について定める計画と令和6年度からのサービスの見込み量やサービス事業所がどの程度必要なかなどを見込む計画となります。現在、サービス利用者へのアンケートを実施しており、今後事業所へのアンケートや支援者等へのヒアリングを予定していますとの答弁がありました。

意見として、計画策定にあたり、生きがいを持って生活できるよう、働きたいと思っている人が働ける場所を確保していただきたいとありました。

委員より、災害時避難行動要支援者名簿の作成状況はどうなっているかとの問いに、執行部より、令和5年1月末時点で、名簿対象者が2千830名、うち1千163名、約40%の方が地域への本人情報の提供に同意をいただいております、支援不要や情報提供に不同意の方が843名、未提出が824名となっています。情報提供に同意いただいている方の名簿は毎年5月頃に区長、民生委員等へ配付していますとの答弁がありました。

委員より、各地区に名簿があるだけでは災害時に対応できない。他市町村では、避難計画作成を業務委託しているところもあるが、大津町での取組状況はどうなっているかとの問いに、執行部より、昨年度8地区において説明会を実施しましたが、計画策定に向けて継続して動かれたのは桜丘区のみです。新型コロナウイルス感染症の影響もあり役員会等を開催されていない地区もありました。本年度は区長、民生委員、地域福祉推進委員が一堂に会する、地域福祉推進懇談会を開催して取組について協議いただき、推進を行いました。また、町や社会福祉協議会が関わらずとも地域で避難計画を作成されていたりもするため、現在各地区へ状況を調査しています。引き続き社会福祉協議会や防災交通課とも連携して計画策定を推進していきますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、ファミリーサポートの会員が1千24人と多いが、利用されている方が多いということかとの問いに、執行部より、登録会員には利用する側の依頼会員と協力いただく協力会員がおられますが、協力会員が固定化している状況です。毎年センターから協力会員としての継続確認の通知を出され、多くの方が協力会員として継続されますが、実際に活動されている会員は少なくなっています。辞められることはありませんが、様々な事情で今は難しいという方が多いのではないかと思いますとの答弁がありました。

委員より、実質的にどれぐらいの人が利用されて、活動していない会員はどれくらいいるのかとの問いに、執行部より、令和3年度の利用実績は、預かりが405件、送迎が818件の合計1千223件でした。お休みされている会員の人数は把握していませんが、協力会員は317人、依頼会員が609人ですとの答弁がありました。

委員より、保育補助者雇上事業補助金の予算が3倍程度に増額しているが、補助者が増えているということかとの問いに、執行部より、令和4年度当初予算と比べると3倍ほどの額になっていますが、今年度は補正予算で増額しています。人数は令和4年度と同数程度ですが、保育園によっては今年度の人数に加えて補助者を雇用したいと考えられていますとの答弁がありました。

委員より、護川小学校の学童施設について、定員40人の2クラブで足りるのか。護川小学校区の人口も増えてくるように思うが、新たに建てなければならなくなるとまたお金が必要になるので、最初から40人の3クラブ準備するなどの考えはないのかとの問いに、執行部より、前もって多くの人数を受け入れる建物を建てるという考え方が国の補助事業等でも基本的にはなく、人口推計の見通しがまだ立っていないこともあり、待機児童が増えていくことへの対応は具体的な数値が出てからになります、少し人口が増えるところで若干大きめにしよう検討しているところです。

現状定員30人2クラブの計60人ですので、80人と少し増加するところで考えています。それでも増加する場合は状況に応じて作っていくことになりますとの答弁がありました。

意見として、状況に応じてというのが無駄遣いになるのではないかとありました。

委員より、未就学の児童が将来就学して学童を利用するというのはこの計画の中に入っているのか。40人の2クラブとした根拠は何かとの問いに、執行部より、1クラブがおおむね40人という基準から40人と設定しています。人数として40人でないといけないわけではありませんが、40人2クラブとしていますとの答弁がありました。

委員より、5、6年先はわからないから、その時の状況でまた作るしかないということかとの問いに、執行部より、護川小学校の児童数の推移を見たときに、今年度の全児童数は166人で、翌年度以降は10人程度の増減で推移する見込みですが、急激に増えるという状況はまだ見えていません。今後周辺の開発等が進んだ場合についてですが、開発による子供の数の推計は難しいところがあります。これまでの町内の状況を調べたところでは、かなりの宅地開発があっても小学校に就学するときにはある程度児童の数が減っているというような状況があり、出入りが多い町であると推測されます。今後人口が大きく増加する兆しがあるという点は、しっかり注視していきたいと思えますとの答弁がありました。

委員より、護川小学校の学童保育施設の階段を、外階段ではなく内階段にしてほしいと言われていたのを聞いたが、意見を参考にして取り入れてはどうかとの問いに、執行部より、前回の大津小学校の学童保育施設では、安全対策、防火関係で外階段にしたと聞いておりますので、確認のうえ今後検討しますとの答弁がありました。

委員より、来年度、学童を指定管理で募集すると思うが、募集範囲等はどうかを考えているかとの問いに、執行部より、今までは町内としていましたが、当課としては、今後は範囲を広げて募集したいと考えています。ただし、どこまでの範囲にするかも含めて、今から協議していくところですのでとの答弁がありました。

委員より、令和6年度から大津幼稚園が民営化され、大津幼稚園にいた職員が保育園や陣内幼稚園に来ることで、会計年度任用職員で働けなくなる人が出てくると思うが、その辺りはどうかとの問いに、執行部より、大津幼稚園の会計年度任用職員は、引き続き大津幼稚園で働くことができるよう、移譲先事業者の方も提案されていますので、説明会や条件の協議等を今後行っていく予定です。大津保育園や陣内幼稚園の会計年度任用職員は、令和6年3月末で任期が終わり改めて募集することになりますので、そのことについては任用のときに話をしていますとの答弁がありました。

委員より、先生が変わることは子供たちへの影響が大きいので、できるだけ先生は変わらずに継続していただきたいがいかかとの問いに、執行部より、現在、大津幼稚園の保育にあたる正規職員が4人います。幼稚園、保育園全体として保育士が不足しており、会計年度任用職員を募集しても人材が見つからない状況ですので、正規職員が残りの2園に異動して結果的には不足する保育士を補充する形になるといった捉え方もあります。できるだけ影響のないように進めていきたいと考

えていますとの答弁がありました。

意見として、しっかり話を聴いていただいて、お互いが理解しながら嫌な思いをする人がいないように進めてもらいたいとありました。

委員より、他の市や町のような子育てガイドブックを大津町でも作っていただきたい。子育て教育環境日本一と言っているからには、まずは手作りでも良いので心のこもったものを作り、その後予算をつけてきちんとしたものを作るべきと考えるがいかがかとの問いに、執行部より、子育て支援課だけでなく、健康保険課でも伴走的支援で出産子育ての支援等もありますので、連携して事例等を研究し、作成に向けて準備を進めますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、延長保育利用者負担金のところで延長保育が18時から20時と言われたが、遅くまで預けられる方が多いのかとの問いに、執行部より、最近では、19時から20時の利用はとて少なくなりました。以前は20時までの利用がありましたが、多くても1人か2人程度でした。保護者の仕事の状況によりますが、現在は19時までの利用が多くなっていますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課大津幼稚園・陣内幼稚園関係では、委員より、陣内幼稚園の予算で修繕する遊具は、大津南小学校のグラウンドにある遊具かとの問いに、執行部より、陣内幼稚園の園庭にある遊具ですとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、金婚表彰事業について、対象者は届出制かとの問いに、執行部より、広報や主催者である熊日新聞に掲載することで事前に周知を行い、窓口での申請をお願いしていますとの答弁がありました。

委員より、高齢者外出支援サービス事業の対象者は具体的にどのようなものかとの問いに、執行部より、要綱では、本町に居住するおおむね65歳以上の高齢者又は要介護認定を受けている者、公共交通機関の利用及び同居する家族による移送が著しく困難である者、住民税非課税世帯である者、その他移送に関する福祉サービス等の利用が困難である者としており、特にバス停まで行く歩行能力があるか等の身体状況の確認をしっかりと行っていますとの答弁がありました。

次に、委員より、シルバー人材センター補助金について、燃料や農機具の価格が高騰しているが補助金の増額について要望はないかとの問いに、執行部より、価格高騰による補助金増額の要望は受けておりません。現在シルバー人材センターの会員数は316人で、令和3年度末の305人から増えており、会員拡大率は県内でも高いレベルにあります。会員獲得のため努力していただいているので今後もヒアリング等を行っていきますとの答弁がありました。

委員より、コロナ禍や物価高の中、シルバー人材センターの実績はどういう状況かとの問いに、執行部より、令和3年度の契約金額は約1億2千500万円で、1人あたりの平均月額は約3万6千円となっていますとの答弁がありました。

意見として、シルバー人材センターは高齢者の介護予防にも貢献しているのでバックアップ体制を丁寧にお願ひしたいとありました。

委員より、老人保護措置委託について、一人暮らしの生活困難者は増えているかとの問いに、執

行部より、令和4年度当初の天津町の措置人数は23人でしたが、年度途中の死亡・転出により減少し現在17人となっています。予算は新規入所者を加味して計上していますとの答弁がありました。

委員より、老人クラブ補助事業はどのような内容かとの問いに、執行部より、老人クラブが行う健康維持のためのグランドゴルフなどの活動に対する補助で、コロナ禍では活動を見合わせるクラブもありましたが、現在18クラブに対し補助を行っていますとの答弁がありました。

委員より、老人クラブの他にも通いの場をはじめ様々な活動の場があるが、それらの活動状況はどうかとの問いに、執行部より、現在通いの場が21か所、ミニディが26か所、社協が実施するサロンが9か所あります。様々な種類の団体に対してどのような支援ができるか情報収集しながら発信していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

意見として、これからは人と話したり体を動かすことが大事なので、そのようなことに焦点を当てて取組を進め、介護予防や健康維持につなげてほしいとありました。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、マスク着用については今後どのようになるのかとの問いに、執行部より、学校では4月1日以降は基本的にはマスク着用を強制しないことになっています。国の方針の変更があり、ウイルスの弱毒化とワクチン接種の普及により重症化リスクが下がったため、マスク着用は個人の判断とすることになっています。ただし、医療機関を受診する時や高齢者などの重症化リスクの高い人と接するときはマスク着用を推奨することになっていますので、啓発を行っていますとありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、新たな健康づくり事業について、現在どのような新たな健康づくりに取り組んでいるのかとの問いに、執行部より、新たな健康づくり事業は令和4年度から取り組んでいる事業で、地域活性化起業人制度として民間企業から健康保険課に着任している社員を中心に実施しています。内容としては、町として若い世代からの健康づくりの取組ができていないという課題があるために、住民の方はもちろん、企業や町職員のインボディ測定会や運動教室などを実施し、健康に関心を持ってもらうためのきっかけをつくる取組を実施しました。また、きっかけづくりの一つとして、庁舎西側の階段に昇降時の消費カロリーを掲示し、運動を意識付けることを目的として設置したところです。令和5年度は、町中央公園に距離などの表示も行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、健康づくり推進計画策定について、どのような計画策定を予定しているのかとの問いに、執行部より、健康づくり推進計画策定業務は来年度が5年に1回の策定の時期となっており、健康増進計画、食育基本計画、自殺予防対策計画を一体的に定めた町民の健康づくりに関する計画で、住民ニーズ調査を行ったうえで策定したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、地域活性化起業人の取組について、介護保険の財源が充当されているとの説明であったが、通いの場など地区に出向いての介護予防なども行っているのかとの問いに、執行部より、町の課題として若年層が健康作りに取り組んでいないという現状がありますが、高齢期の健康づくりとして介護予防事業にも地域活性化起業人が介護予防の効果的な運動などへの助言も行っています。

地域活性化企業人が地区の通いの場などに出向き、運動指導などを行っており、介護保険の交付金も活用しながら実施しているところでの答弁がありました。

委員より、新生児聴覚検査の助成を受けるには、個人で申請をする必要があるのかとの問いに、執行部より、新生児聴覚検査は、出生後、入院中の産科医療機関において実施されています。個人の申請ではなく、医療機関における現物支給ができるような体制を整備したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、こども医療費について、コロナ禍で過剰受診が抑制された部分もあったと思うが、医療費の状況はどうか。過剰受診を抑える周知等を継続して行っているかとの問いに、執行部より、こども医療費は、令和3年10月に対象を高校生まで拡大しましたが、令和3年度の経費についてはある程度見込額で推移したところです。今年度については、コロナウイルスの感染者数が増加したことが影響して、過剰受診というよりも発熱等の体調不良による医療機関受診が多く、コロナの検査については公費負担になりますが、受診料等については、保険適用となり、令和4年度については、1人当たりの医療費は上昇しています。医療費抑制の周知については、広報12月号で「こども医療の適正受診」について掲載しています。また、学校管理下での怪我などの場合の使用についても、学校教育課等と連携し、日本スポーツ振興センターの災害給付を活用するよう対応しています。今回の改正に併せて「こども医療費受給者証」にも、新たに学校管理下での怪我などについて明記しており、ある程度抑制につながっていると考えていますとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、学校規模により児童生徒数にバラつきがあると思うが、小・中学校通学区域等検討委員会の予定はあるのかとの問いに、執行部より、地域などからの要望はあっておらず、具体的な開催時期については未定ですが、今後は空港アクセス鉄道の整備など、社会情勢の変化により通学区域を検討する必要があると想定されますので、担当課としても課題等の整理を進めていますとの答弁がありました。

委員より、いじめ問題対策連絡協議会は定期的開催されているのかとの問いに、執行部より、本協議会は、定期的開催しているのではなく、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項について、連絡、協議を行うこととしており、開催すべき事案が発生した際は、すぐに開催できるよう体制を整えていますとの答弁がありました。

委員より、いじめが表面に出てきたときには、既に問題が大きくなっていることもあると思う。どのような対応をしているのかとの問いに、執行部より、日頃から、各学校においては、いじめなどの事案が発生しないよう教育委員会と連携しながら丁寧な対応や指導を行っているところです。開催すべき事案についての情報があつた場合は、速やかに本協議会を開催し、児童生徒、その保護者に寄り添った対応をしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、来年度、ジュニアリーダー夢議会はどのように開催するのか。また対象はこれまで通り、町内にある中学校2校と県立高校3校を考えているのかとの問いに、執行部より、現時点では、来年度の開催については、庁舎も完成し、主権者教育の醸成をより図るため、本会議場を主たる会場とし、各学校にはオンライン配信などができればと考えています。なお、対象については、これ

まで通り中学校2校と県立高校3校を想定していますが、しばらく開催できていませんので、これからそれぞれの学校と調整していきたいと思いととの答弁がありました。

委員より、教科書等の持ち帰りについて、自宅学習において必要ないものは学校に置いて帰る、いわゆる「置き勉」が進み、ある程度は児童生徒の負担軽減になったと思うが、デジタル教科書の導入はどうなっているのかとの問いに、執行部より、文部科学省では、学習者用デジタル教科書の円滑な導入に向け、実証事業などを実施し、効果的な活用の在り方や課題整理などを行っているところです。本町において、昨年度からそれらの事業を活用しながら町内全ての学校で、1教科または2教科のデジタル教科書を導入し、子供たちの学びを深めており、次年度以降も継続していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、児童生徒における不登校状態の改善や支援を行うため、各中学校に相談員を配置していると思うが、それぞれの学校で運用が異なっているように感じる。同じような対応はできないのかとの問いに、執行部より、各中学校における教育相談については、相談員をそれぞれ2名ずつ配置しており、基本的には同じような対応をしているところです。通常、各中学校の相談室において教育相談を行うところですが、大津北中学校においては相談室以外に別室があるなど施設面における違いはあるかもしれません。なお、大津中学校の相談員2名のうち1名が年度途中で退職したため、現在は1名体制となっている状況ですとの答弁がありました。

意見として、不登校児童生徒の保護者の会に参加したことがあるが、不登校という名前がマイナスのイメージがあるため、自由登校など別の名前に変えた方が良いのではというような意見があったとありました。

委員より、教育支援センター費について、教育相談員の人員は足りているのかとの問いに、執行部より、教育支援センターには副センター長1名、相談員4名、送迎等のサポートを行う職員1名、また各中学校に2名ずつの相談員をそれぞれ配置し、業務を行っています。現時点では、それぞれが横断的に連携、協力しながら業務を行っているところですが、年々、相談件数も増え、また相談内容も複雑化、多様化していますので、必要に応じて、支援体制の充実、強化を図っていききたいと思いととの答弁がありました。

委員より、適応指導教室児童生徒支援事業はどのような事業になるのかとの問いに、執行部より、民間の知見を活用し、主に中学生の数学、英語の学力保障の観点から、講師による学習指導を業務委託において実施しています。なお、適応指導教室申込者は23名になりますとの答弁がありました。

委員より、大津北小学校の雨に濡れる渡り廊下について、改善しているのかとの問いに、執行部より、現時点では、その部分についての対応はできておらず、今後の計画についても未定ですが、今年度については、学校からの要望を踏まえ、給食室通路への雨の降りこみ、校舎内の雨漏りについて対応を行ったところです。引き続き学校の要望を確認しながら、計画的な事業の実施に努めますとの答弁がありました。

委員より、台湾との海外交流事業について概要をお願いしたいとの問いに、執行部より、大津町

教育委員会では、これまで台湾高雄市にある小中学校と本町の小中学校との教育交流を積極的に進めてきたところですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、数年間、双方が行き来する交流は実施できていませんでした。その間、それぞれの担当者や先生が変わっていることから、今後、交流再開を加速させるために、まずは訪問し、交流再開に向けた事前協議とあわせた現地確認が必要と考え、今回の訪問事業を計画したところです。また、台湾では、英語教育にも力を入れていることから、これまでと同じような交流だけではなく、英語を活用した交流も視野に、教育交流の更なる充実に向けた取組を行いたいと考えます。なお、台湾への訪問予定者は教育委員会から2名、姉妹校や交流が深い大津小学校、美咲野小学校、室小学校、大津北中学校から各1名ずつの計6名を予定していますとの答弁がありました。

委員より、学校部活動の段階的な地域移行に向けた取組の一つとして、部活動指導員が増員になっていると思うが、どのような配置を考えているのかとの問いに、執行部より、今年度、町内の中学校に4人の部活動指導員を配置していますが、来年度は、現在、外部指導者及び部活動指導員がいる7つの部活動に対し、配置ができればと考えており、内訳は大津中学校3人、大津北中学校4人を予定しています。相手方がいることとなりますので、これから双方の合意形成を図っていくこととなりますとの答弁がありました。

委員より、以前、外国にルーツを持つ児童生徒が増えているということで、日本語指導教室設置に向けて県に要望していると聞いていたが、その後どうなったのかとの問いに、執行部より、日本語指導教室設置に向け、県に対して要望しましたが、結果的に来年度の設置はかなわず、県費職員の加配はありませんでした。しかしながら、窓口である菊池教育事務所には、本町における日本語指導教室設置の必要性を御理解いただいておりますので、令和6年度の設置に向け、引き続き要望してまいりますとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、給食費収納管理システムはどういうシステムを入れるのかとの問いに、執行部より、今現在のシステムでは、年度当初に約3千800人の学年・クラス・番号の入替作業をすべて手作業で行っており、1か月近く時間がかかっています。新システムでは、学校にある校務支援システムのデータから自動的に学年・クラス・番号に変換することができるので事務負担の軽減につながるものととの答弁がありました。

委員より、燃料費と光熱費は昨年比べて今年は何%の値上げ率になっているのかとの問いに、執行部より、燃料費については、財政課管財係で定期的に入札を行い、その単価に基づき算出しています。予算上の割合としましては約12%になります。光熱費については約2割上昇していますとの答弁がありました。

委員より、飲用後牛乳パック開封業務委託で、牛乳パックは開封したあとに大分県の製紙工場に持って行っているのかとの問いに、執行部より、四国の製紙会社に持って行って再資源化をしていますとの答弁がありました。

委員より、開封した牛乳パックは業者に販売しているのか。開封した牛乳パックは商品になるので業者に売るべきではないのかとの問いに、執行部より、販売はしておりません。以前製紙会社に確

認したところ牛乳パックは良い紙を使用していますが、小さい200ミリリットルの牛乳パックは1リットルの牛乳パックに比べると小さくて非常に再生利用がしにくく、扱ってくれる業者は少ない状況です。周辺市町で焼却処分しているところもありますが、本町においては子供たちに対するSDGsの観点から牛乳パックは再生利用できるという教育をしてきているので経費を充てても再処理をしている状況ですとの答弁がありました。

委員より、経費が229万円かかるなら開封を自分たちでしたらどうかとの問いに、執行部より、学校の校長先生と協議し、洗うのはできるが、毎日子供たちに開封をしてもらうことは難しく、子供たちが無理なら先生たちがしなければならぬとの御意見により、今のシステムになっています。ただし、この手法になりまだ3年なので、リサイクルの業者の状況も調べながら検討していきますとの答弁がありました。

委員より、給食配送回収業務をシルバー人材センターにお願いしているが、問題はなく進んでいくかとの問いに、執行部より、令和4年度は事故等の発生はありませんとの答弁がありました。

委員より、学校給食センター運営委員会において、大津小学校から給食到着が遅いため準備時間が不足すると要望が出ていたが、どのように改善するかとの問いに、執行部より、配送に時間がかかる遠い学校から先に作って配送しているため、近い大津小学校を最後にお願いしているところです。配送順につきましては、改善すべき点がないか引き続き協議を行っていきますとの答弁がありました。

委員より、物価高騰に関して本年度は国からの交付金があり対応できたと思うが、来年度以降どうするのか。また、人口増を見据えて今後どう対応していくのかとの問いに、執行部より、現時点で、食材価格の動向を把握することは困難であり、値上げを前提とした検討は行っていません。来年度につきましても、ある程度の期間動向を見極める必要があります。その上での判断が必要となると考えています。ただし、方向性については遅くとも年内をめどにお示しできればと考えています。人口増加への対応につきましては、現時点で何人くらい増加するのか予測自体が困難ですので、今後調査・研究を行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、必由館高校の合唱部が全国大会に出場した際は、熊本市から一人あたり10万円の旅費が出たと聞いている。大津町は少ないのではないのかとの問いに、執行部より、今回、大津町も交付要綱の見直しを行っており、近隣市町村の状況を調査しています。また、必由館高校の場合は、市立の高校なので旅費として熊本市から交付されていると思われます。今回の予算は、旅費ではなく報償費ですので激励の要素を込めたものになりますとの答弁がありました。

委員より、全国大会出場報奨金は、九州大会でも沖縄県は対象地として報奨金を交付するよう見直されているが、他に要綱内容を拡充しているところはあるのかとの問いに、執行部より、オリンピックや世界選手権など、大会ごとに金額を分けて交付できるよう基準を設けましたとの答弁がありました。

委員より、頑張っている町民の方々を横断幕など見える形で応援するような支援はしないのかと

の問いに、執行部より、横断幕につきましても要綱を定め、オリンピックなどは町が作成し掲示を行い、全国大会などについては横断幕を掲示する場所の提供ができるよう整理していますとの答弁がありました。

委員より、重要文化財江藤家住宅の冊子は何部作製するのか。また、今回作成する冊子などは、海外からの来館者に対して対応できるようなものなのかとの問いに、執行部より、冊子は1千部、リーフレットと見学マップを各2千部作製予定です。現在、修理工事を担当している文化財保存計画協会の専門的な意見を聞きながら作成を行う予定です。今回作成を予定している冊子等につきましては、まずは町内の方々や県内外からの来館者がわかりやすく読めるようなものを日本語で作成する予定です。今後、状況を見ながら翻訳しやすいリーフレットなどの多言語化を検討しますとの答弁がありました。

委員より、保健体育総務費の地域部活動体制整備で配置する3人はどのような仕事をするのかとの問いに、執行部より、町内には、大津中学校と北中学校の2校がありますので、中学校部活動の地域移行に向けて中学校と指導者の連絡調整などを行う担当者を2人、全体の調整及び体制整備の取りまとめを行う事務局として1人を計画していますとの答弁がありました。

委員より、職員の人件費が4人となっているが、指定管理に出すのだから町職員の業務は減ると思う。それなのに同じ人数というのはおかしいのではないかと問いに、執行部より、当初予算は、それぞれの人件費は現状の体制で予算計上してあります。人事異動が行われた場合は補正で調整が行われますとの答弁がありました。

委員より、学童スポーツクラブの委託料が年々増加しているが、どのような理由があるのか。また、学童スポーツクラブに参加している人数やスタッフの人数は何人くらいかとの問いに、

執行部より、10人の子供に対し、スタッフ1人の対応で指導をされています。支援が必要な子供にはマンツーマンで対応をされています。年々参加人数も増えており、スタッフも増えていますので、その人件費が委託費の増加要因となっています。学童スポーツに参加している人数につきましては、子供の延べ人数が約4千人程度で、スタッフの延べ人数が約600人程度になりますとの答弁がありました。

委員より、指定管理者制度を導入することによって財政的な面や町が行う業務内容などは何が変わるのかとの問いに、執行部より、財政面では、施設管理に係る費用を整理したところ、人件費や施設の維持管理経費などが年々増加傾向にありましたが、これを指定管理者に移行することで、限度額を設定した5年間は大津町運動公園ほか8施設の維持管理に係る経費の増加を抑制することができます。ただし、大規模な改修を要する案件につきましては、事業費や財源の確保など財政部署と協議しながら中長期的な観点により取り組んでいきます。

業務内容につきましては、今まで施設の管理に費やしていた業務を指定管理者が行うことにより、町のスポーツ推進をより重点的に行うことができるようになります。中でも、スポーツ推進委員を通じて校区スポーツ振興会の活性化や中学校部活動の地域移行を令和5年度から集中して行い、スポーツ庁が掲げる基本計画に基づき、スポーツ関係団体などの協働により振興総合計画の目標指標

である町民のスポーツ実施率65%を目指し、スポーツを通して健康の増進や推進を図るとともに、スポーツ文化コミッションや観光協会、指定管理者と協力し地域経済の活性化やまちの魅力を発信できるよう推進していきますとの答弁がありました。

委員より、指定管理料の1億3千100万円の根拠はどうやって算出したのかとの問いに、執行部より、施設の維持管理費について、消耗品費や役員費などは、令和3年度の決算額から積算し、体育施設の保守点検業務や施設内の植栽管理業務などの委託料は、令和4年度の実績を基に積算しました。ただし光熱水費や修繕料については過去5年間の施設の維持にかかった費用のうち、最も高額な支出で積算しました。また、今回の指定管理は利用料金制を採用しており、施設使用料や教室・イベントなどの自主事業による収入は指定管理者の財源になるため、施設管理に係る支出から自主事業収入分を差し引き、1億3千100万円の指定管理料を算出したとの答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課公民館関係では、委員より、体育施設も含め、施設の使用料金が高いのか。菊池郡市で統一しているのかとの問いに、執行部より、使用料金は各自治体で決めており、菊池郡市で統一したということはありませんが、料金を決める際に、近隣施設との比較検討は行っています。個別の施設で比較した場合、若干の差はありますが、全体的にみると、大きな差はありませんとの答弁がありました。

委員より、施設利用について、1時間単位から30分単位への利用形態に料金を変更できないか一般質問でも過去に出ていたが検討しているのかとの問いに、執行部より、近隣市町村の状況を調べ、施設利用者の声を聞くなどし、検討を進めていますとの答弁がありました。

委員より、施設予約システムの予算が計上されているが、導入に当たってはどのように考えているのかとの問いに、執行部より、施設予約システムの導入については、DX推進係を中心に、関係課によるワーキンググループで、施設利用者へのモニタリングなども実施しながら検討を進めてきました。まず令和5年度は、リモートロックを設置している大津地区公民館分館、陣内地区公民館分館、矢護川コミュニティーセンター、野外活動等研修センターの4施設から実証実験を行いながら導入を進め、生涯学習センターやオークスプラザなど、他の社会教育施設への導入も順次検討します。令和6年度には、総合体育館、高尾野公園グラウンドや昭和園テニスコート等の社会体育施設や小中学校の体育館への導入とキャッシュレス化の検討、令和7年度に、その他、まちづくり交流センターなど、町部局の施設へと全庁的に導入していく予定です。社会体育施設については、指定管理事業者と今後協議を行い、同じシステムを利用できるように進めていく予定です。クラウド管理型のシステムを予定しているため、施設数によってシステム利用料の増加はありますが、システムの更新については、追加費用が発生しない方向での導入を検討しています。また、令和5年度のシステム導入に当たっては、デジタル田園都市国家構想交付金の2分の1補助がつく予定となっていますとの答弁がありました。

委員より、予約が重なったときなど、抽選も行えるのかとの問いに、執行部より、抽選機能もシステムに含まれる見込みですとの答弁がありました。

意見として、施設によってシステムが分かると利用者も混乱すると思うので、同じシステムで予約ができるように進めてもらいたいとありました。

教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、図書館運営の考え方について、宮崎県椎葉村の椎葉村図書館や、高知県梶原町の雲の上の図書館では、特徴的な本の並び方、展示の仕方がされていたり、漫画の本が置いてあったり、コーヒーが飲めたりなど、学生などの利用も多く、本を借りるだけではないという考え方の図書館になっているが、おおづ図書館としては、そのようなことを考えるというところはないのかとの問いに、執行部より、学生さんの利用については、学習できるスペースを館内に整備している図書館も多くあります。おおづ図書館では館内に部分的には学習スペースはありますが、試験期間など多くの学生さんが来館された際には席が不足するため集会室を開放するなどの対応をとっており、十分ではないところはあります。飲食の対応については、館内での飲食を可能にしている図書館もありますが、おおづ図書館では、本が水分を嫌うということで、飲食できるのはロビーのみとしています。また、漫画の取扱いについては、学校司書さんからの情報を基に、今年度初めて児童向けの学習漫画を購入しましたとの答弁がありました。

委員より、ロビーの展示コーナーでは、展示があっている時とない時があるが、年間スケジュールは決められているのかとの問いに、執行部より、ロビーの展示コーナーの貸出しについては、その都度、展示を希望される団体の申請により調整しながら貸し出していますとの答弁がありました。

意見として、図書館に対する社会の考え方や図書館の運営の方法は大きく変わってきており、おおづ図書館の運営は相当遅れているように思う。社会や環境の変化に対応していかないと固定の人が利用されるだけで広がりや変化がないということを頭に入れてもらって対応していかないといけないと思うとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第26号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、ヘルスアップ事業委託の中で、重複多剤指導業務委託について、複数の薬をたくさん飲んでいる方に対して指導するということかとの問いに、執行部より、重複多剤指導業務委託については、健診結果やレセプト情報から、一定の基準を超えた被保険者に対して、健康相談や訪問指導を実施する事業として新たに取組を行うものですとの答弁がありました。

委員より、病院受診をする場合にはお薬手帳を持参する人が多いため、複数の医療機関を受診しても薬剤の重複等はないと思うが、どういう指導をするのかとの問いに、執行部より、重複服用や多剤服用の方については、うつや統合失調症などの精神疾患の方が多く状況ですが、それ以外の方でもお薬手帳を持参せずに複数の医療機関を受診し、複数又は同一の薬剤が処方されている方がいますので、そのような方に対して指導を行っていきたいと考えています。今回、新たに国庫補助のメニューの一つとして独立し、県においても「適正服薬の推進に向けた標準マニュアル案」が示されており、その指針に基づき65歳以上、薬剤が15剤以上などの選定基準で、令和4年11月の

レセプトで試算すると、対象となる方が18名いらっしゃいました。特に多剤服薬については、薬の飲み合わせなど副作用のリスクもありますので指導によって適正服薬につなげていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、マイナンバーカードのオンライン資格確認について、国の見通しはどうかとの問いに、執行部より、オンライン資格確認の義務化が令和5年4月から実施されることに伴い、国の補助もあり、町内の医療機関については、約6割の医療機関等においてオンラインでの資格確認が可能です。医療機関からは需要が多く工事が追いついていないと伺っていますが、これから順次整備されていくものと思われそうですとの答弁がありました。

委員より、集団健診の際は、マイナンバーで健康保険の資格確認はできないのかとの問いに、執行部より、集団健診の健診機関については、マイナンバーでの資格確認は、カードを読み込む機械の関係上持ち出しが難しく、現在のところ配置については検討中とのことでした。人間ドックの健診機関においては、6健診機関のうち2か所の健診機関がマイナンバーでの資格確認が可能ということでした。集団健診の際の資格確認については、当日保険証を忘れた方についても、町の施設で実施しますので当日の確認が可能ですとの答弁がありました。健診受診の際に、マイナンバーカードを持っているメリットはあるのかとの問いに、執行部より、マイナンバーカードを持っている方については、マイナーポータルで健診情報が確認できますとの答弁がありました。

委員より、菊池郡市の健診機関の状況はどうかとの問いに、執行部より、集団健診の委託機関については、合志市については別の健診機関となりますが、菊池市、菊陽町については、大津町と同じ健診機関となります。それぞれの市町とも健診機関は以前から同じ機関と委託されています。健診機関を変えてしまうと、健診データも異なるものとなり、また、健診機関も年間でスケジュールが立てられなくなり、健診機関を変更することは、現状では難しいのではないかと考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第27号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、令和5年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、保険者機能推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金は何の事業に幾ら充当しているのかとの問いに、執行部より、保険者機能推進交付金は介護予防の普及啓発に係る事業に充当できるため、令和4年度は地域支援事業に約248万円と地域活性化起業人事業に336万円を充当しています。また、努力支援交付金については1号被保険料に充当することになっていますとの答弁がありました。

委員より、地域での活動でクラブおおづに依頼したインボディ測定や体操は費用負担が発生したようだが、地域活性化起業人は無料で通いの場に来てもらえるのかとの問いに執行部より、町の事業として実施するものについては費用負担はありません。地域の方がどのような取組をしたいのかニーズを聞き取りしながら町の事業でマッチするものがあれば紹介していきますとの答弁がありました。

意見として、介護予防はこれからの大きなテーマであり、通いの場等の取組は国も推進しており、町も進めていかなければならない状況の中で、熱心に取り組まれている団体から費用負担について問題提起されたことを町は認識するべきであり、負担がかからないようにしっかり情報提供をしてほしいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第29号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、健診委託について、見込み人数が1千人ということだったが、もっと多いのではないかとの問いに、執行部より、大津町の後期高齢者の健診受診者の令和3年度実績は、609人となり、健診受診率は17.2%となります。高齢者の方は既に医療機関にかかられている方が多いため、熊本県の平均も15.6%となっており、県平均よりは、上回っている状況ですとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第30号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

またその他の所管事項として教育部生涯学習課より歴史文化関係進捗状況について及び指定管理移行への進捗状況について説明を受けました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時58分 休憩

△

午後1時03分 再開

○議長（桐原則雄） 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より早退の届出がっておりますので、報告を申し上げます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、令和5年3月6日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案第13号、議案第20号、議案第23号、議案第26号関連、陳情第1号の5件であります。当委員会は審議に先立って3月7日の午前中、関係する4か所の現地調査を行い、その後委員会室401において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過について、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告いたします。

なるべく簡潔に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第13号、大津町個人情報の保護に関する法律、施行条例の制定についてであります。

委員より、行政区嘱託員が、町の依頼を受けて行政協力員の名簿を作成して提出するような場合、

行政区嘱託員は2人目の情報を収集する時点から個人情報ファイルの作成を行っていることになり、適切な保管、点検等を行うことが必要になると思われる。そのような個人情報の厳重な取扱いについて、行政区嘱託員に周知はしているのかとの質疑に、個人情報の重要性については周知をしているものの、具体的な注意点の明示というところまでには至っておりませんでしたので、具体的に明文化し、改めて周知してまいりますとの答弁がありました。

委員より、情報の開示に係る手数料について、実費の範囲でと書いてあるが、本当にコピーが10円でカラーコピーが50円なのか、情報公開条例の方も併せて、もう一度見直す必要があると思われる。情報公開条例では、規則でフロッピーディスクに複製する場合は60円、ビデオテープに複製する場合など、時代とかけ離れている。今回、条例を新しい国際基準に合わせて改正するのであれば、規則を作る際はその辺も整備した方が良いとの問いに、執行部より、実費の負担については、国においてはデジタルの方が紙で交付するよりも安い価格設定をされており、規則を制定する中で、情報公開と併せて時代に合ったものに見直したいと思えますとの答弁でした。

意見として、実費の考え方について、コピーをする手間は含まれないから、コピー機をリースしているリース会社に支払う1枚あたりの金額を踏まえた設定になると思われる。そうすると法が想定している手数料を超えることもあり得るので、そうならないような設定にした方が良いのではないかと意見がありました。

討論はなく、採決の結果議案第13号について全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定についてであります。

委員より、この条例ができることで、平川流域や瀬田裏なども抑制区域となるのかとの問いに、執行部より、町内のほとんどの区域、山林が抑制区域となります。

委員より、これらを地図上で示すことは可能かとの問いに、執行部より、案件ごとにそれぞれを地図で落とし込んだのはありますが、全てを1枚でまとめている図面は現在ありません。

意見として、GISソフトなどで、各種レイヤをそれぞれ重ねれば良いのではないかと。

また委員より、住民にとってわかりやすい内容でなくてはいけないので、条例が議決された後でもいいので、作成するようにとの問いに、執行部はわかりましたとの答弁がありました。

それから委員より、許可、同意性の検討についてはどうなっているかとの問いに、執行部より、条例で法律を超える規制を行うことは、「地域の特別の実情」が存在する場合には可能であります。しかしながら、各法律が専門的な見地で規制を規定しているものに対し、町が「地域の特別の実情」を証明するには、十分な検証の時間が必要です。そのような中で、大津町ではメガソーラー施設の建設が進んでおり、住民の方々の安心・安全への不安、切迫した懸念の声が高まっています。そこで町としては、まずは、法令のスキームでは担保されていない、事業者・地域住民・町の三者による協議の場の設置など、事業者による適切な運営を図ることに軸足を置いた条例制定を目指すことにいたしましたとの答弁でした。

委員より、事業者が所在不明となったり倒産した場合に土地所有者に責任をとらせるのかとの質疑に、執行部より、条例第21条に土地所有者が事業者に変わり必要な措置を講じることとしています。パネルの撤去や調整池の浚渫も行うかについては、個別案件ごとに判断し第三者等に及ぶ損害の程度及び緊急度によって変わります。明確な基準が必要でないかについて第三者に被害を与える数多くのケースが想定されますので、必要な措置と総括的にくくらせていただき個別案件ごとに判断させていただきます。昨年、議会の視察研修に同行させていただき、埼玉県日高市に行った際、日高市が作成している太陽光条例についての説明を受けましたが、日高市の担当者がおっしゃった「安易に土地を貸すと大変なことになるという旨を、土地所有者へ伝えるためのメッセージとしてこの条文を記載している。」という説明が強く印象に残ったのを覚えております。環境保全課としても、その考えに賛同し、そのままの条文でいかせていただきたいと考えていますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第20号について全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、熊本県市町村総合総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

委員より、大津町としては事務処理の負担は相当なものかとの質疑に、執行部より、申請書と事故証明書を受け付け、市町村総合事務組合に送付して、保険給付は直接振り込まれており、事務負担はそれほど大きくありませんとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第23号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号関連、令和5年度大津町一般会計予算についてであります。

会計課関係で、委員より、年末調整システムの導入で、どのくらいの時間減を見込んでいるのかとの質疑に、執行部より、令和4年度の年末調整事務に要した時間の実績から、全体として1人で28日間要しています。特に申告書の入力には約14日要しており、入力後に再度チェックを行います。システム導入後は約半分の日数で完了するのではないかと考えていますとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、ふるさと納税等の時間外業務が増えているという話だったが、具体的に何を行うのかとの問いに、新規返礼品の開拓やサイトの掲載方法などについて、事業者と協議を行ったり、寄附額が増えることでワンストップ特例申請等に関する問合せも増加しています。また、マイナポイントの相談等も含め、業務量が増えているところだそうですとの答弁でした。

委員より、ふるさと寄附金の業務委託3億500万円が計上されているが、ふるさと寄附金の歳入は5億となっており、経費率を5割以下にするというルールを超えているが、どのような理由かとの問いに、執行部より、寄附金額に対し返礼品額を含めた募集に要した経費率を5割以下にするというルールがございしますが、募集に要した経費以外の経費もあり、5割を超えています。具体的には、寄附者の情報を管理するシステムに係る費用等ですとの答弁でした。

委員より、空き家対策関連の予算を計上されているが、費用対効果は見込まれるかとの質疑に、執行部より、費用対効果についての検証はこれからとなりますが、令和4年度から実施しています

除却費用の補助については、当初予算通り5件の申請があつて、空き家に対する除却や改修の需要が増加していることを痛感しており、令和5年度当初予算には改修補助の費用を新たに計上させていただいているところですのでとの答弁でした。

委員より、ホームページリニューアルにあたって、利用者のターゲットはどのようなデバイスを考えているかとの問いに、執行部より、今回、リニューアルを検討するに先立って、住民アンケートやアクセス解析を行い、その結果、スマートフォンでアクセスする人が割合としては相当多くなっていました。ただ、情報量の表示ではパソコンの優位性もありますので、パソコンの画面を基本としながら、スマートフォンでも見やすいデザインにする必要があると考えていますとの答弁でした。

委員より、DXスーパーバイザーについて、年間20日間どのような業務を行い、どのような効果を期待しているかとの問いに、執行部より、デジタル化を進める上でどういった施策が必要かの見極め、助言をしてほしいと思っています。職員のデジタル人材の育成や研修の開催なども考えていますとの答弁でした。

委員より、今回、庶務の電子決裁システムを導入するが、今後の方向性や連携機能について説明をいただきたい。この問いに、執行部より、電子決裁システムの導入について、近隣市町の状況と比べると遅れている状況です。今回、電子決裁の基盤を整え庶務、財務、文書管理を導入するところで考えているところです。この3つの決裁システムの内、最速で導入できる庶務システムを来年度導入し、翌年度以降に財務及び文書管理を順次導入するところまで考えておりますとの答弁でありました。

委員より、まちなかエリアの実証運行について、どのような運航形態を考えているかとの問いに、執行部より、巡回バス、巡回タクシー、デマンドタクシーの3案を、交通事業者等の話をお聞きしながら最終的に絞り込ませていただき、案を今月下旬に開催予定の公共交通会議でお示しさせていただく予定ですのでとの答弁でした。

意見として、県内でもAIを活用したデマンドタクシー等の取組が進んでいる。そういった取組も参考に、本町の实情に合った公共交通の仕組みを作っていただきたいとの意見がありました。

委員より、先般、新聞の投稿欄に空港を利用するため空港ライナーに乗車しようとしたところ、飛行機の搭乗者が優先ですという案内があつたので、きちんと周知してほしかったという意見が載っていた。どのような取扱いとなっているかとの質疑に、執行部より、状況に応じて搭乗者が優先されることもございますが、新しい空港は地域に密着した空港を目指し、搭乗者以外の利用者も重視した取組を進めておられますので、県とも情報共有を行いながら周知方法を含めて取り組んでまいりますとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、会計年度任用職員の制度が令和2年度に導入され、継続して雇用できる期間は基本的に上限3年となっているが、令和5年度に向けた会計年度任用職員の雇用状況についての質疑があり、執行部より、会計年度任用職員の雇用は単年度ごとで、特別の事情がない限り2回まで更新が可能となっています。ほとんどの職種が令和4年度で2回の更新が終

了することになり、雇用が3年を経過する職種に対しては、新たに募集をかけ、面接を行ったところ。また、一部の職種で応募がなかったため、現在もハローワーク等を通じて、募集を行っていますとの答弁でした。

委員より、コミュニティー傷害保険について、保険の重複や漏れをなくすためにも、補償内容の一覧を作成した方が良いのではないかと質疑に、執行部より、4月に行政区嘱託員向けの会議がありますので、コミュニティー活動中に事故にあった場合に、どのような補償内容となるかの一覧を作成してお示ししたいと思いますとの答弁でした。

議長より、報酬等審議会は、ここ数年開催されていないと思うが、予定はあるかと質疑に、執行部より、報酬等審議会を最後に開催したのは、平成18年度3月で、その時は町長の給料を8万3千円減額しております。最後の開催から10年以上が経過し、当時と比べ状況が大きく変わっているかと思しますので、令和5年度は報酬等審議会の開催を検討してまいりますとの答弁でした。

委員より、自己都合で退職する職員もいると思うが、辞める理由を調査しているかと質疑に、執行部より、辞める職員に話を聞くと、「違う業種で頑張りたい」や「自分の夢を実現させたい」等の理由が多い。近年は自己都合退職者が多いため、採用から定年までのキャリアプランを示しながら、職員のモチベーションを上げる人事管理を行い、離職対策を行ってまいりますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、駐車場に係る経費について、恒久的なものが2つあると思うが、インボイス対応プログラム導入業務委託も恒久的なものかとの質疑に、執行部より、インボイス対応プログラム改修は、令和5年10月から導入されるインボイス制度のための1回限りのプログラムの書換えです。駐車場に係る毎年の支出ですが、保守点検業務と対応業務があります。保守点検業務が機器メンテナンス、対応業務が釣銭の補充と不具合があったときに利用者がボタンを押した場合の対応業務になります。その他、消耗品として機械から発行する駐車券などの経費が必要となりますとの答弁でした。

委員より、普通財産の管理の関係で、売却に関しては不動産鑑定師の予算も出ており、売却のルールはできているが、今度は貸付けのときのルールが必要である。県を準用しているということだが、県も部署によってばらつきがあり、町として、整備の方針を持った方がいいのではないかと質疑に、執行部より、整理をするところで準備を進めており、貸付けの方法等を定めたいと考えています。今は、県の計算式を準用していますが、想定されることを付け加えるなどして整理したいと考えていますとの答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、女性の職業生活における活躍推進事業について、毎年実施していると思うが、今後はどのような方針や内容で実施していくのかとの質疑に、執行部より、国の地域女性活躍推進交付金を活用しながら実施している事業で、令和5年度は、デジタル人材育成を目指した内容で実施する方針です。令和4年度もオンラインワークセミナーを企画し、時間と場所に縛られない働き方を学ぶ内容で実施しています。スケジュールや内容は、例年10月頃に4回のセミナー受講と個別カウンセリングを実施する予定ですとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、防犯カメラ設置事業負担金について、仕組みはどう

なっているかとの質疑に、執行部より、大津警察署内の大津地区防犯協会が実施主体となっており、防災交通課が窓口となって申請書を防犯協会に進達しています。防犯協会で審査、決定を行い、防犯協会が申請者へ補助する分を町が1団体あたり50万円を限度に負担金として支出していますとの答弁でした。

委員より、機能別消防団員制度の導入はどうなっているかとの質疑に、執行部より、現在、消防団幹部の中で検討しています。機能別団員の組織の中での位置づけ、指揮系統などを整理する必要があり、来年度に消防団と協議しながら進めていく予定ですとの答弁でした。

意見として、消防団との協議も必要であるが、町としても方向性を定めて進めていく必要があると思われるとの意見がありました。

委員より、自主防災組織の保険に加入する時に個人の名簿が必要なのかとの質疑に、執行部より、町から保険会社へ申し込む時は人数のみで申込みしますが、自主防災組織からは町に対して1組織あたり40人のリストを出してもらう流れになります。

委員より地区によっては区民全体が構成員になっているが、40人はどのような人になるのかとの質疑に、執行部より、保険は、活動の中で指揮を行う役員や組長等の賠償責任保険も含まれていますので、主に指揮や活動を行う40人を想定しています。その他の人は、コミュニティー保険の範囲内での適用になりますとの答弁でした。

次に、住民生活部住民課に關係で、委員より、総合案内窓口にいる職員がマイナポイントの業務にかかりきりになっており、機能していない。これでは、総合案内窓口の意味がないので、体制の見直しが必要ではないかとの質疑に、執行部より、元々、会計年度職員が7名いましたが、令和4年9月に会計年度職員が1名退職したことで、10月からのマイナンバー関係の繁忙期に人数が不足し、総合案内窓口には、マイナポイントの業務を行う職員がいる状態であり、総合案内窓口の機能がおろそかになっている状況です。令和5年2月から、欠員となっていた会計年度職員が1名配属されたため、今後は状況を見ながら調整を行い、総合案内窓口の機能を保てるように対応しますとの答弁でした。

次に、住民生活部環境保全課關係で、委員より、令和3年度からごみの出し方が一部変更となり、違反ごみのごみステーションに残っていると聞く。その都度区長や組長さんが再分別されていると思うが、住民の方も違反しようと思っしているわけではない。町として、分別方法の周知はどうしているかとの質疑に、執行部より、環境保全課には1日約30件の相談や苦情の電話があり、その内7割がごみの分別、違反ごみについての問合せ、御意見となっています。電話で対応できない場合は職員が現地へ伺い、説明をしますが、それらを踏まえましても区長さん、組長さんが大変な御苦勞をされているというのは重々承知しています。そのため、定期的に広報等で啓発を行っています。以前と比較してもごみの分別方法が複雑化していますので、町としてはダウンロード数が増加している「ごみ分別アプリ」の更なる利用推進や、各地区からの要望で、環境保全課の担当職員が公民館等に出向いて、ごみの分別方法等の説明を行っている、出前講座による啓発を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、住民生活部税務課関係で、地方税の電子申告支援サービス税目拡大作業支援委託について税目拡大とありますが、国のシステム統合など今後どのように行われていくのかとの質疑に、執行部より、地方税の電子申告支援サービス税目拡大により、令和5年10月を目途に新たに地方たばこ税や入湯税など取扱税目が追加されます。今後も総務省などが地方税共同機構を通して地方税の納付の在り方などについて検討を行い、利便性向上に向けて順次進めているところでの答弁でした。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第26号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第1号、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書であります。

議会事務局より陳情書の概略説明を受けたあと、質疑意見を出していただきました。最終的にもっとインボイス制度の内容を確認する必要があるということで、継続審査の申出があり、採決の結果、今の時点で制度の内容が委員会の中でかみあわない部分がある。インボイス制度をより詳しく知る必要があるため客観的に事実を説明できる方から説明を受けたい。また陳情者からの説明や陳情書の内容についてはっきりしていない部分もあるので、それを明らかにするために継続審査を希望する意見があり、採決の結果、陳情第1号について、全員賛成で継続審査とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。これで総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄） 以上で各常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 総務常任委員長の報告に対して2点質疑をいたします。

まず1点目報告書5ページにあります議案第20号、大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定についてです。その中の5ページの記録の中に、適正な運営がなされるように早くこの条例が施行されるように願っているという住民感情でいいかという質疑に対して、答弁ではそのように認識していますとあります。今までの地区への説明会、区長さんとの話などの経過の中で役場側からの説明の足りなさであったり認識の確認の違いなどが出てきていましたが、これまでであった声でも確認、お互いの認識を確認するということはとても重要な点になっていたと思います。委員会審議ではそこをきちんと確認すべきだと思いますが、その後の認識していますという答弁についてどのような認識をどのような場でどのような人たちに認識をきちんとされていたというふうに確認をされたのかということをまず1点質疑いたします。

それから21ページの一般会計予算についての21ページの職員の採用試験のところで離職のことについて記載がありますが、辞める職員に話を聞くと、違う業種で頑張りたいや、自分の夢を実現させたいなどの理由が多いとありますが、自分の夢を実現させたいということは励まして送り出してあげたいところではありますが、違う業種で頑張りたいということには、役場でやっていけな

い理由なども含まれていたと思われます。一生懸命職員を育てた結果が、次のページにも30代の中堅が手薄になるという結果になっていますとありますが、職員を一生懸命育ててこれから町のためにも頑張っていたきたいという方々が辞められていくということに対して離職対策を行ってまいりますと一言だけ書いてありますが、その後の踏み込んだ審議はなかったのでしょうか。

以上2点審議いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） それではお答えいたします。

質疑の中で今稼働している太陽光についてとめようがないが、今後新たにできる分について適正な運営がなされるように早くこの条例が施行されるよう願っている。これは委員のほうからそういう認識でよろしいかということで確認をとったら執行部もその通りであると。私が私見を述べるわけにはまいりませんが、太陽光発電については委員会で現地調査も行いまして、一番危険と思われたのは古城地区、それから米山は少し離れてますかね。一番危険なのは古城地区がもし大雨になったとき土石流等の心配があったわけですが、その後の中で古城地区の住民の同意は得られているというのは確認しております。ですから一番危険な目にあう人たちが嫌々ではなく、今稼働しているこれからできるやつがそういう心配がないように早く条例を作ってほしいということではそういう意見がこの委員会の中で出されたものと思われます。それに対して執行部もそのように認識をしているということだと思います。

それから21ページですね。すみません、報告用紙とページがちょっと違ってますから。職員の退職・離職者がいるということですね。一般的に公務員は人気がある職場だと私は思っておりましたけど、そういう離職があるという報告がありました。違う業種で頑張りたいや自分の夢を実現させたい。こればかりは本人の希望で我々がとやかく言うかどうかは別として委員会の中では理由についてのそれ以上の質疑はありませんでした。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員から発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は議案第26号、令和5年度大津町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

昨年度の予算のときも反対をした点ではありますが、福祉総務費の社会福祉費の委託料の欄で他機関の共同による包括支援体制構築事業重層事業の委託ということでもあります。これは町長が所信表明の中でもふくしの相談窓口を平成3年から導入をして非常に成果が上がっていると。相談機能の

強化が着実に進んでいると実感していると言われておりますが、この委託というのは福祉の相談に見えた町民の皆さんに対してどういう悩みがあるのか、どういう困りごとがあるのか、そういうことをまず聞き取る窓口だと認識しておりますが、それが公務員ではなくて外部に委託をする。公務員でない人が町民が困った点、解決点そういう相談をいった時に公務員でない人がそれを真っ先に受け付ける仕組みになっているわけです。個人情報保護が条例が制定される予定ですが、福祉の相談に来て、困っている方々の悩みと例えば家庭の事情で生活が成り立たないとか収入がないとかあるいは生活保護を受けたいとかあるいは病気になってどうしようかと。様々な理由があるかと思いますがそういう困った人たちはなるべくそれがよそに漏れるようなことは誰だってそうだと思いますけど、困った事情について正職員でもない方々になぜ相談をしなければならないのか。町民が一番困ったときにそれを真っ先に親身になって受け付けてその解決法と一緒にやるのは役場の職員の一番の仕事だと私は思うわけであります。そうしたふくしの窓口をアウトソーシング、役場職員でないと外部委託をするということは役場の職員は益々福祉について勉強しなくなる。そういう現場にいなくなるということは自分たちは福祉の受付はできなくなってしまうということになってしまうわけです。それからもう1点この点は心配な点がありますが、説明書の中ですね、先ほどの委員長の報告の中で外部に委託した方が2人、同じ執務室に席を配置して職員との連携を密に町民の皆さんに寄り添った相談支援を行っている。これは一見当たり前のことでありますが、外部に委託したのは労働者派遣法の偽装請負に抵触をする可能性があります。外部委託した人たちは会計年度任用職員でもないです。まして役場の職員ではない。公務を行う行政の中で職員から指揮命令を受けるような立場にあるということは、お2人の働いていらっしゃる方は偽装請負に労働者派遣法に違反をするという疑いは非常に強いと。私はこれを指摘をして一刻も早く町民が困ったら役場の職員が真っ先に親身になって相談にのると。そして相談のための解決策を自分たちも勉強すると。それが本来の公務員の仕事であると。けして外部にお任せするような仕事ではないとこのことを強く述べて反対の立場を表明したいと思います。

○議長（桐原則雄） ただいまの反対討論に対し、賛成討論はありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） ただいまの討論に対して賛成の立場から討論いたします。

偽装請負については私からは説明ができません。申し訳ありませんが、地方自治法第1条第2項では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると。いつも荒木委員長がおっしゃいますが、定められています。これが過去の役場職員はできていました。現代の生活課題に関しては、対応が難しくなっています。過去の職員と現代の職員の能力云々ではなく、現代は課題が複雑に多くなっているからであり、専門職の支援が必要な状況だからです。そのために国家資格である社会福祉士ができたのです。国家試験は受験資格の要件があるものとないものがありますが、社会福祉士は一般的には福祉系の大学で4年間学習し、必要な単位を取得し、実習を受けて卒業し、社会福祉士の受験資格を取得するものです。皆さん御存じの作業療法士や理学療法士、リハビリの方ですね。その方々の合格率は80%と言われております。精神福祉士は57%、介護福祉士は50%、

では社会福祉士の合格率は27%とされているようにほかの福祉系の国家資格とも比べて難易度が難しく高いことがわかります。法律や制度の歴史など学習する範囲もかなり広く福祉全体について学ぶ強い意志がなければ合格は難しいとされている資格です。それだけ現代の課題は複雑化多様化しているため求められる専門的な知識や経験、対応は短期間の研修で職員が習得できるのは無理があると思われます。必要なものをフルに使い住民の福祉の増進に努めるというところですか。そのように欲を言えばそのように複雑になる前に相談に来ていただけるようにすることが必要なのだとも思いますが、以上議案第26号への賛成の立場で討論させていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうは議案第18号ですね、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例という議案でございます。

この条例の第2条のほうで、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部改正という内容があります。もしお手元でこの条例が見れる方は見ながら聞いていただくとわかりやすいのですが、今回改正される条文の中に概要でいうと29ページになりますが、説明資料集の29ページになりますが、ここの第12条の2業務継続計画の策定等という条文があります。これのある場所というのが私が気になるんですよ。12条の2があるということは、その前に12条があるんですけども、この12条が何かと言うと虐待の禁止です。そしてその前の11条には子供たちを平等に扱うことという条文があります。つまり平等とあったり、虐待禁止であったり、子供たちの非常に基本的な権利に関する条文の枝番としてこの業務継続計画の策定というものが入ってくるバランスの悪さというのが非常に気になります。もしこういう条文を入れるのであれば、例えば第6条には非常災害対策に関する条文があつて、そこの枝番を使うことであつたり、あるいは第14条の運営規定、運営規定を定めておかなければならないというやつは枝番に入れたりよりふさわしい場所があると思うんですね。にもかかわらず大切な平等と虐待禁止という項目の枝番としてこれが入ってくるのかというところが引っかかるところです。非常に枝番の問題ですので、ささいな問題と言われるかもしれませんが、子供たちの権利に係る重大な点だと思いますので、あえて申し上げさせていただいております。また、今回この施行が遅れたとしてもほかのバスの関係であったり食中毒の関係か等急がなければならないものもあります。確かにですね。しかしこの条例に関しては、幸いなことに対象者というものを限定されておりまして、個別に把握できるものです。ですから、もしこの条例を今回見直してもう1回枝番を整理して出し直したとしても事業者たちにはきちんと説明もできるということでございますので、もう1回おくべき位置を確認し直して再提案という形が可能ではないかと思っておりますので、その点からこの18号については反対の立場を表明させていただきたいと思っております。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（桐原則雄） ただいまの反対討論に対し、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 賛成討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第13号、大津町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町工業団地整備事業特別会計設置条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第15号、錦野地区公民館分館の財産譲渡に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第15号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第16号、財産の無償譲渡についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第17号、民法等の一部を改正する法律の施行による関係府省令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第18号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第19号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第19号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第20号、大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第20号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第21号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第22号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第23号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の

とおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第24号、大津町と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第25号、町道の路線認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第25号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第26号、令和5年度大津町一般会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第27号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第28号、令和5年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第28号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第29号、令和5年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第30号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第31号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第31号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第32号、令和5年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第32号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第33号、令和5年度大津町公共下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第33号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第34号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計予算についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第34号は委員長の報告とおりに可決されました。

しばらく休憩します。2時15分から再開します。

午後2時05分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

荒木委員長から目下総務常任委員会において審査中の事件について、お手元に配付しました申出書のおり閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。荒木委員長の申出のおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、荒木委員長から申出のおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長からタブレットに配付しました申出書のおり継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第5 令和4年度・令和5年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄） 日程第5 令和4年度・令和5年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、タブレットに配付しましたとおり、派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和4年度・令和5年度議員派遣については、議席に配付したとおり、派遣することに決定しました。

**日程第6 発委第1号 大津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決**

○議長（桐原則雄） 日程第6、発委第1号、大津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発委第1号提出者、山本富二夫議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（山本富二夫） 発委第1号、大津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の提出について趣旨の説明を行います。

本条例は、地方自治法第109条第6項及び大津町会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。提出者は、議会運営委員会です。

提出の理由趣旨は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い条例を制定する必要があるというものでもあります。なお、詳細はお手元に配付のとおりです。

以上で、趣旨説明といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は電子採決によって行います。発委第1号、大津町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、発委第1号は原案の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 令和5年度一般会計補正予算（第1号）について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第7 議案第35号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第35号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言御礼を申し上げます。本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして御議決をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事業費事務費の増額補正で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千599万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ169億5千160万9千円とするものでございます。議案第35号は、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。議案第35号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴います事業費、事務費の増額補正になります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千599万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ169億5千160万9千円とするものです。

歳出について御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費、節1報酬は会計年度任用職員の報酬になります。節3職員手当等は職員の時間外勤務手当、それから会計年度任用職員分の期末手当になります。節8旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当分になります。節10需用費は事業に必要な消耗品費及び接種券等の印刷、封入に関する印刷製本費になります。節11役務費は接種券等の郵送に関する通信運搬費及び国保連合会に対します事務手数料になります。節12委託料はコールセンターの委託、予防接種委託、ワクチン管理運搬業務の委託及び健康管理システム改修に係るものになります。節13使用料及び賃借料は、ワクチン接種ウェブ予約システムの使用料及びワクチン管理業務委託の使用料になります。

続きまして、歳入を御説明いたします。10ページをお願いいたします。

款15、項1、目2衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、ワクチンの接種費用に関わる増額になります。続きまして、項2、目2衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助金で接種の準備費用に関わる増額になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対をされる議員を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第35号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8 同意第1号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第8 同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについ

てを議題とします。

お諮りします。同意第1号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 御議決をいただき誠にありがとうございました。

次に、追加議案集の2ページ、説明資料集の1ページをお願いいたします。

同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてでございますが、これまで真摯にお支えいただいた佐方美紀副町長が令和5年3月31日をもって辞職されることに伴い、4月1日より次期副町長に工藤あずさ氏を選任したいと考えております。そのために地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がありますので、今回提案させていただくものです。工藤氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しておりますとおり平成10年に熊本県庁に入庁され現在は、商工労働部の産業支援課において課長補佐として勤務をされております。入庁後のキャリアを一部御紹介しますと労働雇用創出、産業人材育成課、認知症対策地域ケア推進課、水俣病審査課、知事公室広報グループなどで勤務されその他にもトヨタ自動車株式会社東京本社への1年間の派遣なども御経験をされております。地域振興局や福祉環境広報などでの多岐の経験に加えまして産業人材の育成や産業支援の経験が長く特に現在はTSMCの熊本県進出を契機とした半導体産業をはじめとする県内産業の振興について取り組まれており県内様々な企業をはじめ多くの人脈つながりをお持ちですので、本町が工業団地の整備を進めながら人材不足への対応を含めて今後更なる企業立地、振興を図る中でも適任の人物だと考えております。

また知事公室に長く所属されていたこともあり知事副知事からの信頼も大変厚いととも様々な県の流れにも精通されておりますので、今町を取り巻く環境の大きな変化の中で活気とにぎわいを生むまちづくりを県とも連携して進めるうえでも活躍していただけるものと考えております。また短い期間ではあるものの民間企業大手での職務経験もありますので、変化の激しい時代において役場にも多様性が求められる中、官民両方の視点をもった人材としての役割も期待をしております。なお、県からいただいた職場での評価によりますと粘り強さと柔軟性を兼ねそろえたタフで非常に優秀であり県庁内でも傑出した人物だと伺っております。私自身も工藤氏と対話を重ねる中で、能力や人柄はもちろんまちづくりに対する意気込みも十分であり今後私の政策を推進していくにあたり町長の補佐役である副町長をして申し分ない人物だと確信をしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） これにて提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 同意第1号につきまして質疑いたします。

町長の説明、今お聞きしまして実際我々がこの紙でわからんわけですよ。いろいろ聞き取りとかいろんなことをされたということで、その内容は素晴らしいものがあったなとそれは認めます。一番気になるところは年齢ですね。この方はまだ50歳になっておられない、そしてまた町長もお若うございます。としたときの庁舎内のガバナンスの問題ですよ。やっぱり社会というものは年齢は絶対的なものなんですね。年上の方に対してからは敬愛の念をもってあたるし、ですからここにおられる数名の部長さん方には私はくぎを刺したことがあります。あなたたちは優秀で自分よりも年上の人よりも上の位に位置してしまったと。絶対に年上の方を無下に扱ったら駄目だぞと。じゃないと全体が統治できない。ガバナンス不能になるぞというようなことを言ったんですが、なかなか人格もいいというような話ですがその点に関してが一番気になる点です。50前となったならば、うちの役場にしてもまだ課長にはなっていないと思います。そういった方が来られるわけですから、この人のスタンスというものが非常に問題になってくるのかなと。もちろんその点については町長もきちんと長としての副町長に対する、この方がなられたならばいろんな形でそこはピラミッド型をきちんと守っていただきたいということを言われるとは思いますが。ただそういったところが一番危惧するのでその点について庁内のガバナンスが保てるかですね、統治がままならんならば、人間社会というのは妬みというものがあつたりするわけですよ。ですからその点についてが一番危惧するところです。この方に会ったこともないし、話したこともありません。ですから、町長が提出されたことを信じるしかないんですよ。ただその後に駄目だったねということは避けたいということです。そしてまた町民の多くの税金がここに支出はされますんで、やはりそれなりの人という私が責任をもってというようなそういった確約みたいな約束というものもこの議場では必要じゃないかなと思います。

以上、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

年齢のこともございましてガバナンスという面で大丈夫かというお話だったかと思います。

まず1点目どこまでお話ししていいかですけれども、年齢の件に関しまして私自身も若干気にはなつたところです。そこでももちろん県庁の方ともコミュニケーション図りまして工藤さん自身も御自身スピード出世されておりますので、年齢構成というところで自分より上の年齢を部下に持つということも慣れていと認識をしております、役場内部のお話をいたしますと今現在佐方副町長も近い年齢でございます。そうした中、佐方副町長自身も言うべきことはしっかりお伝えして、周りの部長、課長、係長、その他の方々も敬意を払いながら職責に応じた対応をしておりますので、その点は大津町役場としても問題がないと思っております。もちろん私としても副町長来られるから

にはしっかりとその点は改めて職員のほうにもお話をしまして、しっかりとガバナンスがきくように私がしっかりとやってまいります。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対をされる議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれを同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで副町長を退任されます佐方美紀さんから挨拶の申出がっておりますので、この際これを許します。

佐方副町長。

○副町長（佐方美紀） 改めまして、皆様、こんにちは。本日は本会議でこのように御挨拶の時間をいただきまして誠にありがとうございます。1年9か月という大変短い期間ではございましたが、議員の皆様、執行部の皆様、そして町民の皆様には大変お世話になりました。副町長という重責を全うできましたのも皆様に温かく迎え入れていただきまして支えていただいたお陰です。本当に心より感謝申し上げます。

私が大津町副町長に着任したのは一昨年7月のことですがそれ以降大津町ではいわゆる追い風が吹いている状況です。一昨年11月には菊陽町にTSMCの進出が決定し、また昨年12月には県が進めている空港アクセス鉄道の整備ルートが肥後大津ルートに決定するなど大津町の将来を大きく左右する出来事が次々と起こっている状況です。そういった追い風よき流れを確実な風とするためには議員の皆様がいつもおっしゃっておりますが、町の先手を打つ戦略がこれこそが重要であってこのことこそが大津町が選ばれる町、そして住み続けたい町になることと思っております。そういった思いの中で議会の皆様にも予算を御承認いただきましたが、肥後大津駅周辺のビジョンづくりですとか、あと工業団地整備に着手できましたことをまたそれを大津町職員として関わらせていただいたことを大変うれしく思っております。先日の話なんですけど、機会をいただきまして一

部の職員の方々にはなっただけですが、職員の皆様の前でお話をする機会をいただきました。その中で私から送った最後のメッセージとして大好きな大津町のために仲間とともに前に進み続けましょうという言葉を送らせていただきました。大好きな大津町のために執行部、議会、そして町民の皆様が町のビジョンをまた将来の姿を共有して、そのことを外に発信することが共感する仲間を増やしたりまた国や県といった応援団を増やしていく、そういったことが今後大津町のビジョンを実現する大きな力になっていくものと信じています。4月以降私の立場は変わりますが、これまで以上に大津町の強力な応援団としてまた共に過ごした仲間として大津町のために力を尽くしてまいりたいと思っております。大津町職員として残された時間は本当にわずかとなってしまいましたが、この時間を大切に皆様とともに過ごしてまいりたいと思っております。感謝の言葉は尽きませんが、本当にありがとうございました。

○議長（桐原則雄） 佐方副町長、大変お疲れさまでございました。皆さん、もう一度大きな拍手をお送りください。お疲れさまでした。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第3回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月17日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 本 富二夫

大津町議会議員 豊 瀬 和 久